

目次

目次	1
はじめに	7
第1章 研究の目的と方法論、先行研究評価	11
1.1 研究の目的および方法	11
1.1.1 用語の整理および表記法に関する指針	11
1.1.2 各章で論じる内容および研究の方法論	15
1.1.3 主な自治主義者のプロフィール	19
1.2 先行研究の特徴および評価	22
1.2.1 「自治主義者」評価の系譜	22
1.2.2 「肯定論」および「否定論」：その政治的性格と問題点	26
第2章 戦間期までの自治主義運動の発展およびその特徴	27
2.1 帝政ドイツ時代：仏独のはざままで	27
2.2 戦間期における地域主義、自治主義運動勃興の背景と発展	30
2.2.1 自治主義運動勃興の背景 - 「アルザスの不満」	31
2.2.2 自治主義運動の発展 - フランス復帰後から 1920 年代までの歩み	34
2.2.3 1930 年代における自治主義運動とナチズムの影	37
2.3 自治主義者の分類とその主張	39
2.3.1 UPR	40
2.3.2 「郷土同盟」	41
2.3.3 「青年同盟」	42
2.3.4 「労働者・農民党」	44
2.4 自治主義者と諸政治勢力間の関係	45
2.4.1 フランスの左派勢力	45
2.4.2 フランスの右翼・ファシズム団体との関係	47
2.4.3 他地域の自治主義・地域主義運動との関連	48
2.4.4 自治主義運動の支持基盤	50
2.4.5 戦間期における自治主義者とドイツ、ナチズムとの関係	50
2.5 フランス政府による反自治主義的姿勢	55
2.5.1 戦間期前半 - 自治主義興隆期における「弾圧」と「コルマール裁判」	55
2.5.2 ナチ政権誕生と抑圧的姿勢の強化 - 「ナンシー派」自治主義者らの拘留	58
第2章まとめ	60

第3章	ナチのアルザス支配と自治主義者による「対独協力」	63
3.1	ナチ支配の確立と対独協力の実態	63
3.1.1	アルザスの「ドイツ化」および「ナチ化」	63
3.1.2	アルザスにおける「対独協力」の全体的特徴	67
3.2	ナチ支配構築プロセスにおける自治主義者の役割ならびに自治主義者とナチの関係	69
3.2.1	ナチによる自治主義者釈放と「トロワ＝ゼピ宣言」	69
3.2.2	「アルザス救援隊」における自治主義者の役割	72
3.2.3	自治主義者の要職就任	73
3.2.4	「ナンシー派」自治主義者のベルリン表敬訪問	75
3.2.5	カール・ロースの「神格化」	77
3.3	個々の自治主義者の「対独協力」的行動	79
3.3.1	「急進派」自治主義者に見るナチ・ドイツに対する態度	80
3.3.2	ジョゼフ・ロッセとナチへの協力 - 「秘密報告書」を中心に	84
3.3.3	「穏健派」その他の自治主義者の行動	88
3.4	「対独協力」とその動機・背景を巡る問題	90
3.4.1	自治主義者による「弁明」	90
3.4.2	対独協力は「不可避」であったか？ - 自治主義者に対するナチの「圧力」および「自発的協力」に関する検証	93
3.4.3	自治主義者の「親独感情」および「反仏感情」	95
3.4.4	ナチズムと自治主義の親和性および関係構築	97
3.4.5	金銭的・物質的動機	100
3.4.6	「対独協力」の相対化 - 他集団との比較	102
	第3章まとめ	103
第4章	自治主義者による反ナチ「抵抗活動」	107
4.1	アルザスにおける反ナチ抵抗活動の概要	107
4.1.1	アルザスにおける「抵抗活動」の背景および概要	107
4.1.2	非組織的・自発的な「抵抗活動」	108
4.1.3	組織的抵抗活動とナチによる弾圧	109
4.2	ジョゼフ・ロッセの「抵抗活動」	112
4.2.1	ロッセによるアルザス人被迫害者「救援」	113
4.2.2	緩衝国樹立計画の狙い - ヴィシー政府出身者、アルザス出身避難民らとの接触	115
4.2.3	「アルザティア」社と秘密出版活動に関する検証	119
4.2.4	「コルマール・グループ」と反ヒトラー活動	122

4.2.5	「ダブル・ジュ (<i>Double jeu</i>)」ーロッセの「曖昧さ」をめぐる 評価の問題	123
4.3	様々な自治主義者による抵抗活動	125
4.3.1	UPR 出身自治主義者による反ナチ抵抗活動 - シュテュルメルお よびケッピを例として	125
4.3.2	「急進派」自治主義者とナチへの抵抗	128
4.3.3	その他の自治主義者の活動ー自治主義者とレジスタンスの接点	130
4.3.4	抵抗活動の「実績」と「評価」を巡る問題	132
	第4章まとめ	135
第5章	「対独協力」と「抵抗」の重なりと境界線ー何が自治主義者を分けた のか	139
5.1	対独協力の「急進化」および「離反」 - 「抵抗活動」の背景	139
5.1.1	対独協力の「急進化」 - 「アルザス自由戦線」を中心に	140
5.1.2	「対独協力」から「離反」への動き	142
5.1.3	「離反」の原因ー抵抗活動の背景および動機	144
5.2	行動の差異に関する背景	148
5.2.1	戦間期における経歴の差異 - ドイツとの関係の強さ	149
5.2.2	ナチズム・ファシズムとの関連	152
5.2.3	経済的要因について	154
5.2.4	宗教的権利の要求	156
5.3	ナチ当局の自治主義者に対する認識	159
5.3.1	自治主義者に対する態度～自治主義者の「利用」と抵抗活動「弾 圧」の間で	159
5.3.2	ナチ関係者の証言に見る自治主義者に対する認識	161
	第5章まとめ	163
第6章	戦後の自治主義者に対する裁判ならびにその評価を巡る問題	167
6.1	フランス解放と「エピュラシオン」	167
6.1.1	エピュラシオンの概要および展開	167
6.1.2	アルザスにおけるエピュラシオンの特徴	169
6.2	主要自治主義者に対する裁判	171
6.2.1	ジャン＝ピエール・ムーラー	171
6.2.2	ロッセおよびシュテュルメル	173
6.2.3	その他の自治主義者に対する裁判	179
6.3	裁判に対する論調	183
6.3.1	フランス共産党の反自治主義キャンペーン	183

6.3.2	SFIO	186
6.3.3	その他の政治勢力の自治主義者に対する見解	187
6.3.4	自治主義者「擁護」の論調	190
6.4	裁判の特徴・背景および歴史的意義	193
6.4.1	裁判の手続き上の特徴および公正さについて	193
6.4.2	裁判の政治的背景	194
6.4.3	裁判に対する歴史家の評価	196
第6章まとめ		199
第7章	自治主義とは何であったか?	201
7.1	戦後自治主義に対する影響と連続性	201
7.1.1	第二次世界大戦後における自治主義的諸運動の発展	201
7.1.2	戦後自治主義運動の「断絶」と「連続性」	206
7.2	自治主義の現代的意義	207
7.2.1	戦後アルザスの政治状況とフランス地方分権改革の進展	208
7.2.2	アルザス語・ドイツ語の保護と二言語併用主義の広がり	209
7.2.3	欧州統合と国民国家の「相対化」	212
7.2.4	自治主義的要求の戦後アルザスにおける「実現度」	214
結論		219
参考文献		225
1.	アルザス史に関する著書、論文	225
-	外国語著書	225
-	外国語論文	227
-	日本語著書	228
-	日本語論文	228
2.	フランス史・欧州史全般に関わる著書・論文	228
3.	辞書	229
4.	その他（フランス・EUの法制度など）	229
5.	新聞	230
-	フランス語新聞	230
-	ドイツ語新聞	231
6.	公文書館資料	231
-	Archive municipale de Strasbourg	231
-	Archive départementale du Bas-Rhin	231
-	Archives départementales du Haut-Rhin	232
-	Archives nationales de Paris	232
-	Archives départementales de Meurthe-et-Moselle	232

- Archives départementales de la Moselle.....	232
- Archives de la Bibliothèque du grand séminaire de Strasbourg	232
- Universitätsbibliothek Frankfurt, Archivzentrum.....	233
- Bundesarchiv (Abteilung Deutsches Reich, Berlin-Lichterfelde).....	233
- Bundesarchiv Koblenz	233
参考資料 1：年表	235
参考資料 2：略語一覧	237
参考資料 3：アルザスの地図	239
参考資料 4：引用集	241
第 1 章	241
第 2 章	241
第 3 章	243
第 4 章	249
第 5 章	252
第 6 章	255
第 7 章	262
謝辞	263

はじめに

筆者のこれまでの研究では、第二次世界大戦後のアルザスにおける「エピュラシオン」(対独協力者の追放・粛清)について論証してきた。第二次世界大戦中ドイツに事実上併合され、フランス他地域と比べてもナチ党の下部組織が社会の隅々にまで張り巡らされナチ・ドイツの進める戦争に対する協力を「強制」される機会が多かったアルザスにおいては、フランス全体と比較して処罰を受けた人の層は広がったものの、正式な裁判によらない略式処刑などはほとんど見られず大部分の処罰は裁判を通して行われたこと、また死刑などの厳罰が比較的少ないなど、第二次大戦後の対独協力責任者追及が「薄く広く」行われたこと、さらには特に左派やレジスタンス勢力などの要求、強い反独感情を背景として、いわば「敵対者排除」や「アルザスのフランス化促進」の意図とともに処罰が進められた点などを明らかにした¹。

エピュラシオンの過程において、対独協力の主要な「責任者」として浮上し、裁判を通し当時大きく注目を集めたのが戦間期に活動した「自治主義者」と呼ばれるグループであった。後に詳しく示すように、彼らは第一次世界大戦終了後、フランスに復帰したアルザスにおいて、ドイツ語使用や宗教的権利を核とするアルザスの独自性や文化、ドイツ時代の政治・宗教的権利の維持などを主張し、後には「一にして不可分」とされるフランス共和国の中央集権的体制に異議を唱えた。連邦制国家への転換や大幅な自治権の拡大のみならず、場合によってはアルザスのフランスからの独立やドイツ復帰をも辞さないとする者も現れた。同時に、「アルザス奪還」を目指していたドイツやナチ側と、様々な駆け引きが水面下で生じたことは想像に難くない。彼らは第二次世界大戦中、ナチの支配下において、必然的にナチ当局と様々な関係を持つことになる。戦後のエピュラシオン裁判においてはその行為・関係が激しく糾弾的となり、「対独協力行為」として厳罰の対象となった。修士論文では、ロッセら自治主義者に対する裁判については大きくは扱わず、あくまでも戦後の司法の場における「対独協力者追及」の一例として示した程度であるが、後述するように左右両派の政治勢力が被告に対するふさわしい処罰や相互の「政治的意図」について法廷やメディアなどで様々な形で論争・中傷を繰り返しており、エピュラシオンの政治的性格を如実に表すものと考えたことから、修士論文提出後も関心を寄せてきた。

このことが、「自治主義者」の戦間期ならびにナチ支配下における活動・役割に関する研究に着手するきっかけになった。第一次世界大戦後にアルザスで発達した自治主義運動は、第1章で詳しく論じるが本来、アメリカ合衆国のウィルソン大統領らが提唱し戦間期の国際政治に大きな影響力を及ぼした民族自決権の思想にも刺激され、少数民族・言語の権利やアルザスの差異性を守る運動として発展したものである。この点では全体主義やド

¹ 戦後アルザスにおけるエピュラシオンの概要については本論文の主に第5章を参照。なおアルザスにおけるエピュラシオンの展開・特徴・背景などについては筆者の修士論文「第二次大戦後アルザスにおけるエピュラシオン」(東京大学大学院総合文化研究科地域文化研究専攻、2004年12月)にて論じた。

ドイツ民族至上主義を基調とするナチズムとは相容れないようにも思われるが、実際にはナチズムの影響を強く受けたのみならず対独協力を担ったと指摘される。一方で、後で論じるように自治主義者が反ナチ抵抗運動で果たした役割の重要性を指摘する論者もあり、自治主義運動の性格を一層興味深いものとしている。一方で、自治主義に関する先行研究は戦後、幾度か試みられてきたものの、まだ自治主義運動の背景や多様性を踏まえた深い分析が十分になされているとはいえない。このような研究状況を踏まえて、1940～44年の「併合」下でアルザスを支配したドイツ・ナチズムと自治主義者・自治主義運動との関係を明らかにし、自治主義・自治主義者がアルザスにもたらしたものが何であったか、より深く探りたいと考えたのが本テーマを選んだきっかけである。

本論文においては、戦後の「エピュラシオン」のプロセスに大きな影響を与え、その役割が注目された自治主義者の主に第二次世界大戦中における役割について論じたいと考えている。後述するように、アルザスでは戦間期に自治主義運動が最盛期を迎えたが、対照的に戦後は、コルシカをはじめとするフランス他地域と比べてもその影響力は極めて限定的なものにとどまっている。その理由として、「戦間期には自治主義運動が盛り上がりを見せたが、これがその後ナチス・ドイツと結びついてしまったことから、戦後は地域的な政治運動はタブー化した」²という指摘があることを目にした。実際に、アルザスではこれまでにドイツとフランスを「行き来」し、独自の言語や宗教的地位を持つにもかかわらず、フランス他地域や欧州各地で近年盛り上がっているような地域的要求を掲げる運動の姿を目にすることは少なく、この指摘は的をのけているように見える。では、果たしてその「ナチス・ドイツとの結びつき」の実態はどのようなものだったのだろうか³。一方で、後で示すように自治主義者をナチ体制下における「抵抗者」として描く見方も存在するが、その「抵抗」の具体的な内容および特徴、アルザス全体に及ぼした影響はどのようなものだったのだろうか。フランス・アルザスにおける一般的な「抵抗活動」と比較した場合、どのような特徴を指摘することができるだろうか。

本論文の目的は、主に戦間期に活躍したアルザス自治主義者が1940～44年のナチ支配下で果たした役割を整理、分析し、その様々な側面を明らかにすることである。特に、その「対独協力」と「抵抗」の2側面に注目し、その動機やアルザスにおけるナチによる支配に及ぼした影響、さらにはナチによるアルザス支配の確立が自治主義者らの活動に及ぼした影響について検証する。ナチ当局のみならず、反ナチ抵抗勢力、ヴィシー政府、アルザス出身避難民などと密接なつながりを持つようになったとされる自治主義者のネットワーク、自治主義の理念とナチ支配の現実との間に生じた利害関係や葛藤を明らかにしてい

² 中力えり「アルザスにおける言語教育運動の展開と変容 現代的文脈におけるエスニック運動の視点の再考」、『相関社会科学』第7号、1997年、41～42ページ。

³ なお本論文では、ドイツ語Naziの訳語として、正式名称「国民社会主義ドイツ労働者党」を用いる場合および引用による場合を除き「ナチ」に統一する。

たい。また、マイノリティであるアルザスのドイツ語系住民の権利と自治拡大を求めて始まった運動である戦間期の自治主義運動と、ナチ支配下における様々な自治主義者の行動にどのような連続性や断絶が見られるか検証を試みる。合わせて戦後、自治主義者に対して行われた裁判のプロセスを再検討し、彼らの活動に対する戦後の評価、自治主義者に対する裁判の展開や特徴・性質について検証することで、ナチ支配下における自治主義者の活動に対し再評価を試み、現代フランス・アルザスにおける自治主義の意義についてもあらためて考え直したいと考えている。

第1章 研究の目的と方法論、先行研究評価

本章では、まず研究の方法論について概要を示すとともに「自治主義」および関連する用語を定義し、研究対象・手法を明示する。続いて、本研究に関連する先行研究を紹介し、その特徴および問題点が何であるか考察し、本研究において示すべきものを明らかにする。特に、ナチ時代の自治主義者の役割について、肯定的観点および否定的観点の両方から論じたものを比較し、その背景や問題点を考慮しつつ本論文で扱うべき論点・テーマを明確に示したい。

1.1 研究の目的および方法

まず、自治主義および関連する用語を定義し、本論文で採用する研究方法について概要を示したい。戦間期から第二次世界大戦中のアルザスという時代的・地理的背景を踏まえつつ、類似する概念の区別に注意し論じる対象を明確にする。次いで、章立てを示し各章の概要ならびに研究の方法論について簡単に紹介する。最後に、本論文で扱う主要自治主義者の簡単なプロフィールを示したいと考えている。

1.1.1 用語の整理および表記法に関する指針

辞書『フランス語グラン・ラルース』では「自治 (*autonomie*)」とは「より広大な組織の枠組内で自由に自らを治める権利」⁴と定義され、「自治主義者 (*autonome*)」は「ある領土の政治的自治を支持する者」⁵という意味とされている。いずれもアルザス現代史に特有の用語とはいえませんが、戦間期以降のアルザスの文脈において「自治主義」とは、帝政ドイツ時代の宗教・社会的制度の維持、2ヶ国語使用の保障やフランス共和国の枠組み内での一定の自治・政治的自立を求める運動を指す。具体的な要求は後から述べるように個人・党派により差があるが、フランスに留まりつつも帝政ドイツ時代に制定された社会福祉などの先進的な制度や大戦前のようなドイツとの自由な交易、宗派別の小学校教育などをはじめとする宗教的権利、独仏二か国語使用の権利などの保障や予算制定権を持つ地域議会を通じた行政上の「自治」を要求し、アルザスの自立を目指していたことは多くの自治主義者に共通する。

なお、2.1 で示すようにアルザスでは帝政ドイツ時代にも自治主義運動は発達した。この場合は、フランスではなくドイツの枠組みにおける同様の運動を指していると考えてよい。フランス・ドイツに限らず、様々な国・時代において同様の運動が展開されてきた。この定義からは、独立運動を通し一国からの分離・独立や他国との併合を求める動きは自治主

⁴ *Le grand Larousse de la langue française*, Vol. I, Paris, Larousse, 1981, p. 324.

⁵ *Idem*.

義とは本来明確に区別すべきものと考えられるが、本論文でも示すように「最終手段としての分離独立」を示唆しつつ自治権拡大を主張するような場合もみられ、実際にはその線引きは必ずしも容易ではない。

ハイツは戦間期のアルザス自立を求める動きを3つに分類し、アルザスのドイツ復帰や独立国アルザスの樹立を求める運動を「分離主義 (*séparatisme*)」、帝政ドイツ時代の宗教・社会的制度の維持、2ヶ国語使用の保障やフランス共和国の枠組み内での一定の自治・政治的自立を求める運動を「自治主義 (*autonomisme*)」、言語・文化・制度上のアルザス的特性の維持・活性化を求めつつも「フランス共和国の一体性の尊重」に重点を置いた、自治主義より穏健な主張を「地域主義 (*régionalisme*)」と定義した⁶。

ただし、この3つの区分けは曖昧で非常に困難であることにも注意が必要である。第一に、本章で詳述するがアルザスの「独立」やドイツ復帰などの分離主義的主張を明確に掲げ、第一目標として活動する勢力は戦間期アルザスにはほぼ存在せず、急進的な者であっても最終手段としての「分離」を示唆する程度であった。「分離主義」という用語も反自治主義的な勢力が自治主義者を非難する場合のレッテルとして用いられることが多く、戦間期アルザスについていえば自治主義者の中の特定の勢力を指すのに必ずしも適切な名称とはいえない。また、第2章で詳しく論じるが、言語・文化面を中心とした要求は広く共通し、例えばUPRなど同一政党の中であっても自治主義的な要求の強さには人によって濃淡があることから、「地域主義」と「自治主義」の区分けも非常に難しい。

本論文でも上の定義に基本的に準拠するが、先行研究においてはこれらの運動の総称として「自治主義」と呼ばれることが多いため、博士論文においても慣例に従い、全体として「自治主義」と呼ぶとともに、その中の急進的、穏健的な運動を特に区別する必要がある場合に限り「分離主義」および「地域主義」、あるいは「急進派」「穏健派」などと区分する。本論文全体を通じて示すように、自治主義運動の実際の主張には幅があり明確な多様性が認められるものの、本章で説明するように言語・宗教・文化や自治拡大を柱とした自治主義諸勢力間の緩やかな連続性も重要であることから、「自治主義」という用語を優先的に使用し、その中での運動の急進性・穏健性やフランスならびにドイツ・ナチズムに対する態度の違いに注目したいと考えている。なお、「自治主義(者)」という用語は戦間期から多く使用されており、自治を標榜する団体・個人により肯定的に使用される場合もあれば、異なる立場の者から否定的な意味合いで使用される場合もあった。そのため、「自治主義」という用語の使用自体はこの主張・運動に対する肯定・否定のいずれに立脚することも意味しない中立的なものといえる。なお、戦間期には自治主義運動・自治主義者全体を指して、「故郷権利運動(ドイツ語:*Heimatbewegung*)」および「故郷権利運動家(ドイツ語:*Heimatrechtler*)」という用語も多く用いられている。その運動の実態および掲げる主張の内容、具体的にどの党派が「急進派」「穏健派」などの分類に該当するかは、2.2 および 2.3 を中心に検討する。

⁶ HEITZ, Robert Marie Charles, *L'Alsace de 1900 à nos jours*, Toulouse, Privat, 1979, pp. 116, 117, 120-121.

また、本研究では、特に 1918 年から 1939 年までの戦間期に継続的にアルザスにおける自治主義運動に関わった者という意味で「自治主義者」という用語を用いる。ナチによるアルザス併合後も自治主義的理念を保ち続けたかどうかは必ずしも問わない。あくまでも戦間期に「自治主義」の理念を唱えて活動した者が、ナチ支配下によりいかなる理念を持ち、どのような行動を取ったか探ることが本論文の主眼点だからである。自治主義のスタンスがナチ支配下においてどのように変化・発展を遂げたか、あるいは当初からの自治主義的な立場がナチ支配下における行動にどのような影響を与えたかを検証したいと考えている。

「対独協力」および「抵抗活動」も定義の必要な用語である。フランス語の *collaboration* とは通常単に「協力」と訳されるが、より限定して第二次大戦中のナチ・ドイツに対する協力を指す場合があり、「フランスのドイツ占領下（1940～44 年）において、占領者であるドイツと接近・協力する政策」⁷を指すと定義されている。本論文にて「対独協力」という用語を用いた場合基本的にこの定義に依拠し、アルザスおよび他地域においてドイツの行政機構やナチ党の政策、戦争遂行などに協力する行為を広く指し示すものとする。

同様に、フランス語の *résistance* は一般的に「抵抗」と訳されるが、第二次世界大戦中の文脈で使用した場合「第二次世界大戦中、欧州の複数の国においてドイツ軍による領土の占領に反対する全ての者が繰り広げた行動」⁸と定義され、またこの意味で使用する場合は通常大文字で始める。本論文でもこの定義に基づき、主にアルザスにおけるドイツ支配やナチズムに反対・抵抗する一切の動きを「抵抗活動」と称する。

それぞれ具体的にどのような活動があったかについては、第 3 章および第 4 章でアルザス全体の動きも合わせて紹介する。フランス全体の「抵抗活動」の流れに関して著書のあるジャン＝フランソワ・ミュラシオールが以下のように指摘する通り、「抵抗活動」といっても必ずしも一般的にイメージされるような直接的な武装蜂起やサボタージュなどの行為、武装グループとしての行動のみを指すのではなく、脱走捕虜への支援など基本的に武力を伴わない支援行動や秘密出版などの活動、日常生活の中で実践された個人的または少人数による親仏的示威行動なども含まれる。

「かなり以前から、歴史家は抵抗運動をその暴力的な表現のみに限定することなく論じてきた。政治的・文化的・精神的抵抗、忌避者あるいは非合法活動家に対する直接または間接的な支援は、混沌とした抵抗運動の多様かつ関連し合った様相を構成している」⁹

⁷ *Le Grand Larousse de la langue française*, Vol. II, Paris, Larousse, 1972, p. 789.

⁸ *Ibid.*, Vol. VI, Paris, Larousse, 1977, p. 5117.

⁹ MURACCIOLE, Jean-François, *Histoire de la Résistance en France*, 5^{ème} édition, Paris, Presses Universitaires de France, 2012, p. 89.

本論文中で人名を示す際には原則としてカタカナで表記し、初回のみアルファベットで綴り字を示す。本文中での外国語の表記・引用は原則としてイタリック体を用い、人名などの固有名詞ならびに参考文献の表示で通常イタリック体を用いない箇所限りローマン体を使用する。また、引用文に筆者が注を入れる場合は、（注：）と記し引用文と区別する。

なお、地域名としての *Alsace* および総称としての *Alsace-Lorraine* については、ドイツ時代について論じる場合も含めて、団体名・組織名など固有名詞の一部としてドイツ語の「エルザス (*Elsass*)」または「エルザス・ロートリンゲン (*Elsass-Lothringen*)」が用いられる場合を除き、本論文中では通常のフランス語での呼び方に沿い「アルザス」および「アルザス・ロレーヌ」と称する。同様に都市名についても、例えばアルザスの中心都市ストラスブール (*Strasbourg*) はドイツ語では「シュトラスブルク (*Straßburg*)」と称されるが、フランス語の呼称に倣い基本的にストラスブールと記す。ただしドイツ語原文の引用などの場合、現在一般的に使用されていないアルザス内の地名のドイツ語名称などについては必要に応じてフランス語での名称をカッコ内に補足する。また、ドイツ語新聞の名称に地名が用いられる場合はドイツ語新聞であることを明示する必要性から、原則として「エルザス・ロートリンゲン」「シュトラスブルク」などドイツ語名を使用する。その他、アルザス出身者の人名表記については、7.2.2 で示すようにアルザスでは第二次世界大戦後の時期まで一貫して（独仏いずれに属していたかを問わず）ドイツ語（ならびに口語であるアルザス語）の使用が優勢であったという事情を考慮し、ドイツまたはアルザス系であることが明らかな姓については原則としてドイツ語の発音に基づく表記を用いる。名についてはフランス式の名前の場合、フランス語式の表記とする。

1871～1918年にドイツ帝国に併合された地域という意味で、19世紀末より「アルザス・ロレーヌ」という用語が頻繁に使用されているが、アルザスのオー・ラン (*Haut-Rhin*) 県のうち南西部の一部地域はフランスに残留し（現在ではテリトワール・ド・ベルフォール県に属しフランシュ・コンテ地域圏の一部）、またロレーヌのうちドイツに併合されたのはメッセを中心とする北部（ほぼ現在のモゼル県に相当）のみであり、ナンシーを中心とする南部はフランスに残留したことから、「アルザス・ロレーヌ」という呼称は厳密性を欠くことも事実である。しかし、同時代の文献のほか先行研究でも多くこの用語が使用されることから、1871～1918年および1940～45年にドイツに併合された地域を指す用語として必要に応じて使用する（この場合、非併合地域であるロレーヌ南部は含まれない）。アルザスおよびロレーヌ北部の歴史は密接に関連しており、多くの場合ほぼ重なり合い、自治主義運動についても互いに交流や影響は大きい。本論文では両地域のうちゲルマン語系統の地域言語の影響力が現在に至るまでより色濃く残り、また実質的に主要自治主義者の活動基盤の中心となっていたアルザスを中心に論じることとし、ロレーヌ北部地域にお

ける状況がアルザスと明確に異なっていた場合については必要に応じて言及することとしたい。

1.1.2 各章で論じる内容および研究の方法論

本研究の目標は、イントロダクションでも触れたように、主に公文書資料、新聞、書籍などの資料を活用し、戦間期から第二次大戦中のナチ支配下における自治主義者の多様な活動の実態やその背景を明らかにし、合わせて戦後の裁判や自治主義運動の発展に及ぼした影響を考察することである。そのために、全体を7つの章に分け、「対独協力」「抵抗活動」の両側面について検証しつつ、論証を進めたいと考えている。

すでに記したように、本章ではまず本論文で採用する方法論、主な用語の定義や表記法などについて明示した上で、先行研究の特徴および評価について論じ、それらの意義および問題点などに関わる考察を元に、本論文で論じる内容や目標を明らかにする。

第2章では、帝政ドイツ時代から戦間期までの自治主義運動の歴史について紹介し、その背景、動機、特徴およびナチ時代につながるドイツおよびファシズム・ナチズムとの関係などについても明らかにする。中でも、戦間期の自治主義者や自治主義系団体が掲げていた思想について、先行研究のほか同時代の新聞や様々な組織が発行した機関紙なども活用し、当時の思想潮流の中に位置づけその特徴を検証したい。自治主義者間の主張の違いや、自治主義者と当時の様々な政治勢力との関わり合いについても十分検証し、合わせてフランス政府の自治主義者に対する態度やその変遷などもまとめ、第3章以降でナチ時代における「対独協力」や「抵抗活動」につながる要素が何であるか考える手がかりとしたい。

次いで、第3章ではドイツがアルザスを事実上併合した1940年～45年における自治主義者の「対独協力的」側面について論じる。ここでいう「対独協力」とは、具体的にドイツ、ナチによるアルザスの支配、住民統制、「ドイツ化」、戦争遂行などに積極的または消極的に貢献する行為を指すものとする。「対独協力」は自治主義者に限らずあらゆる階層に見られ、またフランス全土で見られた現象であるが、アルザスの場合はナチ党および下部組織を核とする住民の統制と戦争協力の強制が進められ、「やむを得ず」協力したケースが多かった点にも留意が必要である。とりわけ、1939年の開戦直前の一斉逮捕など、フランス政府により一種の「弾圧」を受けていた主要な自治主義者（後述する、主に「ナンシー派」と呼ばれる自治主義者らを対象とする）は、休戦後ナチにより奪還・釈放され、「トロワ＝ゼピ宣言」に見られるように彼らとナチ当局との間で密接な関係が構築された。ナチ側が自治主義者に「接近」し利用を試みるとともに、「ナンシー派」自治主義者15名をはじめとする相当数の者がナチの行政・軍事機構やプロパガンダなどで大きな役割を果たした。ナチズムの理念と自治主義の「理想」には大きな違いがあったはずであるが、両者

はいかなる理由で、どのように接近し協力関係が築かれたのであろうか。自治主義者の中でも特にナンシー派 15 名のうち、戦間期の自治主義「急進派」かつ対独協力「積極派」の代表的存在であり、かつ戦後ドイツに逃亡し回顧録を出版しているヘルマン・ビクラー、そしてカトリック系の自治主義者であり第 4 章の「抵抗活動」でも大きな役割を果たしたジョゼフ・ロッセなど主要な者について、その手記、回顧録や近い立場にいた者による出版物、さらにはナチ時代における新聞・公文書その他における発言などを検証し、彼らのナチに対する態度、「対独協力」の背景、動機などを考察していきたい。ロッセ、ビクラーその他主要な自治主義者はナチ支配下、数多くの場で自らの名前で発言・講演・出版しており、彼らの「公式」言説は、たとえそれがナチからの圧力を受けたものであったとしても、ナチに対する態度を知る上で大きな手がかりになるはずである。そして、戦間期の自治主義者がナチに協力した動機について、どこまでがナチによる「圧力」が原因であったか検討するとともに、自治主義とナチズムのイデオロギー上の「接点」や、ナチ支配下において対独協力を後押しした要因についても、戦間期に遡り検証を試みる。

第 4 章では、ドイツ、ナチに「抵抗」した自治主義者について取り上げる。第 6 章で述べるように、自治主義者は戦後、もっぱら「対独協力の担い手」と評価されることが多かったが、実際には彼らの中からもナチの全体主義的支配に対し公然あるいは非公然の形で異議を唱え、迫害に遭った同胞を支援したり、ヒトラー政権打倒に動いたりするなど、様々な形で「抵抗」に参加した者が存在した。さらに、当初ナチに融和的だった者が途中から抵抗活動に転じるなどした場合も多い。ナチから得ていた自らの地位を利用し、水面下で抵抗活動を繰り広げた者もいる。本章では、彼らの活動の展開・特徴などについて論じるとともに、はたしてナチ当局がどこまでこのような活動を把握していたのか、多くの場合になぜ 44 年末まで自治主義者による「抵抗活動」の広がりを「見逃した」のかといった謎についても迫りたいと考えている。

本章では、特にロッセによる「抵抗活動」について取り上げる。彼は自治主義の中心的人物であるとともに、「トロワ＝ゼピ」宣言への調印、ナチ党への入党をはじめ、一見「対独協力」とも呼べる行動を取っている。しかしながら、自らがナチ支配下でも経営を維持した出版社を通じて多数の反ナチ的秘密出版物を出版し、自らの影響力を行使してナチにより訴追された多くのアルザス人を救済し、さらにはヴィシーやパリなどでヴィシー政府やアメリカ政府、アルザス出身避難民など多くの者と接触し、ドイツ国防軍による 1944 年 7 月 20 日のクーデターにも他の自治主義者らとともに水面下で関与するなど、幅広く「抵抗活動」に参加していた可能性が指摘されている。このためロッセに対する評価は現在でも論者の中で大きく分かれている。彼の抵抗活動の「実績」について検証することで、自治主義者による「抵抗活動」の特徴および限界について論じる手がかりにすることを目指したい。ロッセについては、その近親者や同じ「ナンシー派」である自治主義者のジャン・ケッピなど、比較的近い立場にいた者が多くの記録を残す一方、その「抵抗活動」に対し

批判的な観点で論じた先行研究（アメリカ人のサミュエル・ハストン・グッドフェローらによるものなど）もある。また、ナチやフランス側もロッセに関し何らかの記録を残していると考えられるので、それらの資料も分析したい。このほかに、例えば戦後自治主義者を擁護する立場に立った者らの裁判における証言なども活用し、実際にどのように自治主義者らがナチ支配を「緩和」する役割を果たしたか検証する。なお、これらの資料については、以下に挙げるロッセ以外の自治主義者による「抵抗活動」について検討する上でも活用する。アルザス人、アルザス出身の避難民らが彼をどのように評価していたかについても分析し、どこまで「抵抗者」とみなせるかという問題に迫る。

また、ロッセ以外にも様々な立場の自治主義者が抵抗活動に参加しているが、必ずしもそのあり方は一様であったわけではない。抵抗活動を開始した時期、あるいは「対独協力」から転じた時期についても差異がある。戦間期の穏健な中道派自治主義政党である UPR（アルザス人民共和連合）の地域主義的な活動家らによる抵抗活動や、共産党系の自治主義者による抵抗活動についても注目し論じたいと考えている。

なお、本章で述べる「抵抗活動」の背景・原因については、自治主義者のナチからの「離反」プロセスと合わせて考える必要があるため、第5章でまとめて論じる。

第5章では、第3章および第4章で論じた結果を踏まえて、まずナチ時代を通じた自治主義者のナチに対する態度の変化について論じたい。第3章で述べた対独協力の「急進化」と、ナチからの「離反」に焦点を当て、それぞれの背景を考察する。特に「離反」については、第4章で論じた「対独協力」の背景と合わせて検討する。なぜ自治主義者の中からナチに様々な形で「抵抗」する者が出てきたか、離反の動向を踏まえて考えてみたい。

続いて、ナチ支配下において自治主義者がどのような背景・動機・理由から「対独協力」と「抵抗活動」へと分かれ、またどのように両者の「境界線」が移動したかを考察する。戦間期からナチ支配下における自治主義者の「実像」を、より正当に評価することが目的である。

当初から最後まで反ナチ的であった者、あるいは最後までナチへの忠誠を貫いた者も存在する一方、明確には区分できず、親ナチ・親独的態度と反ナチ、反独的態度の間で揺れ動いた者も多い。その中で、第3章および第4章において論じた事柄に基づき、自治主義者の間での「反ナチ」と「親ナチ」を分けた「境界線」およびその背景が何であったか、この「境界線」がどれほど明確であったか、さらにはナチ時代を通してどのように移動していったか、イデオロギー的背景、宗教的・言語的権利の主張の強さ、ドイツへの親近感や関係、ナチによる待遇の違い、各人の経済的基盤など、戦間期からナチ時代における様々な要因から探りたいと考えている。さらに、このような態度の変遷を示した自治主義者について、ナチ当局がどのように評価し、どの程度信頼または警戒していたのかも分析する。

また、ナチ当局は彼ら自治主義者の「抵抗活動」の動向をどの程度把握していたのだろうか。仮にナチが何らかの理由でこのような「抵抗活動」を黙認あるいは利用していたと

すれば、「抵抗者」として自治主義者を描くことはより困難になるであろう。自治主義者とナチの間に「共謀」があったかどうかという問題についても、ナチ側の資料を活用しつつ考察を試みる。

第6章では戦後行われた自治主義者の「対独協力」に対する裁判に焦点を当て、どのような理由・背景に基づき、いかなる方法で自治主義者らが断罪されたかを探る。さらに、裁判をめぐる政治的背景を検証し、各政治勢力の裁判を巡る主張・態度およびその背景を分析する。これらの裁判が当時のアルザスでどのように受け入れられたか、また自治主義者側の擁護に立った者の中には、自治主義者によりナチの迫害から「救われた」者も多かったとされるが、彼らがどのように証言したかも見ていきたい。そして、この裁判の特徴を明らかにするとともに、裁判を通してナチ時代までの自治主義者の行動に対する評価がどのように定まり、現在に至るまでの自治主義運動に影響を及ぼしたか検証する。資料としては、アルザスの各新聞が裁判の経過を詳細に論じており、各証人の発言もかなり詳しく記されているほか、各紙ごとの論調も見ることができるので参照する。自治主義者側、検察側に立った証人は、それぞれどのような立場、背景に立っていたのだろうか。裁判資料なども活用し、証言を照らし合わせ、自治主義者のナチ時代における行動をどのように評価するか考えたい。

さらに、戦後の裁判を通じ、自治主義者による「抵抗活動」が十分評価されず、なぜ「自治主義者＝対独協力者」の評価が定着してしまったのか、当時の政治情勢や裁判の経過などから探りたいと考えている。なお、自治主義者裁判は当時アルザスおよびフランス全体で行われたエピュラシオン（対独協力者粛清）全体の傾向に沿った点も多く見られる。一連の自治主義者裁判をエピュラシオン全体の流れの中に位置づけた上で、裁判の特徴というべき点を明らかにしたいと考えている。

第7章では、第6章までの研究結果を踏まえて、自治主義運動が何であったか検討し直し、戦後アルザスにおける（勢いは大幅に衰えたものの）自治主義・地域主義運動の概要および戦前との連続性やナチ時代の影響について簡単に論じた上で、最終的に自治主義に対する評価および自治主義の現代における意義・役割を考えてみたい。フランスでは特に1980年代以降、伝統的な中央集権体制から地方分権的な改革が進み、地域言語復権なども動きも進んでいる。その中で、アルザスがどのようにナチ支配下の負の遺産を乗り越えて、自治主義の経験を新しい流れの中に生かすことができるか、その可能性を追求したいと考えている。戦後のアルザス言語・文化振興運動や地方分権改革、欧州統合の進展による国民国家の相対化の流れの中に、自治主義運動の理念・目標と通じる部分はないか、検証したいと考えている。

1.1.3 主な自治主義者のプロフィール

本論文では主な自治主義者の戦間期からナチ時代、ならびに戦後の裁判に至るまでの活動や歩みについて検証する。本項では、その中でも主に論じる対象とする自治主義者のプロフィールについて簡単に示す。

後で述べるように自治主義は戦間期アルザスで大きな影響力を持ち支持を広げており、「自治主義者」と認められる人物といっても多数にのぼるため、全ての者を紹介することはもとより不可能である。必然的に、ナチ支配下における「対独協力」および「抵抗活動」を考える上で意義の大きい代表的な人物に的を絞って検証を進めることになる。

ナチズムとの関わりやナチ支配下における行動を考える上で特に重要な意味合いを持つのは2.5.2に示す「ナンシー派」と呼ばれる15名の自治主義者のグループである。彼らは自治主義者の中でも当初より比較的革命的かつ急進的な自治主義思想を持つ者が多かったが、1939年の仏独開戦前後に相次いでフランス政府に逮捕されてナンシーに拘留され、その後独仏休戦協定締結後にドイツにより解放されてアルザスに戻った。解放後、ドイツによるアルザス併合を求める内容の「トロワ＝ゼピ宣言」に署名しており、いわば「英雄」としてナチ文民政府やドイツ軍の要職に就き、1940年末に「アルザス救援隊」が主催した一連の講演会をはじめとするプロパガンダに登場するなど様々な形で「利用」されることになる。自治主義者による「対独協力」を考える上で無視できないのみならず、第4章で述べたようにナチ当局との関係の近さや自らの地位・名声を利用した抵抗活動でも重要な役割を果たした。後述するがナンシー派の内部でもナチに対する態度は大きく異なり、「対独協力」と「抵抗活動」の間を揺れ動いた自治主義者の行動の背景を考える上で、「ナンシー派」に焦点を当てることは意義深いと思われる。

ナンシー派自治主義者は15名が挙げられるが、ナチ時代における役職の重要性や自治主義者間での立場の違いを考慮し、ナチに対する「対独協力」姿勢が慎重で、かつ本論文で詳しく説明するように注目すべき「抵抗活動」に従事した3名（ロッセ、シュテュルメル、ケッピ）と、「対独協力」姿勢が積極的かつ顕著と思われる3名（ビクラー、シャル、ムーラー）の計6名に焦点を絞って論じたい。もちろん、それ以外の者についても必要に応じて紹介する¹⁰が、戦間期からナチ時代にかけて、主要6名ほどの活動功績がない場合も多いため、資料の入手について現時点では物理的制約が大きい。アルザス史の主要人物を網羅した『新アルザス人物史事典 (*Nouveau dictionnaire de biographie alsacienne*, Fédération des Sociétés d'Histoire et d'Archéologie d'Alsace)』の記述を元に、本論文で「自治主義者」として取り上げる主な人物の戦間期における略歴をごく簡単に紹介する。なお、機関紙・団体

¹⁰ 通常「ナンシー派」に分類される自治主義者としては、ここで紹介する6名以外に、ヴィクトル・アントーニ (Victor Antoni)、エドモン・ヌスバウム (Edmond Nussbaum)、ペーター・ビーバー (Peter Bieber)、ジョゼフ・オスター (Joseph Oster)、ジョゼフ・ブラウナー (Joseph Brauner)、ルネ・オース (René Hauss)、ルネ・シュレーゲル (René Schlegel)、ルドルフ・ラング (Rudolf Lang)、カミーユ・マイヤー (Camille Meyer) の9名、計15名が挙げられる。

名などのフランス語またはドイツ語での正式名称については、本論文の他の箇所に再出するものは後で示す。

ー ジョゼフ・ロッセ (Joseph Rossé, 1892～1951)

1919年以降UPR(アルザス人民共和連合:後述)で活躍し、1926年6月に「郷土同盟宣言」に調印した。後述する1928年の「コルマール事件」に巻き込まれつつも1928年にコルマールからUPR出身の下院議員に初当選し、以後3回の再選を経て休戦協定に至るまで一貫して下院議員の職を務めた。この間、『エルザス通信』の編集やカトリック系出版社「アルザティア」の経営に関与し、出版界での地位・影響力を確立した¹¹。

ー マルセル・シュテュルメル (Marcel Sturmél, 1900～72)

アルザス・ロレーヌの鉄道員組合出身。UPRに加盟し、1926年6月に郷土同盟宣言に署名し、『未来』『民衆の声』などの自治主義系雑誌編集に関わる。ロッセと同様「コルマール事件」で逮捕されるものの28年5月には釈放され、1929年以降アルトキルシュ選出のUPR所属下院議員として活躍。1929年以降はUPR役員会にも加わる¹²。

ー ジャン・ケッピ (Jean Keppi, 1888～1967)

UPRの創設時からの党员であり、当初より明確な地域主義的姿勢を示した。1922年末にはアルザス北部アグノー市の事務総長(*secrétaire général*)を務める。1926～27年にかけては後述する「郷土同盟」の事務局長を務めた。1935年の市議会選挙でのUPR敗北後、1936年には市職員を辞してUPRの第三副党首に就任する一方、カトリック系新聞支援のための「アルザス・ロレーヌ出版連合(*Association de la Presse d'Alsace et de Lorraine*)」を創設するなど、出版活動にも携わった¹³。

ー ヘルマン・ビクラー (Hermann Bickler, 1904～84)

1923～27年までストラスブール大学で法律を学ぶ。1927年に郷土党に入党し、1931年には『エルザス・ロートリンゲン新聞』を創刊した。1932年には郷土党の青年組織として「エルザス・ロートリンゲン青年同盟」を創設し、1934年には弁護士事務所をストラスブールに開き、1936年には「青年同盟」を郷土党から独立させて「エルザス・ロートリンゲン党」へと改編し、機関紙『自由な民族』上で後述するように反ユダヤ的言説も交えた急進的な自治主義路線を主張した¹⁴。

¹¹ BAECHLER, Christian, ROSSE Joseph Victor, in *Nouveau dictionnaire de biographie alsacienne*, n° 32, 1998, pp. 3292-3294.

¹² BAECHLER, Christian, STURMEL Marcel René, in *Nouveau dictionnaire de biographie alsacienne*, n° 36, 2000, p. 3821.

¹³ BAECHLER, Christian, KEPPI Jean, in *Nouveau dictionnaire de biographie alsacienne*, n° 19, 1992, pp. 1928-1929.

¹⁴ STRAUSS, Léon et WAHL, Alfred, BICKLER Christian Hermann (Chrétien Armand, prénom usuel : Hermann), in *Nouveau dictionnaire de biographie alsacienne*, n° 3, 1983, p. 216.

ー ポール・シャル (Paul Schall, 1898～1981)

第一次大戦直後から自治主義系の雑誌の出版活動に関わり、1925年には自治主義系の週刊誌『未来』創刊に関わる。1926年には郷土同盟宣言に署名し、1927年には郷土党に加盟し副党首に就任した。1929年ストラスブール市議会議員に選出。29年に創刊した隔週刊誌『人民の意思 (Volkswillen)』を創刊し、カミーユ・ダーレの『自由新聞 (Freie Zeitung)』との合併を経て『ELZ』の編集長を務めるなど出版界で活躍した¹⁵。

ー ジャン＝ピエール・ムーラー (Jean-Pierre Mourer, 1897～1947)

第一次大戦からの復員後、鉄道労働組合の事務員を経てフランス共産党に加盟し、1926年には郷土同盟宣言に署名し自治主義運動に関与する。1928年4月の下院議員選挙で選出され、以後独仏休戦まで議員の座にとどまる。UPRなど他の自治主義政党との連合を推し進めるも「階級間協力 (collaboration de classe)」を推し進めたことが理由で共産党から除名され、「アルザス・ロレーヌ抵抗共産党」を設立する。この党は後に反ファシスト路線を放棄し「アルザス労働者・農民党」へと改編した¹⁶。

ナンシー派以外では、上に挙げたロッセやシュテュルメル、ケッピらと戦間期より関係が深く、ナチ時代も第4章で述べる「コルマル・グループ」などを通し特に「抵抗活動」で重要な役割を果たした、戦間期に代議員を務めたUPRや「進歩党」の自治主義者について触れたい。特に、UPRに所属して戦間期に3期にわたり下院議員を務め、フランス統治下における宗教上の同化方針に反対するなど穏健ながらも自治主義者として活動したトマ・ゼルツ¹⁷ (Thomas Selz, 1872～1959)、UPR出身の下院議員として主にアルザスの教育・言語問題に関心を寄せ、ナチ支配下ではロッセらと「コルマル・グループ」でも活動したメダール・ブローグリー (Médard Brogly, 1878～1959)、そして戦間期に進歩党で活動し数多くの自治主義者と共闘を図りつつも、後述する通り第二次大戦中はナチとの協力を拒み「抵抗活動」に貢献したとされるカミーユ・ダーレ (Camille Dahlet, 1883～1963) らに注目する。彼らはロッセらナンシー派の自治主義者と戦間期から近い位置にいらながらも、「対独協力」の嫌疑をかけられることなく「抵抗活動」に貢献し、さらには戦後の裁判でナンシー派の被告らを擁護する側から証言しており、自治主義の歴史の中でも興味深い位置を占めている。

¹⁵ STRAUSS, Léon, SCHALL Paul Joseph, in *Nouveau dictionnaire de biographie alsacienne*, n° 29, 1997, p. 3398-3400.

¹⁶ STRAUSS, Léon, MOURER Jean-Pierre, in *Nouveau dictionnaire de biographie alsacienne*, n° 27, 1996, p. 2723.

¹⁷ BAECHLER, Christian, SELTZ Thomas, in *Nouveau dictionnaire de biographie alsacienne*, n° 35, 2000, pp. 3616-3617.

「対独協力」との関わりでは上に挙げたナンシー派の自治主義者の役割が先行研究でも重視されることが多いが、実際にはそれ以外にも様々な者がナチの行政機構に協力している。本論文では、戦間期より急進的な親独派で知られ、特に文化面からナチズムと接近した自治主義者として、フリードリヒ・シュピーザー (Friedrich Spieser, 1902～87) の事例を紹介したいと考えている。また、同じく「対独協力」に関しては共産党系の自治主義者で、下院議員ならびにストラスブール市長を務めた経験のあるシャルル・ユベール (Charles Hubert, 1883～1943) についても簡単に紹介する。

上に名を挙げた者は、所属団体やバックグラウンドなどに違いはあるものの戦間期においてアルザスの自治権拡大、二言語併用主義や宗教的権利の擁護、経済的権利の拡大などを要求し、中央政府の「同化」政策に反対した共通点があり、代表的な「自治主義者」と位置付けることが可能だと考えている。この他の自治主義者についても、必要に応じて言及していきたい。

1.2 先行研究の特徴および評価

本項では、第二次世界大戦期を中心とする自治主義者の活動、役割に関する先行研究の概要を簡単に示し、その評価、時代的変遷および特徴・問題点について述べるとともに、その背景を踏まえた本論文のオリジナリティおよび目標を提示したい。なお、本論文の各章では必要に応じて先行研究の内容・指摘を具体的に示し、批判的に評価を試みたいと考えている。

1.2.1 「自治主義者」評価の系譜

アルザス「自治主義者」が第二次大戦中に果たした役割に関する先行研究は、その論者の政治的立場などにより大きく論調に差があるのが実態である。

第二次世界大戦後ある時期までは、「自治主義者＝対独協力者」という見方が圧倒的であった。特に左派 (フランス共産党・SFIO など) から痛烈な批判を受けていた。1947年の対自治主義者裁判に関する各新聞の論調などを読めば明白である。例えば、後で詳しく論じるが、フランス共産党の機関紙『ユマニテ・ダルザス・エ・ド・ロレーヌ (*L'Humanité d'Alsace et de Lorraine*)』では、戦後裁判の被告となった自治主義者を「背信者 (*Verräter*)」と断言し、厳しく断罪した¹⁸。後述するナンシー派自治主義者に対する戦後の裁判は多くの新聞で「自治主義者裁判 (*Autonomistenprozess*)」¹⁹と称され、自治主義自体が連日断罪された。

¹⁸ 例えば1947年3月8日の当新聞では、著名な自治主義者として知られていた人物を名指しし、「ムーラー、ロッセ、エルンストおよびその背信行為」という見出しの記事がある。この他の自治主義者に対しても、「背信者マルセル・シュテュルメルに対し懲役8年の判決」(1947年7月19日)のように、一貫してこの言葉を用いるなど断罪する姿勢が明確である。

¹⁹ 例として *La presse libre*, 1947年8月6日や *Honneur et Patrie*, 1947年8月8日など、当時の新聞で「ナンシー派」の被告に対する裁判を指す用語として幅広くこの用語が使用されている。

終戦直後に出版された著書を見ても、例えばジャック・ロレーヌ (Jacques Lorraine) は「自治主義製造人」という用語で自治主義者を非難し、自治主義者であったロッセの狙いを、フランス世論に対するドイツの善意を見せること、アルザス出身者のフランス他地域からの帰還の促進、そして自治実現の見通しを示しドイツに対する抵抗を抑えるためであったとし、ほぼ全面否定に近い論調となっている²⁰。

戦後しばらくの間アルザス自治主義に対する研究、特にナチ支配下における自治主義者の行動についての研究は乏しかった。例えば1970年、ピエール・モグ (Pierre Maugué) は著書にてナチ支配下における自治主義者の行動およびそれに対する評価について2ページほどにわたり論じているが、ロッセがナチと距離を置いた点を指摘するなど解放直後の一連の論調と比べればバランスの取れた評価という印象を受けるものの、依然として表面的な考察にとどまっている²¹。

アルザス自治主義研究のいわば「基礎」構築を果たしたのが、アメリカ人研究者フィリップ・チャールズ・ファーウェル・バンクウィッツ (Philip Charles Farwell Bankwitz) の論文(1978)である。戦間期に「自治主義者」として活躍したロッセ、シュテュルメル、ビクラーら5名の戦間期から第二次大戦中までの行動、役割が初めて本格的に論じられた。それまで一くりにされていた各「自治主義者」の、特にナチ支配下における行動の違いに着目し、一部自治主義者の抵抗活動への参加については一定の評価を行いつつ、最終的には自治主義の「失敗」が強調されている。ともあれ、自治主義者の果たした多様な役割が初めて本格的な形で再評価された点に本研究の意義を見出すことができる。

一方、現在もなおアルザスにおいて自治権拡大や文化振興などを求める運動に関わる者らが、ナチ時代までの自治主義者に対する再評価を求め、数々の論文を発表する動きも見られる。戦間期ならびにナチ支配下の自治主義者の役割を高く評価し、戦間期から現在に至る自治主義の正当性を担保しようと試みる点が特徴である。その代表的論者として、1948年ストラスブール生まれで自治主義派の雑誌『赤と白 (Rot un Wiss)』を創刊し、第7章で述べるアルザス人民連合 (Union du peuple alsacien) の共同創設者の一人でもあるベルナール・ヴィットマン (Bernard Wittmann) が挙げられる。彼の著作は本論文でも多く引用しているが、フランス政府の側に立脚した、フランスへの統合を前提とし自治主義を批判するいわば「公式見解」とは一線を画した角度から戦間期のフランス政府による自治主義者への「弾圧」を批判し、ナチ支配下における自治主義者による「抵抗活動」の実績を明るみにした意義は大きい。

ただし彼の著作には、ナチズムと自治主義の「協力関係」に対する過小評価・意図的な無視も見られる。例えば、後に詳しく述べるが、ヴィットマンは主要自治主義者の中心人物であるジョゼフ・ロッセを高く評価しているものの、著書の出版時点ですでに公表され

²⁰ ジャック・ロレーヌ著、宇京頼三訳『フランスのなかのドイツ人』未来社、1989年、179ページ。原著は LORRAINE, Jacques, *Les Allemands en France*, Paris, Paul Dupont, 1945.

²¹ MAUGUÉ, Pierre, *Le particularisme alsacien, 1918-1967*, Paris, Presses d'Europe, 1970, pp. 119-120.

ていたレオン・ストロース (Léon Strauss) の論文上で、ロッセがナチ時代にフランス非占領地域におけるアルザス出身者の活動について詳細な報告書を記しナチ当局に提出していたことが明らかにされているにもかかわらず²²、そのことについて一切言及がないほか、戦間期における自治主義者へのナチズム浸透に関しても十分な考察が見られない。このほか、ガブリエル・アンドル (Gabriel Andres) はロッセを当初より「自治主義者ではなかった」と評価し、その上で「愛国者」としてロッセの「抵抗活動」を高く評価する立場を取るが、「自治主義者」という言葉に対する否定的印象を恐れてあえて「自治主義」との関わりを曖昧にしているような印象を受ける。

さらに、歴史修正主義に立脚する者が自治主義を「再評価」する動きもあり、自治主義運動に対する評価を一層複雑なものとしている。例えば、ピエリ・ジンド (Pierri Zind) は1980年代、ヴィットマンの創刊した自治主義派の月刊誌『赤と白』上で自治主義者を高く評価する論文を連載しているが、彼は「歴史修正主義」の論者としても知られており、親ファシズム的傾向が強いことで有名である²³。ファシズム・ナチズムと「自治主義」の親和性については本論文でも課題となっており、十分注意した上で評価する必要がある。

なお、アルフレッド・ヴァール (Alfred Wahl)、ベルナール・ヴォーグラール (Bernard Vogler)、ウージェーヌ・リートヴェック (Eugène Riedweg)、ジャン＝ロラン・ヴォナウ (Jean-Laurent Vonau) など、アルザス近現代史の代表的な研究者の自治主義に対する関心はそれほど高いとは言えず、またナチ時代における自治主義者の活動について論じる際は、ナチとの「協力」または自治主義の「失敗」を重視し、反ナチ抵抗活動を通じた「功績」に対する評価は極めて抑制的で、かつ積極的に検証しない傾向が強い。例えば、リートヴェックが1983年に発表した論文では、自治主義者ロッセやケツピらが結成した「コルマール・グループ」やその独自の自治主義構想、1944年7月のクーデターへの関与について言及されてはいるものの、その計画が「ユートピア的かつ、仮に反ヒトラー陰謀が成功していた場合でも危険を伴うものであり、アルザスおよび世界における情勢変化をほとんど考慮していなかった」、「(1944年)7月20日のクーデターへのアルザス人の関与は最低限であったことは明らか」²⁴と結論づけるなど、積極的な評価はしておらず、またナンシー派自治主義者のナチ時代における活動自体に対する論述も合計5ページ²⁵と、上に挙げたバンクウィッツの論文と比べてはるかに分量が少ない。これらの論者は戦間期における自治主義運動自体については一定の理解を示し肯定的に評価する傾向が強く、比較的幅広く行われ積極的な評価も見られる戦間期自治主義研究と、消極的な評価が主流のナチ時代における自治主義者に対する研究の対比は明らかである。

²² STRAUSS Léon, « Les délations de Rossé », in *Saison d'Alsace*, n° 117, 1942 : *Incorporation de force*, Strasbourg, Éditions La Nuée Bleue, 1992.

²³ 例えばジンドは1985年、アンリ・ロック (Henri Roques) がナント大学に提出したアウシュヴィッツにおけるユダヤ人のガス殺に関する修正主義的な博士論文に対し、他の2名とともに審査員として合格認定を出した (IRJUD, Alphonse, ZIND, Pierre, in *Nouveau dictionnaire de biographie alsacienne*, n° 41, 2003, p. 4388.)

²⁴ RIEDWEG, Eugène, « Alsace et les Alsaciens de 1939 à 1945 », thèse de doctorat de 3^e cycle sous la direction de M. le Professeur Bernard Vogler, Université des sciences humaines de Strasbourg, 1983, p.426.

²⁵ *Ibid.*, pp. 422-426.

また、1999年にはアメリカ人サミュエル・ハストン・グッドフェロー (Samuel Huston Goodfellow) が著書『スワスティカとロレーヌの十字架の間で (*Between the Swastika and the Cross of Lorraine*)』で、戦間期のほとんどの自治主義者が「ファシズム」的傾向を持っており、容易に「ナチズム」を受け入れた点などを挙げ、自治主義とファシズム・ナチズムの親和性を指摘した。本書は、「ファシズム」の定義が不明確な面があり、またファシズム、ナチズムと自治主義の「矛盾」がどのように克服されたかも十分論証されていないなど、批判すべき点も多い。例えば在アルザスの歴史家クリスチャン・ベヒラー (Christian Baechler) は、グッドフェローのファシズムの定義が非常に広く漠然としている点、自治主義の複雑性を理解せずに単純化して論じている点などを批判している²⁶。

しかしながら、自治主義「擁護」の論調に対し、解放直後の「感情的」論調とは別の立場からナチズムと自治主義の接近について論じた点では意義がある。また、アルザス出身の研究者がこれまで十分検証することのなかった、自治主義者とは異なるフランスの（パリを基盤とする）右翼・ファシストグループのアルザスへの影響やアルザスにおける活動の概要を示した点も注目される。なお、彼の論調は自治主義者ヴィットマンの擁護的論調と対をなしており、比較・対照すると興味深い。

日本では、アルザス自治主義運動のみを対象とした研究はないものの、19世紀末～20世紀におけるアルザス史、頻繁な所属国の変更によりアルザスで生じた混乱や葛藤などの問題については、中本真生子『アルザスと国民国家』（晃洋書房、2007年）や内田日出海『物語 ストラスブールの歴史』（中公新書、2007年）など、近年注目されるようになってきた。戦間期における自治主義運動の発達およびその要因についても、中本のほか、市村卓彦『アルザス文化史』（人文書院、2002年）などで一通り論じられている。日本でのアルザス自治主義研究は現在のところ欧州における研究の紹介というレベルにとどまっているが、特に戦間期における自治主義の発展についてはある程度詳しい説明があるため、特に戦間期の自治主義運動の発達の背景・動向を示す際には、上述の日本人研究者による解説も参考にする。

なお、フランスにおける「対独協力」および「抵抗活動」に関わる先行研究は数多いが、アルザスをはじめとする少数民族 (*minorité nationale*) や、各地域の自治主義・地域主義運動と絡めた動きについての考察・分析は限られている。また、先行研究では対独協力に「加担した」側として論じられることが多く、その「抵抗活動」について注目されることは皆無に近かった²⁷。フランスにおける対独協力・抵抗活動史研究において地域主義・自治主義

²⁶ BAECHLER, Christian, Comptes rendus : GOODFELLOW (Samuel Huston), *Between the swastika and the cross of Lorraine. Fascisms in interwar Alsace*, DeKalb, Northern Illinois University Press, 1999, 230 p., in *Revue d'Alsace*, N° 127, 2003, pp. 347-349.

²⁷ 例えばパスカル・オリエ (Pascal Ory) は著書『1940～1945年の対独協力者たち (*Les collaborateurs*,

運動との関連から新たな視点を切り開くことが本研究の目標である。

1.2.2 「肯定論」および「否定論」：その政治的性格と問題点

上記のように、「自治主義者」の活動・役割に対する評価は、論者の立場により大きく異なる。大きく分けて、「アルザスの自治実現」を掲げる自治主義者の理念を認め、ナチ時代における「抵抗活動」を高く評価する論調と、自治主義者の「対独協力」を重視し否定的な評価をする論調に分けられる。上に示したように、時代の雰囲気や論者の政治的立場が論調に大きく影響したと推測される評価が目立っている。

さらに、後述するナンシー派以外の自治主義者の中にも、例えば反ナチ主義者として知られていたカミーユ・ダーレや、共産主義者でもあるルイ・ヴェクトリなど、反ナチ抵抗活動に関わったとされる者が存在するが、彼らの役割は十分注目されてこなかった。

先行研究には、戦間期の活動とナチ時代の活動の関連性や、ナチズムに対する自治主義者間の立場の違いやその背景が十分検証されていないといった欠点が目立っており、全体として主要人物の行動を追うことが中心の断片的かつ部分的な印象を受けるものが多い。様々な自治主義者のナチ支配下における行動を分けた要因が何であったか、対独協力の「急進化」および「離反」を促した原因に何があったかなど、体系立てた検討は行われていない。また、ナチ高官らが自治主義者をどのように評価していたか、あるいは自治主義者による「抵抗活動」を把握していたかなど、ナチ側の動向についても先行研究では目が向けられることはほとんどなかった。本論文では、これらの部分をカバーし、ナチズムと自治主義運動の間の複雑な関係を解き明かすとともに、自治主義者の活動や戦後の裁判が戦後のアルザスに及ぼした影響を考察することを目標とする。

1940-1945)』(Paris, Éditions du Seuil, 1976)で、「少数民族と対独協力」という項(168～200ページ)を設けフランドル、アルジェリア、アルザス、ブルターニュについて紹介し、特にアルザスおよびブルターニュについては比較的詳細に紹介しているが、自治主義者らについては「対独協力」との関わりでしか言及しておらず、本論文で論じるような「抵抗活動」と自治主義者の関わりについての考察は皆無で、また自治主義者とその他の「対独協力者」は明確に線引きせずまとめて論じている。

第2章 戦間期までの自治主義運動の発展およびその特徴

本章では、19世紀末の帝政ドイツ時代から戦間期までの自治主義運動の発展、特徴、その変容および他の政治勢力との関連などについて検証する。特に、戦間期における自治主義運動の展開は、この時代に活動した者らが実際にナチ時代に「対独協力」あるいは「抵抗活動」で幅広く活動していることから、彼らの行為の背景を知る上でも十分な分析が欠かせない。そこで、本章では特に戦間期における運動の発展・変容を中心に論じ、その多様性に注目しつつ、第3章以降でナチ時代における自治主義者の活動を論じる上での手がかりとなる戦間期自治主義運動の特徴・背景について検証したいと考えている。

2.1 帝政ドイツ時代：仏独のはざままで

アルザスにおいて初めて自治権の拡大を目指す動きが展開されたのは、1871年～1918年の帝政ドイツ時代であり、この時代の「自治主義運動」はドイツ支配下における自治の拡大を目指す運動であった。

1870～71年の普仏戦争でフランスはドイツに敗北し、1871年5月のフランクフルト条約により、アルザスはロレーヌの一部地域（ドイツ語圏であったモゼル県の大部分およびムルト県の一部）とともにドイツに割譲され、帝国直轄領エルザス・ロートリンゲン (*Reichsland Elsaß-Lothringen*、以下ライヒスラントと呼称) としてドイツ帝国に併合された²⁸。当時のドイツ帝国は22邦国と3自由市の連合による連邦国家であり、通常プロイセン首相が任命される宰相の権力は強いものの各邦国が一定の自治権を有していたが²⁹、アルザスは当初、ドイツ帝国の直轄領とされプロイセンが中央集権的支配を行った。1871年12月30日にアルザス・ロレーヌに対し帝国宰相が公布した行政令の第10条には「専制条項」が設けられ、戒厳令布告のほか言論・集会・結社の自由制限をはじめとする抑圧的な規定が盛り込まれていた³⁰。本条項により、例えば1875～1897年の間に12の新聞が廃刊に追い込まれた³¹。

このような抑圧的なプロイセン支配に対し抗議運動が発展した。最初、その動きはフランス本国への移住という形で顕在化し、ドイツ併合に不満を持つアルザス住民がフランス他地域に多数移住した。フランクフルト条約では、アルザスの住民は新たにドイツ国籍を取得しアルザスに残留するか、またはフランス国籍を保持しフランス他地域に移住するか、1872年10月1日までに選択する権利が認められていたが、当初ドイツによるアルザス併合

²⁸ なお併合前の1871年2月17日、フランス国民議会在ボルドーで開催され、アルザス・ロレーヌ割譲を含むドイツとの講和が圧倒的多数で議決されたものの、アルザス・ロレーヌ選出の全議員35名は割譲に反対し声明を発表した。これが「ボルドーの抗議」と呼ばれる。

²⁹ 市村卓彦『アルザス文化史』、人文書院、2002年、324～325ページ。

³⁰ 市村卓彦、同上。

³¹ VOGLER, Bernard, *Histoire politique de l'Alsace, De la Révolution à nos jours, un panorama des passions alsaciennes*, Strasbourg, Éditions La Nuée Bleue, 1995, p. 182.

への反発は強く、結果として主に管理職や自由業などのブルジョワジーや、プロイセンでの兵役を避けたいと考えた青年層を中心に合計5万人以上がフランス他地域に移住した³²。その後も毎年数千人が主にフランスのロレーヌ、ベルフォール、ノルマンディー地方や植民地アルジェリアなどに移住し、1895年までのフランス他地域への移住者はロレーヌ出身者も合わせると25万人に達したと推計されている³³。一方でドイツ本土からの移住者が人口の空白を補完し、例えばストラスブール市民の40%をドイツ本国からの移住者が占めた³⁴。

続いて、1874年にライヒスラントがドイツ帝国議会に代表権を持つようになると、議会活動を通じた抗議活動が行われた。この時選出された代議士15名全員が併合反対派であり、併合を不当とする「ボルドーの抗議」を繰り返した³⁵。

しかし、19世紀末に向かうにつれて併合自体に対する抗議は下火となり、代わりに自治主義運動が発達した。併合を撤回しフランスに復帰することが困難になった現実を受け止め、第三の選択肢として自治の実現・独自文化振興が目指されるようになった³⁶。ドイツへの併合を「撤回不可能な事実」として受け止め、「ドイツの政治的枠組みを受容するとともに、その枠組みの中でアルザスの特性を保持することを可能とするような政治的枠組みを追求することを推奨する」³⁷ことが同時期の自治主義運動の狙いであった。

その先駆けが1873年にオーギュスト・シュネーガン (Auguste Schneegan) が創設した「自治主義党」であり、地方政府の創設などを提唱した。この政党は1877年の帝国議会選挙ではアルザスに割り当てられた15議席のうち5議席を確保した³⁸。また、コルマル選出議員シャルル・グラッド (Charles Grad) は「アルザスをアルザス人へ」と提唱し、大きな支持を獲得した³⁹。アルザスでも、アルザス中央党や自由党、社会党 (1905年にエルザス・ロートリンゲン社会民主党と改称) をはじめ様々な政党が活動したが、ベルリンの中央政界の影響を受けつつもアルザスの受けていた政治的抑圧に対し敏感で、中央政党と一定の距離を置いていたと指摘されている⁴⁰。このような中で、帝国直轄領であったアルザスに対し政治的にドイツ諸邦国と同等の権利を要求する自治主義運動が盛んになるとともに、アルザス独自の文化保護、アルザス語文学・演劇の振興やアルザス語の地位向上を目的とする文化運動とも結び付いて発達した⁴¹。

³² VOGLER, Bernard, *op. cit.*, p. 174.

³³ 市村卓彦、前掲書 328 ページ。

³⁴ 市村卓彦、同上。

³⁵ 内田日出海『物語 ストラスブールの歴史 国家の境界、ヨーロッパの中核』、中公新書、2007年、224～225 ページ。

³⁶ なお市村卓彦 (前掲書 331～333 ページ) は、フランスにおける対独強硬政策を掲げたブーランジズムの挫折や1905年の政教分離法につながる反教権主義も、フランスのアルザスに対する関心を弱めたと指摘している。

³⁷ SCHWENGLER, Bernard, *Le syndrome alsacien, d'Alsace?*, Strasbourg, Éditions Oberlin, 1989, p. 72.

³⁸ SCHALL, Paul, *Geschichte des Elsaß in Kurzfassung*, Frankfurt am Mein, Erwin von Steibach-Stiftung, 1978, p. 36.

³⁹ 市村卓彦、前掲書 331 ページ。

⁴⁰ 市村卓彦、前掲書 332 ページ。

⁴¹ 中本真生子『アルザスと国民国家』、晃洋書房、2008年、19～20 ページ。

このような運動の成果もあり、当初のアルザスに対する抑圧的支配は徐々に弱まり、自治権が拡大された。まず、1874年にはアルザス・ロレーヌ州諮問議会（*Landesausschuss*）の創設が認められた⁴²。1879年に制定された「エルザス・ロートリンゲン統治法」ではライヒスラントがドイツ皇帝により任命される総督の支配下に置かれるなど他邦国と比較して差別的な制度は残されたものの、各邦国の議会に準じた地方参事会と諮問議会が設置され、議員は間接選挙により選出されるなど、一定の自治の基盤が確立した。上に挙げた「専制条項」は1902年6月18日に廃止され、さらに第一次大戦勃発直前の1911年には宰相テオバルト・フォン・ベートマン・ホルヴェーク（*Theobald von Bethmann Hollweg*）の元でアルザス融和策が実行され、アルザス・ロレーヌを26番目の邦国に格上げする「エルザス・ロートリンゲン憲法」が制定された⁴³。同時に二院制のアルザス州議会（*Landtag*）が創設され、アルザス独自の法を審議・採択することが可能となった。皇帝の大権に変化がなく、総督の監視下に置かれ、また州議会の採決に対し中央政府が拒否権を保持するなどなお差別的な制度は残ったものの、第三共和政下で中央集権が確立した同時代のフランスと比較すると、相対的に大きな自治権を得られたと言える。

さらに、この時代にアルザスは経済的・社会的にも大きく発展し、福祉制度が確立した。都市計画は普仏戦争の被災からの復興にとどまらず、ドイツ帝国の威光を示すべく近代化が図られ、旧市街を取り巻くように市域が拡大され、ヴィルヘルム様式やユーゲントシュティールなどの近代様式による建築物が大規模に建設された⁴⁴。また経済面でも、特に20世紀に入ってからアルザス経済は発展し、道路・鉄道網や電信電話、ライン川の河川交通や運河網などの整備が進み、ミュルーズの鉄鋼業などの重工業も発達した。文化面でも、ギュスターヴ・ストスコフ（*Gustav Stoskopf*）らの主導によるアルザス語文学や、ルネ・シクレ（*René Schickelé*）によるアルザス自治主義や自由主義ユマニズムに基づく文学が開いた⁴⁵。

第一次世界大戦が始まるとこの状況は一変し、開戦と同時に「戦時厳戒状態」が布告され軍司令部が行政の実権を把握した。そして、フランス国籍者を国外に追放し、親仏派や反独派の政治家・ジャーナリストらを拘留するなど厳しい監視下に置いた⁴⁶。また大戦ではアルザス人もドイツ軍への徴兵対象になり、動員令で徴兵された数はアルザス・ロレーヌ合わせて約22万人に達したが、一方で動員令発布の直前に約3,000人が亡命し、またドイツ国籍を持ちながらフランスに居住していた者約13,000人がフランス軍外国人部隊に入隊

⁴² 諮問議会はアルザス・ロレーヌの3県から選任された各10名、計30名の議員で構成され、予算および法の立案を諮問する役割が与えられた。

⁴³ 市村卓彦、前掲書335ページ。

⁴⁴ ストラスブール市内ではカイザー広場（現共和国広場）を中心に都市計画が進められ、広場の周りに皇帝宮殿や政庁、アルザス・ロレーヌ委員会庁舎などの建築物が建設されるとともに、都市再開発地区の多くには当時のフランスの水準を上回る水道、ガス、集中暖房、電話、エレベーターなどの設置された高級アパートが建設されるなど、インフラ面での充実が進んだ（市村卓彦、前掲書351ページ）。

⁴⁵ 市村卓彦、前掲書346～349ページ。

⁴⁶ 市村卓彦、前掲書356ページ。

するなど、アルザス出身者同士が最前線で対峙する状況が生じた⁴⁷。このような中、戦時中アルザスに駐留したドイツ軍兵士のアルザスの人々に対する疑心暗鬼の態度、そして戒厳令の施行やフランス語の禁止措置、スパイ容疑による逮捕などが、アルザスの人々を急速にドイツから離反させたと指摘されている⁴⁸。

大戦終結直前の1918年10月、アルザス・ロレーヌのフランス返還が講和の条件になることを予測し、それを妨げる狙いからドイツはアルザス・ロレーヌを邦国に格上げすることを決定した。また、11月にはドイツ革命がアルザスに波及し、キールの蜂起水兵代表団がストラスブールに到着して「兵士評議会」を設立し、市長に社会主義者の代議士ジャック・ペロット（Jacques Peirotes）が就任して「労・兵協議会」が設立された⁴⁹。急進派と穏健派の間で対立が起きつつも、両派それぞれ共和国樹立を宣言するなど独自国家樹立に向かう動きが見られたが、11月11日にドイツ政府と連合国が停戦協定を締結し、その後フランス軍が凱旋したことにより、自治国家・独立国家構想は幻に終わった。

以上のように帝政ドイツ時代、アルザスはプロイセンの支配を受け他のドイツ諸邦国と対等の立場にはなかったものの、第一次世界大戦中という例外的な時期を除き、社会経済や都市建設、福祉制度などが大きく発展し、また自治権も段階的に拡大する流れにあった。ドイツ本国とアルザスの統合が進む中、フランスへの復帰でもドイツとの完全な同化でもなく、中央政府に異議を申し立て、アルザスの住民がアルザスを統治する権利を獲得することを目標とした自治主義的運動の機運が盛り上がりを見せた。この時代に対するアルザス人の記憶は必ずしも悪いものではなく、また後の時代に活躍する「自治主義者」に共通する点として、この帝政ドイツ時代に青年時代を過ごし、多くがドイツ兵として第一次世界大戦に参戦していることは重要である。自治主義者のドイツに対する態度を論じる上でも留意が必要と考えられる。

2.2 戦間期における地域主義、自治主義運動勃興の背景と発展

本節では、戦間期における自治主義的な運動の背景および発展の経過について論じる。まず自治主義運動が発生し発展するきっかけとなったアルザスのフランス復帰直後の政治的・社会的背景について触れ、自治主義運動家を駆り立てた動機が何であったか検証する。続いて、初期の自治主義運動から1920年代末の全盛期を経て、ヒトラー政権が誕生しナチズムの影響が濃くなる1930年代に至るまでの自治主義運動の発展の経過を追いたいと考えている。

⁴⁷ 市村卓彦、同上。

⁴⁸ 中本真生子、前掲書 73 ページ。

⁴⁹ 市村卓彦、前掲書 359 ページ。

2.2.1 自治主義運動勃興の背景 - 「アルザスの不満」

先に述べたように、帝政ドイツ時代のアルザスでは自治主義運動の発展が認められるものの、フランス中央政府に対する異議申し立てとしての自治主義運動は第一次大戦後に遡る。上に示したように、帝政ドイツ時代後期、アルザスでも他のドイツ諸州に近い水準の自治が実現した。フランスの1905年政教分離法はアルザスには適用されず、またビスマルク時代制定の社会保険制度など、先進的福祉制度の恩恵を受けた。しかし、第一次大戦後アルザスがフランスに復帰すると、第三共和政下で確立していた中央集権的制度ゆえにこれらの伝統・制度の維持が困難になった。ドイツ支配下にあったアルザスのフランス復帰への過程で生じた様々な軋轢・困難や、フランスによるアルザス「軽視」の態度が、様々な問題を引き起こし、アルザス人の間に不満を呼び起こした。この心理状態は「アルザスの不満 (*malaise alsacien*) 」と呼ばれ、自治主義運動の背景となった。

1919年10月にはフランス法が導入され、アルザス独自の法制度の一部は残されたもののドイツ帝国下で認められていた自治権は廃止された⁵⁰。さらに、選別委員会を設けドイツ本土出身者を差別・追放するなど、実情を無視した差別的政策をフランス政府は強行した⁵¹。例えば、早くも1918年11月17日にはアルザス在住のドイツ人等に対し退去勧告が出され、同年12月には本人や両親の出生地に基づく身分証明書が発行され、アルザス人の選別・追放がフランス政府の手で行われた⁵²。結果としてアルザスからドイツ本国などに約11万人が追放され、一人当たり荷物30kg、2,000マルクしか持ち出すことが認められなかった⁵³。1940年以降、ナチ体制下でアルザス外に追放された約45,000人とされる数字を上回る規模であり(3.1.1参照)、アルザス史に大きな汚点を残した。

さらに、急速なフランス語の導入やフランス化政策も混乱を及ぼした。例えば1918年12月には行政機関の公用語がフランス語に切り替えられ、役所で大きな混乱を引き起こした。公務員を含めアルザス人の大多数が十分にフランス語の運用能力を有しない現状が考慮され、結果的には非公式ながらドイツ語使用は認められるようになったが、ドイツ語のできないフランス他地域出身でアルザスに派遣された公務員に対し給与の16%の特別手当が支払われたものの、アルザス出身の公務員にはその半分の手当しか支給されないなど、アルザス側には多くの不満が残された⁵⁴。さらに、フランス他地域出身の公務員が決定権のある

⁵⁰ 中本真生子、前掲書 118～119 ページ。

⁵¹ 中本真生子、前掲書 117～118 ページ。

⁵² 中本真生子 (前掲書 117～118 ページ) によると、両親・祖父母がアルザス生まれの者は A カード、両親のいずれか、または祖父母のいずれかがドイツ生まれの者が B カード、父方または母方の系がフランスの同盟国または中立国生まれの場合は C カード、ドイツ生まれの者には D カードが付与され、D カードを付与された者が追放の対象になるとともに、残ったアルザス人の間にも深刻な対立が引き起こされた。

⁵³ VOGLER, Bernard (*dir*), *Nouvelle histoire de l'Alsac, Une région au cœur de l'Europe*, Toulouse, Éditions Privat, 2003, p. 246.

⁵⁴ 中本真生子、前掲書 118 ページ。

地位を独占する一方、彼らのメンタリティーや仕事のやり方がアルザス出身者と異なり、しかも帝政ドイツ時代の方法と比べて「非効率的」と映ったことも、不満を招いた⁵⁵。

教育現場においては、フランス復帰に伴いフランス語直接教育法が導入された。これはアルザス語を日常言語とする児童だけでなく教師にとっても大きな負担であり、またドイツ語の授業は大幅に減らされた。結果として児童のフランス語・ドイツ語両言語の能力低下やそれ以外の科目の成績悪化を招き、さらにフランス他地域から派遣された教師や補助教員として派遣されたフランス人兵士らとアルザス出身の教師との間で対立が多発した⁵⁶。

宗教面では、アルザスでは1801年の政教協約をはじめフェール法⁵⁷など1870年以前の宗教法がドイツ支配下でも引き継がれ、1918年のフランス復帰後も引き続きカトリック、プロテスタントおよびユダヤ教の三宗派が正式に公認され聖職者に給与が払われたほか、公立学校でも宗教教育が継続されていた⁵⁸。しかしフランスは1905年に政教分離法を公布し政教協約を廃止しており、アルザスにおける廃止も当然の流れのように思われた。この流れに抵抗し、宗教的権利を守る運動が展開される。

このほか、経済面ではドイツ市場を失ったことやフランス経済との一体化に伴う混乱が見られた。例えばアルザスのワイン産業はフランス市場において白ワインの人気の低ことから衰退を余儀なくされ、また家族経営の繊維工場は北フランスとの競争にさらされた。先行研究ではアルザス自治主義運動の経済的側面について言及されることは少ないが、アルザスの産業保護は自治主義者から要求として出されており、例えば2.2.2および2.3.2で取り上げる「郷土同盟宣言」ではアルザス・ロレーヌの鉄道網の独立運営や、国際競争やフランス他地域との競争に対する農業、ワイン醸造、商工業の保護が挙げられている⁵⁹。

また、フランス共産党やその分派である抵抗共産党が運動の一翼を担ったことからわかるように、自治主義運動は部分的ながら階級闘争・反資本主義的な側面を担っていた。共産主義と一線を画す勢力からも、例えば2.3.3で示す「青年同盟」のパンフレットに「資本主義的システム」への非難の声記されていることは注目に値する。

ただし、国境関税の適用については5年の移行期間が設けられ、また戦災復興が進んだことから短期的にはアルザス経済はむしろ潤ったと指摘されており⁶⁰、同時期のドイツではハイパーインフレーションに象徴される経済混乱もあったことから⁶¹、必ずしも経済的苦境

⁵⁵ WITTMANN, Bernard, *Une histoire de l'Alsace, autrement : E G'schicht zum uewerläwe*, Tome II, Morsbronn-les-Bains, Éditions Rhyn un Mosel, 1999, p. 59.

⁵⁶ 中本真生子、前掲書 122 ページ。

⁵⁷ フェール法 (*Loi Falloux*) は1850年に制定され、コミューン議会に教員任命権を与える法律で、協会設立の学校において国の正規の資格を持たない聖職者の任命の教員採用を可能としたほか、教会が中等学校の設立を可能にするなど、カトリック勢力の教育界における地位の拡大に寄与した。参考：廣澤孝之「第三共和制下の政治的諸課題とデュルケーム」、『福岡大学法学論叢』第54巻第4号、2010年、112ページ。

⁵⁸ 市村卓彦、前掲書 369 ページ。

⁵⁹ *La propagande antifrançaise en Alsace et Lorraine, Le mouvement autonomiste depuis 1918*, Archives nationales, F7 13395.

⁶⁰ GOODFELLOW, Samuel Huston, *op. cit.*, p. 21.

⁶¹ 敗戦後のドイツにはヴェルサイユ条約に基づき、1320億マルクに達する賠償金支払いを課せられ、1923年1月にはドイツの賠償金支払い不履行を理由にフランス・ベルギー軍がルール地方に進駐し、ドイツ政府は進駐軍への協力一切を拒む消極的抵抗で対抗した。戦債の支払いなども加わりハイパーインフレーション

が自治主義興隆やフランス政府への反感の主要な原因ではなかったとも考えられる。例えば 2.3.1 で紹介する主要自治主義政党 UPR の 1925 年の決議文でも直接経済問題に関する言及はなく、郷土同盟宣言でも扱いは小さい。全体として経済問題は自治主義者の要求として前面に押し出されていない印象を受ける。

以上のような強引なフランス化政策への反発により、中央政府からのアルザスの自立を求めて戦間期に自治主義運動が興隆した。そして、自治主義の主張の拠り所となったのはアメリカ大統領ウッドロウ・ウィルソンが 1918 年 1 月 8 日に発表した「十四か条の平和原則」に盛り込まれていた民族自決の原則である。ストラスブール特別警察署 (*commissariat spécial de police*) が 1928 年に作成した報告書でも、「ウィルソン大統領の声明により、現在の分離主義運動の基礎にある『アルザス・ロレーヌの自決権』が 1918 年 10 月以降、アルザス・ロレーヌにおいて問題とされるようになった」との指摘がある⁶²。

もっとも、第一次大戦後の欧州ではチェコスロヴァキアなどの東欧各国やアイルランドなど数多くの独立国が生まれ、独立に至らなかった地域でもラインラントやバイエルンなどで分離独立運動が盛んになったにもかかわらず⁶³、アルザスでは民族自決思想がフランスからの分離独立という要求にはほとんど発展しなかった。次項以降でも述べるが、分離独立に含みを持たせる急進的な党派は現れるものの、分離独立やドイツ復帰を運動方針として公言することは皆無に近かった。

この理由については先行研究で明確には挙げられていないが、まず 2.1 の終わりで挙げたような第一次大戦中のドイツによる圧政・敵対的態度が考えられる。開戦前は徐々にアルザスの自治が拡大し、都市開発も順調に行われるなどアルザスにとって必ずしも悪い時代とはいえないが、第一次大戦中の軍支配下による厳しい抑圧的体制はドイツから離反させるには十分であり、ドイツへの復帰意欲を下げる効果を及ぼしたことは確かである。その後不満に変わったとはいえ、実際に 1918 年 11 月のフランス軍のアルザス進駐の際には住民から熱狂的な歓迎を受けている⁶⁴。また、上に挙げた第一次大戦後のドイツの経済的・政治的混乱もドイツ復帰の魅力を低下させたとグッドフェローは指摘している⁶⁵。では、なぜ独立国としての道を望まなかったのだろうか。市村卓彦は著書『アルザス文化史』で、「アルザスにあつて自治は独立を意図していない。人口はきわめて少数であり外交、国防、通貨問題を考えても独立は困難であろう」⁶⁶とその理由を推察した。独仏という両大国に直接

ョンが進行し、1923 年 11 月には 1 ドル=4 兆 2000 億マルクに達した。さらに、1923 年 11 月のヒトラーらのミュンヘン一揆のほか、ワイマール共和国打倒を目指すカップ一揆（1920 年）や相次ぐヴァイマル政権閣僚の暗殺事件など、政治的にも混乱を極めていた。（石田勇治『シリーズ・ドイツ現代史 I 20 世紀ドイツ史』、白水社、2005 年、40～42 ページなどを参照）

⁶² Archives nationales, F7 13390.

⁶³ セバスチャン・ハフナー著、瀬野文教訳『ドイツ現代史の正しい見方』、草思社、2006 年、126 ページ。

⁶⁴ 市村卓彦（前掲書 362 ページ）によると、アルザス住民の多くが当初フランス復帰を歓迎したのは、平和の到来および彼らが抱いていた「理想のフランス」との再会を喜んだこと、またドイツと違いフランスがアルザスの独自性、地方自治、言語を尊重すると考えたことが理由であった。

⁶⁵ GOODFELLOW, Samuel Huston, *op. cit.*, p. 23.

⁶⁶ 市村卓彦、前掲書 370 ページ。

挟まれた地政学的位置での独立国の困難は、第一次大戦での中立宣言に反してドイツに攻め込まれたベルギー、オランダなどの例を見ても想像に難くない。また、オーストリア・ハンガリーから独立したチェコスロヴァキアなどの東欧諸国と異なり、フランスは第一次大戦の戦勝国であり、ヴェルサイユ体制からの逸脱につながりドイツを利する可能性のあるアルザス独立への支持を英米などの列強諸国から得られる見込みも薄かったであろう。

もちろんヴェルサイユ体制を覆す動きに対してのフランス政府による抑圧的姿勢が、独立運動の発展の芽を摘んだ可能性も十分にある。まず、2.2.2 に示すようにフランス復帰後、連邦主義的な動きに対し政府は明確に活動を抑圧した。2.5.1 で挙げるように、明らかな分離独立の主張がなくても自治主義運動は「コルマール事件」のような弾圧事件に見舞われており、たびたび「フランスの枠内での自治」と運動の目的を限定するなど主張から分離独立色を薄める必要性に迫られていた。このような政府の抑圧的姿勢に加えて、経済的・地政学的理由などを背景としたアルザス住民の分離独立志向の弱さが、自治主義運動の性格を全体として比較的穏健なものにしたと推察される。

2.2.2 自治主義運動の発展 - フランス復帰後から 1920 年代までの歩み

当初、自治主義運動を主導したのは 1919 年創設の UPR (*Union populaire républicaine d'Alsace*, アルザス人民共和連合) であった。この政党はカトリック系政党で、大衆政党の側面を持ち政治潮流上は中道に位置するが、2.3.1 項で見ると自治主義・地域主義的な政策を掲げていた。ただし自治を巡る姿勢は当初より党内でも大きく幅があり、後の分裂をもたらす要因となった。この他、影響力は UPR に比べると限られていたが、UPR を離れたジョゼフ・ヒュメル (Joseph Hummel) により 1919 年 7 月にはアルザス・ロレーヌ連邦主義党 (*Parti fédéraliste d'Alsace-Lorraine*) が結成された。この政党は「アルザス・ロレーヌ自治共和国」を成立させ、フランスのほか将来的にはベルギーやルクセンブルク、ライン川左岸とともに連邦制に基づく「大フランス」を成立させ、その中でアルザス・ロレーヌの自治を維持するという大胆な構想を抱いていたが、UPR と比較してアルザス・ロレーヌの帰属やフランスの中央集権の枠組み自体を大きく揺るがす急進的な自治主義・分離主義的な主張を唱えたこともあり、フランス政府による機関紙出版や集会の禁止措置に遭い事実上活動停止に追い込まれた⁶⁷。

上に挙げた連邦主義党などを例外とすると、当初の自治主義運動は、二言語使用、ドイツ時代の行政制度維持、政教分離法の適用除外維持などを要求し、フランスとの一体性を前提とした地域主義的な穏健な運動が中心であり、政教分離に敵対的な層、聖職者や「民族自決」に理解を示したフランス共産党などが主に支持した。一方、中央政府への速やか

⁶⁷ WITTMANN, Bernard, *op. cit.*, pp. 42-44.

な「同化」を求める SFIO（労働者インターナショナルフランス支部、フランス社会党の前身）や急進党などは自治主義に敵対した。

以上のように、フランス復帰直後の 1919 年には自治主義的な運動がアルザスで組織されていたものの、前述したように第一次大戦後に経済が混乱を極めたドイツと比較してアルザスを含むフランスの経済的状况は相対的に良好であり⁶⁸、また上に挙げたようにフランスの政教分離法が適用されず、宗教的権利などの面でドイツ時代の制度が引き継がれるなどフランス政府の方針にやや宥和的な側面もあったことから、1924 年までは自治主義運動の発達は限定的であった⁶⁹。

しかし 1924 年、反教権的立場で一致する SFIO と急進党が「左翼カルテル」を結成して政権を獲得した後、急進党出身のフランス首相エドゥアール・エリオ（Édouard Herriot）がアルザス・ロレーヌへのフランス法の完全適用の方針を発表すると⁷⁰、政府の中央集権化政策への反発から政治的自立を求める自治主義運動が急速に発展した⁷¹。その端緒が、1925 年 5 月 9 日の自治主義派週刊誌『未来（Die Zukunft）』創刊である。ジャーナリストのポール・シャルのほか、ドイツ時代の 1911 年に創設されたアルザス州議会であつて議長を務めたウージェーヌ・リクラン（Eugène Ricklin）博士が『未来』の創刊に主導的役割を果たし、翌年には購読部数 28,000 に達するなど一定の成功を収めた⁷²。次いで、1926 年には「郷土同盟（Heimatbund）」が結成され、二言語教育や宗教的権利に加えフランスの枠内でのアルザスの政治的自治、裁判・行政などの分野におけるドイツ時代の制度維持が主張された。そして間もなく「郷土同盟宣言（Manifest der Heimatbund）」が発表され、UPR 自治主義派のロッセをはじめ主要な自治主義者の多くが調印した。郷土同盟は同年 12 月 23 日、日刊紙『民衆の声（Volksstimme）』を発刊し、主筆をリクラン、編集をコルマルの小学校教員ロッセが務めた⁷³。

これと前後して、自治主義を掲げる政党が数多く結成され、また自治主義派の新聞・雑誌の創刊も相次いだ。1927 年 9 月 25 日、アルザス語研究で博士号を得て、各地で教員を務めていたカール・ロース（Karl Roos）らが「自治主義党（Autonomistische Partei）」を結成

⁶⁸ 例えばドイツマルクとフランスフランの交換に関しては戦前下落前のマルクのレートが適用されたために購買力の面では有利であり、再フランス化によりフランス国内市場や植民地市場が開かれた一方、ドイツ経済圏からは切り離されたもののヴェルサイユ条約で国境関税の適用に関しては 5 年の猶予期間が設けられるなど、移行に伴う変化に対し一定の配慮はなされた。

⁶⁹ GOODFELLOW, Samuel Huston, *Between the swastika and the cross of Lorraine, Fascisms in interwar Alsace*, DeKalb, Northern Illinois University Press, 1999, p. 23.

⁷⁰ 内田日出海『物語 ストラスブールの歴史：国家の辺境、ヨーロッパの中核』、中公新書、2007 年、255 ページ。

⁷¹ なお 1925 年前後の自治主義運動興隆の背景として、フランス政府の同化政策推進のほかにも、ドイツが自国通貨マルクの安定に成功し経済が上向きになったこと、同時にドイツ政府がヴェルサイユ条約で失った領土への関心を高めたことを指摘する論者も存在する（DREYFUS, François. G, *La vie politique en Alsace, 1919-1936*, Paris, Armond Colin, 1969, p. 90.）。実際、同時期にベルギーのウーペン・マルメディ地方やポーランドでも親独的デモが発生したという。

⁷² KLEIN, Pierre (*dir.*), *L'Alsace*, Paris, Les Éditions d'Organisation, 1981, p. 286.

⁷³ 市村卓彦、前掲書 373 ページ。

し、次第にドイツ寄りの論調を強めた⁷⁴。この政党は、欧州合衆国の一員でありフランスとドイツの仲介役を務める独立アルザス・ロレーヌの結成を目標にしていたとされる⁷⁵。また同じく1927年には「独立郷土党（ドイツ語 *Unabhängige Landespartei*、以下郷土党と表記）」が設立されたが、この政党は結成宣言中で「民族自決権に基づくアルザス・ロレーヌの自治と固有の立法・行政権を有するアルザス・ロレーヌ代表機関の設立」⁷⁶を要求し、さらに「フランス政府が善意を有し、望ましい統治を行った場合」⁷⁷のみ、フランスの枠組み内での自治が可能であると宣言するなど、将来的な分離独立に含みを持たせた。一方、中央集権寄りの政策に反発して1925年に急進党を離脱したカミーユ・ダーレらが中心となり、1927年、より穏健な非宗教自治主義政党である進歩党（*Fortschrittspartei*）が結成された。ダーレはその後、郷土党などの自治主義政党と提携を試みつつも、反仏的な立場とは一線を画し穏健路線を歩んでいく。

全体として見ると、1925年以降に結成された党派の多くは反仏・親独的色彩を帯びており、自治主義運動の急進化のきっかけとなった。一方、当初より比較的穏健な自治主義的政策を掲げていたUPR内部では新しく結成された自治主義諸政党との距離や、自治主義寄りと中央政府寄りのいずれの路線を追求するかを巡り対立が発生し、反自治主義派が離党して1928年11月に「アルザス大衆国民行動（*Action Populaire Nationale d'Alsace*、以下APNA）」という名称の政党を結成した。なおこの政党に対しては結成時から1936年に至るまで、毎月11万フランを超える金額の支援がフランス政府よりなされていたとの指摘もある⁷⁸。これが事実であるとすれば、以下に述べるドイツ政府からの資金援助も踏まえると、アルザス政治はいわば独仏の代理戦争の場になっていたとする見方も可能である。ともあれ、UPRは引き続き下院選挙における得票率が20~40%を占めるなど、戦間期を通しアルザスで第一党を占めた⁷⁹。共産党も自治主義を支持する傾向が強く、自治主義が広範に支持を集めていたことは確かである。

自治主義運動は各種選挙を通して勢力拡大を図り、国政選挙・地方選挙の両方で勢いを増した。1928年4月22日および29日の下院議員選挙では、2.5.1で述べる「コルマール裁判」の最中にもかかわらず大きな勝利を収めた。「コルマール裁判」被告でもあるロッセとリクランの当選は、自治主義への支持の強さを示すものとなった。その後、1929年には自治主義諸政党と共産党、UPRの共同戦線が結成され（「民衆戦線（*Volksfront*）」と呼ばれる）、同年5月に実施されたストラスブール市議会選挙では共産党11名、自治主義諸政

⁷⁴ 市村卓彦、前掲書374ページ。

⁷⁵ DREYFUS, G. François, *op. cit.*, p. 116.

⁷⁶ MAUGUÉ, Pierre, *Le particularisme alsacien 1918-1967*, Paris, Presses d'Europe, 1970, p. 67.

⁷⁷ *Idem.*

⁷⁸ VOGLER, Bernard, *op. cit.*, p. 225.

⁷⁹ DREYFUS, G. François, *Histoire de l'Alsace*, Paris, Hachette, 1979, pp. 181, 182, 184, 232.

党7名、UPR4名の計22名が当選し、市長に分離主義を唱えた共産党員のシャルル・ユベールが就任するなど、自治主義勢力は絶頂期を迎えた⁸⁰。

2.2.3 1930年代における自治主義運動とナチズムの影

1930年代に入ると、ドイツにおけるナチズムの伸長および脅威、世界恐慌、ヒトラー政権の成立、フランスにおける極右勢力の伸長や人民戦線結成などがアルザス自治主義運動にも多大な影響を与えた。1920年代末以降、ファシズムやナチズム伸長の影響も受けて自治主義の一部が急進化するとともにファシズム・ナチズムに接近するような動きが見られた。穏健な自治主義と比較し、支持層や影響力は限られていたが、自治主義に対するイメージに影響を及ぼした。すでに1927年に結成されていた自治主義党や郷土党などのほか、1929年にジャン＝ピエール・ムーラー主導でフランス共産党から分離して結成された「アルザス・ロレーヌ抵抗共産党（ドイツ語 *Kommunistische Partei-Opposition*）」、1931年に結成され、ヘルマン・ビクラーが率いた「青年同盟（*Jungmannschaft*）」などは急進的な自治主義グループの代表格である。特に後者は準軍事組織的な性格を帯び、ヒトラーユーゲントと交流するなどナチズムとも接近し、機関紙『自由な民族（*Frei Volk*）』上ではユダヤ人・黒人などの集団に対し激しい非難を行った⁸¹。詳細な主張は2.3.3に記すが、青年同盟の機関誌ではすでに創設直後の1931年、次のように述べてフランス語の「押しつけ」を非難し、その急進的・分離主義的立場を示唆している。

「フランス語は我々にとって、イタリア語やスペイン語と同じくらい異質なものである。国家の言語であるからフランス語は我々に課されるべきと主張する者もいる。しかし、我々はアルザス・ロレーヌ国家にしか帰属したくないと重ねて主張している。ドイツ語以外の言語を学ぶ必要性を我々は感じていない」⁸²

一方の抵抗共産党は、マルクス主義的な立場から徐々に離れ、1935年「労働者・農民党（*Arbeiter- und Bauernpartei*）」に改編された。この政党は資本主義と共産主義の両方を拒絶し、キリスト教に依拠しドイツにおけるナチ党の教会に対する敵対的姿勢を批判しつつも、西欧民主主義を否定しドイツ・ナチズムやイタリア・ファシズムの実績を積極的に評価していた面があったと指摘されている⁸³。なおこの政党は独仏開戦直前の1939年7月、

⁸⁰ 内田日出海、前掲書 255 ページ。

⁸¹ EISCHBACH, Bernard et OBERLE, Roland, *Les loups noirs : Autonomisme & terrorisme en Alsace*, Strasbourg, Alsatia-Union, 1990, p. 168.

⁸² *Jungmannschaft*, 1931年2月21日。なお DREYFUS, G. François, *La vie politique en Alsace, 1919-1936*, Paris, Armond Colin, 1969, p. 167 に掲載されたフランス語訳を引用した。

⁸³ SCHWENGLER, Bernard, *op. cit.*, p. 75.

郷土党と合併して「エルザス・ロートリンゲン労働者・農民党 (*Elsass-Lothringische Arbeiter- und Bauernpartei*) 」となった⁸⁴。

ヒトラー政権誕生に前後して、自治主義勢力の一部が急進化し反仏的・親ファシズム的態度を明確にすると、それまで自治主義を支えていた有力政党が徐々に離反し、自治主義勢力の分裂も進んで全体としては弱体化した。例えば 1933 年に UPR は郷土党および抵抗共産党との選挙協力を破棄して「民衆戦線」は崩壊し、1934 年に実施された県会議員選挙では郷土党とは別に立候補者を出した⁸⁵。ダーレの率いる進歩党も 1934 年に郷土党との協力関係を破棄するなど⁸⁶、自治主義者の中でもファシズムや分離主義と距離を置く勢力と、ナチズム・ファシズムに親和的と考えられた急進的勢力との間で急速に亀裂が深まった。また、自治主義勢力と一定の距離を置きつつも自治主義的理念を支持していたフランス共産党も、後述するように 1930 年代後半には他の自治主義勢力と距離を置いて反ファシズムの姿勢を明確にし、中央政府とアルザスのつながりを重視するようになる。

1930 年代の自治主義運動の衰退の一因として、フランス政府がアルザスに対し一定の「譲歩」をしたことが挙げられる。例えばドイツ語教育は小学校 2 学年より開始されることになり、コンコルダートその他宗教上の例外規定についても結果的にはドイツ時代のまま残され、その他ドイツ時代に由来する制度・法律が引き続き残された。加えて、1918 年以降にフランス式の教育を受けた若い世代が、フランス語やフランス文化に慣れ親しんだことで、自治要求に対する支持が弱まったとする指摘もある⁸⁷。また、ヒトラー政権成立に伴う脅威が、アルザス内部の問題から関心を遠ざけたと指摘されるように⁸⁸、ドイツの「脅威」を特に強く感じる地政学的位置にあったアルザスの人々が、フランス国内の結束を優先させるべきと考えたことは不思議ではない。ドイツ語を理解し、ドイツのラジオを聴取していたアルザスの人々はヒトラーの演説を直接理解可能で、ドイツからの難民がアルザスにも来ていたことから、フランス他地域と比較してもアルザスの人々が欧州における脅威の高まりに敏感であったとの指摘もあり⁸⁹、「ドイツ語を理解する」というアルザスの特徴が逆に反ヒトラー・親仏感情を後押しする原因にもなったと考えられる。

1938 年のミュンヘン会談を巡っては、アルザスの自治主義勢力はこぞって宥和を支持する立場を取った。2.4.5 および 3.4.4 で詳しく示すように、自治主義者の中でも比較的親ナチ的であった『ELZ』や『自由な民族』などの各誌は言うまでもなく、ロッセなどナチズムとある程度距離のある者も宥和・妥協を強く支持した。

⁸⁴ VOGLER, Bernard, *Histoire politique de l'Alsace, de la Révolution à nos jours, un panorama des passions alsaciennes*, Strasbourg, La Nuée Bleue, 1995, pp. 230-231.

⁸⁵ BANKWITZ, Philip Charles Farwell, *Alsatian Autonomist Leaders 1919-1947*, Lawrence (USA), Regents Press of Kansas, 1978, pp. 32-33.

⁸⁶ BAECHLER, Christian, L'autonomisme alsacien dans l'entre-deux-guerres, in *Historiens & Géographes*, n° 347, 1995, p. 249.

⁸⁷ STRAUSS, Léon, Le malaise alsacien et le développement de l'autonomisme, in *Historiens & Géographes*, n° 347, 1995, p. 236.

⁸⁸ MAUGUÉ, Pierre, *op. cit.*, p. 98.

⁸⁹ KLEIN, Pierre, *L'Alsace*, Paris, les Éditions d'Organisation, 1981, p. 290.

そして、2.5.2 で詳述する通り、1939 年の独仏開戦直前には主要な自治主義者が相次いで逮捕され、また自治主義系の組織の多くが禁止されたことで、戦間期の自治主義運動は事実上幕を下ろすことになる。ヴァイマル政権の基盤確立とドイツの復興に伴い勢力を増した戦間期の自治主義運動であるが、1930 年代のナチ政権の誕生は自治主義運動に急進化と分裂をもたらし、ドイツへの警戒心も相まって「民衆戦線」の崩壊やフランス共産党、進歩党などの自治主義陣営からの相次ぐ離脱により全体として衰退に向かい、第二次大戦が近づくとともにフランス政府による激しい抑圧によりいわばとどめを刺された形となった。

2.3 自治主義者の分類とその主張

戦間期の自治主義運動は単一の組織による運動ではなく、多様な党派・集団を担い手とする様々な主張を掲げた運動であり、中央政府との距離や自立志向も異なっていた。

先に戦間期の自治主義を地域主義、自治主義、分離主義の3つに分類したハイツの指摘を紹介したが、この区分は戦間期アルザス自治主義を論じる上で比較的広く用いられており、例えばベヒラーは「分離主義者」が郷土党に多く集まっていたこと、さらにその大多数が「明らかに親独的であった」⁹⁰ことを示している。ヴォーグラールはさらに、郷土党がドイツへの復帰を目指しており、プロテスタントが優勢でフランス語の浸透に反発した農村部が支持基盤であったこと、また言語問題を盾にアルザスのフランスから離脱する権利を主張したフランス共産党も「分離主義者」に含まれることを指摘している⁹¹。一方、「分離主義者」の中にも、フランス共産党のユベールのように、ドイツ復帰ではなく独仏に対し中立の立場を取るアルザス・ロレーヌ独立国を樹立する動きや、フランスとの連合国家を目指す動きもあったとの指摘もある⁹²が、具体的な構想を広く公表して支持を取り付けようとしたことは確認できない。

次に、ベヒラーが「本来の意味での自治主義者」として挙げるのが、ドイツ時代の1911年に制定されたアルザス・ロレーヌ憲法を規範とし、フランスの枠組み内でアルザスの独自性を保持するために自治の実現を目指した者である⁹³。最後に、大なり小なりの行政上の地方分権を支持した「地域主義者」が挙げられており、UPRの反自治主義派などのようにフランスの行政制度全体の改革を通じた地方自治の推進を掲げるにとどまった勢力がいた一方、UPRの多数派のようにフランス全土に適用されるものでなくでも、まずアルザスで地域自治に関わる改革を実施するように主張する者も存在した⁹⁴。なおヴィットマンは上に挙げた狭い意味での「自治主義者」と「地域主義者」を分ける大きな違いとして、地域主義者の要求が行政上の地方自治やドイツ時代からの既得権益・宗教的権利の維持、予算決

⁹⁰ BAECHLER, Christian, L'autonomisme alsacien dans l'entre-deux-guerres, in *Historien & Géographe*, n° 347, février 1995, p. 254.

⁹¹ VOGLER, Bernard, *op. cit.*, p. 222.

⁹² WITTMANN, Bernard, *op. cit.*, p. 72.

⁹³ BAECHLER, Christian, *op. cit.*, p.254.

⁹⁴ *Idem.*

定権を伴うアルザス地域圏議会の創設などの要求にとどまっていた一方、自治主義者は「少数民族」としてのアルザスという考え方に依拠し、立法権を持つより強力な地域圏議会の創設、アルザス・アイデンティティの確立やドイツ語・アルザス語を使用する権利確立のための闘争に重点を置いていたことを挙げている⁹⁵。また、この「自治主義者」は大きく二つの流れに分けられると指摘されており、UPRの自治主義派を中心とした宗教的権利を擁護する勢力と、進歩党などの政教分離の立場を取る世俗派に分かれ、このうちリクラン博士やロッセ、ケッピなどは前者に、ダーレなどは後者に分類されている⁹⁶。

では、自治主義・地域主義勢力は具体的にどのような要求を掲げていたのか、各政党の綱領・行動方針などを手掛かりに実例を見てみたい。ここでは自治主義運動内の穏健派、中間派、急進派をそれぞれ代表すると考えられる主要勢力として、UPRおよび郷土同盟、青年同盟を取り上げる。さらに、急進派の中でもフランス共産党から分離して発展した政党として、労働者・農民党についても触れたい。UPRおよび郷土同盟については宣言文を手掛かりに、青年同盟については指導者ビクラーの声明文『我々の望むもの (*Was wir wollen*)』、労働者・農民党については1935年の決議文が掲載されたムーラー作成のパンフレット『なぜアルザス労働者・農民党なのか (*Warum elsässische Arbeiter- u. Bauernpartei?*)』を使用し、それぞれの団体の主張が明確にわかるように紹介したい。

2.3.1 UPR

2.2.2で述べたように、1919年に結成されたUPRは穏健な自治主義・地域主義を推進し、また国政・地方議会選挙で多数の議席を占め、アルザス政界に大きな影響力を行使した。ここでは、自治主義運動の本格的な発展段階にあたる1925年11月29日に開かれたUPR総会決議を手掛かりに、具体的な主張を検討し紹介する。なおこの決議の内容は必ずしもアルザス問題に特化したものではなく、国際問題やアルザスと直接関係のない国政問題にも及んでいるが、ここではアルザス問題に関する項目を中心に検討する⁹⁷。

決議ではまず党の基本的性格として、以下の項目が挙げられている。

1. 政治・経済・文化・社会上の民主主義実現
2. 国家発展の基礎としてのキリスト教原則を認識し、宗教勢力の活動や全宗派の宗教的組織の活動を支援すること。
3. フランス国家の枠組み内でのアルザスの利害・権利の積極的擁護
4. 言論・思想・集会・出版の自由など、あらゆる政治的自由の擁護
5. 内政面では、職業や階級、政治思想を問わず、市民一人一人の精神的・物質的慣習を保護する。

⁹⁵ WITTMANN, Bernard, *op. cit.*, p. 73.

⁹⁶ *Idem.*

⁹⁷ なお決議文は Archives nationales, F7 13381 を参照。

6. 国の利益や国際協力を重視する対外政策を採用する。

上に述べたような民主主義的な諸原理の尊重に加えて、各々の市民だけでなく家族や職業、コミュニオンや宗教など国家を構成する集団の自然権や自由の尊重を説いており、中央集権に距離を置くコーポラティズム的な要素がうかがえる。その上で、「過度の中央集権化はフランス国家が1世紀以上にわたり苦しんできた根源的な悪であり、健全な地域主義という方向に沿った幅広い改革を実施するべきという、賢明な政治家が抱く信念を党は共有している」と述べ、地域圏 (*région*) の設置と地域圏による行政上の自治の確立による幅広い地方分権化こそが国家や人民を刷新できると主張し、地域圏による行政、選挙に基づく地域圏評議会の結成や地域圏への予算策定権の付与などを主張している。そして、アルザスの人々の利益を侵害し、アルザスの権利・自由と矛盾する一切の同化政策に対し明確に反対すると表明し、「国の仕事は国が、地域の仕事は地域が、コミュニオンの仕事はコミュニオンが行う」という原則に基づく地方自治の確立を目標に掲げた。アルザスにおいては、一方的なフランス法の導入に反対し、地域別の学校教育プログラム策定、教育現場や行政・裁判所などでの仏独二か国語使用⁹⁸、宗教教育や宗派別の学校教育の継続などを主張に掲げた。以上のように、UPRの主張の軸はフランス政府の同化政策に反対し、地方自治の拡大と言語・宗教・経済面を中心とする独自の地位の維持・発展を求める点にあった。ただしこの時点では、行政上の自治についてはアルザス独自の改革ではなく、あくまでもフランス全土の地方分権改革の枠組みで行うことが念頭に置かれていた。アルザスをフランス他地域と異なる自治州や独立国家にしようとする意図はなく、またアルザス独自の制度の維持に関する主張も比較的穏健なものにとどまっている。アルザス問題を巡り党内に路線対立があったことの反映と思われる。アルザスの特性を無視するフランス政府の政策に対する批判は盛り込まれているものの、「反仏的」なニュアンスは弱く、「同化政策」が批判の対象となっているにすぎない。

UPR全体では自治主義的主張は比較的穏健であるものの、内部にはロッセやシュテュルメルらを筆頭として「郷土同盟」などに深く関わり、UPR全体から見れば急進的な自治主義路線を主張する者も存在した点に留意が必要である。

2.3.2 「郷土同盟」

一方、1926年に結成された「郷土同盟」はフランス中央政府に対する非難の口調を強めており、1926年6月5日に公表した郷土同盟宣言では、次のように復帰後のフランスの統治、同化政策を激しく非難している。

⁹⁸ 宣言では具体的に、小学校の初年度からドイツ語の読み書き・文法の教育を行い、またエリートが二か国語使用のメリットを十分活用できるよう、中等・高等教育においても二か国語教育のニーズを十分に考慮すべきと主張している。

「（注：アルザスがフランスに復帰した）7年前以降、我々（注：アルザス人）は日々、整然とした略奪という嫌悪すべき光景を見続けており、我々の土地で彼ら（注：フランス中央政府）は我々の権利を奪い、（中略）わが民族・言語の特性を無視しようとし、我々の伝統・習慣を嘲笑している。狂信的に同化政策を支持する者らが、アルザス・ロレーヌ人の心の底の思想・信条の自由を一切尊重することなく、アルザス・ロレーヌの人々の特性、魂、文明を攻撃してきた。（中略）いかなる理由があっても、我々はこのような苦痛を今後我慢することはできない」⁹⁹

そして、宣言ではフランスの枠内での完全な立法・行政上の自治を要求し、予算の作成や行政上の権限を持つアルザス議会を創設すること、宗教・学校教育に関してはアルザス・ロレーヌの人々が自ら決定する権利を得るまでドイツ時代の法律を維持することを要求し、言語政策ではドイツ語をアルザスの大多数の人々の母語として認め、公の場でしかるべき役割を認めること、行政や裁判所でフランス語と同等に使用されることを要求した。また、アルザス・ロレーヌの鉄道網の完全な自主運営、農業やワイン醸造、商工業の保護や、復帰後の同化政策により後退した社会保障に関する法律の充実など、経済的な要求も掲げている。さらに、平和・国際協力を推進し、盲目的愛国心・帝国主義・軍国主義を否定するとともに、「二つの文明大国（フランス・ドイツ）が絶えず接触する場所に位置するわが郷土は、西欧・中欧の共通の文明の構築に貢献しなければならない」と述べており、後の欧州統合の理念に通じるものを見て取ることができる。

アルザスの行政・立法上の権限拡大や二か国語使用の維持・発展など先に挙げた UPR と主張が重なる面も多いものの、フランス中央政府の同化政策を明確に非難するとともに、フランス他地域と区別された、独自の言語・法律を持つ自治州的な地位を持つアルザスを構想していることが先に挙げた UPR の決議との大きな違いである。構想するアルザス議会が明確に立法権を持つよう主張している点は UPR と異なり、ドイツ語の使用範囲に関する要求もより幅広い。ただし、「フランスの枠内での自治」と明記することで一応分離独立は否定しており、また過度に親独的なニュアンスを直接読み取ることはできない。なお郷土同盟宣言には UPR に所属していたロッセやシュテュルメルらも署名しており、UPR の中でも自治主義色の強い者の主張は郷土同盟の唱えるような反仏的色彩を持つやや急進的な立場に接近していたと考えられる。

2.3.3 「青年同盟」

一方、急進的な自治主義者とみなされることの多いビクラーは、1930年代に「アルザス・ロレーヌ青年同盟」のリーダーとして活動した。2.2.2 で述べるようにフランス国家への帰属やフランス語自体に懐疑的姿勢を示し、明確な構想を提示はしなかったものの分離主義

⁹⁹ Archives nationales, F7 13395.

的志向を示唆した点で他の党派よりも主張の急進性が強かった。青年同盟の主張をまとめ上げた『我々の望むもの (Was wir wollen) 』と題された計4ページのドイツ語パンフレットをビクラーが1933年に発表しており、その主張を知るうえで手掛かりとなる。

パンフレットは10項目に分かれ、それぞれ要求項目が記されている。第1項では青年同盟の目的が「すべてのアルザス・ロレーヌ人を結集する新たな大衆運動として、その民族性(ドイツ語 *Volkstum*) と生きる権利が実際に守られるよう力を合わせる」ことであると記されている。そして、第2項では「1918年以來、我々の民族(注:アルザス人)の生きる権利を侵害してきたパリのあらゆる政府が我々民族を攻撃してきたものの、法律の枠内で闘う」「我々はフランスを縮めたいわけではない」と宣言し、平和的手段で闘争を進めること、分離主義ではないとするものの、「アルザス・ロレーヌに住む150万人の靈的、精神的、物質的財産が侵害されず、自由に伸びるようになるまで、我々は黙ってはいない」と表明し、同化政策への異議を申し立てる内容となっている。

続いて第3項では「フランス国家によるドイツ語の抑圧は最大の誤りかつ最悪の損失と我々は感じている」としてドイツ語抑圧政策を非難し、「我々の地域(注:アルザス)では我々の言葉(注:ドイツ語)がどこでも最重要の地位を占めるべきである」「母語(注:ドイツ語)の抑圧は、フランス文化と同等の貴重な価値を持つ我々の文化の否定である」と主張し、アルザスにおいてドイツ語(方言であるアルザス語を含む)をフランス語より上に位置付け、その振興を図るべきとした。そして第4項で「我々は自らの運命を自らのみで決める権利だけでなく、義務を有する」とし、民族自決権を高らかに謳っている。

一方第5項では「数多くの政党が存在することは我々にとって不運である」として政党政治に否定的態度を示し、「農民、知的労働者、肉体労働者が階級ゆえに分裂し、相互に傷つけあうのは狂気の沙汰である」と述べて、「民族共同体 (*Volksgemeinschaft*) を実現させたい」とアルザス人の結束を説いた。また第6項では「我々の政府はアルザス・ロレーヌ民族の意思により支えられ、第一にアルザス・ロレーヌ民族に尽くさなければならない。そのためには、我々は健全で勇敢な者が仲間に必要である」と表明し、「我々は秩序が必要である」と述べている。さらに第7項では「民族の安全と社会的な解放のためにも闘う」「資本主義的システムは人間や民族を知らず、利益のみを知っている」と述べ、反資本主義的姿勢を示す一方、第8項で「我々は階級というものを知らず、神を無視し、民族になじまないマルクス主義を否定する」として共産主義も否定する。そして第9項で「仏独関係という最も重要な問題が解決しない限り、平和は保障されない」としてヴェルサイユ条約以降のフランス外交を批判し、平和主義志向を表明している。最後の第10項に青年同盟の闘う目的が何であるかまとめられ、民族性とドイツ語の保持、アルザス・ロレーヌの民族自決権、アルザス・ロレーヌの統一、真の民族共同体・正義の実現、新秩序の実現、真の平和を要求し、民族の解放を謳っている。

ビクラーの主張には、ドイツ語を使用する権利の保持、フランス中央政府への敵対的な姿勢や独仏両方に向けた平和主義など、他の自治主義者と共通する内容も多く含まれるが、

一方で政党政治の否定、「秩序」の重視や「民族性」保持、民族共同体の実現を目指す姿勢、資本主義と共産主義の両方に対する否定的な態度など、UPR や郷土同盟などに見られない特徴が多く見られ、親独的色彩が感じられ、またファシズム・ナチズム的な要素を連想させる側面も強い。「アルザス・ロレーヌ民族」と「民族自決権」という用語は繰り返し使用され、分離独立は第2項で一応否定されているものの急進的なスタンスが強く表現されている。当時、「独立」を明言することがいわばタブー視されていたことを考えれば、将来的な分離独立が視野に入っていた可能性は十分にある。

2.3.4 「労働者・農民党」

フランス共産党はもともと自治主義に親和的な路線を持っていたが、2.4.1 で示すようにアルザスでは自治主義の諸勢力との共闘を重視するか階級闘争を重視するかの路線対立が発生し、前者の立場を追求する勢力が離党して抵抗共産党を結成した。その後、1935年に「労働者・農民党」へと改編され、ファシズム・ナチズムの脅威により全体的に自治主義に対する支持が狭まる中にあっても、本来の共産党とはかなり立場の異なる政治勢力として自治主義路線を追求し続けた。

1935年10月27日に発表された決議文では、「我々のプログラムおよび基本原則は変わらない。資本主義および帝国主義に反対し、資本主義的な搾取と国家による抑圧に反対し、言語および故郷に対する権利を擁護し、アルザス・ロレーヌの自決権を求める」¹⁰⁰という党の基本性格・活動目的が明記されている。「これまで抵抗共産党が取ってきた、アルザス・ロレーヌの労働者および働く人たちの利益にかなう唯一の政党であるという態度および戦略を宣言し、それに沿ってその方針および戦略を今後とも断固継続することを表明する」¹⁰¹と、抵抗共産党時代の路線に基づく闘争の継続方針を示した。

そして、「資本主義および帝国主義の二重のくびきからの働く人民の解放の闘いは、労働者階級の役割にほかならず、さらに言うところ我々の国境地域で生じた特別な状況も考慮すると、アルザス・ロレーヌの働く人たち、とりわけ就労人口の90%を占める労働者・農民の役割であることを確信している」¹⁰²という文言からも示唆されるように、階級闘争の概念が引き続き盛り込まれており、「労働者と農民」のための政党という性格を明示している。その上で、労働者階級解放のための闘い全般に加えて「国による抑圧に対する闘いと故郷の権利の擁護」¹⁰³という抵抗共産党時代から続く反中央政府・親自治主義路線を再確認し、「アルザス・ロレーヌの自決権推進」を大きく掲げた。最後に、「階級の利益の擁護のために！労働とパン、平和のために！民族と故郷のために！」¹⁰⁴という呼びかけで決

¹⁰⁰ MOURER, Jean-Pierre, *Warum elsässische Arbeiter- u. Bauernpartei?*, Strasbourg, Imprimerie « Solidarité », 1937, p. 71.

¹⁰¹ *Ibid.*, p. 73.

¹⁰² *Idem.*

¹⁰³ *Ibid.*, p. 74

¹⁰⁴ *Ibid.*, p. 75

議文は締めくくられており、階級闘争と並んでアルザス「民族」の権利拡大を一大目標とする党の性格が謳われている。

このように、労働者・農民党の決議文からは社会主義・共産主義的なものの影響を強く感じ取ることができるが、国際共産主義運動やソヴィエト連邦、フランス共産党との関係などについては言及がなく、一般的な共産主義運動からは一定の距離を置いた自立的組織として発展していたことがうかがえる。また、ドイツのナチ政権についても言及は見られない。党としての具体的な政策内容にも乏しく、経済面での変革の目標なども示されておらず、理念が先行していた印象を受ける。

以上のように、「自治主義者」といっても UPR のように地域主義に近い穏健派もいれば、青年同盟のように民族性の擁護や民族自決権を強く打ち出し、政党政治や資本主義を否定する急進的な党派も存在した。共通点と言えるのは、フランス政府の同化政策を否定し、ドイツ語や独自の法律・制度・権利の維持を求め、学校教育や宗教上の地位、経済的な権利の保護も含めて、幅広くドイツ時代の「遺産」をフランスの枠組みの中であっても守り、発展させていこうとする姿勢である。

2.4 自治主義者と諸政治勢力間の関係

また、同時期に現れた様々な政治勢力との関係にも、注目すべきものが見られる。本節では、自治主義と関わり合いを持ち、影響を与えたと考えられるフランスならびにドイツの様々な政治勢力について検証したい。フランス共産党や SFIO をはじめとするフランス中央レベルの政治勢力との関係に加えて、フランス他地域やザール州などにおける同様の運動との関わり合い、さらには自治主義運動に分裂をもたらしたと指摘されるドイツ政府やナチズムとの関係についても検証する。

2.4.1 フランスの左派勢力

自治主義運動への対応を巡り、フランスの左派勢力は大きく二分された。共産党およびそこから派生した政治勢力が概ね親自治主義の姿勢を取ったことと対照的に、SFIO はフランス中央政府との統合を重視し自治主義的なものには否定的な態度を示した。

フランス共産党は当初自治主義運動を支持し反中央政府的な態度を示し、アルザスの自決権を巡る国民投票の実施を訴えたり、アルザスのフランスからの分離可能性を想定したりさえするなど、多くの場面で自治主義勢力と歩調を合わせた。例えば、機関紙『ユマニテ・ダルザス・エ・ド・ロレーヌ』上では、郷土同盟宣言署名者に対する政府側の制裁に対して「一切の制裁・解職処分の撤回」を要求し、「抗議の嵐が国中に広がった。今後数

週間・数カ月の間に一層力強く激しいものとなり、フランス帝国主義に反対する打ち破られない戦線が形成されるだろう」とする論評がみられる¹⁰⁵。民族自決権の思想に基づく反帝国主義的立場が、フランス共産党をアルザス自治主義支持に向かわせたことが読み取れる。

しかし、自治主義諸政党を「ブルジョワ政党」と位置づける党中央の路線の影響を受け、フランス共産党は自治主義党派と一線を画すことになる。ここで自治主義勢力との協力路線をあくまで追求する一派が1929年にフランス共産党から脱退し、新たに前述のアルザス・ロレーヌ抵抗共産党を結成した。フランス共産党がアルザスの問題を「フランス帝国主義」の二次的な問題と位置づけたのに対し、抵抗共産党を結成した一派は自治の実現を階級闘争など他の課題よりも優先すべき課題と位置付けていた点が大きな差異と指摘される¹⁰⁶。なお、1920年代にフランス共産党で活動した者のうち、自治主義を優先させた後者の立場に立つ者をグッドフェローは「共産主義系自治主義者 (*communist autonomist*)」と分類している。

共産党から急進派の自治主義者が離党した後も、離党した勢力とは温度差があるものの共産党はアルザスの独自性維持を支持し続けた。例えば1932年のフランス共産党第7回大会では、モーリス・トレーズ (*Maurice Thorez*) は「フランスからの分離可能性も含め、アルザス・ロレーヌ民族の自決権を支持する」と宣言し、1935年11月3日のフランス共産党地域委員会では「国粋主義により抑圧されたアルザスおよびロレーヌにおいて、我々は民主的な要求を擁護しなければならない」と発言し、最終決議でも「フランスのブルジョワジーによる組織的な同化政策が、民族の知的・文化的発展を危機に追いやっている」と自治主義的要求を明確にした¹⁰⁷。しかし、ドイツでナチズムの勢いが増すと共産党の自治に関する要求はトーンダウンし、反ナチズムを優先させるようになった。1936年10月11日にトレーズは「今日、ファシズムの脅威を目前にして、我々を引き裂こうとする一切の試みに対し断固として闘うよう呼び掛ける。フランスの民主主義の下で、アルザス・ロレーヌ人民とフランス人民の団結を呼び掛ける」¹⁰⁸と演説し、共産党の自治主義路線を大きく転換させた。

抵抗共産党に移籍したムーラーらを除くと、フランス共産党に属した自治主義者のうちナチとの関わりで重要な人物としては1.1.3および2.2.2で言及したユベールの名が挙げられる。第一次大戦後金属労働組合の書記長を務めた彼は、1924～28年および1936～40年にはフランス下院の代議員、1929～35年までストラスブールの市長を務めた。1936年以降共産党が親自治主義路線を大幅に修正した以降も自治主義者との協力を追求し、1939年になってシャルの率いる『エルザス・ロートリンゲン新聞 (*Elsass-Lothringer Zeitung*, 略称 *ELZ*)』

¹⁰⁵ *L'Humanité d'Alsace et de Lorraine*, 1926年6月22日。なお Archives nationales, F7 13382 の仏訳版を参照した。

¹⁰⁶ GOODFELLOW, Samuel Huston, *op. cit.*, p. 73.

¹⁰⁷ MAUGUÉ, Pierre, *op. cit.*, p. 78.

¹⁰⁸ *Idem*.

や郷土党と提携した¹⁰⁹。第3章で述べるように、ナチ時代の行政機構においてもいわば「対独協力」的な役割を果たすことになる。

一方、フランス社会党の前身である SFIO は当初よりアルザスの自治拡大に否定的な態度を示し、アルザスにおける宗教的権利や宗教教育の維持に対しても否定的で、アルザスに特別な地位を認めることに反対した。その理由として、自治主義をフランス共和国の原則である「世俗主義 (*laïcité*)」を脅かす、いわば教権派の策略であるとともに、アルザスのフランスへの再統合を脅かす存在とみなしていたことが指摘されている¹¹⁰。同じ左派でも共産党はこのような態度を厳しく批判した。SFIO がアルザス固有の権利を軽視するジャコバン中央集権的な政党と見なされたことが、戦間期にアルザスにおける支持基盤を徐々に減らした原因であるとされる¹¹¹。なお、急進党も SFIO と同様の立場を取り、自治主義は共和国に敵対する教権派の立場を代弁しているにすぎず、フランスの世俗法を早急に導入すべきと主張した¹¹²。教権とは距離を置いていた点で共通する立場にあっても、「民族自決権」を優先するか「反教権」を優先するかの違いにより、フランス共産党とその他の左派で自治主義に対する評価が正反対となったのは興味深い。

2.4.2 フランスの右翼・ファシズム団体との関係

自治主義系ではなく、フランス全土で活動を展開した右翼団体はアルザスでも一定の勢力を伸ばした。1930年代に入ると世界恐慌やフランスの経済危機を背景にフランスでも右翼・ファシズム色の強い団体が勢力を伸ばしており、1934年2月6日にはパリで極右勢力を中心とする反政府デモが起こり多数の死傷者が出ているが(2月6日事件)、これと前後してアルザスでも「愛国青年団 (*Jeunesse patriote*)」や「炎の十字団 (*Croix du feu*)」など、反議会主義・反共和主義的かつ準軍事的な性格を持つ団体の支部が結成された¹¹³。急進的なものも含めて自治主義勢力が勢いを持ったアルザスでも、フランス全国と同様ファシズム・右翼勢力は影響力を及ぼした。

自治主義勢力とは対照的に、これらの団体はフランスへの忠誠を強調することが多く、2.5.1で挙げる「コルマルの血の日曜日事件」で王党派・ファシスト団体の関係者が自治主義者を襲撃したことからもわかるように、敵対的關係にある場合も多かった。しかし、フランスへの「同化」ではなく、アルザス文化の尊重をはじめ地域主義的な主張を取り入れた場合もある。例えば、1933年にマルセル・ビュカール (*Marcel Bucard*) により創設され、青シャツで知られフランスにおけるファシズム運動の一つとみなされることの多い「フ

¹⁰⁹ Charles Hueber (1883-1943), ein elsässischer Kommunist und Autonomist, in *Der Westen*, Heft 4, 2006.

¹¹⁰ GRAS, Solange, *La presse française et l'autonomisme alsacien en 1926*, in *Région et régionalisme en France du XVIII^e siècle à nos jours*, Paris, Presses universitaires de France, 1977, p. 349.

¹¹¹ SCHWENGLER, Bernard, *op. cit.*, p. 75.

¹¹² GRAS, Solange, *art. cit.*, p. 349.

¹¹³ 市村卓彦、前掲書 380 ページ。

ランシスト団 (*Mouvement franciste*)」はアルザスでも一定の勢力を伸ばした。グッドフェローの指摘によると地域主義はランシスト団のイデオロギーの中核を占めており、地域の自治と官僚制度の中央集権化は補完的なものであるとみなしていた。すなわち、フランスに対し絶対的な政治的忠誠を誓い、代表的な自治主義勢力に見られた親ドイツ的傾向を拒絶する一方で、アルザス文化を尊重し、ドイツ語やアルザス文化、アルザスの固有法などを守ることを主張するなど、「自治主義に反対、地域主義を支持」という立場を取った¹¹⁴。ビュカールは自治主義者の一部にも支持を広げ会員として獲得したとされる¹¹⁵。

このほか、1920年代にはすでに戦間期フランスで一勢力を築いた右翼団体アクション・フランセーズ (*Action Française*) も、フランス政府の拙速な同化政策がアルザスの人々の不満や混乱を招いたことを批判し、第三共和制ではなく、自らの団体が主張する君主制の枠組みにおいてのみフランス国家の統合を損なうことなくアルザスの自由・自立が実現可能になると主張した。1925年頃にはアルザスにおいても若い知識人や聖職者をはじめ一定の支持を獲得したものの長続きせず、アルザス在住の会員の多くが後に自治主義勢力へと移ったと指摘されている¹¹⁶。

すなわち、アルザスにおいてフランス・ナショナリズムを掲げる右翼勢力は、君主制復活を柱としてフランスへの忠誠を掲げる点が自治主義勢力と大きく異なり、自治主義とは競合関係にあった一方で、アルザスの現実や要求に合わせて地域主義的主張を一定程度取り入れていたことがうかがえる。このように政治的に自治主義と一線を画す勢力にも地域主義的な考え方が浸透していたことは興味深く、地域主義的な方向性が当時のアルザスである程度普遍的に受け入れられていたことを示す証拠とも受け止められる。

2.4.3 他地域の自治主義・地域主義運動との関連

さらにアルザス自治主義運動とフランス他地域における同様の運動との間でも協力関係が築かれた。当時、アルザスだけでなくフランス他地域でも自治主義運動は興隆期を迎えており、特にブルターニュやコルシカでは自治主義運動が活発だった。コルシカでは第一次世界大戦後、大戦前から続くコルシカ語の振興運動を基盤に自治主義・地域主義的方向性を巡る議論が高まり、1920年に創刊された『ムヴラ (*Muvra*)』はフランスの好戦的ナショナリズムやコルシカに対する無関心を糾弾し、フランスの中央集権主義を批判し、コルシカ「民族」を規定した上でフランス法体系からの離脱と立法機関の設置を要求するなどの自治主義路線を提唱した¹¹⁷。ブルターニュでも1919年には自治主義派雑誌『ブライス・

¹¹⁴ GOODFELLOW, Samuel Huston, *op. cit.*, p. 128.

¹¹⁵ *Ibid.*, p. 125.

¹¹⁶ MAUGUÉ, Pierre, *op. cit.*, pp. 59-60.

¹¹⁷ 長谷川秀樹「課程博士学位論文『コルシカ人民＝民族』の生成」(立命館大学国際関係研究科博士後期課程)、関西学院大学出版会、1999年、32～33ページ。なお、この運動がイタリアのファシスト政権の掲げる領土回収の主張に利用されていく点は、アルザスにおける状況と類似しており、また『ムヴラ』の自治主義より穏健な地域主義的主張を唱える、コルシカ方言文学誌『コルシカ年報』を中心とするグループも存在した。ただしアルザスと異なりコルシカでは戦間期の自治主義・地域主義運動はコルシカ語を核

アタオ (*Breiz Atao*)』が創刊され、オリエ・モルドレル (*Olier Mordrel*) やフランシス・ドゥボヴェ (*Francis Debeauvais*) らの指導下で自治主義的な運動が発展した。1927年にはブルターニュ自治主義党 (*Parti autonomiste breton*) が創設され、ブルターニュ議会の創設を通じた政治的・行政的自治の実現を目標に掲げ、さらに分離主義的色彩を帯びた急進派が1931年に「ブルターニュ国民党 (*Parti nationaliste breton*) 」を結成した¹¹⁸。

アルザス自治主義運動は、第一次大戦後にフランス各地で勃興した自治主義・地域主義的運動の一つに位置づけられ、他地域の同様の運動とも連絡を取り合い支持し合う関係にあった。例えば、ストラスブール警視長からパリの警察庁長官に宛てた1934年10月15日の報告書では、ポール・シャルおよびビクラーなどのアルザス自治主義者が、ブルターニュの自治主義者やレンヌに拠点を置く『ブライス・アタオ』の関係者と連絡を取り始めたことが言及されている。すでに1927～1929年の段階でシャルとビクラーがブルターニュのドゥボヴェと接触し、「フランス少数民族委員会 (*Comité des minorités nationales en France*) 」を創設するなど関係が構築されており、1931～32年にはこの関係を復活させようとロベルト・エルンスト (*Robert Ernst*) 博士をはじめドイツ側が介入し、アルザス自治主義党は「ブルターニュ解放の闘い」と題された、ブルターニュの自治主義運動について述べたドイツ語のパンフレットを配布用にドイツから受け取ったとみられることが指摘されている¹¹⁹。先行研究では十分検証されていないものの、中央集権国家フランスに対して自治権の拡大や言語などの権利の擁護を求めた点で利害は共通していることから、各地域の自治主義運動相互の交流があったことはごく自然であり、またアルザス自治主義の発展を望むドイツが、各地域の自治主義運動を連携させようと考えた狙いは十分に理解できる。

なお、アルザス自治主義運動は当時ドイツの施政権から切り離され国際連盟管理下にあったライン対岸のザール州でも関心を引き付けていた。1920年代、ザールでは通貨がフランスフランとされるなどフランスの影響力が強い体制に置かれていた。1925年12月4日付でストラスブールの特別司法警察職員 (*commissaire spécial*) がバ・ラン県知事に宛てた報告書では、ザールのドイツ復帰を求める勢力がアルザスの自治主義運動に関心を寄せており、『ザールブリュッケン地方新聞 (*Saarbrücker Landeszeitung*) 』がアルザスの自治主義誌『未来』の記事について論評し、ザール州とアルザス・ロレーヌいずれの学校でもドイツ語が危機に脅かされているという共通点を指摘したこと、この他にもザール州の様々な新聞がアルザスの自治主義系新聞と接触を取っていることなどが列挙されており、ザール州の「反仏的」勢力とアルザス自治主義運動の間に一定の接点があった可能性が示唆されている¹²⁰。

とする知識人レベルの論争が中心で小規模にとどまり、本格的な発展は戦後に持ち越されることになる。

¹¹⁸ GUIRAL, Pierre, *Rapport général, in Région et régionalisme en France du XVIII^e siècle à nos jours*, Paris, Presses universitaires de France, 1977, p. 317.

¹¹⁹ Archives départementales du Bas-Rhin, 98AL672.

¹²⁰ Archives nationales, F7 13381.

2.4.4 自治主義運動の支持基盤

すでに記したように自治主義運動は戦間期アルザスにおいて一大政治勢力を築いており、その支持基盤も多様にわたった。

自治主義運動をまず積極的に支持したのが政教分離適用の影響を直接受ける聖職者である。そして、カトリック・プロテスタントの別を問わず、宗教に愛着を持つアルザスの多くの人々が1924年のエリオ内閣による政教分離法導入声明に際しては聖職者の呼びかけに応じて反対の意思を表示し、宗派別学校教育の継続などを要求してストラスブルで5万人、ミュルーズで2万人など大規模なデモが起きたほか、ストラスブルで60%、コミューンの多くでは90~100%の参加率に達したとされるゼネストへと発展した¹²¹。彼らは、人口の多数を占めるアルザス語・ドイツ語を話す民衆層と重なりが大きく、政教分離法適用反対とドイツ語の使用・教育継続は要求として直接訴えかけるものがあった。そのほか、ドイツ時代にドイツ流の学校教育、大学教育を受けたエリート層も自治主義を支持し、フランス語を使いこなし親仏的なアルザスの有産市民階級といわば対抗する形になった¹²²。

こうした支持層をバックにつけ、主にキリスト教勢力の支持を受けるUPR、非宗教政党で中道・左派の支持を受けた進歩党、分離主義を取り入れたフランス共産党およびここから分裂した抵抗共産党、親独的な傾向の強い郷土党、青年同盟、労働者・農民党など、自治主義的理念に基づき数多くの政党が活動した。自治主義（地域主義も含む）とは単一の階層やイデオロギー集団にとどまらず、幅広い支持基盤を持つ運動であり、自治主義を立脚点として結成された政治勢力だけでなく、アルザスにおける保守・中道から左派までの既存政治勢力に自治主義思想が広く影響を及ぼした。主張の程度は異なるもののアルザスの自治権拡大や宗教的権利・二言語使用などの要求については、アルザスで一定のコンセンサスが存在していたと考えられる。

2.4.5 戦間期における自治主義者とドイツ、ナチズムとの関係

戦間期の自治主義運動は「反仏的」かつ「親独的」側面があり、アルザスのドイツ的要素を回復する運動でもあったことから、様々な形でドイツの支援を受けるとともに、ドイツからの支援自体が批判の矢面に立たされることもあった。さらに、1930年代以降はナチズムとの関連についても度々指摘される。

戦間期、ドイツ本土においてもアルザス文化の振興を担う団体が結成された。第一次大戦後のフランス政府によるドイツ系住民「追放」政策により、アルザスからドイツ本土に多くの住民が移住した。その数は10万から15万に達したとされ¹²³、彼らは組織を結成し、アルザスとの繋がりを維持しようと活動した。そのような組織の一例として、第一次大戦後アルザスからドイツ本土に移住したドイツ系住民により結成された「追放された在独ア

¹²¹ MAUGUÉ, Pierre, *op. cit.*, p. 53.

¹²² *Ibid.*, p. 60.

¹²³ GOODFELLOW, Samuel Huston, *op. cit.*, p. 105.

ルザス・ロレーヌ人支援同盟 (*Hilfsbund der Vertriebene Elsass-Lothringer im Reich*)」が挙げられる。アルザス・ロレーヌ州議会のメッス出身代議士をかつて務めたマックス・ドネヴェルト (Max Donnervert) 博士が代表を務めた「支援同盟」は、「アルザス・ロレーヌより追放された、または自発的に移住した同胞を団結させ、そのような者らの経済的利害を擁護・支援し、かつての故郷に対する愛を育む」¹²⁴ことを目標に掲げていた。1925年9月にライプチヒで開催された支援同盟の大会でドネヴェルト博士が「アルザス・ロレーヌの問題は、平和条約と呼ばれるもの(注:ヴェルサイユ条約)で解決したと我々は考えていない」¹²⁵と発言していることからわかるように、ドイツ系の旧住民によるアルザス・ロレーヌへの影響力維持を図る動きがあったことは確かである。この他にも、例えば1920年6月にフランクフルト大学において「在独アルザス・ロレーヌ人科学協会 (*Wissenschaftliches Institut der Elsass-Lothringer im Reich*)」が創設され、アルザス・ロレーヌに関する科学的研究などの活動を展開し、また関連する著書を収集・所蔵する役割を果たした¹²⁶。先に名を挙げたエルンストは第一次大戦後ドイツに移住したアルザス出身者を結集する活動に一貫して取り組み、上に挙げた支援同盟および科学協会の役員となったほか、1924年には新聞『エルザス・ロートリンゲン - 故郷の声 (*Elsass-Lothringen / Heimatstimme*)』を創刊し、ドイツ内務省からの資金援助も受け、1924年4月にはベルリンで在独のアルザス・ロレーヌ出身者に会員資格を限定した「古きエルザス・ロートリンゲン協会 (*Alt-Elsass-Lothringische Vereinigung*)」を創設した。アルザス文化のゲルマン的性格を維持し、フランスが大戦後にアルザス・ロレーヌに導入した体制に異議を唱えるよう促すことが狙いだたとされる¹²⁷。後述するエルンストの活動の実態からもわかるように、これらの団体はアルザスの自治主義運動を支援する上で一定の役割を果たしたと考えられる。

戦間期におけるアルザスの自治主義運動に対し、ドイツから「文化振興」の名で金銭的援助があったとの指摘は数多くなされている。例えば在アルザスの歴史家ヴォーグラールはエルンストとエミール・シェーラー (Emile Scherer) 神父が1925年から1930年の間に、ドイツ外務省の用意した200万マルクを超える資金を、自治主義を掲げる政党および新聞向けに、さらには文化的プロパガンダの一環として例えば教会図書館への書籍提供などの形で提供したと指摘している¹²⁸。1926年に創設された自治主義系のエルヴィニア出版社 (*Erwinia Verlag*) は当初より「ドイツ防衛同盟 (*Deutscher Schutzbund*)」から資金援助を受け、編集者のジョゼフ・ファスハウアー (Joseph Fasshauer) 神父は毎月資金を受け取るためにスイスに赴いていたという¹²⁹。2.5.1項に示した「コルマール裁判」でも、ドイツからの資金受け取りの有無が争点となり、自治主義運動を非難する口実に用いられた。

¹²⁴ MAUGUÉ, Pierre, *op. cit.*, 1970, p. 58.

¹²⁵ *Idem.*

¹²⁶ SCHWENGLER, Bernard, *op. cit.*, p. 79.

¹²⁷ STRAUSS, Léon, ERNST Robert Frédéric, in *Nouveau dictionnaire de biographie alsacienne*, n° 10, Fédération des Sociétés d'Histoire et d'Archéologie d'Alsace, 1987, p. 844.

¹²⁸ VOGLER, Bernard, *op. cit.*, pp. 249-250.

¹²⁹ GOODFELLOW, Samuel Huston, *op. cit.*, p. 105.

これに対し、戦間期の自治主義運動を高く評価する立場のヴィットマンも、ドイツ政府からの支援の存在については概ね認めている。1926年のロカルノ条約発効後、ドイツ政府はアルザス・ロレーヌの放棄を認める代わりにアルザスにおけるドイツ語保護・振興活動をより自由に行うことが可能となり、グスタフ・シュトレゼマン外相はエルンスト博士に対する補助金提供を認めた。なおロカルノ条約発効以前は、上に示したようなドイツ系旧アルザス住民の組織への支援を含め、アルザス問題への介入がフランス政府を刺激することへの懸念からシュトレゼマンは非常に慎重な態度を示し、アルザスの自治に関する問題はアルザス住民の手で解決すべき問題であると位置づけていたとされる¹³⁰。ドイツ外務省からの秘密資金は『未来』や『民衆の声』などの自治主義系雑誌、および共産党機関紙の『ユマニテ・ダルザス・エ・ド・ロレーヌ』ほか様々な新聞・雑誌の発行元に手渡されたほか、フランス政府の制裁対象となり職を失った自治主義者に対する支援やビラの印刷などの用途にも用いられたと指摘している¹³¹。一方、1929年に当時のフランス首相アリスティード・ブリアンがシュトレゼマンに対しドイツ政府からの資金提供に懸念を表明して以降、ドイツ外務省からの資金援助は急減しており、少なくともヴァイマル時代のドイツ政府は資金提供を行うにあたり極めて慎重な態度を取っていたこともヴィットマンは指摘している¹³²。ヴァイマル政権期においても自治主義への支援は一貫して行われたわけではなく、1925～29年の間に集中したという指摘もあり¹³³、フランス政府への配慮や自国の国力・経済状況を踏まえた考慮があったと考えられる。

さらに、ヴィットマンはドイツ政府だけでなく、フランス政府もラインラントやバイエルの分離独立運動、ザールラントのフランス併合を目指す運動などに秘密資金を提供していた事実を指摘し、外国資金の受け取りという点でドイツ政府およびアルザス自治主義運動のみを批判するのは不公平であると主張している¹³⁴。

ドイツ政府から自治主義者への資金提供については、公然と行われたわけではなく実態は不明な部分があるものの、様々な形で行われていたことは確かと考えられる。6.2.1で示すが戦後、1947年2月にムーラーに対して行われた裁判で、自身に不利な証拠となりうるにもかかわらずエルンストが『エルザス・ロートリンゲン新聞』および『新世界 (*Neue Welt*)』誌への資金を提供していたことをムーラー自らが認めたことで¹³⁵、ドイツとの金銭授受自体に対する疑念の余地はほとんどなくなった。その目的が文化振興や自治主義を通じたアルザスにおけるドイツの影響力拡大にとどまるか、アルザス奪還を視野に入れていたかは不明であるが、自治主義者のドイツに対する態度に影響を与えた可能性は否定できない。アルザスへの影響力拡大を狙いとして自治主義を非公式ながら支援するドイツと、自国の中央集権制度確立の阻害やドイツの影響力強化を恐れ自治主義運動の抑圧を目指したフラ

¹³⁰ WITTMANN, Bernard, *op. cit.*, p. 110.

¹³¹ WITTMANN, Bernard, *op. cit.*, p. 111.

¹³² WITTMANN, Bernard, *op. cit.*, p. 112.

¹³³ SCHWENGLER, Bernard, *op. cit.*, p. 81.

¹³⁴ *Idem.*

¹³⁵ *Journal d'Alsace et de Lorraine*, 1947年2月27日。

ンスという対立構図は明確に存在しており、アルザス自治主義運動は、自治主義運動家が必ずしも自覚しない形で、独仏のいわば代理戦争の側面を帯びていたことも確かである。

さらに、自治主義とナチズムとの親和性、ならびに両者の接近を指摘する論者も存在する。アルザスにおいては、チェコスロヴァキアのスデーテン地方など他の旧ドイツ領地域と異なり、ナチ党が公然と現地支部を設けドイツへの併合を求めて活動する動きは見られなかった¹³⁶。第一次大戦前からのドイツ本土出身者の多くが前述の通りアルザスを離れることを余儀なくされており、フランス政府の監視の目も厳しい中ナチ党が支持基盤を構築するのは極めて困難だったであろう。しかし、すでに2.2.2で指摘したように、1930年代には一部の自治主義勢力の急進化とともに、ナチズム・ファシズムへの接近が見られた。ビクラーの青年同盟や、抵抗共産党との合併で結成された労働者・農民党などは代表であるが、これらの勢力は「ヒエラルキーの尊重に基づくコーポラティズム的社会」を理想とし、自国を経済危機から脱させることに成功したドイツ・ナチズムやイタリア・ファシズムを評価し、一方で西欧民主主義国家を特徴づける退廃と混乱を対比させ批判していたとベルナル・シュヴェングラー (Bernard Schwengler) は指摘する¹³⁷。ただし、自治主義がキリスト教を擁護する一方、ナチズムは無神論の立場で教会に敵対的態度を示していた点が大きく異なり、ナチズムが教会を攻撃する度に上に挙げたような自治主義者がナチ政権の態度を批判していたことも同時に指摘している¹³⁸。

自治主義に批判的な論調を取るグッドフェローの場合、分離主義的な傾向を持つ自治主義者だけでなく、自治主義者全体にナチズムとの親和性やナチズムへの接近が見られると指摘する。例えば穏健な自治主義を唱えていたUPRにも反自由主義・反共主義や反ユダヤ主義が浸透しており、反ユダヤ主義ゆえにUPRがアルザスへのナチズム浸透に抵抗することが困難であったと指摘している¹³⁹。さらに、郷土党やアルザス・ロレーヌ抵抗共産党、青年同盟などに属し、反仏的側面を持った急進的自治主義者・分離主義者らを「アルザスのナチ (Alsatian Nazi)」と分類し、UPRと比較してよりナチズムを支持する度合いが大きかったと主張している。「議会主義や民主主義は腐敗しており、非効率なものであるという考え方が自治主義者のサークルに浸透していた」¹⁴⁰ことを挙げ、特にビクラーがアルザスにおけるナチズム浸透を推し進めた中心的人物であるとする根拠として、彼の指揮する青年同盟のグループが積極的にナチズムの人種イデオロギーを受け入れ、アルザスがドイツの一部であることは不変だと主張しており、実際にナチ党と交流を深めるなどナチズムとの親和性が大きかった点をグッドフェローは挙げている¹⁴¹。ロースやシャルなどその他の自治主義者もナチズムに強く傾倒したものの、アルザスという共同体の強化に寄与す

¹³⁶ SCHWENGLER, Bernard, *op. cit.*, p. 81.

¹³⁷ SCHWENGLER, Bernard, *op. cit.*, p. 75.

¹³⁸ *Idem.*

¹³⁹ GOODFELLOW, Samuel Huston, *op. cit.*, p. 31.

¹⁴⁰ *Ibid.*, p. 107.

¹⁴¹ *Ibid.*, p. 118.

ると考えてナチズムを支持した点で、アルザスよりもドイツを優先したビクラーとは対立があったと指摘している¹⁴²。

これに対し、自治主義を評価する立場の論者ヴィットマンも、自治主義の一部がナチズムに接近したことについては認めている。1929年7月のポワンカレ首相辞任後、1934年1月までにフランスでは13回にわたり内閣が代わり、また1933年末にフランスを騒がせたスタヴィンスキー事件をはじめとする政界スキャンダルが相次ぐ中で政治や議会自体に対する不信が高まり、さらに1931年以降フランスを襲った世界恐慌によりアルザスも大きな打撃を受ける中、ドイツでヒトラー政権誕生をもたらした国民社会主義とその「新秩序」が、一部の過激な自治主義者らにとって、フランスの腐敗した議会主義の代わりとなりえるものに映ったと指摘している¹⁴³。ナチ政権は大衆に基盤を持つ政権というイメージを植え付けようとしており、ドイツ文化や民族性（*Volkstum*）の一切の価値を擁護するものと受け止められ、ナチ党の一党独裁についても宗教的・社会的な分断を越えて民族の結束を高めるものと考えられ、フランスの腐敗した議会主義よりも優れたものとする自治主義者が現れた。ナチの影響を比較的強く受けたのは郷土党であり、アルザスの言語や文化に対する根深い愛着ゆえにナチの考え方に対する見方の甘さにつながったこと、また資本主義や物質主義、個人主義に対する拒絶など、郷土党の考え方とナチズムに相通じるものがあったことを指摘している¹⁴⁴。一方で、党が正式にナチズムへの支持を表明したことはなく、イタリアやフランスのファシズム運動に対しては反対を表明していたとも指摘しているところから¹⁴⁵、郷土党とナチズム・ファシズムの協力関係は限定的であったかもしれない。

また、この他の自治主義者については、ヴィットマンは進歩党のダーレとUPRのロッセを挙げ、両者とも明確にナチズムに敵対していたと指摘する。例えば進歩党は1933年3月19日にストラスブールで開催された年次大会で、ナチズムに対抗し民主主義、共和制に基づく法治国家を明確に擁護する姿勢を示すとともに、ファシズムに親和的な郷土党と一線を画すようになった。ロッセについても、1930年代初めにはナチズムから距離を置くようになり、1936年のドイツのラインラント進軍に強く抗議するなど、ナチズムに対する敵意を示していたと指摘している¹⁴⁶。ただし、先に述べたようにミュンヘン会談を巡ってはロッセらも含めて自治主義者の大多数がヒトラーに対し宥和的であり、実際にナチズムに対し毅然とした態度を取っていたとは考えにくい側面も浮かび上がる。

以上のように、ナチズムと自治主義の接近を巡っては先行研究でも評価の温度差はあるものの、郷土党や青年同盟などの反仏的色彩の濃い自治主義急進派を中心に、ナチズムやファシズムへの傾倒が見られたという点は多くの論者が共通して指摘している。ドイツ・

¹⁴² *Idem.*

¹⁴³ WITTMANN, Bernard, *op. cit.*, p. 187.

¹⁴⁴ *Ibid.*, p. 192.

¹⁴⁵ *Ibid.*, p. 193.

¹⁴⁶ *Ibid.*, p. 191.

イタリアの全体主義政権時代初期の経済立て直しに対する評価やフランスの議会主義に対する失望、一部に見られた反ユダヤ主義やコーポラティズム的社会を理想とする傾向などが、ファシズム・ナチズムと合致していたと思われ、また先に挙げたドイツからの支援、ドイツとの関係の深さが、ナチズムを受け入れる土壌を作り出した可能性がある。しかし同時に、自治主義そのものが左派から右派までアルザス政界を幅広く網羅しており、ナチズム・ファシズム一色でなかったことも留意する必要がある。ナチズムと自治主義者との関係や親和性が「対独協力」や「抵抗活動」に繋がったメカニズムについては、第3章以降でより深く検証したいと考えている。

2.5 フランス政府による反自治主義的姿勢

自治主義・地域主義運動は、穏健なものも含め中央集権的なフランスの制度に批判的な要求を含んでいた上に、「親独的」とみなされたため、戦間期を通してフランス政府による警戒・監視の対象となり、時として「弾圧」と呼べるような事件が生じることもあった。本節では、そのようなフランス中央政府による自治主義運動への抑圧的態度について、時代的背景を踏まえてその変遷を論じていきたい。特に、自治主義運動の興隆期・全盛期にあたる1919年～1920年代と、ナチズムが勢力を増し政権を奪取したことによりドイツへの警戒感が著しく高まった1930年代に分けて論じることとする。

2.5.1 戦間期前半 - 自治主義興隆期における「弾圧」と「コルマール裁判」

すでに述べたようにフランス復帰直後からフランス政府に対する自治主義運動の発展が見られるが、当初より政府は警戒し敵対的な態度を示した。自治主義運動が表立って分離独立を主張しなかったことはすでに述べたが、運動の真の狙いが最終的なアルザスの分離独立にあるとフランス政府側がみなしていたことは、1927年1月7日付でストラスブールの特別司法警察職員バウアー（Bauer）が作成した報告書「アルザスおよびロレーヌにおける反仏的プロパガンダ 1918年以降の自治主義運動（*La propagande antifrançaise en Alsace et Lorraine - Le mouvement autonomiste depuis 1918*）」にある以下の記述からも示唆される。

「アルザスおよびロレーヌにおける反仏的プロパガンダについて得られた情報全体から、以下の結論が得られた。

（中略）

- 自治主義扇動者の主張や、郷土同盟宣言に記されているものとは異なり、現在の運動は、以前の運動（注：1919年頃の最初の自治主義運動隆盛を指す）と同様、バ・ラン、オー・ラン、モゼルの各県をフランスから独立させ、ドイツに再併合することのみが目的である。

- 『フランスの枠組みにおけるアルザス・ロレーヌの完全な自治』という表現は、世論を欺き、刑事訴追を避けるために用いられている¹⁴⁷

1.3.2 項でも述べたように、1919年に結成されたアルザス・ロレーヌ連邦主義党は結成当初より政府・警察による厳しい取り締まりの対象となった。中心的役割を果たしていた『ティオンヴィル新聞 (Journal de Thionville)』の記者でカトリック系のジャン・ドゥムザー (Jean Dumser) は警察の厳しい監視下に置かれ、1919年11月の国民議会選挙では連邦主義的性格を持つ宣伝が禁じられ、選挙直前には党首ジョゼフ・ヒュメルが警察に追われて国外に逃亡するなどし、事実上組織が活動停止に追い込まれたとされる¹⁴⁸。この他にも、「アルザス・ロレーヌ自治主義同盟 (La ligue d'Alsace-Lorraine)」「急進地域主義党 (Parti régionaliste radical)」など、同時期に自治主義的理念に基づき結党されたものの活動禁止措置や警察からの妨害により解散に追い込まれた政党があったと指摘されている¹⁴⁹。アルザス・ロレーヌのフランス復帰という第一次大戦勝利のフランスの「成果」を少しでも脅かしかねない動きには、政府が厳しい措置で臨んだことがうかがえる。

1925年5月に雑誌『未来』が創刊された後、11月には創刊者の一人であったエミール・パンク (Emile Pinck) がケール橋の国境税関で検挙された。ドイツ諜報部の外郭機関員でアルザス・ロレーヌにおける反仏的活動に対する資金援助を行っているとしてフランス公安当局が判断していたエルンスト宛の手紙を保有していたことが嫌疑であったが、嫌疑不十分としてパンクは後に釈放された¹⁵⁰。

1926年に郷土同盟宣言が発表されると、様々な形で署名者に対する制裁が加えられた。例えば署名した市町村長、公務員は停職・解職処分の対象となり、署名した医者に対しては顧問医師の資格が剥奪された。例えば、署名者のうち一人で、後に自治主義者として頭角を現し、ナチ時代にも大きな役割を果たすロッセは当時教員を務めており、当時アルザス・ロレーヌ教職員組合の書記長を務めていたが、1926年8月4日の懲戒委員会で解職処分を受けた¹⁵¹。その他ミュルーズの鉄道員であったシュテュルメルも郷土同盟宣言への署名を理由に解雇されている¹⁵²。

1927年、フランス国内の外国語新聞の発行を禁じる1895年の国内法が適用され自治主義派の機関紙『未来』『民衆の声』『真理 (Die Wahrheit)』が発禁処分を受けた。

さらに同年12月には主な自治主義者23名が国家転覆の容疑で逮捕され、うち15名に対し翌年裁判が実施された。このほか当時スイス在住であったカール・ロースや上に挙げたドイツのミュンスター大学教授のエルンストら、自治主義運動とつながりの深い7名に対し同時に欠席裁判が行われた。通称「コルマール裁判」である。被告の大多数は、発禁処

¹⁴⁷ Archives nationales, F7 13395.

¹⁴⁸ *Ibid.*, pp. 44-45.

¹⁴⁹ *Ibid.*, p. 46.

¹⁵⁰ 市村、前掲書 371 ページ。

¹⁵¹ WITTMANN, Bernard, *op. cit.*, pp. 103-104.

¹⁵² 市村、前掲書 375 ページ。

分を受けた『未来』『民衆の声』『真理』あるいは郷土同盟に関与していた。アルザスをフランスから分離させるための謀議を行ったこと、武装部隊を編成して武装蜂起を扇動したこと、ならびにドイツから活動資金の提供を受けたことが容疑とされ、例えば『未来』グループのシャルはドイツ宣伝の職員として資金を提供され、また私的軍隊を創設して暴力的破壊活動を企てた容疑で、『民衆の声』に関わっていたロッセは政府批判論文を公表し組合活動で扇動した容疑で、フランス刑法 87 条、88 条および 89 条の「国家転覆共謀罪」で起訴された¹⁵³。公判は 20 回にわたり開催された。

裁判は自治主義を擁護する立場の被告および弁護側と、反国家的運動として自治主義そのものを否定する立場の検察側およびフランス・ナショナリストとの対決の様相を帯びた。そして、ドイツ時代より得てきた政治的権利やアルザス人の権利擁護を求める自治主義運動を排除する根拠が裁判で明らかにされなかったこともあり、アルザスの人々の政府批判を強める結果になったと指摘されている¹⁵⁴。実際に、裁判の最中である 28 年 4 月 22 日に実施された選挙では被告であるロッセとリクランが拘留中にもかかわらず当選している¹⁵⁵。

検察側はいずれの容疑についても十分な立証を行うことはできなかった。例えば被告のリクランは自治主義運動がフランスの枠内でアルザスの独自性や文化的・言語的な諸権利を擁護する運動であり分離主義ではないことを強調し、嫌疑を否定した。一方検察側は具体的に武装蜂起の計画やドイツの資金の有無に関する証拠を提示することはできず、自治主義を排除すべき理由も裁判で明らかにできなかった。武装蜂起の証拠物として検察が法廷に提出した「武器」が傘とステッキであったため、法廷は爆笑に包まれたとされる¹⁵⁶。28 年 5 月 24 日、被告 22 名のうち、リクラン、ロッセ、シャルらに対して懲役 1 年、居住制限 5 年などの有罪判決が下されたが、残り 11 名に対しては無罪判決が下された。同年 7 月 23 日にはリクラン、ロッセらに恩赦が与えられ、その後しばらく時を置いて 1931 年 12 月 24 日には国民議会が残る被告の恩赦を決議し、「コルマール裁判」は一応の決着を見た。裁判はフランス政府の自治主義、さらにはアルザスの歴史自体に対する無理解や抑圧の態度を明るみにするとともに、アルザスの人々の怒りに火を付ける結果となり、一時的ではあるが自治主義運動の勢いをかえって強めた。

また、自治主義者とそれに反対する勢力との衝突事件も頻発した。主なものとして 1926 年 8 月 22 日に発生した「コルマールの血の日曜日事件」が挙げられる。リクランを筆頭とするアルザス・ロレーヌの自治主義者および共産黨員らが、郷土同盟宣言に署名した公務員らへの処分に抗議する集会の開催のためコルマールに集まった際、コルマール駅から会場のカテリネット（Catherinettes）集会場に向かうまでの道で、集会妨害のために集まって

¹⁵³ 市村、前掲書 375～376 ページ。

¹⁵⁴ 市村、前掲書 376 ページ。

¹⁵⁵ 市村、前掲書 375 ページ。

¹⁵⁶ 市村、前掲書 377 ページ。

いたフランスの右翼系ナショナリストのグループ¹⁵⁷に襲撃され、自治主義者側に負傷者が出た事件である。この事件の際に警察は襲撃者である右翼グループを十分制止せず、逆に混乱の中で被害者である自治主義者の一部を逮捕し、うち4名が数日間拘留されたとされる¹⁵⁸。

このように、アルザスのフランス復帰直後から、自治主義運動は絶えず政府の監視下に置かれるとともに、時として弾圧事件や反対派との衝突事件に見舞われている。もっとも、散発的に機関誌発禁命令、運動参加者への処分が出されたり、「コルマル事件」にみられるような事件があったりしたものの、厳しい弾圧が恒常的に続いていたとは言いがたく、例えばナチ政権下におけるアルザスや他地域で猛威を振るったような反体制派の弾圧などとは比較にならない。少なくとも1920年代においては、政府の抑圧的姿勢にかかわらず自治主義運動は一定の支持を集め発展することは可能であった。

2.5.2 ナチ政権誕生と抑圧的姿勢の強化―「ナンシー派」自治主義者らの拘留

「コルマル事件」で自治主義勢力側が無罪判決や恩赦を勝ち取り、最中の選挙でも自治主義政党が勢力を伸ばすなど支持を広げたこともあり、フランス政府による抑圧的態度はその後しばらく沈静化した。しかし、世界恐慌がフランスにも及び経済的混乱が波及し、それに伴い右翼ナショナリズムの伸長などフランス国内でも政治的不安定が広がるとともに、1933年にドイツでナチ政権が誕生し、その脅威が具体化するとフランス政府は再び自治主義に対する警戒を強めた。

1938年9月28日から10月6日にかけて、ピクラーやフリードリヒ・シュピーザー(Friedrich Spieser)などエルザス・ロートリングン党(*Elsaß-Lothringische Partei*)の幹部宅および機関紙『自由な民族』の関係先に対し家宅捜査が行われたものの、この政党とナチズムを結び付ける証拠は発見されなかった¹⁵⁹。しかし、すでに仏独開戦が予想される状況であったこともあり政府は自治主義勢力への監視を一層強めた。むろん捜査対象となった『自由な民族』の関係者はこのような政府の弾圧的姿勢に激しく反発し、非難する記事を掲載している。ほぼ同時期にヒトラーに対する妥協という形で幕を閉じたミュンヘン会談を「戦争の回避に寄与した」と評価する立場から、「全世界で平和の喜び―アルザスでは家宅捜査 彼らは思い間違いをしている！」¹⁶⁰と対比させ、自らへのフランス政府の抑圧的姿勢を厳し

¹⁵⁷ 王党派の行動集団カムロ・デュ・ロワ(*Camelot du Roi*)、フランスのファシスト党ル・フソー(*Le Faisceau*)などの右翼団体・政党の構成員の他、退役軍人なども襲撃に加わっていた。

¹⁵⁸ WITTMANN, Bernard, *op. cit.*, pp. 107-108. なお、「血の日曜日事件(*Le dimanche sanglant de Colmar*)」はヴィットマンの提唱する用語であるが、死者が出ていないなど事件の規模を考慮するとこの用語の妥当性には疑問もある。

¹⁵⁹ WITTMANN, Bernard, *op. cit.*, p. 225.

¹⁶⁰ *Frei Volk*, 1938年10月8日。

く非難した。この他にも同年、政令による青年同盟の解散を政府が検討していたことを示す資料も存在する¹⁶¹。

1939年2月、元自治主義党党首カール・ロースがゲシュタポとの接触容疑で逮捕された。次いで、1939年4月21日にはビクラーの率いていたエルザス・ロートリンゲン党のほか、文化団体であるエルヴィン・フォン・シュタインバッハ協会 (*Erwin von Steinbach Bund*) などの団体が解散を命じられた¹⁶²。その後開戦直前である同年7月～8月にかけて、『シュトラスブルク月間手帖 (*Strassburger Monatshefte*)』、『エルザス・ロートリンゲン新聞』などの新聞・雑誌の発行禁止や労働者・農民党の解散命令などの措置が相次ぎ¹⁶³、自治主義者の活動が厳しく制限され、活動継続は困難になった。

さらに39年9月にはロースの協力者とみなされた自治主義者15名も逮捕されナンシーに拘置された。本章で名を挙げた自治主義者のうち、ビクラー、オース、ムーラーなど急進的な自治主義運動に関与していた者のほか、ロッセ、シュテュルメルやケツピなどUPRの自治主義派の主要な人物も含まれ、また15名のうち多くが1928年の「コルマール事件」でも裁かれていた。彼らは拘置されていた場所から「ナンシー派 (ドイツ語 *Nanziger*) 」と呼ばれる。ただし、彼らは仏独開戦前後に必ずしもドイツに追従し明確に反仏的な行動を取ったわけではなく、むしろシャルのようにフランス軍への動員命令に応じたにもかかわらず、動員後に逮捕された者もいた¹⁶⁴。

先に逮捕されたロースはナンシー軍法会議で国家反逆罪により39年10月に死刑判決を受け翌年2月7日に銃殺されたが、その他の自治主義者に対する裁判は開戦で中断された。なおナンシー派以外の自治主義者も弾圧の対象となり、約460名が逮捕されヴォージュ県アルシュ (*Arches*) の収容所に拘留されたとされる¹⁶⁵。ただし、シュピーザーのように逮捕前に外国に逃亡できた者もいるほか、有力な自治主義者が一様に弾圧を受けたわけではなく、ダーレやメダール・ブローグリー (*Médard Brogly*) などUPRを中心とする比較的穏健・親仏的な自治主義者は概ね逮捕を免れている。また共産党のユベールもナンシー派自

¹⁶¹ Archives départementales du Bas-Rhin, 98AL672. バ・ラン県知事が副首相に対し1938年12月12日付で送付した青年同盟解散に関する意見書では、準軍事組織的な形態を有する同盟の解散は法律上可能ではあるものの、解散しても別の名称で組織が再建される可能性がある上に、郷土党やUPRの一部など青年同盟に近い立場の団体が解散措置を「政治的迫害」として利用する可能性があること、この時点で郷土党と青年同盟の間に対立があったため解散措置により再結集を促す恐れがあることなどの理由を挙げ、現段階での解散措置は必要ないと述べられている。

¹⁶² この協会は1926年に創設された文化団体の性格の強い自治主義団体で、この時点での会長を務めていたのは第2章でも紹介する自治主義者のフリードリヒ・シュピーザーである。アルザス・ローレーヌにおけるドイツ語や「ドイツ風」とされた伝統の維持を目的とした。なお夏の間アルザス人青年をドイツに派遣し、ヒトラーユーゲントと交流を持っていたとの指摘もある (BÉNÉ Charles, *L'Alsace dans les griffes nazies*, Tome premier, Raon-l'Étape, Fetzter S. A. Editeur, 1971, pp. 20-21.)。

¹⁶³ WITTMANN, Bernard, *op. cit.*, pp. 226-227.

¹⁶⁴ シャルの逮捕についてはナチ支配下における事実上のナチ党機関紙『シュトラスブルク新報 (*Strassburger Neueste Nachrichten*)』の1940年9月19日付の記事で、シャル自らがその経緯を説明している。彼および同胞であった自治主義者の多くが1939年8月にフランス軍に召集され、徴兵に応じたにも関わらず、軍務中に逮捕されたという。

¹⁶⁵ RIEDWEG, Eugène, *1939-1945 Strasbourg : ville occupée*, Steinbrunn-le-Haut, Éditions du Rhin, 1982, p. 120.

治主義者との関係は深かったものの、コルマールの病院に入院中のため逮捕されなかった¹⁶⁶。

以上のように、フランス政府は戦間期に一貫して自治主義運動に対し敵対的態度を取り、アルザスの分離やドイツ復帰、中央集権的な制度の否定につながる可能性を警戒して監視していたが、特に厳しい抑圧姿勢を示したのは1938年のミュンヘン会談前後から独仏開戦に至るまでの期間であり、宥和的な面もあったそれまでの時期とは一変している。1939年の一斉逮捕には主要な自治主義者の多くが巻き込まれ、大きな打撃を受けており、中でもスパイ容疑でロースが処刑されたことは自治主義者にとって大きな衝撃となり、第3章で述べるようなナチ支配下でのロース神格化につながった。アルザスの歴史や自治主義の意義に対しフランス政府が「無理解」かつ強権的であると受け止められたとしても不思議ではない。第3章以降で詳しく説明するように、ナチ支配下における行動に影響を与えた可能性が十分予測される。

第2章まとめ

本章で示したように、アルザス戦間期の自治主義運動はフランス中央政府への一方的な「同化」政策やフランス復帰に伴い引き起こされた混乱への反発から、主に公の現場や教育における独仏二ヶ国語の使用や宗教的権利などの維持、独自の政治的権利の拡大などを求めて発達した運動であり、1925年の雑誌『未来』の創刊が一つの契機となり、様々な党派・組織が生まれて戦間期アルザスの政治に大きな影響力を与える運動へと発展した。その主張の内容やフランス政府に対し要求した「自治」の水準には党派・組織によって大きな差異があり、主にカトリック教徒を支持基盤とするUPRなどの主導した自治主義が言語的・宗教的権利の維持、「アルザス地域圏」創設をはじめフランスの枠組み内での政治制度改革を中心とした比較的穏健な運動にとどまったのに対し、1927年創設の郷土党結成以降はより広範な政治的権利や場合によってはフランスからの分離をも辞さない急進的な運動の発展も一定の範囲内で見られ、運動の「反仏的」ニュアンスは強まった。

戦間期の自治主義運動はアルザスにおける各種選挙に大きな影響を与え、自治主義派と反自治主義派という対立軸がアルザス政治を大きく特徴づけた。政教分離法はアルザスに導入されず、ドイツ語教育や宗派別の学校教育をはじめドイツ時代の制度が多く残されるなど、戦間期自治主義運動がフランス中央政府による「同化」に一定の歯止めをかけたのは確かである。一方で、ドイツ時代と同様の自治を実現するという目標は達成されず、地域圏創設などの行政改革も戦間期には実現しなかった。これについてモゲは「政府の譲歩

¹⁶⁶ Art. cit., in *Der Westen*, Heft 4, 2006.

は基本的には撤回可能なものである。アルザスは行政的自治も、立法権の自治も獲得することはできなかった¹⁶⁷と指摘し、自治主義運動の成果が限定的であったと述べている。

重要と思われるのは、自治主義運動が、第一次世界大戦後に広まった民族自決権の思想を思想的な基盤としつつも、広範な自治権も含めて基本的にはドイツ統治時代の制度や文化的・宗教的伝統の「維持・拡充」を求める運動であり、「親独的」な一側面を持っていたこと、1920年代中旬以降のドイツの国力回復に合わせてドイツ政府やドイツ系の団体が資金援助も含めたアルザス自治主義運動への支援・関与を行ったこと、また「コルマール裁判」や第二次世界大戦直前の自治主義者の一斉逮捕に見られるように、フランス政府が自治主義運動を常に警戒・監視し敵対的姿勢を取ってきたことである。自治主義運動はアルザスの自主性・民族的権利の拡大を求め、中央政府の同化に反発し分権を求める運動であると同時に、戦間期の独仏関係の緊張の産物という側面も見て取れる。さらに、特に1930年代、ヒトラー政権成立前後からの自治主義運動には一部にナチズムとの接近やイデオロギー的類似点が見られたことも忘れてはならない。これらの自治主義運動の特徴は、第3章以降で論じる自治主義者とナチ党との関係に影響を及ぼすことは容易に想像できる。

このような多面的特徴を有していたアルザスの自治主義者が、第二次世界大戦中のナチズムによるアルザス支配に対し、どのような立ち位置を取ったか、そしてその動機・背景について第3章以降で詳細に検討したいと考えている。

¹⁶⁷ MAUGUÉ, Pierre, *op. cit.*, p. 98.

第3章 ナチのアルザス支配と自治主義者による「対独協力」

本章では、第2章で取り上げたような戦間期の自治主義者が、ナチに併合された後のアルザスで取った「対独協力的」な行動について検証し論じる。まずアルザスにおけるナチ支配の確立や「ドイツ化」「ナチ化」政策の特徴について簡単に紹介し、アルザスにおける「対独協力」の全体的特徴がどのようなものであったか触れた後で、自治主義者とナチの関係について、併合当初からの協力関係の構築がどのようなものであったか見ていきたい。ナチ支配体制の構築に自治主義者がどのような役割を果たしたか検証し、また戦間期における自治主義者の間のスタンスや主張の違いが、ドイツに対する姿勢にどのように表れたか考察した上で、対独協力の動機や不可避性の問題、ナチによる自治主義者の評価や自治主義者側のナチに対する思惑、対独協力の「急進化」と「離反」についても掘り下げて分析したいと考えている。本章を通じて、自治主義者による「対独協力」の変遷、特徴、動機、背景を解明し、その全体像を示すことを目標とする。

3.1 ナチ支配の確立と対独協力の実態

自治主義者による対独協力の問題を論じる前に、まずドイツ、ナチ当局による第二次大戦中のアルザス支配および当地での「対独協力」の全体像を簡単に示し、第二次大戦勃発・休戦協定締結後に自治主義者が置かれていた全体的な状況を振り返り、「対独協力」の背景について考える手掛かりとしたい。

3.1.1 アルザスの「ドイツ化」および「ナチ化」

1939年の第二次世界大戦勃発後、1940年5月にドイツは急遽フランスに侵攻し、フランスは大敗を喫した。同年6月22日に締結された休戦協定により、フランスは大きく北部占領地帯と南部非占領地帯に分割されたが、アルザス・ロレーヌの地位に関する言及はなく、アルザスは国際法上フランス領のままであった。しかしながら、アルザスはフランスの他領土とは切り離されて連合軍による「解放」までドイツの直接支配下に置かれた¹⁶⁸。ドイツはアルザスを自国領の一部とみなし、事実上の「併合」に踏み切った。

大戦勃発後、アルザスの住民のうち国境から5～8kmの範囲に住む人がフランス南西部に避難し、避難者数はアルザスの総人口1,219,000人のうち約374,000人に達した¹⁶⁹。彼らは

¹⁶⁸ 休戦協定の補則Iでは、フランスは1940年までの戦闘により破壊された交通路を「ドイツ領内に位置するライン川の橋も含めて」復旧する義務が課せられており、開戦以前と同様にライン川を仏独国境とする前提があるように解釈できると指摘されている（RIGOULOT, Pierre, *L'Alsace-Lorraine pendant la guerre, 1939-1945, 2^e édition*, Paris, Presses universitaires de France, 1998, p. 21）。

¹⁶⁹ RIGOULOT, Pierre, *op. cit.*, p. 8. なおナチ支配下の1941年5月3日にアルザス文民政府が作成した人口に関する報告書によると、1941年2月15日時点のアルザスの人口は1,061,168人となっており、フランス

休戦協定の発足後大部分がアルザスに帰還したものの、フランス他地域にとどまった者が7～8万人に達し、また帰還を希望する者に対する厳しい調査がドイツ当局により実施され、宗教や言語、ドイツに対する態度など様々な情報が集められるとともに、フランスの職業軍人らをはじめアルザス出身者のうち全体で4%程度が帰還を拒否されたという¹⁷⁰。他方、この「選別」をクリアして帰還した者に対しては歓迎のキャンペーンが行われ、帰還者の到着する駅には「ドイツのアルザスはあなたを歓迎する (*Das Deutsche Elsass grüsst euch*) 」という垂れ幕が掲げられ、楽隊の音楽、温かい飲み物や食事でもてなされた¹⁷¹。

ドイツ併合下のアルザス支配を特徴づけたのが、フランス語のほか1940年までのフランス時代の制度・文化や生活様式的一切を否定し、ドイツ語およびドイツの文化・制度受容を押し付ける「ドイツ化」政策と並行して、ナチ党の組織に動員し、ドイツの戦争に協力させる「ナチ化」政策が徹底して進められたことである。アルザスの行政の実質支配者としてその政策を推進したのが、大管区指導者 (*Gauleiter*) のロベルト・ヴァグナー (*Robert Wagner*) である¹⁷²。ヴァグナーは1895年10月3日ドイツ・バーデン州生まれで、第一次世界大戦に志願兵として参戦し少尉に昇進した後、戦間期には1923年のナチ党ミュンヘン一揆に参加するなど熱狂的なナチ党員・ヒトラー崇拜者であり、1933年のナチ党政権掌握後バーデン行政長官、バーデン大管区指導者へと就任し、アルザス「併合」後にバーデン・アルザス大管区指導者に任命された¹⁷³。

まずヴァグナーはアルザスのドイツ化に敵対的と判断した「親仏的」住民やユダヤ人など約45,000人をフランス他地域に追放した¹⁷⁴。そして教育現場をはじめとして日常生活でのフランス語使用が禁じられ、ドイツ語の使用を強制された。フランス風の名前をドイツ風に改名するよう強制され、また地名や通り名もドイツ風に改名され、アルザスの至る所で「アドルフ・ヒトラー通り」が出現し、都市名もストラスブールがシュトラスブルク (*Straßburg*)、アルザス中部の都市セレストア (*Sélestat*) がシュレットシュタット (*Schlettstadt*) など、概ね1918年のフランス復帰前のドイツ風の地名に改名された。フランス語の道路表記、広告物の撤去や、フランスと関係のある記念碑や銅像の破壊も進められた。このほか、フランス語放送やベレー帽着用、三色旗の携帯をはじめ、フランスを想起させるものはことごとく禁止され、違反者は処罰の対象となった。また、民法、刑法などの法制度については段階的にドイツ法が導入された。

「ドイツ化」政策はフランス語・フランス文化の否定にとどまらず、アルザス固有の文化の抑圧にも及んだ。行政区画上、アルザスはライン川対岸のバーデン州と統合され、「上

他地域への避難者のうち未帰還の者がいることから若干人口が減少したことに留意が必要である (*Archives départementales du Bas-Rhin, 94J132*.)。

¹⁷⁰ *Ibid.*, pp. 26-27.

¹⁷¹ *Ibid.*, p. 27.

¹⁷² なおロレーヌではジョゼフ・ビュルケル (*Joseph Bürckel*) が大管区長官に就任し、アルザスと同様の同化・ナチ化政策を推進したが、特に住民のフランス他地域への追放が大規模に行われた。

¹⁷³ 市村、前掲書 394 ページ。

¹⁷⁴ *VOGLER, Bernard, Histoire politique de l'Alsace, de la Révolution à nos jours, un panorama des passions alsaciennes*, Strasbourg, La Nuée Bleue, 1995, p. 257.

ライン大管区 (*Gau Oberrhein*)」となり、地図上からアルザスの存在は消されるとともに独自の行政・文化政策を行う余地は狭くなった。アルザス文化振興団体は監視下に置かれ、例えば 1920 年以降ドイツ語で出版されていたアルザス民俗研究の雑誌『エルザスラント (*Elsassland*)』のように、廃刊に追い込まれる雑誌もあった¹⁷⁵。高地ドイツ語の一種に分類されるアルザス語は当時、独立の言語ではなくドイツ語のアルザス方言と扱われることが多かったが、これに対しても抑圧が加えられた。例えばアルザス語 (アルザス方言) の演劇や文学などが禁止され、公務員に対しては標準ドイツ語のみを話すよう圧力が加えられたという¹⁷⁶。もっともアルザス語排除は不徹底に終わり、結果的にはナチもアルザス語排除については断念し、フランス語排除により言語問題の幕引きを図ったと指摘される¹⁷⁷。

ヴァグナーはアルザスの「ドイツ化」政策のみにとどまらず「ナチ化」を徹底的に遂行し、戦争への協力を住民に対し強制した。ナチス党の下部機関への加入が義務付けられ、また地域ごとに住民が組織され監視網がはりめぐらされた。アルザスの公務員、教師、鉄道職員らが併合後も職場に残るためには、ドイツ本土のバーデン州で 4 か月の研修を受け、ナチズムの世界観 (*Weltanschauung*) に関わる教育を受ける必要があった¹⁷⁸。幅広い階層のアルザス人をナチが取り込むために、ドイツ本土と同様にアルザスでもナチ党の下部組織が結成された。この中には青年を対象としたヒトラークューゲントや、10 代の女子を対象とした「ドイツ少女団 (BDM)」などがあるが、両組織ともに 1942 年には加盟が義務化された。この他の下部組織として、NSKK (*Nationalsozialistische Kraftfahrer-Korps*, 国民社会主義自動車軍団) は 1942 年時点でのアルザスの会員数が 11,000 人程度、ドイツ労働戦線 (*Deutsche Arbeitsfront*) は 20 万人以上、国民社会主義女性同盟 (*Nationalsozialistische Frauenschaft*) は 1944 年時点で 10 万人程度の会員数に達するなど、社会のあらゆる職業・階層を網羅する体制が構築された¹⁷⁹。

言論は統制され、占領以前に発行されていたフランス語の新聞は全て発禁となり、1940 年 7 月 8 日に事実上のナチ党機関紙『シュトラスブルク新報 (*Strassburger Neueste Nachrichten*, 略称 SNN)』が発刊され、後述するように戦間期自治主義者のシャルが副編集長 (編集長はバーデン州出身のドイツ人) に就任した。この他、シュピーザーが戦間期に創刊した月刊誌『シュトラスブルク月刊手帖 (*Straßburger Monatshefte*)』など、ナチにコントロールされたごく少数のメディアが言論を独占した¹⁸⁰。

カトリックおよびプロテスタントの教会に対しても抑圧的政策が行われた。ドイツ軍によるアルザス占領当日の 1940 年 6 月 19 日にはストラスブール大聖堂の宗教的活動が禁止され、大聖堂は宗教施設でなく単なる記念建築物となり、宗派別の学校は禁止された。神

¹⁷⁵ MAUGUÉ, Pierre, *op. cit.*, p. 118.

¹⁷⁶ *Idem.*

¹⁷⁷ *Idem.*

¹⁷⁸ VOGLER, Bernard (*dir.*), *Nouvelle histoire de l'Alsace, une région au cœur de l'Europe*, Toulouse, Éditions Privat, 2003, p. 260.

¹⁷⁹ RIGOULOT, Pierre, *op. cit.*, pp. 47-48.

¹⁸⁰ 市村卓彦、前掲書、402 ページ。

学校や修道院などは多くが閉鎖・差し押さえの対象となった。アルザスにおけるコンコルダートは廃止され、聖職者に対する国からの給与支払いは停止され、1941年になると教会から数々の特権を廃止し通常の私法上の法人として各種税金を徴収するのみならず、教会施設をコミュニオンから貸借する「借家人」として教会から施設使用料を徴収した¹⁸¹。戦間期のフランス政府よりも徹底したナチの反教会政策は、第4章以降で述べるように教権派を基盤とする自治主義者のナチに対する姿勢に必然的に影響を及ぼすことになる。

強権的な支配に対する反抗を取り締まるために監視網形成と警察力による弾圧が徹底され、1940年にはアルザス北西部のシルメックに「再教育収容所」が設置され、フランス語の使用、BBC放送の聴取などの比較的軽微な法律違反を犯したアルザス人が短期間送られた。さらに、1942年にはシルメックに近いストリュートフにガス室のある強制収容所も設けられた。

一連のナチ化政策の中でも特に大きな犠牲を出したのは、1942年8月25日に施行されたドイツ国防軍への義務徴兵制である。すでに1941年5月には義務労働制が施行されており、約7万人のアルザス人男女がドイツ各地での労働を強制されていたが¹⁸²、ドイツ軍への義務的な徴兵はアルザス・ロレーヌを除くフランス他地域では見られなかったものである。軍事面では、当初志願兵募集が行われたが、志願者数が非常に少なかったため¹⁸³に徴兵に着手した。徴兵制が布告されると、アルザスでは激しい反発が生じ、国境を越えてフランス他地域やスイスに逃亡しようとするものも少なくなかった。しかし逃亡に対しては死刑を含む厳しい弾圧が加えられ、本人だけでなく家族も処罰の恐れがあったため、大部分の青年はやむなく召集に応じた¹⁸⁴。自分の意に反するドイツの戦争に強制的に参加させられたアルザス人青年らは「マルグレヌ」(*Malgré-nous*、フランス語で「自分たちの意に反して」の意味)と呼ばれた。アルザス人兵士の多くは東部戦線に送られ、戦闘における死亡率は非常に高かった。捕虜になった場合は大部分がロシアのタンボフ(Tambov)捕虜収容所に送られたが、ロシア兵による虐待、栄養失調、病気のためにさらに犠牲者が生じた。アルザス人強制召集兵約13万人のうち、死者・行方不明者の合計は4万人を超える¹⁸⁵。

第二次世界大戦中はフランス他地域もドイツ軍の占領下に置かれていたが、アルザスはドイツの一部とみなされ「併合」されたために、ナチ支配はより直接的かつ徹底したものとなり、公然とドイツ化政策が進められ、ナチ化政策・戦争動員も一層徹底的に進められた点が他地域と大きく異なる。ナチ党の組織の浸透、一貫したフランス語・フランス文化

¹⁸¹ 市村卓彦、前掲書 406 ページ。

¹⁸² RIGOULOT, Pierre, *op. cit.*, p. 263.

¹⁸³ 市村卓彦(前掲書、2002年、410ページ)によると、1941年10月にドイツ国籍を持つアルザス人に対し国防軍および武装親衛隊への入隊キャンペーンを行ったものの、入隊志願者は国防軍が185名、武装親衛隊が322名にとどまった。なお徴兵制導入の背景には、41年6月のドイツ軍によるソ連侵攻とソ連軍による予想外の反抗により、大規模な兵員投入の必要が生じたことが挙げられる。

¹⁸⁴ なお先に述べた通りアルザスは国際法上フランス領のままであり、占領下の他国民を占領軍に直接徴募することを禁じた1899年のハーグ陸戦条約に反するものであったが、導入が強行された。

¹⁸⁵ RIGOULOT, Pierre, *op. cit.*, p. 268.

の排除、強制的な戦争への動員など、フランス他地域と比べてもはるかに厳しい支配が敷かれた。このような過酷な支配がアルザスの親独的感情を一掃し、フランスへの愛国心・帰属心を決定的にしたことは多く指摘されている。「その全体主義、アルザスの状況に対する無理解ゆえに、わずか4年間のナチの支配により、1919年から1939年までの間に（訳者注：フランス）第三共和制が成し遂げた以上に、アルザスの親独的態度が破壊されたのである」¹⁸⁶という指摘は的を射たものと思われる。

3.1.2 アルザスにおける「対独協力」の全体的特徴

では、アルザスではどのような形で住民がドイツ・ナチ党に協力したのだろうか。

上に挙げたような制約・弾圧により、アルザス人の大多数は何らかの形でドイツ当局と妥協し、戦争協力を余儀なくされた。公務員、企業主、商店経営者など、仕事を続けるためにドイツ当局に便宜を図らなければならない機会は多く存在したし、また警察力による弾圧が非常に厳しく、逃亡は極刑を覚悟する必要があるがあった。ナチ党関連の組織に加盟を強制され、フランス語やフランス的習慣を放棄させられ、さらにはドイツ軍への徴兵により直接戦争参加を余儀なくされたのはフランスの他地域と大きく異なる点である。

特にアルザスにおいては、生きていくために最低限の「対独協力」と、積極的な「対独協力」の線引きは難しく、戦後の「対独協力者」裁判でも大きく問題となった。上に述べたように、ヒトラーユーゲントやドイツ労働戦線をはじめ、社会階層ごとにアルザス社会全体に張り巡らされたナチ党の下部組織への加入は事実上義務化されていたし、いかなる職場でもドイツの戦争推進のための動員体制が敷かれていた。また、ドイツ風の姓に変更したり、徴兵制度の対象となりやむを得ず従軍したりする人も多かった。一方で、ナチ党への入党は義務ではなく、ヒトラーへの忠誠心が厳しく求められた。ドイツ国籍も自動的に与えられたのではなく、やはりドイツへの忠誠心が要求された¹⁸⁷。1942年の徴兵制施行前に志願してドイツ国防軍や親衛隊などに入隊した者もあり、狭い意味での「強制」によらずナチやドイツ軍の呼びかけに応じて行動する者は確かに存在した。

アルザスにおける対独協力の動機は、フランス他地域における同様の行為と共通の要素もあるが、アルザスにおける独自の歴史的・宗教的背景や、より直接的で徹底したナチの支配下に置かれていたことなど、他地域とは異なる状況も影響を及ぼした¹⁸⁸。

¹⁸⁶ DREYFUS, François-Georges, *Histoire de l'Alsace*, Paris, Éditions Hachette, 1979, p. 363.

¹⁸⁷ 併合当初アルザス人にはドイツ国籍を与えられず、「民族ドイツ人 (Volksdeutsche)」として、場合により外国人、フランス人、無国籍と同様に扱われた。当初、特別な場合にしかアルザスの住民に対しドイツ国籍を付与していなかったが、1942年8月24日の決定により、ナンシー派をはじめとする戦間期の自治主義者や第一次世界大戦中にドイツ軍で勲章を得たアルザス住民、ナチ党やヒトラーユーゲントの構成員、警察などで働く者、ドイツ軍に志願または徴兵により入隊した者や戦死者の遺族などに国籍が付与されることが決められた (DREYFUS, François G, *op. cit.*, pp. 352-353.)。

¹⁸⁸ フランスにおける一般的な「対独協力」の要因として、ジャン・デフラヌ (Jean Defrasne) の著書『対独協力の歴史 (*Histoire de la collaboration*, Paris, Presses universitaires de France, 1982)』によると、対独協力

積極的にドイツ当局に協力した者の動機は多様であり、後で述べる自治主義者やその支持者のほかにも、商売上の利益など個人的な利害関係、また伝統的な親ドイツ的感情からナチを支持した者などが存在するとされる¹⁸⁹。当初、フランス統治時代の「混乱」や「腐敗」に代わり、ドイツ支配が「秩序」をもたらしてくれるという期待が多くのアルザス人に存在していたことも指摘されているが¹⁹⁰、第2章で触れたような1918年以前のドイツ統治時代に対する比較的肯定的な印象がこのような期待を生じさせ、結果として「対独協力」を後押しした可能性は十分考えられる。

フランス総合情報局管轄下のストラスブール総合情報特別局 (*Service Spécialisé des Renseignements généraux*) が1950年代にまとめた報告書では、プロテスタントが多数を占めた地域でドイツ軍を解放者として歓迎し自らドイツ人であるかのように振舞った者が多かったと指摘されており、伝統的なカトリックとプロテスタントの対立という宗教的な背景もうかがえる。報告書ではこのほかに、個人的野心や物質的理由でドイツに協力した者、さらにはナチズムのみが共産主義の脅威を防ぐことができると信じて国防軍や親衛隊 (SS) に志願したような反共主義に基づく協力者の存在にも触れられている¹⁹¹。ナチ支配に抵抗する者を密告するアルザス人も存在し、アルザス内部に深刻な分裂を生じさせる原因となった。

ただし、積極的にナチ・ドイツに協力した者はアルザス全体から見ると多数派ではなかったことは、多くの先行研究で一致して示されている。アルザスにおけるナチ党員は約3万人、その内約5,000人はアルザス外部出身のドイツ人であり、アルザス入党員数は全人口の2.35%にとどまるとされる¹⁹²。さらに、積極的に対独協力を行ったアルザス人はせいぜい数千人という推計もある¹⁹³。様々な形でドイツへの「協力」を強制されたアルザスにおいて、反ナチ感情は非常に強く、積極的な協力者は少数派であったことがうかがえる。

以上のような背景から、アルザスにおける「対独協力」はフランス他地域と同じように語るべきではないと主張する論者は多い。例えばリートヴェックは、ドイツが休戦協定を無視してアルザスを法的根拠なく一方的に併合したこと、またヴィシー政権はこの事実上の併合に対して非公式な形で休戦協定の原則に基づく弱い抗議しかできなかった（アルザスでもあまり知られることはなかった）ことから、アルザスの人々がフランスに「捨てられた」という強い感情を抱いたことも指摘し、アルザスにおける対独協力は他地域と同等

行為の理由としては大きく分けて、親独感情やファシスト思想などの思想的な熱意、ナチ支配に適応するための受容、金銭や雇用などの物質的利害、義務労働制 (STO) や刑罰などナチ・ヴィシー政府による抑圧の措置の回避、あるいはドイツ占領軍兵士らとの友情・愛情などの人間関係に基づく個人的利害があったと指摘されている。

¹⁸⁹ VOGLER, Bernard, *op. cit.*, p. 266.

¹⁹⁰ DAHLET, Camille, *Les Cahiers Verts*, 2^{ème} édition, Strasbourg, Société Nouvelle d'impression Müh – Le Roux, août 1945, p. 5.

¹⁹¹ Archives départementales du Bas-Rhin, 709D122.

¹⁹² VOGLER, Bernard, *op. cit.*, p. 255.

¹⁹³ IRJUD, Alphonse, *Les ralliés au nazisme*, in *Saison d'Alsace*, n°121, 1993, p. 133.

に見ることはできないとし、ナチズムに共感し、あるいは個人的な野望あるいは利益のために必要以上に積極的にナチの支配体制に貢献した者を除き、「対独協力」には該当しないと指摘している¹⁹⁴。

したがって、自治主義者の「対独協力」について論じる場合も、上の点を十分に踏まえないと行かない。ナチからの「圧力」のためにやむを得ず協力したか、ナチズムを積極的に受け入れてその支配に貢献したか、十分に見分けることが重要と思われる。

3.2 ナチ支配構築プロセスにおける自治主義者の役割ならびに自治主義者とナチの関係

では、戦間期の自治主義者は併合後どのようにアルザスにおけるナチ支配と関わったのだろうか。本項ではまず、休戦協定直後のナチによる自治主義者「取り込み」の動きについて検証する。まず、自治主義者「解放」と「トロワ＝ゼピ宣言」について紹介しその意義について考察する。続いて、ナンシー派自治主義者のベルリン表敬訪問について焦点を当てる。第2章では戦間期の自治主義者の間で「急進派」や「穏健派」など路線の違いが存在することを指摘したが、路線の違いがナチとの関係や対独協力への積極性にどのように影響を及ぼしたか考察する。

3.2.1 ナチによる自治主義者釈放と「トロワ＝ゼピ宣言」

第2章で述べたように、1939年の独仏開戦前後に主要な自治主義者の多くがフランス政府により逮捕された。第2章で挙げたナンシー派自治主義者15名は、1940年6月以降まずリヨンへ、続いてヴァランスやアヴィニョン、カルカソンヌなど南仏各地に移送された¹⁹⁵。

休戦協定成立後、ドイツは休戦委員会を通しフランス政府に対し彼ら自治主義者の釈放とアルザスへの帰還を要求した。

釈放されたナンシー派の自治主義者15名は、出身地への帰還が認められる前にアルザスのコルマル近郊の保養地トロワ＝ゼピ（Trois-Épis、ドイツ語名 Drei-Ähren）に集められた。ここで彼らは48時間にわたりドイツ国防軍分遣隊の監視下に置かれた後、7月18日にはアルザス・ロレーヌのドイツへの併合を求める請願文をヒトラー宛に記した。この宣言が「トロワ＝ゼピ宣言」と呼ばれる。その文面は以下の通りとなっていた。

¹⁹⁴ RIEDWEG Eugène, *L'Alsace et les Alsaciens de 1939 à 1945*, Tome II, Thèse de doctorat de 3^e cycle, Université des Sciences Humaines de Strasbourg, 1983, pp. 411-412.

¹⁹⁵ LE MAREC Bernard et Gérard, *L'Alsace dans la guerre 1939-1945, La Tentative de Réannexion*, Strasbourg, Éditions Alsatia, 2000.

シュトラスブルク、1940年7月18日

アルザス文民政府長官兼国家代理人（Reichsstatthalter）ロベルト・ヴァグナーを通じて大ドイツ帝国総統アドルフ・ヒトラー宛

今日、フランスの監獄から解放された我々アルザスおよびドイツ語圏ロレーヌの先駆者たちはアルザスの地に集まった。

アントーニ	ムーラー
ビクラ	ヌスバウム
ビーバー	オスター
ブラウナー	ロッセ
オース	シャル
ケッピ	シュレーゲル
ランク	シュテュルメル
マイヤー	

彼らの犯した罪はただ一つ、民族性（*Volkstum*）すなわちライン川とヴォージュ山脈の間、ザール、モゼル地方におけるアレマン民族およびフランケン民族のドイツ的性格に忠実であり続けたことである。フランスがドイツ民族に対し戦争を仕掛け、それによりその絶望にも満ちた試みを拒絶するまで、あらゆる精神的重荷に抗して平和と正義を実現し、フランス人とドイツ人の間の理解を深めることを追求してきたのである。

これらの人々と連携し、今日民族・第三帝国・総統に尽くすためにアルザス救援隊（*Elsässische Hilfsdienst*）に集まった何万もの人々、そしてその他何十万もの人々が、フランスの銃弾により処刑されたカール・ロース博士を追憶し、故郷（訳者注：アルザス）の偉大なるドイツ帝国への併合を求めている¹⁹⁶。

宣言では実際に署名した自治主義者だけでなく、アルザスの何十万人もの人がドイツ復帰を望んでおり、ナンシー派自治主義者が住民を代表し署名するという体裁を取った。宣言調印に主導的役割を果たしたのが第2章で触れたエルンストであった。彼は休戦協定締結後、3.2.2で示す「アルザス救援隊」の長に就任し、またヴァグナーからナチ文民政府の総合報告者（*Generalreferent*）に任命されていた。トロワ＝ゼピではナンシー派自治主義者を指揮し、仏独間の秘密協定によりアルザスのドイツ併合が合意されたこと、また宣言に署名することがナチの反教会政策からアルザスを守る保証になるとカトリック系自治主義者に対し伝えたとき¹⁹⁷、彼が宣言調印に大きな影響力を行使したことは確かと思われる。

¹⁹⁶ Bundesarchiv Koblenz, All. Proz. 21/144.

¹⁹⁷ STRAUSS, Léon, ERNST Robert Frédéric, in *Nouveau dictionnaire de biographie alsacienne*, n° 10, 1987, p. 845.

トロワ＝ゼピ宣言署名後、1940年7月28日から31日にかけてエルンストの指揮下でナンシー派を中心とする自治主義者らはアルザス救援隊がアルザス各地で主催した「アルザスの大きな変化 (*Die Grosse Wende im Elsass*) 」と名打った演説会で弁士として登場した。例えば初日の7月28日にコルマールにて開催された演説会では、最初にエルンストが聴衆にアルザス語で演説し、続いてルネ・オース（併合後 **Renatus Hauß** と改名）およびロッセが演説した。演説の詳細は明らかでないが、開催の数日前よりコルマールや周辺の町村の商店の窓ガラスなどに張り出されたポスターには、次のような謳い文句が記されていた。

「フランスの監獄から解放された、我々の民族の権利、我々の言語、人種を守る闘いの先駆者らが、ドイツ国防軍の作戦により取り戻された祖国アルザスに帰還した」¹⁹⁸

このフレーズからも、ナチ政権が戦間期の自治主義者を親ナチ・親ドイツ的運動のリーダーとして位置づけ、「ドイツのアルザス」の正当化に利用しようとしていたことは明らかであった。中でも、ドイツの勝利によりフランスの監獄から解放されたナンシー派は、いわばアルザスの「ドイツ性」に身を投じた「殉教者」として、その勝利を象徴するような存在になった。

なお、1940年7月27日のSNNには、7月28日から31日まで、合計13回の講演会の開催予定表が掲載されている。プログラムに変更がなかったと仮定すれば、上に挙げたコルマールでの講演会は20時から開催されたとみられるが、同じく28日の14時からアルザス北部のアグノーではシャル、ケッピ、オースが弁士を務め、同日14時からサヴェルヌではビクラーおよびムーラーが講演し、シュテュルメルも7月30日20時のセレストアおよび31日20時からのアルトキルシュで開催された講演会で発言したとみられる。ロッセは28日以外にも30日のアルザス中部リボヴィレ (**Ribeauvillé**, ナチ支配下では **Rapportswailer** と改名) ならびに31日のミュルーズでの講演会で発言したとみられ、積極的な発言姿勢が目立っている。

彼らはアルザスの「併合」後しばらくの間、ナチ党支配下のアルザスの各新聞に登場したり、以下に挙げるアルザス救援隊などで主導的な役割を果たしたりするなど、ナチのプロパガンダで重要な役割を果たすことになった。例えば新聞紙上でも、事実上のナチ機関紙であるSNNでは「指導的な立場にあるアルザス人」という見出しでナンシー派自治主義者がしばしば紹介されており、1941年6月21日にはビクラー、同月24日にはオース、8月24日にはロッセの紹介記事が掲載された。いずれの記事でも戦間期の自治主義者としての活動が簡潔にまとめられ、最後に第二次大戦開始によりフランス当局に拘留されるとともに、ドイツ軍により解放されたエピソードが記されている。

¹⁹⁸ BÉNÉ, Charles, *Alsace dans les griffes nazies*, Tome III, Raon-l'Etape, Fetzter S. A. Editeur, 1975, p. 67. フランス語翻訳を引用。

3.2.2 「アルザス救援隊」における自治主義者の役割

「トロワ＝ゼピ宣言」調印後、ナンシー派自治主義者はまず「アルザス救援隊 (*Elsässischer Hilfsdienst*、以下 EHD と略記)」の活動に加わった。1940 年 6 月 21 日にロベルト・エルンストにより設立されたナチの下部組織 EHD は、フランス他地域に避難した者の帰還の際に食料の炊き出しや衣服の提供を行うなど、住民のための「福祉団体」という名目で設立された。しかし実質的にはナチ党の影響力を強めることを目的とした組織であった。他地域に疎開したアルザス出身者の帰還に対する協力の他に、「民族ドイツ人 (*Volksdeutscher*)」であることを認めて署名したアルザス出身のフランス人捕虜解放手続きへの協力など、住民を支援するという名目で表向きは社会福祉活動を行う一方、様々な警察組織とともに公共部門で働く者の政治的行動の調査を協力して行ったり、アルザスの「脱フランス化」を目標として反仏宣伝に参加したりするなどした¹⁹⁹。3.2.1 で挙げた「アルザスの大きな変化」と呼ばれる講演会や、下に挙げるカール・ロースの遺体帰還式典にも EHD は主導的な役割を果たした。

EHD の指導者層は自治主義組織である青年同盟などの会員であった者をはじめ、親独的なアルザス住民の中から選ばれた²⁰⁰。ナンシー派自治主義者もアルザス帰還後、揃って加入している。EHD の目的はアルザスにおけるドイツ当局の行政運営およびナチ党の活動をサポートすることにあつた。当初はその目的を隠して活動していたが、やがてフランスを激しく非難・攻撃する張り紙を多数掲示するなどその本性を現し、アルザス住民の離反を招き、1941 年 4 月 1 日には解散し、ナチ党がその任務を引き継ぐことになった²⁰¹。

戦間期に自治主義を支持していた会員が EHD に加入しただけでなく、ナンシー派を中心とする主要自治主義者は EHD で重要な役割を果たした。例えばシュテュルメルは農業分野、ロッセは経済問題、ケツピは避難民帰還、シャルは組織の宣伝を担当するなど役職を与えられていた²⁰²。EHD はアルザスの様々な問題に対しドイツ当局と協議する機関と位置付けられていたと思われるが、住民の支持を得ることができず、自治主義者らに与えられた上のような肩書きも名目上のものにすぎなかったとヴィットマンは指摘している²⁰³。ナチ党と競合する恐れがあり、ドイツ本土出身の官僚やナチ党員が EHD を軽視していたことも、ヴァグナーが EHD を解散に踏み切らせた理由の一つであった²⁰⁴。EHD に結集したアルザス人が必ずしもナチの方針に絶対的な信頼を置いていなかったことから、ナチ指導部から見ればアルザスのドイツ化を遂行する上で十分ではないと判断したと指摘される²⁰⁵。EHD で指導的役割を握る自治主義者がナチ党の進める政策に抵抗する可能性を懸念していたと

¹⁹⁹ KETTENACKER, Lothar, La politique de nazification en Alsace, in *Saison d'Alsace*, n° 65, 1978, p. 109.

²⁰⁰ HEITZ, Robert Marie Charles (dir.), *L'Alsace de 1900 à nos jours*, Toulouse, Éditions Privat, 1979, p. 196.

²⁰¹ *Ibid.*, p. 197.

²⁰² WITTMANN, Bernard, *Une Histoire d'Alsace, Autrement*, Tome III, Morsbronn-les-Bains, Éditions Rhyn un Mosel, 1999, p. 17.

²⁰³ *Ibid.*, p. 16.

²⁰⁴ *Idem.*

²⁰⁵ *Idem.*

もいわれる²⁰⁶。一方で、アルザス住民から見ると、EHD はナチ党の機関に他ならなかった。このように中途半端な性格を持っていたため、EHD は当初想定されていたような役割を十分に果たすことができなかった。

また、EHD への参加は、戦間期に親ナチにはならずとも自治主義・地域主義者であったアルザス人がナチ支配の本当の性質を知り、距離を置く契機になったとの指摘もある²⁰⁷。

なお EHD の解体に先立ち、1940 年 10 月には「犠牲の環 (*Opferring*) 」と呼ばれる、よりナチ的色彩の強い組織が結成され、EHD の役割を一部引き継いだ。「犠牲の環」への加入は任意という建前ではあったが、全公務員に対し加入が推奨され、特に医師の場合は加入を拒否すれば医療行為を営めなくなる恐れがあったという²⁰⁸。

3.2.3 自治主義者の要職就任

また、ナチはナンシー派をはじめとする親ドイツ的な自治主義者をナチの行政・軍事機構の要職に就任させた。ナンシー派自治主義者の中でも、ナチは戦間期の郷土党や青年同盟、労働者・農民党、抵抗共産党など、分離主義的傾向が強く戦間期からファシズムの影響を受けナチとのつながりもあった「急進派」自治主義者を重用し、政治・軍事機構で比較的重要な役職に置いた。ナンシー派ではムーラーが突撃隊 (SA) 大佐およびミュルーズ管区指導者に、シャルが党機関紙 SNN の副編集長に、ビクラーは親衛隊 (SS) 大佐ならびにストラスブル管区指導者 (*Kreisleiter*) に、オースは突撃隊大佐およびアグノー管区指導者に任命された²⁰⁹。

ナンシー派以外でも、それに準ずる立場にあった親ナチ的な戦間期の自治主義者が同様に相次いで要職に就任した。例えば、戦間期にストラスブル市長を務めた元共産党員ユベールはヴァグナーによりナチ党の公式演説者に任命された²¹⁰。エルヴィン・フォン・シュタインバッハ協会の指導者であるとともにアルザスのユヌブル (*Hunenburg*、ドイツ語 *Hünenburg*) 城の再建を手掛けたシュピーザーは、『シュトラスブルク月刊手帖』の編集者となった²¹¹。ビクラーの友人かつ青年同盟の創設メンバーの一人で、開戦後の 1939 年 9 月に逮捕され、アルザスより追放されて 1940 年 1 月以降マルセイユで監視下に置かれていたアレクサンドル・クレーマー (*Alexandre Krämer*) も 1940 年 9 月に SS 大尉 (*Hauptsturmführer*) に就任し、1941 年にアルザス中部ゲプヴィレール (*Guebwiller*、ナチ時代は *Gebweiler* に改名された) の管区指導者の地位を委ねられた²¹²。

²⁰⁶ FISCHBACH Bernard et OBERLE Roland, *Les Loups noirs : Autonomisme & terrorisme en Alsace*, Colmar, Alsatia-Union, 1990, p. 175.

²⁰⁷ RIEDWEG, Eugène, *L'Alsace et les Alsaciens de 1939 à 1945*, thèse de 3^e cycle, 1983, p. 159.

²⁰⁸ ARZALIER, Francis, *op. cit.*, p. 93.

²⁰⁹ 市村卓彦、前掲書 396 ページ。

²¹⁰ MAUGUÉ, Pierre, *op. cit.*, p. 120.

²¹¹ Bundesarchiv, R 43-II/670a.

²¹² LE MAREC, Bernard et Gérard, *op. cit.*, p. 86.

一方、ナンシー派の中でも戦間期に比較的穏健な路線を取りナチとも距離を置いていた、主に UPR 出身の自治主義者らに対し与えられた役職は補佐的なものとどまった。例えばロッセはコルマールで市議会議員を務めるとともに、戦前から経営していた出版社「アルザティア」の経営を継続した。また、フランス政府から「弾圧」を受けた戦間期の自治主義者らに対する金銭的補償を図り、1941年5月には「補償問題担当委員」に就任した²¹³。ロッセの指導下で行われた主要自治主義者への「補償」については3.3.2および3.4.5で詳細を示すが、戦間期の自治主義者による活動をナチ党が正式に評価・認定し名誉回復する性格を有するものであり、経済的メリットに加えて心理的にも自治主義者とナチの関係に少なからぬ影響を与えた可能性が高い。

また同じく戦間期に UPR で活躍したシュテュルメルはミュルーズ市議会議員兼市長助役に就任した。ケッピはナチ文民政府の「避難民帰還問題担当室長」に就任し、同様に UPR 党員であったジョゼフ・オスター (Joseph Oster) もストラスブール市立病院の院長となったにすぎず²¹⁴、UPR 系以外の自治主義者に対する扱いとは大きな差があった。その背景については、以下で考察していきたいと考えている。

このように自治主義者を要職に就任させ取り込む必要性について、ナチ側も認識していたことを裏付ける資料が存在する。ドイツ帝国宣伝局 (*Reichspropagandaamt*) バーデン支局長のシュミット (Schmid) がベルリンの「ドイツ民族啓蒙・宣伝担当帝国大臣 (*Herr Reichsminister für Volksaufklärung und Propaganda*)」に宛てた書簡で、シュミットはシュピーザーを帝国宣伝局バーデン支局長のドイツ民族性担当官 (*Volkstumsreferent*) として雇用することを提案している。その際、シュピーザーを推薦する理由として、「私の業務範囲における民族性担当官の業務の主な内容は、これまでフランスの影響下で生活してきたアルザスの人々を完全に脱フランス化することであるため、アルザス人が担当官を担うことは目的に適う」と明確に述べている²¹⁵。すなわち、アルザスにおける「ドイツ化」「ナチ化」を推進するにあたり、「ドイツ民族性」のために闘ってきたアルザス自治主義者は最適だと考えられたのである。

もともと、UPR 出身者を除くナンシー派自治主義者には管区指導者や SS、SA 大佐など、重要なポストが与えられたのは確かであるが、アルザスの行政機構のトップに立ったのはドイツ本土出身のロベルト・ヴァグナーであり、「アルザス人によるアルザス」が実現したわけではないことに注意が必要である。これはやがて失望に変わる一因となるが、後ほど詳しく検討したい。

²¹³ STRAUSS, Léon, Les délations de Rossé, in *Saison d'Alsace* n° 117, 1992, p. 238.

²¹⁴ Bundesarchiv, R 43-II/670a.

²¹⁵ Bundesarchiv, R55 10295.

なお、要職就任と前後して、ナンシー派自治主義者はナチ党に入党している。本項で挙げた自治主義者の場合、ビクラールは1940年4月1日、シャルは1941年4月1日となっており²¹⁶、ビクラールの入党時期の早さ（フランス当局により拘留中）は注意を引く。

ナンシー派自治主義者は全員戦間期にフランス国籍を有していたが、ドイツ国籍を付与されたのは1942年8月25日、すなわち徴兵制導入以降であった²¹⁷。「英雄」として公式に認められた存在であるにもかかわらず、ドイツ・ナチ党への忠誠の証ともいえるナチ党加入、国籍付与ともに遅れがあることについては、ナチ側あるいは自治主義者の側に、相互にある種の不信があった可能性は否定できない。

3.2.4 「ナンシー派」自治主義者のベルリン表敬訪問

ナチはナンシー派を中心とする自治主義者を支配体制に取り込む上で、前項で示したように要職に就けるだけでなく、様々な手段を駆使した。ナチによる懐柔策の一例として、ここでは1940年末に実施されたナンシー派のベルリン表敬訪問について挙げる。3.2.3で言及した経済的補償などと同様、ナチによりフランスから「解放」された戦間期自治主義者の「功績」を公に高く評価するものであり、心理的に大きな影響を与えたと考えられるためである。

ナンシー派自治主義者がベルリンに滞在したのは「トロワ＝ゼビ宣言」署名から4か月ほど後の1940年11月28日～12月2日である。ベルリンのドイツ連邦公文書館(*Bundesarchiv*)には総統官邸(*Reichskanzlei*)が作成したと思われる表敬訪問の詳細な日程表が残されているので、以下に紹介する²¹⁸。

ナンシーの四人（注：ナンシー派自治主義者）による1940年11月28日～12月2日までのベルリン訪問

1940年11月28日 木曜日

正午 朝食終了後、帝国大臣(*Reichsminister*)フリック博士による出迎え

午後 東西幹線道路を通行し、帝国競技場(*Reichssportfeld*)を訪問。帝国スポーツ省大臣フォン・チャンマー・オステン(*Von Tschammer-Osten*)との茶会

1940年11月29日 金曜日

²¹⁶ Archives départementales du Bas-Rhin, 544D255.

²¹⁷ RIEDWEG, Eugène, *L'Alsace et les Alsaciens de 1939 à 1945*, Thèse de doctorat du 3^e cycle, Tome II, Strasbourg, Université des Sciences Humaines de Strasbourg, 1983, p. 422.

²¹⁸ Bundesarchiv, R 43-II/670a. なおプログラムと付随して参加者名簿も残っているが、「ナンシー派」の自治主義者に含まれないアルフレッド・ハーナウアー(*Alfred Hanauer*)およびシュピーザーも含まれていた。ハーナウアーは戦間期に自治主義の青年組織に属し、ドイツのためにスパイ活動を行った容疑でフランス政府により有罪判決を受けたとされている。シュピーザーは開戦前後にナンシーの軍事裁判所で欠席裁判により死刑を言い渡されていた。その他、エルンストが名簿の筆頭者となり、自治主義者がエルンストにいわば「引率」される形で訪問が行われており、その影響力の強さがうかがえる。

午前 総統官邸訪問
帝国大臣ラマース (Lammers) による出迎え

午後 民族ドイツ人クラブ (*Volksdeutschen Klub*) にてナチ親衛隊 (SS) 上級集団指導者 (*Obergruppenführer*) ロレンツ (Lorenz) および SS 上級指導者 (*Oberführer*) ベーレンツ (Behrends) による出迎え

1940年11月30日 土曜日

午前 帝国大臣フォン・リッベントロップによる出迎え

午後 帝国大臣ゲッベルス博士による出迎え

夜 帝国大臣ゲッベルス博士の招待による劇場訪問

1940年12月1日 日曜日

午後 国務大臣マイスナー (Meissner) による出迎え

夜 帝国大臣フリック博士の招待による劇場訪問

1940年12月2日 月曜日

午前 親衛隊全国指導者 (*Reichsführer*) ヒムラーによる出迎え

午後 帝国大臣フリック博士による茶会および映画上映

夜 ストラスブールへ出発

以上のように訪問先ではナチ政権の要人と対談の機会が与えられた。ドイツ連邦公文書館の資料にはそれぞれの会談・催しの詳しい内容に関する記録は残っていないが、ドイツ政府を代表する大臣級の人物が連日出迎えにあたっており、相応の歓迎が行われたのではないかと推測される。ただしヒトラー本人とナンシー派自治主義者の直接の会談は行われなかった。

では訪問の目的は何だったのだろうか。ナチ側は、フランス政府の「弾圧」の犠牲者でもあった自治主義者を活用することでアルザス支配の正当性をより強化する目的があったと考えられる。彼らに対する影響力を強める意図も当然あったであろう。一方、自治主義者の側からもナチとの関係を深め、自らを認めてもらうためにはいい機会と映ったはずである。

一方、ロッセは訪問に加わった目的がアルザスでの反体制派追放に対する抗議であったと後に弁護している²¹⁹。ロッセと同じく UPR 出身の自治主義者であるケッピも戦後、1946年10月10日付でフランス当局に対し(詳しい宛先は不明)上申書を提出し、この主張に同調している²²⁰。「我々のうちある者にとって、ベルリン訪問はアルザスからの苦情について第三帝国の指導者と議論する都合のよい機会であった」と記し、ケッピのほかロッセ、シュテュルメル、ビクラーも同席し、その時拘留されていたロベール・シューマンの釈放を求め、ヒムラーは自治主義者の前でシューマンの釈放を約束し、その結果として翌年4

²¹⁹ BANKWITZ, Philip Charles Farwell *op. cit.*, p. 83.

²²⁰ Archives départementales du bas-Rhin, 94J31.

月末または5月初めに釈放が実現したという。さらに、アルザスのフランス語母語地域その他から大規模な住民追放計画があるという噂について、同じくロッセを交えて内務大臣のフリック（Wilhelm Frick）および国务大臣のマイスナー（Otto Meissner）と話す機会を持ちその撤回を迫ったとする。結果として「私たちの働きかけにより、ロレーヌに比べて、追放された人数をはるかに小さなものにすることができたと確信している」とケッピは記している。

以上の「弁明」がどこまで真実かは議論の余地があるが、自治主義者らが自らの主張をナチ当局に通すために、この機会を利用したとも、第4章で述べるようなナチへの「抵抗」の一環であったとも考えられる。また、ケッピが「我々のうちある者は」と記していることから示唆されるように、同じナンシー派の中でも訪問の際に意図していた目的は異なっていたかもしれない。ケッピの「弁明」にビクラーやシャルなど「積極協力派」の自治主義者の名が挙がっていないことから考えて、ベルリン訪問中も彼らのほうがより積極的にナチに取り入ろうとする態度を示していたとも考えられる。

ドイツ報道局（*Deutsches Nachrichtenbüro*）は1940年11月29日付で、「ラマース博士、ベルリン滞在中のアルザス人・ロレーヌ人を迎える」という短信を發表し、短いながら自治主義者のベルリン訪問について述べている²²¹。自治主義者の「真の動機」はともかく、非公表に終わった「トロワ＝ゼピ宣言」と異なり、目立たない形ながら一応公になっており、ナチ当局がこの「訪問」を宣伝目的で活用しようとした可能性はある。ただし、連日出迎えが続いたにもかかわらず、アルザスを代表するナチ党機関紙のSNNならびに『コルマール通信（*Kolmarer Kurier*）』、さらにはドイツ全国レベルのナチ党機関紙『民族の観察者（*Völkischer Beobachter*）』でも表敬訪問期間中およびその前後において、関連記事を確認することはできず²²²、訪問がアルザス内外で広く知られていた可能性は低い。大々的に宣伝利用されたわけではないと考えられ、ナンシー派自治主義者のナチ党やドイツ政府にとっての重要性がそれほど高くなかったことの表れのようにも受け止められる。

3.2.5 カール・ロースの「神格化」

併合下のアルザスにおけるプロパガンダで多く利用された人物に、戦間期の自治主義者カール・ロースが挙げられる。第2章で紹介した通り、自治主義党をはじめとする自治主

²²¹ Bundesarchiv, R 43-II/670a.

²²² なおナンシー派表敬訪問中の1940年11月30日付の『民族の観察者』には、『ストラスブールの帝国青年指導者 大ドイツの青年に対する力強い表明（*Der Reichsjugendführer in Straßburg Machtvolles Bekenntnis zur großdeutschen Jugend*）』という見出しの記事が掲載され、11月29日にストラスブールで開催された帝国青少年指導者ウルマン（Urmann）による青年向けの講演会のことが取り上げられている。「ドイツに復帰したアルザス」を印象付けるこの記事が掲載される一方、ウルマンと比較しても地味にはるかに高かったはずのナンシー派自治主義者の表敬訪問に関する記事がないことから、ドイツ中央政府レベルではアルザスを「奪還」したことの重要性と比べて、この表敬訪問がそれほど重要なものと位置づけられておらず、アルザス自治主義者に対する関心自体も相対的に小さかったことを示唆しているように思われる。

義運動の先頭に立ち、1928年の「コルマール裁判」の被告の一人にもなったロースは、1939年2月4日にフランス警察により逮捕され、スパイ容疑でナンシー軍事裁判所にて裁判が行われ、同年9月26日に死刑判決が下された後、1940年2月7日に処刑された²²³。開戦前後に一斉逮捕された自治主義者の中でも、フランス政府により処刑されたのはロースのみであり、併合後ナチは様々な形でロースの「神格化」を行い、フランス政府によるアルザス統治の不当性を訴える格好の材料として利用した。

1941年6月19日、ストラスブール「解放」1周年を記念し、ロースの遺体の帰還式が大々的に執り行われた。遺体を乗せた隊列はアルザス各地の村を通過し、住民は敬礼するよう求められたという²²⁴。ナンシー派の自治主義者も参列したストラスブールでの記念式典を経て、ユヌブル城の地下納骨堂に埋葬された。記念式典はナチ党のコントロールするアルザスの各新聞で非常に大きく取り上げられており、例えば『コルマール通信』では一面に「カール・ロース、故郷に埋葬される：大ドイツのための先駆者・アルザスの殉教者が厳粛に運ばれた」²²⁵という見出しで大きな記事が掲載されている。SNNも同様に、「カール・ロースの印象的な帰還」というタイトルで大きく凱旋・帰還の様子を報道し、ローヌ地方北部のサルグミーヌ（Sarreguemines、ドイツ語名 Saargemünd）を通過する隊列の写真、ならびにヴァグナーがロースの未亡人と共に棺台の前でロースの遺体を迎える様子を収めた写真が掲載されている²²⁶。

ロース神格化の動きは地名にも表れ、例えばストラスブール中心部のクレベール広場は「カール・ロース広場（Karl Roos Platz）」と改称されるなど、アルザス各地にロースにちなんだ地名が登場した。

また、ロースの功績を称える著書が相次いで出版された。ハインリッヒ・バロン（Heinrich Baron）は著書『ドイツのアルザスに尽くした殉教者カール・ロースとともに（*Mit Karl Roos-dem Blutzügen des deutschen Elsaß, Strasbourg, Verlag der Straßburger Monatshefte, 1940*）』を出版し、ロースが開戦直前にフランス当局に逮捕されてから1940年に処刑されるまでの様子を細かく描写し、その功績とフランス政府の行いの不当性を強調している。また、自治主義者のシャルはナチ支配下、自らが副編集長を務めるSNNでたびたび「殉教者」ロースを称賛する記事を書いたほか²²⁷、ロースの「功績」を称える著書『カール・ロースと故郷に忠実なアルザスの闘い（*Karl Roos und der Kampf des Heimattreuen Elsass, Colmar, Alsatia Verlag, 1941*）』を執筆している。前書きを記したエルンストは、「一見勝ち目のない状況

²²³ BANKWITZ, Philip Charles Farwell, *op. cit.*, p. 45.

²²⁴ LE MAREC, Bernard et Gérard, *op. cit.*, p. 47.

²²⁵ *Kolmarer Kurier*, 1941年6月20日。

²²⁶ *Strassburger Neueste Nachrichten*, 1941年6月20日。

²²⁷ 例えば1941年2月7日には、「一年前にロースは没した アルザスの殉教者の一周忌にあたって」という題の記事を書き、「全ての時代を通して最もひどい司法的殺人の一つ」としてフランスの罪を糾弾し、「アルザス人カール・ロース」と題された最後の小見出しで、「カール・ロースは300年に及ぶ波乱万丈で苦痛に満ちた国境の地の歴史の悲劇的な結末としてアルザスの歴史に刻まれている。彼の墓はアルザスに対し、大ドイツ帝国への無条件の併合以外はないという道を示してくれている」と記してドイツへの併合やナチ支配の正当化に利用している。

にあったアルザスのドイツ民族が 20 年以上にわたり、フランスによるフランス化の意図に抗し、古くからのドイツの豊かな過去の文化的、精神的、さらには物質的遺産を取り戻そうとして繰り広げた粘り強い闘いの背景を前にして、本書はその闘いと死によりアルザスの忠誠・献身の象徴となった闘士・信奉者カール・ロースの肖像および実績を描いたものである²²⁸と著書の意義を語り、「ドイツ国防軍の圧倒的かつ素早い決定的な勝利のおかげで、ポール・シャルおよびその同志は最後の時にナンシーの軍事刑務所から救出された」²²⁹としてドイツ国防軍の功績をも強調しつつ、救出されたナンシー派自治主義者をいわばロースの遺志を継ぐ者として扱っている。本書第二巻の冒頭でシャルは処刑されたロースについて「彼は殺されたと思われているが、不滅となったのである」「カール・ロースは今後、大ドイツ帝国の殉教者の中に座を得ることだろう」²³⁰と指摘し、「不滅の殉教者」であることを強調した。本書ではロースの戦間期の活動実績が細かく描かれ、フランス当局の戦間期における抑圧的態度に対する批判が繰り返されるとともに、処刑時の描写や処刑命令書の複写までも掲載されており、読者に対しフランス当局の「不当な弾圧」を強く訴える内容となっている点が特徴である。

以上のようにロースは「ドイツのアルザス」を正当化する「英雄」かつ象徴としてナチに最大限に利用された。もっとも、生存していた他の自治主義者と違い、ナチ支配に刃向う恐れのない、すでに亡くなった人物であったからこそ好都合だった側面は無視できないだろう。

3.3 個々の自治主義者の「対独協力」的行動

本項では、代表的な自治主義者に焦点を当てて、具体的にどのような形で「対独協力」に進んでいったか検証したい。ナチ支配下のアルザスにおける影響力の大きさを踏まえて、ナンシー派自治主義者を中心に主な自治主義者の「対独協力的行動」について示したいと考えている。自治主義者のナチズムに対する態度については、戦間期におけるスタンスの違いが大きく影響を及ぼしたと考えられるが、中でも分離主義に近い立場の「急進派」自治主義者と、分離主義からは距離を置き宗教的権利の拡大に重点を置いた「穏健派」では明確に態度が異なっており、ナンシー派自治主義者の中でもこの分類に沿って態度が異なっていたことが多くの先行研究で共通して指摘されている²³¹。そこで、この指摘がどこま

²²⁸ SCHALL, Paul, *Karl Roos und der Kampf des Heimattreuen Elsass*, Zweite Auflage, Colmar, Alsatia Verlag, 1941, p. 5.

²²⁹ *Ibid.*, pp. 5-6.

²³⁰ *Ibid.*, p. 8.

²³¹ 例えば自治主義系研究者であるヴィットマンは、ロッセ、シュテュルメル、ケッピら「UPR の、いわゆる教権派の自治主義者グループ」がナチズムに対する明確な敵対者であった一方、ムーラー、シャル、ピクラーをはじめとする「かつての労働者・農民党（独立郷土党の構成員を含む）および青年同盟出身者」らがフランスに対する復讐心からドイツに協力的であったと指摘している（*op. cit.*, pp. 9 et 13）。

で妥当かを検証するためにも、第2章で論じた内容も踏まえて「急進派」「穏健派」の違いを踏まえて、それぞれどのような特徴が見られるか考察を試みる。

3.3.1 「急進派」自治主義者に見るナチ・ドイツに対する態度

アルザスのドイツ併合後、ナンシー派を中心とする自治主義者の中でも、前章で言及した戦間期の自治主義「急進派」が重用され管区指導者などの職に就いたことは3.2.2項で述べた通りである。彼らは必然的にアルザスの「ドイツ化」、「ナチ化」に重要な役割を果たし、住民の強圧的な統制に加担する場合もあった。ここでは、対独協力「積極派」とされる各々の自治主義者の対独協力の実態について、より詳しく検証したい。

SNNの副編集長となったポール・シャルは、新聞・出版分野でナチのプロパガンダ役を務め、また3.2.5項で紹介したロースに関する著作をはじめ、「ドイツのアルザス」を正統化するためにナチ支配下で数々の著書を執筆・出版した。SNNにはフランス統治下、特に1939年の独仏開戦前後にロースやナンシー派自治主義者がフランス政府から受けた不当な扱いを積極的に告発し、結果的にドイツ軍・ナチ党に「感謝」するような記事を自らの名で度々執筆し掲載した。1940年9月19日の記事「フランスの牢獄に閉じ込められたアルザスの故郷指導者たち—ポール・シャルが自らの逮捕および拘留について報告する

(*Elsässischer Heimatführer hinter französischen Gittern – Paul Schall berichtet über seine Verhaftung und Gefangenschaft*)」では、仏独開戦直前にフランス軍から召集を受け、軍務に就こうとしていた矢先に逮捕されドイツ軍に「救出」されるまでの様子が詳細に描かれている。記事には死刑判決を受けたロースが処刑されるまでに過ごした独房の鉄格子の写真も添えられ、フランス政府の「弾圧」の生々しさを読者に訴えかけている。

1942年12月から1944年7月にかけては、兵士向けの雑誌である『アルザス兵士新聞 - 上ライン故郷通信 (*Elsässische Soldatenzeitung – Heimatbrief vom Oberrhein*)』の編集長も務めている。下に挙げるシュピーザーと並んで、ナチ支配下のアルザスの出版界において親独的・親ナチ的言説を広める上でシャルが果たした役割は相当大きいと言える。

シャルの役割は出版界にとどまらず軍事・行政面にも及んだ。1940年9月17日にはナチ親衛隊の大佐に任命され、続いて他のナンシー派自治主義者とともにベルリンへの表敬訪問に参加した。1942年4月1日にはストラスブールに隣接するモルスハイム (Molsheim) の管区指導者に就任する一方、編集者の職を引き続き担った。1943年1月には、アルザスを離れたビクラーに代わりストラスブールの管区指導者に就任している²³²。

以上のように要職に就いたのみならず、ナチの抑圧的統治の積極的な旗振り役を担った側面も大きい。例えば、ナンシー派のベルリン訪問に参加した際、ザクセンハウゼン強制収容所を視察したと主張し、収容所に関して外国で流布されている情報は不正確であると

²³² Archives départementales du Bas-Rhin, 1376W46.

述べたという²³³。また、徴兵制導入の翌日である1942年8月26日のSNNには「なぜアルザスの青年は戦争に積極的に参加しなければならないのか」と題する署名記事を載せ、「ドイツの共同体と再統合したことは、アルザスが今やドイツ民族の生存をかけた闘いに参加し、共に闘うことで大ドイツ帝国の中で古くからのドイツの地にふさわしい地位を獲得しなければならないことを意味したはずだ」²³⁴と論じ、徴兵制導入の意義を力強く訴えた。

行政および軍事面でナチの支配機構確立にとりわけ大きく貢献した人物としては、抵抗共産党出身のムーラーおよび青年同盟のビクラーの名を挙げざるを得ないだろう。

戦間期にフランス共産党に属したこともある自治主義者のムーラーは、ナチ党下部組織「労働戦線」のアルザスへの導入に助力し、1941年にはミュルーズ管区指導者になった。第5章で述べるように44年に連合軍がアルザスに迫ると「アルザス自由戦線 (*Elsässischer Freiheitsfront*)」を創設しナチの側で連合軍と戦う姿勢を見せた²³⁵。ムーラーはアルザスへの徴兵制導入にも公の場で支持を表明し、徴兵拒否者の家族や親仏派の大量追放を行うなど、戦争末期には一層抑圧的な政策に関わったとされる²³⁶。例えばムーラーは、国防軍への徴兵回避のためにスイスへ逃亡しようとしたバレルスドルフ (*Ballersdorf*) 村の青年らが逮捕され、1943年2月17日に処刑された事件で、公に処刑に同意する発言をしたと指摘される²³⁷。

青年同盟出身のビクラーも、ナチ時代を通して様々な形で支配機構の一員としてその名を出した。ストラスブール管区指導者就任後、その肩書きにより様々な形で親ナチ的演説を繰り返し、ナチのプロパガンダを推進する役割を果たしている。

例えば1941年2月23日にはビクラーは大管区指導者ヴァグナーとともに、ストラスブールで開催されたナチ党政治指導者 (*Politische Leiter*) の候補者1,800名の参加する集会で演説し、「国民社会主義の砦」としてのストラスブールの建設に信頼を寄せていると述べて参加者を激励した²³⁸。また、ストラスブール大学は「併合」後にドイツの大学として再開したが、1941年11月23日の開校式では「今日ストラスブールで学生となることは大変光栄である。アルザスの全ての学生は、少し前にフランスの軍服を着ることを強制され、今日ではナチ親衛隊 (SS) に志願兵として従軍した学生指導者 (*Studentenführer*) クリスマン (*Christian*) を見習わなければならない。アルザスの学生みながいつか『私は総統 (ヒトラー) とドイツ第三帝国のために闘った』と言えることを願う」²³⁹と演説し、ドイツのために闘うよう公然と学生に呼びかけた。

²³³ STRAUSS, Léon, SCHALL Paul Joseph, in *Nouveau dictionnaire de biographie alsacienne*, n° 29, 1997, p. 3399.

²³⁴ *Strassburger Neueste Nachrichten*, 1942年8月26日。

²³⁵ LE MAREC, Bernard et Gérard, *op. cit.*, p. 85.

²³⁶ BANKWITZ, Philip Charles Farwell, *op. cit.*, p. 96.

²³⁷ STRAUSS, Léon, MOURER Jean-Pierre, in *Nouveau dictionnaire de biographie alsacienne*, n° 27, 1996, p. 2723.

²³⁸ *Strassburger Neueste Nachrichten*, 1941年2月24日。

²³⁹ LE MAREC, Bernard et Gérard, *op. cit.*, p. 59. フランス語訳を引用。

また、1942年の徴兵制導入の旗振り役となった点もシャルと同様である。ビクラーはヴァグナーに対して、「全ての青年は、すでにはるか以前から、一切例外なく兵士になるべきであった」²⁴⁰と記した徴兵制の導入を勧める手紙さえ送ったとの指摘がある。

この他にビクラーは、反ナチ・反ドイツ的な者を密告し迫害した疑いが指摘されている。例えば1942年1月には義務労働制を逃れて逃亡した者の属する合計3家族を密告するなど、住民に対し抑圧的な態度を示した²⁴¹。この他にも、例えばナンシーの刑務所で看守を務めていたギシャール (M. Guichard) をドイツ当局に密告して強制収容所に送らせ、結果的に収容所から帰還しなかったこと、フランスの『ラ・レピュブリック (La République)』誌の関係者らをドイツ当局に密告し、そのうち少なくとも一名がマルセイユで逮捕されアルザスで銃殺されたことなどが、戦後、1947年8月2日付でフランスの総合情報局 (Renseignements Généraux) が作成したビクラーに関する報告書でまとめられている²⁴²。

また、フランス語の道路標識や看板の徹底追放を命じ、強制的な「ドイツ化」を推進する役割を担った。ビクラーはフランス統治時代の痕跡を消し去るために数々の通達を発した。次の記事からもビクラーの高圧的姿勢を読み取ることができる。

「扉に取り付けられた電気式の *Klingel* (独語：呼び鈴のボタン) に対し今なお *sonette* (仏語) と記されているのは不健全かつ不確かである。(中略) 不健全かつ正しくない表記は実に多い。しかし、この分野では我が管区指導者(注：ビクラー)は徹底的に作業が遂行されることを望んでいる。そして彼の判断は全く正しい。(中略) 元気に仕事に打ち込もう。期限(3月20日)までもう我々にはあまり時間が残されていない」²⁴³

なお、1941年10月30日にはエルンストのほかナンシー派ではシャル、ビクラー、シュレーゲル、ムーラーの4名がミュンヘンにある17名のナチ党初期の闘士の墓に赴き、1923年のナチ党武装蜂起の軍旗の前でカール・ロースの思い出を偲んだという²⁴⁴。上に挙げた「トロワ＝ゼビ宣言」やベルリン訪問、カール・ロース追悼式と比較しても、ナチ党自体を称揚する性格がより強いこの行事に、戦間期自治主義の「急進派」を代表し、かつ対独協力を積極的に担った人物のみが参加していたことは、彼らとナチズムの繋がりや親ナチ志向が相対的に強かったことを象徴しているように思われる。

ナンシー派以外では、ユヌブール城を所有しアルザス文化保護の活動を行っていたシュピーザーも「積極的対独協力」に近い立場で動いた。1939年のカール・ロースの逮捕後に東プロイセンに身を隠し、フランス当局による逮捕を免れたシュピーザーは、ナチ支配開始とともにアルザスで出版活動を再開し、ヴァグナーの指示により「ヒューネンブルク

²⁴⁰ Archives départementales du Bas-Rhin, 1376W46. フランス語訳を引用。

²⁴¹ LE MAREC, Bernard et Gérard, *op. cit.*, p. 91.

²⁴² Archives départementales du Bas-Rhin, 1376W46.

²⁴³ *Strassburger Neueste Nachrichten*, 1941年3月9日。

²⁴⁴ ジャック・ロレーヌ、前掲書 177 ページ。

出版 (*Hünenburg-Verlag*)」を立ち上げるとともに、ヒムラーが 1940 年 9 月 6 日にユヌブール城を訪れた後、彼の助力により SS の大佐に就任した。アルザス救援隊では文化政策を担当し、先に挙げたカール・ロースの遺体の帰還にあたり、ユヌブール城敷地内への埋葬を提案したのはシュピーザーである²⁴⁵。さらに、ドイツ帝国をアメリカから守り欧州のゲルマン化を促進するために、ブルゴーニュやロレーヌ全土、フランドル、ノルマンディーをドイツ帝国に併合し、フランスを事実上「解体」するという、ナチ党でさえ躊躇するような計画を提唱したという²⁴⁶。1937 年に彼が創刊した『シュトラスブルク月刊手帖』を 1940 年にはナチの保護下で再刊し、41 年にはユヌブール城を増築するなど、「ドイツのアルザス」の理念に沿った文化活動を担った。また、彼が率いていた「エルヴィン同盟 (*Erwinbund*)」の構成員が相次いで SS に入隊するなど、自治主義的な思想を持つ者をドイツとの協力に導く上で彼が重要な役割を果たした可能性は高い。ただし、ビクラーやムーラーなどのナンシー派自治主義者と比較すると、ナチ党への入党が認められたのは 1942 年 1 月 1 日と比較的遅く、上に挙げたナンシー派のベルリン訪問にも同行しておらず、またフランス統治時代に受けた「弾圧」に対する補償金でも満足のいく金額を得られないなど²⁴⁷、やや冷遇された印象も感じられる²⁴⁸。

これらの行為は単なる受動的な対独協力の範囲を大きく超えており、ナチの戦争犯罪への積極的な加担と考えられても不思議ではない。アルザスの「ドイツ化」を強制し、ドイツ軍への志願を呼びかけ、特に 1942 年の徴兵制導入にあたってはその意義を語り正当化するなど、アルザス外出身のヴァグナーらと一体となり抑圧的政策を推し進めた部分があることは確かである。自治主義者の中に、ナチの支配機構に貢献し、アルザス住民の「ナチ化」を支援する態度を取った者が存在したことは否定できない。

彼らの行為に対しては歴史家による評価もおしなべて否定的である。アルザスの歴史家シュヴェングラーは次のように述べ、特に徴兵制支持を公言したことが自治主義の信用を著しく落としたと主張している。「いずれにせよ、ナチの政策の仲介役を果たすことで、自治主義運動の急進派の指導者はアルザス世論から徐々に分離した。特に徴兵制導入以降は、彼らが支持したことによりアルザスの大義に対する裏切り者と見なされるようになって

²⁴⁵ BANKWITZ, Philip Charles Farwell, *op. cit.*, p. 92.

²⁴⁶ *Ibid.*, p. 93.

²⁴⁷ STRAUSS, Léon, SPIESER Frédéric (Friedrich ou Fritz), dit SPIESER-HÜNENBURG ou Friedrich HÜNENBURG), in *Nouveau dictionnaire de biographie alsacienne*, n°34, 1999, p. 3697.

²⁴⁸ ロッセが代表を務める補償委員会に対し、シュピーザーは 89,506RM の補償金を申請したものの、彼の「物質的基盤」が十分であるという口実で当初 1 万 RM しか受け取ることができなかった。その後バーデンのフラウマー (Pflaumer) 牧師に働きかけ、最終的に 1944 年 1 月には 24,000RM に引き上げられた。補償金を巡る顛末は、シュピーザーの率いるヒューネンブルク出版社が、ロッセの経営するアルザシア社と競合関係にあったためとする指摘がある (STRAUSS, Léon, Friedrich Spieser, un nazi alsacien face à la France, in *Image de soi, image de l'autre : la France et l'Allemagne en miroir*, Strasbourg, Presses universitaires de Strasbourg, 1994, p. 135.)。

た。彼らの行動は自治主義運動全体、さらには自治主義の概念自体に対する不信を呼び起こし、親ドイツ主義・ナチズムに染まった政治姿勢と同一視されるようになった」²⁴⁹

戦間期の自治主義者に理解を示すヴィットマンも次のように批判している。「ナチが割り当てた任務を熱心に、時にはへつらいながら遂行した者もあり、こうなれば彼らは当初の理想（自治主義）を捨て、国民社会主義の全体主義的原理に完全に賛同したと考えざるをえない。もはや彼らを自治主義者、いや分離主義者 - 分離主義自体は全く尊重すべき選択肢であり、自決権の要求は普遍的に認められた権利である - でさえなく、国民社会主義者と見なさざるを得ない」²⁵⁰と、シャル、ムーラー、ビクラーの名前を具体的に挙げて強く非難し、「彼らの人種差別的な論説は、例えばダーレや『教権主義者』（注：ロッセやシュテュルメル、ケッピなどの UPR 出身自治主義者）らのように、自らの政治的行動を人民の自然権というより広い枠組みの中に位置づけていた自治主義者らが説いていた、差異を尊重する権利とは正反対であった」²⁵¹と、自治主義の理念から著しく逸脱していたと主張している。

3.3.2 ジョゼフ・ロッセとナチへの協力 - 「秘密報告書」を中心に

では、上に挙げたシャルやムーラーと比較して戦間期に「穏健派」とみなされていた自治主義者はナチに対しどのような態度を取ったのだろうか。まず、戦間期におけるナチズムや反ユダヤ主義、分離主義との距離が相対的に大きく、また UPR 出身者の中でも重要な役割を占めていた自治主義者ジョゼフ・ロッセの行動について、「対独協力」の面から検証する。本章および第4章の両方で示すように、ロッセのナチ時代における行動は二面性があるように見え、現在に至るまで論争がある。

先に述べたように、ロッセもナチにより解放されアルザスに戻った。ナチのアルザス併合を是認する「トロワ＝ゼビ宣言」に署名後、コルマルで市議会議員を務めた。

また、戦前から経営していた出版社「アルザティア」の経営を継続した。アルザティア社からは、以下のように「ドイツのアルザス」を正当化するプロパガンダに近い書籍を7点発行している。

- RINGEISEN, Martin, *Im Eilmarsch in den Zusammenbruch* (崩壊への急行軍)、1940年10月24日、出版部数3,343。

- BAUER, Erich, *Wie eine fliehende Armee in Elsass hauste* (逃走中の軍隊がいかにしてアルザスを荒廃させたか)、1940年10月24日、出版部数3,260。

- FELIX, Jakob Marzell, *Elsässische Flüchtlingsnot* (アルザス避難民の苦境)、1940年、出版部数2,166。

²⁴⁹ SCHWENGLER, Bernard, *op. cit.*, p. 86.

²⁵⁰ WITTMANN, Bernard, *op. cit.*, Tome III, p. 14.

²⁵¹ *Idem.*

- 執筆者不明、*Der Aufbruch des deutschen Elsaß*（ドイツのアルザスの出発）、1940年11月15日、出版部数1,357。

- SCHALL, Paul, *Karl Roos und der Kampf des heimattreuen Elsaß*（カール・ロースおよび故郷に忠実なアルザスの闘い）、全4巻、合計出版部数18,049。

- WETZEL, Fritz, *Zwischen zwei Armeen*（2つの軍の間で）、全2巻、合計出版部数3,025。

- BLEICHER, Albert, *Die einträglichste Plünderung die je begangen wurde*（いまだかつてなかった最大に有益な略奪）、1941年11月13日、出版部数3,288²⁵²。

いずれもフランスを非難し「ドイツのアルザス」の正当性を訴えるもので、これらの書籍の中には同じナンシー派自治主義者であるシャルが執筆したものも含まれ、「ドイツのアルザス」を実現するための自治主義者の役割が高く評価されている。ただし、第4章で論じる通り社は抵抗活動の上でも大きな役割を果たしており、プロパガンダ書籍の出版はナチの圧力によりやむを得ず行ったという見方も強い（第4章・第5章に詳細を示す）。したがって、以上の事実のみをもってナチに協力的だったと断言するのは早計である。

さらに、戦前アルザスに存在したフランス系保険会社の清算担当者にナチ指導下で就任し、毎月4,000ライヒスマルク（RM）の手当を受け取った²⁵³。

また、フランス政府から「弾圧」を受けた戦間期の自治主義者らに対する金銭的補償を図り、1941年5月には補償問題担当委員に就任した²⁵⁴。同時に、自らも補償金として18,000RMを受け取り、ドイツ側はさらにナンシーでの拘留などの分を含め支給金額を13,000RM増額したという²⁵⁵。ロッセはナチ支配下において自治主義者の名誉回復を後押しし、同時に自らも金銭的利益を受けたことになる。アルザティア社からの収益も合わせると、相当経済的に余裕のある立場にいたことは間違いないだろう。

さらに事実上のナチ党の機関誌であるアルザスの新聞でも、ドイツのアルザス支配の正当化に資する記事を執筆した。例えば、1940年10月19日付の『*Kolmarer Kurier*』誌上に、「ナンシーの『反逆者』：故郷権利運動家に対するフランス警察のキャンペーン」と題した記事を掲載し、ロースの逮捕を軸に1939～40年、自治主義者がフランス当局に拘束されていた時に受けた苦難を語っている。まず、自らとロースとの関係の詳細を述べ、1940年2月の処刑までのロースに対する支援について語るとともに、ロースの支援に関わった自らや弁護士のペーター・ビーバーら仲間の自治主義者が次々逮捕された経過を記している。そして、「手と足を繋がれて（*Hände und Füße gefesselt*）」という見出しで、1940年にドイツ軍がフランス国内に進攻しナンシーに迫り、拘留中の自治主義者が南仏方面にたらいまわしのような形で移送された際、「移送は破廉恥な状況で行われた。我々は手と足を繋がれ、何日間も食べ物を得られず、冷たい水さえ一度も十分に与えられ

²⁵² ANDRES, Gabriel, *Joseph Rossé, itinéraire d'un Alsacien ou le droit à la différence*, Jérôme Do Bentzinger Éditeur, 2003, p. 88.

²⁵³ LE MAREC, Bernard et Gérard, *op. cit.*, p. 120.

²⁵⁴ STRAUSS, Léon, Les délations de Rossé, in *Saison d'Alsace n° 117*, 1992, p. 238.

²⁵⁵ BANKWITZ, Philip Charles Farwell, *op. cit.*, p. 84.

なかった」と、フランス当局から受けた非人道的な扱いを告発している。そして、「存在する資料から、ドイツ軍が我々を解放していなかったら我々（注：逮捕された自治主義者）が7月末か、遅くとも8月初めには皆死刑判決を受け射殺されていたことは疑いがなかった」と記し、自らを解放したドイツ軍に対する感謝で記事を締めくくっている²⁵⁶。

新聞上にとどまらず、上に挙げたアルザス救援隊に参加してナチ党のプロパガンダに協力し、ナンシー派を中心とする他の自治主義者と同様に、ナチによるアルザス併合を正当化するための宣伝塔としてロッセもアルザス各地で開催された講演会に弁士として参加している。例えば1940年7月28日の20時よりコルマルのカトリック教徒サークル (*Cercle Catholique*) で開かれた講演会では、ロベルト・エルンストおよびルネ・オースに続けてロッセが演壇に立った²⁵⁷。このほか、先に挙げたナンシー派のベルリン訪問にも加わり、訪問団を代表してアルザス語でマイスナーに対し感謝の辞を述べたという。さらに、1941年1月にはナチ党に入党し、42年8月にはドイツ国籍を取得した²⁵⁸。

さらに注目すべき活動としては、フランス南部の非占領地域にいる親仏的アルザス出身者の氏名や活動を報告するなどの形で、ドイツ当局に対しロッセが「ドイツの敵」の所在を密告した疑いも指摘されている²⁵⁹。当時アルザス在住者がフランス他地域への旅行許可証を取得することは困難であったが、経営するアルザティア社の支店がパリなどにあつたこともあり、複数回有効な許可証を取得し行き来していたことを示す資料が残っている²⁶⁰。ロッセは比較的自由にフランス各地を旅行することができる立場にあつた。

ロッセが反ドイツ的とされる人物の所在や活動について記した報告書はドイツ連邦公文書館に残されている²⁶¹。ロッセが作成した報告書は1942年5月11日付でヴァグナーが帝国大臣兼首相官房長官 (*Reichsminister und Chef der Reichskanzlei*) ラマース宛てに送付したものであり、おそらく最初にロッセが何らかの形でヴァグナーあるいはエルンストなどのアルザスのナチ党指導者に渡したものと考えられる。『フランス非占領地域におけるアルザス・ロレーヌ出身者の状況および役割 (*Die Lage und Rolle der Elsaß-Lothringer im unbesetzten Frankreich*)』と題された本報告書では、フランス非占領地域におけるアルザス・ロレーヌ出身者の状況や役割、第三共和政期の上下院議員らの所在、クレルモン＝フェランに移転したストラスブール大学の状況、北アフリカにおけるアルザス出身者の動向などを詳細にまとめ報告している。

報告書の冒頭で、「18万人に達すると考えられるフランス非占領地域より帰還した、あるいは追放されたアルザス人、ロレーヌ人の状況および役割は過小評価するべきではない。彼らは特に独仏間の現在および今後の政治において、非常に重要な要素である」と述べて

²⁵⁶ *Kolmarer Kurier*, 1940年10月19日。

²⁵⁷ BÉNÉ, Charles, *L'Alsace dans les griffes nazies, Tome III, Raon-l'Étape*, FETZER S. A. Éditeur, 1975, p. 67.

²⁵⁸ STRAUSS, Léon, *Les délations de Rossé*, in *Saison d'Alsace n° 117*, 1992, p. 238

²⁵⁹ *Ibid.* pp. 239-243.

²⁶⁰ Archives départementales du Bas-Rhin, 544D261.

²⁶¹ Bundesarchiv, R43-II/1338b. 本文末に引用資料の原文をまとめて示す。

その動向に警戒を示し、続いてヴィシー政府のアルザスに対する態度に触れている。「公式には（フランス）政府はアルザス・ロレーヌ問題に対し非常に慎重な態度を取っている」と判断しつつも、「『アルザス・ロレーヌ出身者』の故郷へ帰還する希望を維持し養うためにあらゆることが行われている」と指摘し、実際にアルザス・ロレーヌ関連予算を政府が組んだり、アルザス・ロレーヌ3県（バ・ラン、オー・ラン、ムルト・エ・モゼル）の県庁が少ない人員ながらも引き続き非占領地域で活動し続けたりしていることが言及されている。

さらに、開戦前にフランス他地域に避難し、あるいはアルザス・ロレーヌから追放されたアルザス・ロレーヌ出身国会議員・県議員が非占領地域で果たしている役割に言及している。休戦協定後もフランス政府が引き続き彼らに手当や交通費を支給し、それ以外の地域出身の議員よりも優遇していることを指摘し、次いで各議員の役職が簡単に触れられている。約15名について言及があり、例えば戦後フランス第四共和政下で首相となるピエール・フリムラン（Pierre Pflimlin）については、「ストラスブールの弁護士で、自由意思により（アルザスを）離れ、ごく最近まで『青年省』のプロパガンダ担当長を務めていた」と言及があり、他にもミュルーズ出身の追放された実業家で、ヴィシー政府のダルラン副首相の元でアルザス・ロレーヌに関する一切の問題を扱っていたアンドレ・ジャケ（André Jaquet）などの名が挙がっている。そして、アルザス・ロレーヌから追放されたこれらの政治家がリヨン、クレルモン＝フェラン、ペリグー、アルジェを拠点に活動しており、中でもリヨンではコルマール出身の弁護士カルプ（Kalb）の指揮下でアルザス・ロレーヌに関する情報を集める組織を作り、フランス政府から金を受け取っていたと指摘がある。ヴィシー政府はアルザス「併合」に対し形式的な抗議しか行っていなかったが、水面下でアルザス・ロレーヌ出身者に対する支援は惜しまなかったことがうかがえる。クレルモン＝フェランではストラスブール大学およびストラスブール神学校が活動を続け、ペリグーにはストラスブール市役所やバ・ラン県庁、ストラスブール貯蓄金庫（Caisse d'Épargne de Strasbourg）、さらにはストラスブール市立病院など重要機関が活動を続けており、また北アフリカに拠点を移したアルザス出身者も多いと指摘している。ここから、「これら一切、その他数多くの事実を踏まえて考えると、フランスあるいは英米がアルザス・ロレーヌ奪還を求めて今後も激しく戦うと考えられる中、追放された、あるいは未帰還のアルザス・ロレーヌ出身者が引き続き過小評価すべきでない重要な役割を果たすことは異論がないと考えられる」と結論付けている。

以上の報告書からはナチ当局の指示で、いわば「スパイ活動」をしていた疑いが浮かび上がる。報告書には具体的な人名も挙げられており、非占領地域にいるとはいえ身の安全を脅かす危険は大きい。この半年後の1942年11月に南部の非占領地域もドイツ軍に占領されたことを考えると、その危険性は一層明確になる。ロッセの報告書との因果関係は明らかではないが、実際にクレルモン＝フェランに移転したストラスブール大学は、1943年

11月25日に教員・学生の一斉検挙の対象となり、多くがアウシュヴィッツなどの強制収容所に送られ虐殺された²⁶²。

以上の動きを見る限り、他の自治主義者同様、ロッセもナチ支配を容認し、その確立に加担したように思える。ただし、管区指導者などの要職を任されたビクラーなどの戦間期の「分離主義者」と比較すると、その活動は「アルザティア」の経営を軸に市議会議員などの役職にとどまっており、ロッセの戦間期からの役割などを考慮すると重要な地位を任されたとはいえない。ビクラーやムーラーらと比較するとナチ支配下の行政・軍事でアルザスのナチ化のために表立って果たした役割はずっと小さく、また比較的自由に行動できる立場にあった。

そして、一見「対独協力」的な態度を取っても、それらの行動に反発し慎重にふるまうことも多かった。例えば、トロワ＝ゼビ宣言には署名したが、併合にあたっては宣言中からフランスの宣戦布告を「犯罪的」であるとする文面を抜き、アルザスのドイツ併合は人々の同意と宗教的権利の保障を伴うべきと主張し、宣言は非公表となったと指摘されている²⁶³。秘密報告書を巡る南仏での行動はロッセが自らの意思で、確信的にナチに協力したようにも解釈できるが、トロワ＝ゼビ宣言やアルザティア社からのナチ的書籍の出版については、ナチの「圧力」があったと考えられるかもしれない。そして、徐々に「対独協力」的姿勢は色あせ、ナチとの関係を表向き維持しつつも第4章で示す通り「抵抗活動」へと傾倒するようになった。この「抵抗活動」でもロッセは重要な役割を果たしているため、ここで書いた「対独協力」の側面を踏まえつつ慎重に検証したいと考えている。

3.3.3 「穏健派」その他の自治主義者の行動

UPR出身の他の自治主義者のナチに対する態度も、ロッセと類似する側面が見られる。戦間期にロッセと共に活動することの多かったシュテュルメルは、前述の通りミュルーズ市議会議員兼市長助役に就任した。彼が公の場で果たした役割はロッセと比べて地味であるが、初期には親独・反仏的な態度が目立つ場面もあった。例えば『エルザス通信』に「なぜアルザスはドイツと総統に対し感謝するのか (*Warum dankt Das Elsass Deutschland und seinem Führer*)」という題でドイツに追従的な記事を書いたほか、ナチ党だけでなく親衛隊への入隊も申請し、入隊申請書では1918年の第一次大戦休戦協定を人生で最も辛い体験だと記したとされる²⁶⁴。ヴァグナーは後に「シュテュルメルの無言が、アルザスの人々からの信頼を得ているとの私の確信を強めた」²⁶⁵と振り返ったことをバンクウィッツは指摘しており、徴兵制導入などにも特に反対せず、ナチ側からするときちんと職務をこなしてい

²⁶² 市村、前掲書 405 ページ。

²⁶³ STREICHER, Jean-Claude, *Impossible Alsace*, Paris, Éditions Entente, 1982, p. 136.

²⁶⁴ BANKWITZ, Philip Charles Farewell, *op. cit.*, p. 88.

²⁶⁵ *Ibid.*, p. 89.

るように映ったとされる。ただし、これらの行動がどこまでシュテュルメル「本心」に基づくものかは明確でない。

対照的に、ケッピによる「対独協力」は抑制的であり、ナンシー派の一員でありながらあまり目立つ行動を取っていない。「トロワ＝ゼピ宣言」に署名し、ベルリン訪問に加わりアルザス救援隊に参加するなど他のナンシー派自治主義者と歩調を合わせた部分はあるものの、ナチから与えられた役職も、すでに述べたようにナチ文民政府の「避難民帰還問題担当室長」に就任して主にフランス他地域からの避難民のアルザスへの帰還推進を担った程度で、ロッセやシュテュルメルと比べても重要性は低い。

第二次大戦後、ケッピに対する捜査を担当したと思われる主任刑事 (*Inspecteur général*) のロート (*Lauth*) がストラスブールの警視正・総合情報局長 (*Commissaire Principal – Chef du Service des Renseignements Généraux à Strasbourg*) 宛に出したと見られる報告書²⁶⁶においても、ケッピが戦間期に「明らかに反仏的な政治活動」に携わっていたこと、避難民帰還委員の職に就き、1941年4月1日にナチ党入党が認められたことなどの事実が指摘されつつも、「国民的視点から彼の態度を見ると、ドイツ占領下における態度は彼の政治的過去とは明白に異なっていた。1940年以降、ケッピは慎重で控えめな態度を取り、アルザスにおけるナチの卑劣な政策に追随することを慎んだ。単なるナチ党員であり一切の役職に就かず、1940年7月にアグノーの政治集会で発言した時を除き、国民社会主義的な催しに参加することはなかった。その集会でも数分話したのみであり、国民社会主義的な宣伝を行うことはなかった」と報告され、続けて第4章で述べるような被迫害者への働きかけや、ヒトラー暗殺計画への参加についても触れられ、「アルザスがドイツ第三帝国に併合されていた4年間、国民的視点から見たこの元自治主義指導者（注：ケッピ）の行動は正しかった」と結論付けられているほどである。

第4章で挙げる「コルマル・グループ」を核とした「対独協力」の実績もさることながら、第6章で述べるように戦後の裁判でケッピのみが実質的無罪を勝ち取った背景に、目立った「対独協力」的行為が比較的少なかったことは幸いした可能性がある。

さらに、戦間期の著名な自治主義者の中にも、ナチとの協力を拒み、政治から退いた者も存在する。戦間期に進歩党の代表およびサヴェルヌ出身の下院議員として活躍し、穏健派自治主義者として名を知られる一方で反ファシズムの立場を明確にしていたダーレは、当初から反ナチの立場を取り、戦間期の自治主義者としての経歴ゆえにナチから敵対視こそされなかったもののロッセらと異なり1940年以降公の場での活動を一切行わず、いかなるナチ関連組織にも加入せず、自らの薬局の経営を続けた。そして、この薬局はナチ支配打倒後の自立したアルザスを望む戦間期の政治家らが意見を交わし合う場としての役割を果たしたという²⁶⁷。彼らが「抵抗活動」で果たした役割については、第4章で改めて検証したいと考えている。

²⁶⁶ Archives départementales du Bas-Rhin, 94J122.

²⁶⁷ STRAUSS, Léon, DAHLET Camille, in *Nouveau dictionnaires de biographie alsacienne*, n. 7, 1985, pp. 569-570.

この他に、第二次大戦開始とともにフランス本土に避難し、ナチ支配下のアルザスに帰還しなかった自治主義者も存在した。主に UPR 出身の穏健かつ比較的親仏的な自治主義者の場合が多く、例えばトマ・ゼルトツ (Thomas Seltz) やウージェーヌ・ミュレール (Eugène Muller)、ミシェル・ヴァルター (Michel Walter) らはヴィシーにとどまり、アルザス出身の避難者やゲシュタポに逮捕された者に対する支援に回った²⁶⁸。

ただしナンシー派以外の自治主義者がみな対独協力を拒んだ、あるいは消極的であったとは必ずしもいえない。在アルザスの歴史家リートヴェックは、フランス政府により開戦後、アルシュ (Arches) の収容所に拘留され、1940 年 6 月にドイツ国防軍により釈放された 460 名がナンシー派と同様にナチのプロパガンダで重要な役割を果たしただけでなく、1935 年に選出されたストラスブール市会議員 36 名の例を挙げ、そのうち 15 名が積極的に対独協力に関わったと指摘しており、郷土党 4 名、抵抗共産党 10 名、進歩党 1 名と内訳も示している²⁶⁹。さらに 1941 年時点でストラスブール管区の地区指導者 (*Ortsgruppenleiter*) のうち半数が自治主義出身だったとも指摘しており²⁷⁰、ナンシー派に代表される有力な自治主義者に限定されず、自治主義者による「対独協力」はかなりの規模に及んでいた可能性が高い。

3.4 「対独協力」とその動機・背景を巡る問題

3.2 項では、ナンシー派を中心とする自治主義者の「対独協力」的行為の実態について検証した。では、その動機や背景は何だったのだろうか。そもそも「対独協力」とは避けられない取引だったのだろうか。先行研究では「対独協力」の動機について十分検証されているとはいえ、その背景に注意が向けられることはこれまであまりなかった。本項ではまず、自治主義者自身が著した著作や裁判での証言などを元に、どのように動機を説明しているか探る。続いて、彼らの言葉から少し距離を置き、戦間期に遡り自治主義者のイデオロギーやナチとの関係構築の面から検証を試みる。

3.4.1 自治主義者による「弁明」

本節ではまず、自治主義者が戦後、ナチ時代における彼らの活動についてどのように「弁明」しているか検証したい。

ナンシー派の自治主義者の中で、戦後比較的詳しい自伝を残しているのがヘルマン・ビクラーである。著書『ある特別な国 (*Ein Besonderes Land*)』(Askania-Verlag, Lindhorst, 1978) はロレーヌ生まれの彼が第一次大戦後にストラスブールに移り自治主義運動に没入し、青年同盟での活動やフランス政府による弾圧を経て、第二次世界大戦中にナチの機関で活動

²⁶⁸ VOGLER, Bernard, *Histoire politique de l'Alsace*, Strasbourg, La Nuée Bleue, 1995, p. 259.

²⁶⁹ RIEDWEG, Eugène, *1939-1945 Strasbourg : Ville occupée*, Steinbrunn-le-Haut, Éditions du Rhin, 1982, p. 120.

²⁷⁰ *Ibid.*, p. 122.

した自らの活動を振り返った貴重な史料である。言うまでもなく「自伝」であるため客観的な記述ではなく、自己弁明にすぎない部分も多いと思われるが、戦後 30 年以上経った時点で過去の「対独協力」をいかに説明しているかは興味深い。

自治主義者がフランスからドイツ軍に引き渡され、トロワ＝ゼビに自治主義者が集まった時の状況に関するビクラーの回想・主張は注目に値する。「我々青年同盟に属した者らは信念に基づき新たな状況を肯定していたが、最も無批判的な集団であったわけでは確かにない」²⁷¹と述べ、留保付きでナチ支配を受け入れたと述べている。その理由としてフランス政府から受けた弾圧を挙げ、「我々の経験したことを踏まえると、我々の態度には驚かないだろう。我々はフランス国家に対する義務に最後のぎりぎりまで従った。その国家が我々個人を一掃しようとしたのである。さらに困難な事態がのしかかった。政府は我々の地域を、我々が依然として無意味であると考えていたドイツとの紛争に巻き込み、失ったのである」²⁷²と述べ、自治主義者への弾圧に加えて独仏戦争を招いた政府の責任を指摘している。戦間期の 20 年間にわたり政府がアルザスの基本的な権利を剥奪してきたことにも触れ、「この確信および正当な理由をもとに、来るべき展開に直面しよう我々は決意した。その時に我々を動かしたのは本当に、いつでも第一に我々の地域（注：アルザス）に対する憂慮であって、決して卑しい個人的な名誉欲に駆り立てられたわけではない」²⁷³と、まずアルザスの利益を考えた上での行動であったと主張する。さらに、「この『ナンシー派』および我々の真の支持者の考え方は当初においては、ニュアンスの違いは無限にあるものの我々の地域の大多数の人々の考え方と一致していた。もちろん人々は静観していたが、わずかな例外を除いては抵抗しない心構えであった」²⁷⁴と、ナンシー派自治主義者の考えは大多数のアルザス人と一致していたと力説する。そして、「いわば一夜にして力関係が一変した現在、決して我々の旧敵に対する復讐が巻き起こされてはならず、戦前に起きたことには構わず、戦争による被害から可能な限り速やかに回復し、全ての人の調和のとれた協力の下で建設的かついかなる意味においても受容可能な未来へと導くために全ての人に呼びかけなければならないという点で、トロワ＝ゼビでは『ナンシー派』の意見は絶対的に一致していた」²⁷⁵と述べ、他の自治主義者も含めて新たな現実を受け入れる必要性を感じていたことが示唆されている。ビクラーの弁明が事実であるとすれば、対独協力には日和見主義的な考慮があったと考えられる。

ポール・シャルも同じく戦後出版した著書『エルザス・ロートリンゲン (*Elsaß-Lothringen*)』(Wien, Eckart-Schriften, 1978)で、対独協力の背景に触れている。ただし本書は中世以降第二次大戦後までのアルザス・ロレーヌの歴史の概観を記す形を取っており、ナチズムや対独協力に関わる記述は限定的で、自らの活動に対する考察や弁明はほとんどないが、解放直

²⁷¹ BICKLER, Hermann, *Ein Besonderes Land*, Lindhorst, Askania-Verlag, 1978, p. 317.

²⁷² *Idem.*

²⁷³ *Idem.*

²⁷⁴ *Idem.*

²⁷⁵ *Ibid.*, p. 318.

後のエピュラシオンに触れて「アルザスやロレーヌの人たちが『対独協力者』となったのは、第一には長期間にわたり、方言・標準語問わずドイツ語を犠牲にし、また今日アルザス・アイデンティティと呼ばれている歴史的に作られた民族性を無視した強制的な同化政策をフランスが推進し、さらにはアルザス・ロレーヌ経済の破滅的な没落を招いたことから、ドイツの勝利が欧州の統合につながるという見通しを少なからぬ人が持ち、またある程度まともな生活環境の維持を多くの人が安易に期待したためである」²⁷⁶として、自治主義者に限定せず対独協力の背景をフランスの同化政策にあるとしている。シャルの「弁明」は自治主義およびかつての自治主義者を擁護する色合いが強いが、これに対してはアメリカ人の歴史家バンクウィッツが、「彼は 1945 年以前の自治主義者の活動を献身的に擁護しているが、彼らとその大義（注：自治主義）に連帯したドイツの人物・機関との特別な関係に言及していない。エルンストの思い出に立脚し、シャルは占領中のヴァグナーの政策や行動の正当化に没頭している」²⁷⁷と厳しく批判している。

第 6 章で述べるようにビクラールおよびシャルは戦後ドイツ本国に逃亡したため裁判では証言していないが、この他の自治主義者も主に戦後の裁判で弁明を残している。ロッセは 1947 年 5 月 30 日の裁判で、トロワ＝ゼビ宣言への署名については「私とその宣言に署名したのは、いずれにせよヴィシー政府がアルザスおよびロレーヌを完全に放棄している以上、それ以外に方法がなかったからである」と述べ、ベルリンへの表敬団に加わったのは「もともと参加したいとは考えていなかった。しかし、ロレーヌにおける（注：親仏派住民の）追放があった後、この旅行に参加することが（ナチの）権力者と接触する唯一の機会であると考えた」²⁷⁸ためと弁明し、この訪問を経てロレーヌのフランス語系住民の追放策の緩和をヒムラーが認めるなど実際に譲歩を引き出すことができたと主張している。また、第 4 章でも詳しく論じるが、アルザティア社の対独協力的書籍の出版に関する裁判長からの質問に対し、実際にはプロパガンダ書籍の出版数は全体の 1%に満たなかったと証言している²⁷⁹。このほか、ナチ党に加入したのはドイツ人をごまかすための行動だったと述べ、ドイツ国籍の取得も避けようがなかったと発言している²⁸⁰。

ナンシー派で唯一死刑判決を受け執行されたムーラーも、裁判でナチ支配下において管区指導者に任命され、またナチ党に加入し SA に入隊したなどの行為について追及された際、「私は常に距離を置いて行動し、共産党系のフランスの代議員とみなされていた」「職務を遂行する上で、ドイツ人からの指示を妨害しようと常に試み、例えばドイツ国防軍へのアルザス人の召集に対し抵抗した」²⁸¹と述べている。

²⁷⁶ SCHALL, Paul, *Elsaß-Lothringen*, Wien, Eckart-Schriften Heft 66, 1978, p. 55.

²⁷⁷ BANKWITZ, Philip Charles Farwell (traduit par ANSTETT Chantal), *Les chefs autonomistes alsaciens 1919/1947*, in *Saison d'Alsace* n° 71, 1980, p. 121.

²⁷⁸ *La Presse Libre*, 1947 年 5 月 31 日。

²⁷⁹ *La Presse Libre*, 1947 年 6 月 1 日。

²⁸⁰ *Journal d'Alsace et de Lorraine*, 1947 年 5 月 30 日。

²⁸¹ *La Presse Libre*, 1947 年 2 月 28 日。

歴史家のベルナルト・クライン (Bernard Klein) はナンシー派自治主義者が進んでナチ支配に協力した背景として「1870年の抗議者を真似るのではなく、帝国(注:ドイツ第三帝国)による『植民地化』を避けるために『新しいアルザス』を建設的に共に作り上げようとした」²⁸²というアルザスの歴史に根差した理由があったと指摘している。すなわち、1870年にアルザスがドイツに併合された際にアルザス出身の議員が「ボルドーの抗議」に加わったものの併合は強行され、その後のドイツによる支配に何ら影響を及ぼすことができなかったことへの反省があったとの分析であるが、現実を甘受した上で新しい支配者の元での故郷の再建やアルザス人の利益保護を目指したと述べるビクラーの「弁明」はこの指摘を裏付けるようにも思える。

自治主義者の「弁明」に多く見出される主張は、ナチから事実上「強制された」「他に選択肢がなかった」ということ、ならびにナチから与えられた役職にとどまることでアルザス住民を守ろうとしたというものであり、またビクラーの自伝でも述べられているように特に1939年のフランス政府による「大弾圧」に対する怨恨も見て取れる。果たして彼らには本当に他の選択肢がなかったのか、またどのような形でアルザス住民を守ることができたか、引き続き検証を試みる。

3.4.2 対独協力は「不可避」であったか? —自治主義者に対するナチの「圧力」および「自発的協力」に関する検証

バンクウィッツは著書で、「それまで自治主義運動にキャリアを捧げ、命を賭けた男らが、なぜ自らの信念を突然、完全に変えたのだろうか」²⁸³と問題意識を提示し、その大きな理由としてドイツがフランスをあまりにも短期間で完全に打ち負かしたことを挙げる。「あらゆる面で、彼ら(注:自治主義者)は事実上戦争が終わったと告げられた。フランスがドイツにこの地方(注:アルザス・ロレーヌ)を割譲したと告げられて、小さなアルザスの利益を代表する彼らが、ドイツという巨大な石の前に何ができたのだろうか」²⁸⁴と指摘し、自治主義者が「対独協力」的姿勢に転じた理由としてドイツの圧倒的な勝利に対する諦めの気持ちがあったことを挙げている。

さらに、自治主義者に対する「圧力」の存在も無視することはできない。「トロワ＝ゼピ宣言」署名に先立ち、エルンストは隔離状態に置かれたナンシー派自治主義者に圧力と脅しを行使し、反対の態度を変えるよう迫ったという²⁸⁵。フランスの監獄から解放されたとはいえ、故郷に帰還するまで監視下に置かれ、自由な行動はできなかった。「確かにエルンストは誰もピストルで脅したわけではないが、ロッセおよびその友人は、アルザスの

²⁸² KLEIN, Bernard, Die elsässische Heimatbewegung zwischen 1871 und 1945, in *Heimatbewegung und NS-Kulturpolitik in Hessen, Pfalz, Elsaß und Lothringen*, Osthofen (Allemagne), Förderverein Projekt Osthofen e. V., 1999, p. 92.

²⁸³ BANKWITZ, Philip Charles Farwell, *op. cit.*, p. 71.

²⁸⁴ *Idem.*

²⁸⁵ *Idem.*

カトリック界の代表者として強い精神的圧力を感じていた。もし署名を拒否すれば、『アルザス全体およびとりわけカトリック教徒にとって不都合な結果をもたらすだろう』とエルンストは彼らに理解させたように思われる」と指摘する論者もいる²⁸⁶。

精神的圧力にとどまらず、ナチ支配下で実際に迫害を受けた自治主義者の存在も忘れてはならない。ナンシー派など親独的傾向の比較的強い自治主義者はナチ当局からある程度の役職を与えられ利用された一方で、ドイツやナチズムとの距離がより遠い者に対しては自治主義に近い立場であってもナチの対応は冷淡かつ敵対的であり、例えば戦間期にUPRに所属していた自治主義寄りの者でも、エドゥアール・フクス (Edouard Fuchs) のように拘禁されたり、ジョゼフ・グルング (Joseph Gullung) のように強制収容所に送られたりした場合もある²⁸⁷。さらには、1928年に「コルマール裁判」で欠席裁判により懲役15年の判決を受けたことのある自治主義者で神学者のジョゼフ・シュミットリン (Joseph Schmidlin) が、ナチ体制を批判したことでアルザスのシルメック収容所に送られて拷問の末に死亡したように²⁸⁸、戦間期に反仏的な態度を取っていた自治主義者であってもナチ体制下の弾圧の犠牲になり得た。逮捕・拘禁されなくても、UPR出身の自治主義系議員はみなゲシュタポの厳しい監視下に置かれていたという²⁸⁹。先に示したように、ナチはアルザスの独自文化振興などの動きに対しても否定的であり、『エルザスラント (Elsassland)』をはじめとする雑誌が発禁処分を受けている²⁹⁰。

ナチ党はよりナチズムに親和的な立場の自治主義者であってもどこまで信頼していたかは疑わしく、利用を試みつつも警戒は緩めておらず、監視下に置いていた。比較的ナチズムに親和的なナンシー派自治主義者であっても例外ではなかった。積極的に対独協力に加担したと評価されることの多いビクラールも、1944年7月20日の国防軍クーデター未遂事件後一度逮捕された（ただし、事件の失敗を受け直ちに釈放されている）²⁹¹。そして、ロッセやシュテュルメル、ケッピらUPR出身者は1944年末には間一髪でナチに逮捕されそうになるが、後に述べるような彼らの「抵抗活動」を当局が後追いし、少しずつ疑念を深めていた。

自治主義者に対してかけられたこのような圧力が、ナチとの協力を受け入れさせる要因の一つとして働いた。対独協力を受け入れる一方で、ナチ支配下においてドイツ本土から派遣されてきた者ではなく、できるだけアルザス人である自らが権限を握り、「アルザス人によるアルザス統治」を実現したいという願望が動機の一つとして読み取れる。

一方で、表立った「抵抗」は困難だったにせよ、当初からナチへの協力が本当に「不可避」であっただろうか。確かに、3.3.3で挙げたように自治主義者の中にもアルザスに帰還せずヴィシーなどフランス他地域にとどまった者も存在した。しかし、ナンシー派の自治

²⁸⁶ KETTENACKER, Lothar, *op. cit.*, p. 106.

²⁸⁷ VOGLER, Bernard, *Histoire politique de l'Alsace*, Strasbourg, La Nuée Bleue, 1995, p.260.

²⁸⁸ WITTMANN, Bernard, *op. cit.*, Tome III, p. 27.

²⁸⁹ *Ibid.*, *op. cit.*, p. 39.

²⁹⁰ *Idem.*

²⁹¹ BANKWITZ, Philippe Charles Farwell, *op. cit.*, p. 91.

主義者に関しては、フランス当局からドイツ軍に直接引き渡され、事実上強制的にアルザスに「連れ戻された」ため、アルザスから逃れることは困難であった。この他にダーレやブローグリーのようにアルザスにとどまりつつも表立って政治に関与せず事実上「引退」する選択肢も考えられるが、「ナンシーの殉教者」としてアルザスのドイツ化を正当化する象徴として祭り上げられた立場である以上、これも難しい選択肢だと思われる。ナンシー派自治主義者の場合は、その他の自治主義者と比較してフランス政府から受けた「弾圧」および象徴的な地位ゆえに、ナチ当局との最低限の協力をも拒んでアルザスで生きるのは、不可能とは言わないまでもかなりの困難やリスクを伴ったのではないだろうか。

3.4.3 自治主義者の「親独感情」および「反仏感情」

戦間期自治主義運動は多かれ少なかれ親独的な側面があり、自治主義運動がいわば仏独の代理戦争の場となったことは第2章で論じた通りである。さらに、1918年までの帝政ドイツ時代の記憶と結びついたドイツに対するイメージも含め、親独感情が一般的に対独協力の背景になったことも3.1.2で論じた。このことから、自治主義者の対独協力の背景に「親独感情」があることは容易に想像できるが、改めて検証してみたい。

ナチ時代のアルザスでは、「ドイツのアルザス」を正当化する言説が溢れ、自治主義者もその言説を広める上で大きな役割を果たした。例えば先に挙げた「トロワ＝ゼピ」宣言では、「民族性 (*Volkstum*)」に忠実であり続けた自治主義者の役割が表彰され、アルザスのドイツ復帰が正当化されているほか、アルザス各地で行った演説会では「ドイツのアルザス」の正当性が強調された。

3.3.1で触れたフリードリヒ・シュピーザーの戦間期からナチ時代における活動は、親独的な意識や活動と対独協力の結びつきを如実に示しているように映る。シュピーザーは戦間期から自治主義に立脚しつつ親ゲルマン的な文化人として活動した。1926年4月に「エルヴィン・フォン・シュタインバッハ徒歩連盟 (*Wanderbund Erwin von Steinbach*)」を創設してドイツのヴァンダーフォーゲル運動に倣い伝統的な音楽や踊りを取り入れた青年運動を組織したほか、アルザスの民衆歌謡・舞踊の収集に励んだ。ユヌブル城の再建にあたってはスイスのバーゼルでエルンストから6万フランスフランを受領し、他にもハンブルクの実業家アルフレート・テプファー (*Alfred Toepfer*) からの支援を得るなど、計画の実現はドイツから得た多大な支援によるところが大きい。1939年4月にはフランス当局の逮捕を逃れるために東プロイセンのヴントラッケン (*Wundlacken*) に身を隠し、1939年9月10日にはヒトラーに対し、ゲルマン的故郷であるアルザスを守り、スロヴァキアと同様の保護国の地位をアルザスに与えるよう嘆願する手紙を送ったという²⁹²。シュピーザーの戦間期の歩みには、元からの親独的姿勢にドイツからの支援が加わって、親ナチ的態度へと発展する典型例を見出すことができる。

²⁹² STRAUSS, Léon, SPIESER Frédéric (Friedrich ou Fritz), dit SPIESER-HÜNENBURG ou Friedrich HÜNENBURG), in *Nouveau dictionnaire de biographie alsacienne*, n°34, 1999, p. 3697.

第一次大戦後にアルザスを離れてドイツ本土に移住した者が戦間期アルザス自治主義の発展に影響を与えたことはすでに説明したが、ナチ時代にアルザスに戻った者も存在した。ロベルト・エルンストが代表例で、戦間期からアルザスの自治主義支援に大きな役割を果たすと同時にナチ時代に非常に大きな役割を果たしている。

彼らの「親独感情」はナチズムへの態度とイコールではなく、ナチズムに批判的な態度を取りつつも親独的態度を変えなかった者もいる。第4章で詳しく論じるが、ヒトラー排除を目指し反ナチ的な構想のもとに活動した自治主義者を中心とする「コルマール・グループ」も、アルザスのドイツへの復帰を前提として活動したわけではなく、ロッセの「緩衝国構想」に至っては反ナチ的であると同時に著しく反仏的でもあった。

自治主義者の「親独感情」は、反仏感情、特に自治主義に対し抑圧的態度を取ってきたフランス政府に対する遺恨と切り離して考えることはできない。歴史学者のモゲは、次のように述べて戦間期からのドイツとの関係が対独協力の一因と認めつつも、フランス政府の同化政策や自治主義運動への抑圧的政策にも責任があると認めている。

「一部の自治主義指導者の態度は、彼らの戦前の行動は全てドイツへの復帰のみが目的であったと証明するに足りるだろうか。このような事実解釈は除外せざるを得ないが、多くの者にとってはフランスの監獄に収監された間に蓄積された怨恨やフランスでは理解されなかったという感情にある種の日和見主義も加わって、彼らが解放された時（注：休戦協定成立後にドイツ軍の働きかけで解放された時）にドイツ人が提示した待遇を断ることができなくなったのは確かだろう」²⁹³

この解釈もまた、ビクラーの自伝における弁明とも一致している。そもそも、自治主義運動自体が第一次大戦終結後から進められてきたフランス政府による「同化政策」に対する反発を主な背景として発展したことは第2章で言及した通りであり、「同化政策」と自治主義運動は相互に対抗する動きとして強く関連している。戦間期を通じて蓄積されたフランス政府に対する自治主義者の反発は、1939年の一斉逮捕により増幅されたことは間違いない。さらにナチ文民政府はアルザスにおける自らの支配の正当性を訴えるために、アルザス各地におけるナンシー派の講演会やプロパガンダ書籍の出版、フランス時代の「弾圧」の犠牲者としてのカール・ロースの追悼記念式典など、フランス政府の行いがいかに不当であったか訴える作戦を用いており、自治主義者が抱いていた反仏感情をさらに増幅させる役割を果たしたことは十分考えられる。

²⁹³ MAUGUÉ, Pierre, *Le particularisme alsacien 1918-1967*, Paris, Presses d'Europe, 1970, p. 120.

3.4.4 ナチズムと自治主義の親和性および関係構築

ナチと自治主義者の「対独協力」を考える上では、両者の思想上の「親和性」に対する考察は不可避であると思われる。3.4.3 で挙げた親独的な態度の他に、ナチズムまたはファシズムへの融和的態度も「対独協力」を後押しした側面はないだろうか。本項では、イデオロギー上の共通点や「対独協力」を促す要因となった可能性のある思想的親和性について、戦間期に遡り検証してみたい。

2.4.5 でも触れたように、アメリカ人歴史学者グッドフェローはナチズムと自治主義思想の親和性を強く指摘している。従来の自治主義研究では自治主義とナチズムの接近理由について十分検証されず、思想上の理由から真正面から取り上げられることが少なかった点を考えるとグッドフェローの指摘は注目に値する。自治主義者の中でも、郷土党や青年同盟に属していたような分離主義傾向の強いグループをまとめて「アルザスのナチ (*Alsatian Nazis*) 」と分類し、ナチとの関わりが特に強かったとしている。ナチとの接近の背景としては、上に挙げた親独感情だけでなく、イデオロギー上の共通点やナチズムが及ぼした影響についても考える必要がある。

一部の自治主義勢力には、明白な反ユダヤ主義的傾向を見て取ることができる。ヒトラーがチェコスロヴァキアのズデーテン地方併合を要求し緊張の高まった 1938 年、例えばビクラーの率いるエルザス・ロートリンゲン党の機関紙『自由な民族』9月17日号の「誰が戦争を挑発しているのか」という題の記事では、「まずユダヤ人が戦争を煽り、パニックの雰囲気をかき立てている」²⁹⁴と明言されている。この新聞はその後も反ユダヤ主義的言説を度々繰り返しており、例えば「言うまでもなくユダヤ人は一般的に人民の敵であり、特に我々アルザス・ロレーヌ民族にとっては敵である」²⁹⁵という敵意に満ちた表現が見出される。

ビクラーらと比較して自治主義諸派の中では穏健派と見なされることの多いロッセら教権主義派の自治主義者も、ナチズムと無縁ではない。教権主義派の自治主義者は UPR 出身者が多いが、UPR にもファシズムやナチズムが大きく影響を及ぼしていたことをグッドフェローは指摘している。1937年に UPR の自治主義者が発行したとされるユダヤ人に対する偏見に満ちたパンフレットの事例を示しつつ、「UPR によるアルザス・ロレーヌのキリスト教共同体擁護には、フリーメーソン、無神論者、ユダヤ人問わずキリスト教徒以外に対する拒絶が内在していた」²⁹⁶と述べ、ナチのように明確ではないものの UPR にも反ユダヤ主義が浸透していたことを指摘する。さらに、UPR 党员の中でもロッセやシュテュルメルはナチズムとの関係では急先鋒に立っていたとする。

²⁹⁴ *Frei Volk*, 1938 年 9 月 17 日。

²⁹⁵ *Frei Volk*, 1938 年 11 月 5 日。

²⁹⁶ GOODFELLOW, Samuel Huston, *op. cit.*, p. 31.

1932年よりロッセが編集長を務めていた新聞『エルザス通信 (Elsässer Kurier)』の記事から、ビクラーほどではないものの反ユダヤ的な傾向の存在を裏付けることができる。例えば、ミュンヘン会談最中の1938年9月22日には「反ユダヤ主義：ユダヤ人の扇動の強力な高まり (Der Antisemitismus - Starke Zunahme der Judenhetze)」という題の記事を掲載し、ユダヤ系の政治家がアルザスのキリスト教徒に対しキリスト教徒として受け入れがたい世俗法を押し付けてきたと主張し、「多くのユダヤ人が経済生活、文学、新聞などで有害かつ破滅的な影響を及ぼしていることも知っている」「一部のユダヤ教徒が、我々の地、我々の民族に依拠して生活しているにもかかわらず、どれほど自らをアルザス人だと感じていないか、自分たちはユダヤ人ではあってもアルザス人ではないと明言しているか我々は知っている」「今日、ユダヤ教徒が主に執筆に加わっている雑誌が、いかにして最悪の形で戦争を挑発しているか我々は見えてきた」²⁹⁷などと、ユダヤ人による経済生活面における「搾取」や戦争に関する「挑発的姿勢」を非難し、「反ユダヤ主義はしばしば、積極的なユダヤ主義に対する反発に過ぎないことを知っている」²⁹⁸と正当化を試みてさえいる。一応「それでも、現在ドイツで荒れ狂い、イタリアで始まりアルザスで宣伝されている反ユダヤ主義を拒絶する」²⁹⁹と距離を置く姿勢こそ示しているものの、事実上反ユダヤ主義を擁護するような論調となっている。

むしろ、以上の事実のみをもって反ユダヤ主義が自治主義者全体に定着していたとはいえないが、戦間期からすでにナチズムへの接近とともに反ユダヤ主義が自治主義者の間でもある程度浸透していたことは確かで、このことが反ユダヤ主義を標榜するナチズムと共鳴し、協力関係を後押しした可能性は考えられる。

自治主義者の議会制度や民主主義に対する否定的態度もナチズムと共鳴する。戦間期自治主義への否定的評価が目立つグッドフェローは、「議会主義と民主主義は腐敗しており非効率的だという思想は自治主義者の間で広がっていた」³⁰⁰と論じ、「UPRのシャルル・ディディオ (Charles Didio) など、比較的穏健な自治主義者の聖職者でさえ、『国家権力はフランスで勢力を振るう政党による扇動を廃さなければならない』と信じていた」と指摘するなど、反議会主義的傾向が自治主義者全体を覆っていたと評価する。そして、その傾向は分離主義的な急進派自治主義者で顕著であり、例えば郷土党の『民衆の意思 (Volkswille)』と進歩党の『自由新聞 (Freie Presse)』の合併により1929年12月に創刊された『エルザス・ロートリンゲン新聞 (Elsaß-Lothringische Zeitung、以下ELZと略記)』は、第三共和制ならびに議会民主主義を否定するような態度を示すことがあった。1938年10月1日の『ELZ』に掲載された「ELZ読者への呼びかけ」という記事では、「今日われわれが有しているの

²⁹⁷ *Elsässer Kurier*, 1938年9月22日。

²⁹⁸ *Idem.*

²⁹⁹ *Idem.*

³⁰⁰ GOODFELLOW, Samuel Huston, *op. cit.*, p. 107.

は、金とフリーメーソン主義、その他の暗い暴力が支配する見せかけの民主主義である」
「我々が欲するのは秩序と自由、労働への愛、ボルシェヴィズムによる扇動および資本主義による搾取の排除である」³⁰¹と主張し、第三共和制下の民主主義に対する否定的な態度に加えて「秩序」への憧れを示している。さらに、ヴェルサイユ条約に基づく戦間期の国際秩序に対する否定的評価もナチと共通する。同日の『ELZ』に掲載された呼びかけ文では、「我々はそれゆえパリに対し呼びかける：古くなった不可能な外交政策を中止せよ。今日では戦争の原因にしかならないヴェルサイユの思想を放棄せよ」³⁰²とフランス政府に対しヴェルサイユ体制に基づく外交の転換を迫っており、平和への希求が強調されているものの事実上ドイツ・ナチ政権と歩調を合わせたとも解釈できる。

このほか、自治主義運動で度々言及される「民族 (Volk)」「民族性 (Volkstum)」を拠り所にする考え方もナチズムと通じ合うものがある。1930年代の自治主義を代表する新聞と考えられる、上に挙げた『エルザス通信』および『ELZ』でもしばしばキーワードとして登場する。

以上のように、反議会主義・反民主主義的な傾向が自治主義者の間に蔓延しており、フランス第三共和制のシステムへの失望を経てファシズム・ナチズムに希望を見出し協力する動機となったことが十分考えられる。さらに、一部の自治主義者が公然と表明していた反ユダヤ主義的な傾向も、ナチズムと極めて親和的であった。戦間期、特にナチ政権成立後の1930年代に顕著になったこのような傾向が、ナチズムによるアルザス支配を「受け入れる」方向に自治主義者を押しやった一つの要因となった可能性は高いと考えられる。「ドイツ民族性」を強調する思想やヴェルサイユ条約に対する否定的態度も、ナチ政権下のドイツ外交の基本原則と極めて近かった。

さらに、ナチと自治主義者の関係構築の背景を考えるにあたっては、思想的な共通点に対する考察も重要であるが、戦間期からナチ時代に至るまでにナチズムが自治主義者に対し及ぼした影響を考えることも重要である。

戦間期においては、2.4.5で述べたようにナチズムと一部の自治主義者の間で交流があり、ナチ党の行動スタイルが自治主義者にも影響を与えていた。

特にナチ党との関係が強かったと考えられるのはビクラーの青年同盟である。青年同盟の本部では、『民族の観察者 (Völkischer Beobachter)』などのナチ党機関紙が読まれており、ナチ突撃隊 (SA) に倣った制服の導入が議論されていたというエピソードも、構成員のナチズムに対する関心や影響力をうかがわせる³⁰³。

³⁰¹ ELZ, 1938年10月1日。

³⁰² *Idem.*

³⁰³ ARZALIER, Francis, *Les perdants : la dérive fasciste des mouvements autonomistes et indépendantistes au XXe siècle*, Paris, Éditions La Découverte, 1990, p. 58.

グッドフェローが以上に挙げたような自治主義とナチズムとの思想的親和性や戦間期からの接近は、第二次世界大戦中自治主義者がナチの支配機構の中で本格的に協力する背景の一つとなった可能性が高い。

以上の思想的親和性に加えて、ナンシー派自治主義者を中心に、ナチ統治下で様々な役職に就いたことも先に指摘した。ナチによる自治主義者の扱いは、確かに重用したとはいえず、実質的な自治権を与えるものでは決してなかったものの、少なくともフランス統治時代とは雲泥の差である。フランス政府下で常に監視・弾圧の対象となってきた自治主義運動の指導者からすれば、ナチズムに希望を見出すのは不思議ではない。

3.4.5 金銭的・物質的動機

戦間期に活躍した自治主義者であっても金銭的欲求や地位に対する欲求と無縁だと考えることはできない。自治主義者に限らずとも、金銭的利益を得たり仕事を有利に進めたりするために、あるいは物質的に困窮していた時代に少しでも有利な条件で生きるために、ドイツに協力した人が多かったことは容易に想像できる。では、ナンシー派を中心とする主要な自治主義者の場合、ナチ支配下での圧力や純粋な思想的接点といった要因以外に、このような要因での対独協力はどの程度考えられるであろうか。

ナンシー派自治主義者の中には戦間期からナチ時代にかけて、自治主義思想を軸として新聞の編集者や出版社の経営に関わった者が多く存在する。例えばロッセの経営していたアルザティア社は、ナチ支配下を通して事業を継続した。この会社はアルザスのほかパリなどに支店を置いており、事業継続のためにはフランス他地域との連絡を維持することが不可欠だった。当時、アルザスからフランス他地域に出張するためには許可証の取得が必要であり、経営を円滑にするためにはナチとの関係を良好に保つ必要があったのは不思議ではない。ただしこの出版社は4.2.3で示すように、「抵抗活動」の拠点として大きな役割を果たすことになる。この他、保険会社清算人としてロッセが月4,000RMを受け取っていたことも先に述べた通りである。

この他の自治主義者も、戦間期から雑誌・新聞の編集や経営に関わっていた者が多かった。先に挙げたシュピーザーはナチ支配下で『シュトラスブルク月刊手帖』を再刊したほか、シャルは『シュトラスブルク新報』の副編集長に任命されている。

厳しい言論規制が敷かれる中、ナチに協力姿勢を保つことが、職業を継続し利益を確保する上で重要だったことは想像に難くない。また、ナチへの「追随」を続けていけば、管区指導者やナチ親衛隊などの要職に就任することは十分可能だった。対独協力における思想的な動機やナチズムの影響はもちろん大きいと思われるが、指導的な自治主義者であっても多くのアルザス人（およびフランス人全体）と同様、より現実的な金銭・事業上の必要性からナチに追随した可能性は十分に推測される。

この他、ナチ支配確立後、自治主義者がフランス統治下で受けた「弾圧」に対して金銭的・精神的補償が行われた。フランス時代の「迫害」に対する補償金の決定に責任を負ったのがナチ文民政府補償問題担当委員のロッセである。主要自治主義者全てについて詳細な金額を示すことは困難であるが、3.3.2 で記したようにロッセは補償金として計 31,000RM を受け取っている。また正確な総額は示されていないものの、シュテュルメルが受けた補償について、バンクウィッツは以下のように指摘している。

「アルザスにおける『ゲルマン主義の先駆者』としてシュテュルメルが行った補償申請はより成功に恵まれた。補償局長を務めた旧友で同僚のジョゼフ・ロッセは、シュテュルメルが郷土同盟宣言の署名者として受けた制裁、（注：コルマール裁判で起訴されたことに伴う）コルマールでの拘留、（中略）およびナンシーでの拘留に対し最終的には十分な補償を受けられるよう図った。彼は申請した金額よりも 9,500 フラン多く受け取ることができた。彼が申請した補償の中には（すでに亡くなった）妻が 1926 年に郵便局員の職を失ったことに対する金銭的補償も含まれていた」³⁰⁴

出版社を経営していたロッセほどの経済的基盤を持たなかったシュテュルメルに対しては、補償は大いに有意義であったに違いない。この他、避難民担当委員に就任したケッピは 12,000RM を受け取った³⁰⁵。この補償金は 6.2.3 で示すように戦後、返還が求められることになる。すでに述べた通りシュピーザーも、自らの申請額を大幅に下回るとはいえ最終的に 24,000RM 受領している。このように、ロッセの指揮下で行われた自治主義者に対する手厚い金銭的補償が、自治主義者取り込みに一定の役割を果たした可能性は否定できない。

3.4.1 から 3.4.5 までで記したように、自治主義者を様々な「対独協力」に駆り立てた要因は複雑に絡み合っていた。ナチ体制からの「圧力」ならびにナチが自治主義者に対し提示した地位・金銭面での待遇やその他「英雄」としての扱い、ならびにフランス統治下における自治主義者への抑圧的政策などの外的要因が重要であるものの、自治主義者が当初から持っていた親独的感情やファシズム・ナチズムとの親和性・関係構築などの自発的・内的要因も無視できない。また、特にナチ支配初期においてはドイツ勝利の見通しを抱いていた人は少なくないため、多くの一般アルザス人（ならびにフランス人）と同様にドイツの勝利を予期した日和見的態度、そのための順応的姿勢からナチと行動したことも考えられ、「圧力」や「強制」と明確に線引きすることは困難である。

³⁰⁴ BANKWITZ, Philip Charles Farwell, *Alsatian Autonomist Leaders 1939-1945*, Lawrence, The Regents Press of Kansas, 1978, p.88.

³⁰⁵ Bibliothèque du grand séminaire de Strasbourg, document n° 2737.

3.4.6 「対独協力」の相対化—他集団との比較

本章で論じてきたように、ナチ支配下で積極的に「対独協力」に手を染めたとみなされる者には、上に挙げたビクラ、ムーラーをはじめ戦間期に分離主義を唱えるなど、自治主義者の中でも急進的立場を取っていた者が多かったのは事実である。自治主義に対する評価の問題は第4章以降で「抵抗活動」についても論じ、それを元に考察していきたいと考えているが、いずれにしても自治主義者と抵抗活動の間には強いつながりがあったことは確かである。一方で、自治主義者だけが「対独協力」を手がけたわけでも、後述するように全ての自治主義者が親ナチ的であったわけではないため、相対化して考える必要があるように思われる。

「アクション・フランセーズ」や「クロワ・ド・フ」、王党派など極右陣営の他、一般に反ナチ抵抗活動の中心を担ったと考えられることの多い左翼陣営を見ても、戦前のSFIO、共産党、急進党等の黨員にもアルザスに残りナチに協力した者は多いため、自治主義者のみを非難の対象にすることは不公平であるとヴィットマンは指摘している³⁰⁶。

例えば、先に述べたように戦間期にストラスブール市長を務めた元共産黨員ユベールはヴァグナーによりナチ党の公式演説者に任命された。すでに第2章で指摘したように、共産主義者の中にもアルザス自治主義運動に関与した者は多く、後にナンシー派の中心人物として対独協力に中心的な役割を担うムーラーは1929年にフランス共産党を追われた後、アルザス・ロレーヌ抵抗共産党を設立し、この政党は後に分離主義的・親ナチ的傾向を強めた。このように共産主義者と自治主義者には重なりがあるだけでなく、戦間期の分離主義傾向から対独協力へと進んだ者も存在する。

このほか、戦間期にフランス愛国主義を唱え自治主義者を批判したものの、併合後は対独協力的態度を取った者は多かった。

フランス全国レベルでも、対独協力に積極的であった者の中には戦間期にSFIOに属していたマルセル・デア (Marcel Déat) や共産党出身のジャック・ドリオ (Jacques Doriot) など、左翼陣営出身者も多く存在した。また独ソ不可侵条約の影響もあり1941年の独ソ戦開始まではフランス共産党が党としてレジスタンス活動を行ったことはなく、ナチに対する共産党の立場は当初非常に曖昧であり、左翼も決して一枚岩ではなかった。

ではアルザスではどのような状況だったのだろうか。アルザスにおいてもやはり、対独協力の担い手はあらゆる政治的立場に見られた。例えば「フランシスト党 (*Franciste*) やフランス社会党 (*Parti Social Français*, 略称PSF、SFIOとは別の右翼系団体) の黨員の中には、ナチの社会秩序の正しさに対する揺るぎない信念から対独協力に走った者もいた」³⁰⁷と指摘されている。この他に、例えば戦間期には自治主義と一線を画し、フランスの右翼団体と行動を共にすることの多かったジョゼフ・ビルガー (Joseph Bilger) の「農民同盟 (*Bauernbund*)」もナチ支配下では他の自治主義者と同様に、地区指導者、アルザス救援隊

³⁰⁶ WITTMANN, Bernard, *op. cit.*, Tome III, p. 40.

³⁰⁷ GOODFELLOW, Samuel Huston, *op. cit.*, p. 152.

の大管区演説者 (*Gauredner*) ならびにロレーヌのナチ機関紙『ドイツ共同体 (*Deutsche Volksgemeinschaft*)』の宣伝責任者を務めている³⁰⁸。もっとも戦間期アルザスにおいて、右翼活動家と自治主義者の境界線は非常に曖昧で、ビルガー自身も親仏的な姿勢を見せつつアルザスの独自性保持も訴えるなど、地域主義的主張を取り入れていたことに留意が必要である。

確かに自治主義者の中で枢要な地位にいたナンシー派はナチ当局にとって利用価値があり、彼らの対独協力が「目立った」ことは事実ではあるが、他の集団に比べ自治主義者全体による対独協力が積極的であったと示すことは意外に難しい。自治主義者による「対独協力」はナチ支配下のアルザスで大きな意味を持ったことは確かであるが、相対化して考える必要がある。

また、自治主義に共感を示すヴィットマンは、表面上同じようにナチに「協力」した場合でも、戦間期から開戦直後までの期間にフランス政府から激しい迫害を受けた自治主義者の場合、その他の「対独協力者」と比較してその動機には同情の余地があると擁護する。

「一方、ナンシー派自治主義者の困難な歩みおよび悲劇的な運命については、フランスに対し責任の大部分を負わせることが適切であると認めざるを得ない。アルザスの要求に対しフランスの政治家が示した敵意および一貫した無理解により、希望の生まれる余地はほとんどなかった。彼らこそが古くからの自治主義の闘士の一部を危険覚悟の逃走、政治的な『無法行為』へと追いやったのである」³⁰⁹

以上の指摘は上に挙げたビクラーの「弁明」ともほぼ一致する。ナチ時代の圧政と（議会制民主主義国家である）戦間期のフランス第三共和制政府の政策を同一視することには問題があり、責任転嫁の議論と受け止められなくもないが、「対独協力」の大きな原因にフランス政府のアルザスに対する態度があったことは留意する必要があるだろう。

第3章まとめ

先行研究で多く示されているように、ナチ支配下のアルザスにおいては、ナンシー派をはじめとする自治主義者の多くが様々な要職に就き、「対独協力」を担った。しかし「協力」の度合いや与えられた地位・特権は人により明らかに異なっていた。概ね、戦間期に最終的な分離独立も可能性に入れてナチとも接近した、ビクラーやムーラーらを筆頭とした「自治主義急進派」の多くが、対独協力には積極的な態度を示し管区指導者やSSなど行政的・軍事的にも高い地位を与えられアルザスのナチ化を最大限に進める役割を担う一方

³⁰⁸ *Ibid.*, p. 86.

³⁰⁹ WITTMANN, Bernard, *op. cit.*, Tome III, p.15.

で、UPR 出身者を中心とした、宗教的権利拡大などを主な要求とする戦間期の「穏健派」自治主義者はあまり重用されず、もっぱら反仏活動家としての象徴的な地位を得られるにとどまり、対独協力にも慎重な姿勢を示した。また、アルザスに自治は認められずライン対岸のバーデン州と行政的には一体とされ、著名な自治主義者にも実質的にアルザスのことを決める権限は与えられずヴァグナーを頂点とするドイツ本土出身の官僚がアルザスを支配した。

ビクラーやムーラーを筆頭として、戦間期の主要自治主義者がナチ時代に果たした役割は決して小さくない。彼らは強権的な支配機構の主要な地位に就き、アルザスの「ドイツ化」「ナチ化」を推進し、体制に反対する者を迫害する役割を果たした。主な自治主義者として十分な知名度のある者らが公の場でアルザスのナチ支配を肯定する発言を繰り返した以上、住民の側からすれば自治主義者とナチの関わりが強く印象付けられたのは間違いないだろう。ロッセの場合も、アルザティア社の出張を口実にフランス本土に避難したアルザス出身者の動向について詳細に報告するなど、目立つ形でないもののアルザス出身者を危険にさらしかねない行為が示されており、彼も程度の差はあるがナチの支配体制に組み込まれていたと考えられる。少なくともナンシー派自治主義者に限って言えば、ナチ時代の多くの期間において表面的には行動を共にしていた。なお大戦末期になると、「アルザス自由戦線」に一部の自治主義者が結集するなど、ドイツの劣勢が明らかになってもナチと運命を共にしようとした者も存在した一方、第4章で詳細を示す通り明確に離反する者も相次いだ。

自治主義者の側から見た対独協力の「動機」を説明することは容易ではないが、自治主義者が後に弁明しているように、「トロワ＝ゼピ宣言」以降、常にナチからの強い圧力にさらされ、監視下に置かれていたこと、その状況でアルザスの人々のために活動するためにやむを得ずナチと行動を共にしたという側面ももちろん無視できない。しかし、それだけでは最後までナチと運命を共にしたような一部の自治主義者の行動や、徴兵制導入時の呼びかけ、住民に対する抑圧的態度などのエスカレートした態度を説明することは困難である。第2章でも少し論じたような戦間期に遡るナチやドイツと自治主義者の関係や両者の思想的近似性、金銭援助やフランス時代の「弾圧」に対しナチ政権が拠出した多額の補償、そこから由来する自治主義者の側の「親近感」といった要因を考えなければならない。さらに、1939年、開戦直前のフランス政府による自治主義者の一斉逮捕やカール・ロースの処刑のみならず、アルザスのフランス復帰後のフランス政府によるアルザスの独自性を軽視し自治主義運動を敵視してきた態度も、ナチ支配下での自治主義者の「対独協力」の背景として軽視することはできないだろう。先行研究では自治主義者に与えられた役職がアルザスの自治権・自決権に影響を及ぼすことのできない「閑職」に過ぎなかったと強調されることは多く、ヴァグナーやエルンストらの権限と比較すればこの指摘にも頷ける面があるが、ベルリン訪問などでも見られる「ナンシーの犠牲者」としての象徴的な英雄扱いやその他様々な特権を考えると疑問も生じてくる。例えばビクラーなど管区指導者や軍

事上の要職に任命された者に対するナチ当局の扱いは、少なくとも戦間期のフランス統治下における自治主義者全体に対する抑圧的な態度とは全く異なっていた。

しかし、第4章以降で詳述するように当初はナチと行動を共にしていた自治主義者の中にもナチへの幻滅や失望から事実上離反する者がいる一方、ナチといわば運命を共にし、そのままドイツ本土へと逃亡する者も出るなど、ナチ支配下でも時代が下るにつれてその対独協力的姿勢は大きく変化した。さらに、全ての自治主義者が親ナチ的だったわけではない。様々な背景から、第4章で述べる「抵抗活動」へと進んでいった者が存在する。次章では自治主義者による「抵抗活動」について考察し、その背景・特徴や具体的な行動について検証した上で、「対独協力」と「抵抗活動」を分けた要因はどのようなものがあったか考えていきたい。

第4章 自治主義者による反ナチ「抵抗活動」

本章では、アルザス自治主義者がナチ支配下のアルザスを中心に繰り広げた「抵抗活動」について論じる。第3章で述べたように、ナンシー派を中心とする自治主義者の多くはナチの支配体制に取り込まれ、アルザスの「ドイツ化」「ナチ化」や「ドイツのアルザス」を正当化するプロパガンダに貢献した。同時に、ナチ支配の現実や自治主義者に対する当局の「冷遇」など、協力する中で彼らを感じた数々の失望や逡巡があったことも指摘した通りである。本章では、彼ら自治主義者がどのような背景から、いかなる形でナチズムに抵抗したか検証する。すでに第3章でも見た通り自治主義者間のスタンスの違いも考慮し、抵抗活動へと駆り立てた要因、背景が何であったか資料に基づき考察したい。本章では、自治主義者の中でも「舞台裏」の抵抗活動で多大な役割を果たしたと考えられるジョゼフ・ロッセの活動を掘り下げて検証するとともに、その他の自治主義者の「抵抗活動」にも広げて、その特徴を見ていきたいと考えている。

4.1 アルザスにおける反ナチ抵抗活動の概要

フランス他地域と同様、アルザスにおいても様々な形でナチ・ドイツに対する「抵抗活動」が繰り広げられた。自治主義者による抵抗について論じる前に、本項ではアルザスにおける反ナチ抵抗活動の全体的特徴について簡単に紹介する。抵抗活動の背景や担い手、地理的・歴史的状況により生じたその特徴のほか、日常生活における抵抗から組織化された抵抗の発展、ならびにそれらの動きに対するナチからの弾圧についても示し、自治主義者による「抵抗活動」を評価する上での手掛かりを得たいと考えている。

4.1.1 アルザスにおける「抵抗活動」の背景および概要

すでに述べたように、アルザスでは全住民を事実上ナチの支配機構に取り込み、連合国に対する戦争に協力される体制が強権的に敷かれた。フランス語・フランス文化を禁止しドイツ語の使用を強制する「ドイツ化」も厳しく推し進められ、ドイツのプレゼンスが住民に対し及ぼした重圧はフランス他地域の比ではなかった。このような状況は当然のごとく住民の激しい反発を引き起こしたが、特に併合当初においてはアルザス人が反ナチで一貫していたとは言い難く、1918年以前の帝政ドイツ時代に郷愁を持つ者の中には同じドイツ人であるナチ政権に対し期待を持つ者は少なくなかった。在アルザスの歴史家ヴォーグラーは、分離主義的な自治主義者、民族性（*Volkstum*）に親和的な者の一部、サヴェルヌ・ヴィッサンプル郡（アルザス北部）のプロテスタント系の農民、ルター派牧師、カトリック系政党 UPR の一派などをこのような者の代表例として挙げており、「全体として、（ナチへの）共感のプロテスタントの間でより広がっており、プロテスタントとカトリックの

共存するコミューンの大部分では、コミューン長や地区指導者 (*Ortsgruppenleiter*)、地区農民指導者 (*Ortsbauerführer*) の地位に就いた者の大多数がプロテスタントであった³¹⁰とする。このようなナチズムへの期待・共感が第3章で挙げたような対独協力的行為の背景にあると思われる。しかし、ナチ支配はすでに述べたように過酷であり、「ドイツ化」や「ナチ化」の強制は激しい反感を引き起こしただけでなく、ドイツ軍の各戦線での敗退の知らせは外国ラジオなどを通じてアルザスにも広まり、連合軍勝利への期待も高まった。このような背景から、「抵抗活動」が発生したことは自然な流れであった。一方で、狭い域内における徹底した支配ゆえに、フランス他地域と異なる様々な制約・困難に直面した。

アルザスでは、その領域が狭く隠れ場所が少ない上に「併合」直後からナチ党が非常に強力な警察力による体制を構築したため、積極的な抵抗活動は困難であったことがしばしば指摘される³¹¹。すでに第3章でも述べたように、ナチ関連組織への加入が多くの場合に義務付けられ、監視の目も行き届いていた上に、以下に述べるようにあらゆる形の抵抗が激しい弾圧の対象となった。そのため、以下に述べる通り、組織化されていない個人レベルの自発的な抵抗活動が広がりを見せるものの、フランス他地域のような組織化された抵抗活動は発達が遅く、広がりを見せるとみなされることが多い。しかし、もちろんアルザスでも後者の活動が存在しなかったわけではなく、その地政学的位置ゆえに興味深い活動も見られる。以下では、アルザスにおいて展開された抵抗活動を、主に住民個人レベルで見られた「自発的」な抵抗活動と、組織的活動や武力を伴う抵抗活動を中心とした組織化された活動とに分けて、それぞれの特徴を示す。

4.1.2 非組織的・自発的な「抵抗活動」

ナチ支配下のアルザスでは、フランス語・フランス文化の禁止や戦争協力の強制により日常生活に大きな制約が生じたが、日常生活の中でも自発的・個人的かつ組織性の薄い反抗の動きが発達した。

アルザスの住民は全体としてはナチの戦争協力に対し非常に消極的であり、組織的で大規模な「抵抗」ではなくても様々な工夫を凝らしナチ支配への抵抗の意思を表示した。

例えば、フランス革命記念日の7月14日をはじめとする記念日には、三色旗を振りかざし戦没者記念碑に向かって行進するなどの「愛国的」な小規模の示威行動が各地で見られた³¹²。人目につかない場所でフランス語の歌を歌ったり、三色旗を掲げたりするなどの行為は珍しくなかった。また、外国放送の聴取は1940年8月30日にヴァグナーが公布した

³¹⁰ VOGLER, Bernard, *op. cit.*, p. 258.

³¹¹ DREYFUS, François G. *Histoire de l'Alsace*, Paris, Éditions Hachette, 1979, p. 344.

³¹² 例えば1941年7月14日にアルザスのオッシュフェルデン (Hochfelden) で戦没者記念碑に向けて行進が行われ、青年106名が逮捕されシルメックの収容所に送られた例や、1942年には第一次世界大戦の戦勝記念日である11月11日およびその数日後にロレーヌのモゼル県アゴندانジュ (Hagondange) 市役所に三色旗が掲げられるなどの行動があった (RIGOULOT, Pierre, *L'Alsace-Lorraine pendant la guerre 1939-1945*, Paris, Presses Universitaires de France, 1997, pp. 75 et 78)。

政令により禁止されていたが³¹³、特にイギリス BBC やスイスのベロミュンスター (Beromünster) などのラジオ局からの放送を聴くアルザス人は多かった。BBC のフランス語放送では、アルザス・ロレーヌ在住者向けに特別番組を放送していたほどであり³¹⁴、戦況に関する貴重な情報源となった。この他にフランス語の使用、反ナチ的な落書き、職場での欠勤、ユーモアを用いた抵抗など様々な形で日常生活に抵抗活動が浸透した³¹⁵。一例として、リボヴィレ (Ribeauvillé) に隣接するゲマール (Guémar) 村の青年は、行き交う際の挨拶として右手の二指で数字の「11」の形の合図をしていた。「11 (ドイツ語で *Elf*)」は「フランス万歳 (*Es Lebe Frankreich*)」の略であり、ささやかな抵抗の証であった³¹⁶。また、1942 年の徴兵制導入後は、病気や家族の扶養義務を口実にしたり、場合によっては自傷行為に及んだりするなどして徴兵を回避しようとする者も多かった³¹⁷。このように、組織的・大規模な抵抗活動が困難な中でも、住民の多くが日常生活の中で可能な範囲で個人的に抵抗の意思表示を試みたことは確かである。

これらの活動に対しても様々な弾圧が加えられた。外国ラジオの聴取の場合、例えば 1942 年 10 月 7 日、オルブール (Horbouurg) の住民 4 人に対し 12~24 か月の懲役刑が下された³¹⁸。外国ラジオの聴取に対し当局が警戒したのは、ラジオを通して連合軍の優勢が明らかになり、ドイツ軍の行う戦争に対するアルザス住民の士気が下がり、ドイツのプロパガンダの信憑性が落ちることを恐れたためともされる³¹⁹。また、フランス語の使用も罰則の対象となり、シルメック「再教育収容所」に送られるなどの制裁が加えられた。

4.1.3 組織的抵抗活動とナチによる弾圧

日常生活の中での自発的・個人的な「抵抗活動」のほかに、アルザスにおいてもより組織性の強い抵抗活動や武力を伴う活動は見られた。もっとも、フランス他地域と比べてナチ党による支配が徹底していたために、上に述べた通り組織的抵抗は困難であったと指摘されることが多い³²⁰。

共産党系のグループはアルザスでも抵抗活動に大きな役割を果たし、1940 年 12 月からドイツ語で機関紙『ユマニテ (*Humanité*)』を非合法のうちに発行した。しかし、1942 年 5 月にはオー・ラン県の共産党員 6 名が逮捕されうち 4 名が銃殺され、同年 10 月には指導者のジョルジュ・ウオドリが逮捕されたことにより組織は壊滅的な打撃を受けた³²¹。

非合法新聞の中には、1940 年 11 月 11 日にカミーユ・シュナイダー (Camille Schneider) が創刊した『アルザス自由新聞 (*L'Alsace, journal libre / Das Elsass, freie Zeitung*)』のように、

³¹³ LE MAREC, Bernard et Gérard, *op. cit.*, p. 138.

³¹⁴ MAUGUÉ, Pierre, *op. cit.*, p. 123.

³¹⁵ VOGLER, Bernard, *op. cit.*, p. 267.

³¹⁶ Le MAREC, Bernard et Gérard, *op. cit.*, p. 137.

³¹⁷ RIGOULOT, Pierre, *op. cit.*, p. 76.

³¹⁸ LE MAREC, Bernard et Gérard, *op. cit.*, p. 138.

³¹⁹ *Idem.*

³²⁰ 市村卓彦、前掲書 411 ページ。

³²¹ 同上。

困難な状況においても発行を継続したものもあった³²²。この新聞の発行元住所はストラスブールの「クレベール広場 99 番・100 番」と記されているがこの住所は広場の地下トイレを指しており、編集長の頭文字は大管区長官ロベルト・ヴァグナーの頭文字を使って R・W とするなど、機転を利かせた偽装工作で新聞を守り抜き、第 17 号以降は発行部数も記すようになった。ただし、発行部数は 80～195 部程度であったとされ³²³、幅広い影響力を及ぼすには至らなかったと考えられる。この他に単発的に反ナチのビラが通りなどに撒かれることもあった。例えば 1942 年 3 月 29 日から 30 日にかけてアルザス北部のアグノーでは、「ヒトラーの恐怖政治に対し、アルザス人は闘おう」「ヒトラーのために血を流すな、募金にも応じるな」などと呼びかけるビラが配られたという³²⁴。

青年を中心とした抵抗活動も注目される。1941 年 5 月 8 日、当時 17 歳のマルセル・ヴァイヌム (Marcel Weinum) らの青年グループが、大管区長官ヴァグナーの暗殺を狙い、ストラスブールのレストラン「ブラッスリー・アーデルスホフフェン (*Brasserie Adelshoffen*)」の前に停めていたヴァグナーの車を爆破した。暗殺は未遂に終わり、スイスに逃亡を図ろうとして逮捕され、死刑判決を受け 1942 年 4 月 14 日に処刑された³²⁵。

1942 年 8 月 25 日にアルザスに義務徴兵制が導入されると、抵抗活動はさらに勢いを増し、厳しい処罰を受ける者も増えた。1942 年 9 月に結成された「アルザス青年戦線」は、アルザスへの徴兵制導入に抗議し、徴兵ボイコットを呼びかけてストラスブールおよび近郊で数千枚のビラを配布した。彼らも弾圧を受け、43 年 1 月には 24 名がゲシュタポに逮捕されうち 6 名が銃殺刑となった³²⁶。

アルザスの人々が組織的に脱走兵らを支援し、フランス本国やスイスへの逃亡を支援したことも見逃せない。ドイツに捕虜にされたフランス軍兵士のフランス本土への逃亡を助ける上でアルザスの人々による支援は重要な役割を果たし、不法越境を助ける「案内人 (*passeur*)」のネットワークが結成された。ドイツ軍の捕虜となっていたアンリ・ジロー (Henri Giraud) 将軍もアルザス人案内人の力で越境に成功した一人である。1942 年の徴兵制導入後は、徴兵を逃れフランス他地域やスイスに向かう青年の越境を支援することもあった。「案内人」らは越境希望者を自宅で匿ったり、食料や民間人の衣服、金銭を提供したりするなどし、危険を顧みず行動した。自ら経営していたレストランやホテルなどを越境の拠点とした者も多い。鉄道員の中にも積極的に支援を行った者も存在する。「案内人」の活動規模はかなり大きく、例えばアルザスのライヒスホフフェン (*Reichshoffen*) のグループだけで 3,000 人、アルザスとフランス他地域の境であるヴォージュ山脈のブルッシュ渓谷 (*Vallée de la Bruche*) を拠点として活動したグループは 980 人の越境に成功させたという。

³²² なおこの新聞は、最初の 2 号はフランス語で発刊していたものの、ドイツ語が優勢な当時のアルザスの状況を踏まえ、第 3 号以降は題名・内容ともにドイツ語に改めた。

³²³ LE MAREC, Bernard et Gérard, *op. cit.*, p. 141.

³²⁴ *L'Alsace sous l'oppression nazie 1940-1944*, Annales du Centre Régional de Documentation Pédagogique de Strasbourg, CRDP Strasbourg, 1977, pp. 148-149.

³²⁵ *Ibid.*, p. 148.

³²⁶ 市村卓彦、前掲書 412 ページ。

リートヴェックは上記を含めた大規模な「案内人」グループの例として14の集団を挙げており³²⁷、総数は明らかにされていないもののアルザス全土で彼らの尽力により越境できた者が相当数いたことがうかがえる。

「案内人」に対する刑罰は当初は比較的軽く数か月の懲役刑ということもあったが、次第に重くなり、組織的に越境を支援した者の中には死刑判決を受けた者もいた³²⁸。

以上の例からもわかるように組織的抵抗活動に対するナチの弾圧は過酷であり、容疑者本人が銃殺や強制労働・収容所送りなどの罰を受けただけでなく、家族がドイツ他地域や占領地への強制移住、強制収容所送りなどの制裁措置の対象となる場合もあった。アルザスにおいて、ナチ支配期に比較的長期にわたりドイツ当局により拘留されたことのある人は人口の1.5%に相当する15,000人、人口比ではフランス他地域の7倍に達し、さらにドイツ他地域やドイツ軍占領地域に強制的に移送された人数は17,000人に達するとされる³²⁹。

このような中でも、特に大戦後期には組織化された武装勢力による抵抗活動が活発になった。当初はアルザスの状況を外に伝える活動が中心であったが、1944年夏ごろからはヴォージュ山脈沿いを中心としてアルザス各地にマキ (*maquis*) と呼ばれる武装勢力の拠点が結成された。アルザス在住の徴兵忌避者のほかフランス軍・連合軍の脱走捕虜などが加わり山奥などの目立たない場所に隠れ、パラシュートで連合軍から補給を受け、ドイツ軍と戦闘を繰り返すこともあった³³⁰。

この他に、フランス他地域に避難したアルザス出身者が、フランス各地における抵抗活動に加わった例もある。工場経営者のポール・ドゥングラー (Paul Dugler) および技師のマルセル・キブラー (Marcel Kibler) らはレジスタンスの抵抗組織「アルザス第七縦隊 (*7^e colonne d'Alsace*)」を結成し、リヨンをはじめフランス非占領地域で除隊フランス兵や休戦後も存続していたフランス軍の兵士らと接触し、1943年1月に結成された「軍抵抗組織 (*Organisation de la Résistance de l'Armée*)」の基礎を築き上げた³³¹。アルザス出身で、休戦後はクレルモン＝フェラン大学で教鞭を取った歴史家マルク・ブロック (Marc Bloch) も、1942年のフランス南部へのドイツ軍進駐以降はリヨンで地下活動に加わり、パリ解放間近の1944年3月、ドイツ軍に捕えられ銃殺されている³³²。大戦末期になると、フランス自由軍 (*Forces françaises libres*) などにアルザス出身者も多数参加し、ノルマンディー上陸作戦

³²⁷ RIEDWEG, Eugène, *L'Alsace et les Alsaciens de 1939 à 1945*, thèse de doctorat de 3^e cycle, Deuxième partie, Université des Sciences Humaines de Strasbourg, 1983, pp. 456-457.

³²⁸ LE MAREC, Bernard et Gérard, *op. cit.*, pp. 141, 144-145.

³²⁹ VOGLER, Bernard, *op. cit.*, p. 268.

³³⁰ マキは1944年夏以降、例えばヴォージュ山脈麓のタン (Thann)、フォルクスベルク (Volksberg)、聖オディール修道院の周辺などに形成された。フォルクスベルクのランツベルク (Landsberg) 城周辺にできたマキにはアルザスの徴兵忌避者やフランス、ロシア、ポーランド国籍の戦争捕虜など約300人が集まり、森に深く覆われドイツの目に届きにくい立地条件を利用して身を隠した。マキは多くの場合ドイツ当局に発見され、戦闘の末構成員に犠牲者を出し、解散に追い込まれることが多かった (MEYER René, *Dans les maquis d'Alsace*, in *Saisons d'Alsace n° 124*, Strasbourg, Éditions La Nuée Bleue, 1994, p. 152.)

³³¹ IRJUD, Alphonse, *La Résistance alsacienne*, in *Saisons d'Alsace*, n° 124, Strasbourg, Éditions La Nuée Bleue, 1994, pp. 79-80.

³³² BURRIN, Philippe, *La France à l'heure allemande, 1940-1944*, Paris, Éditions du Seuil, 1995, p. 327.

やパリ市街戦などでドイツ軍相手に直接戦った³³³。さらに、スペイン経由で1943年6月にロンドンに到着し、ロンドンからBBC放送を通じアルザス語で呼びかけを行ったポール・レープシュトック (Paul Rebstock) のように、フランス国外で抵抗活動に参加したアルザス出身者も存在した³³⁴。

以上のように、アルザスでは困難な状況ながらも徐々に抵抗活動が発展した。日常生活の中での自発的なユーモアや非協力的な態度、少人数による抵抗の意思表示から、同胞やフランス軍・連合軍捕虜などに便宜を図りその身を守るための活動、反ナチ活動の構築に向けた情報収集、直接の戦闘行為の参加やマキを拠点とする武装活動に至るまでその活動内容は多様であり、また活動範囲もアルザスにとどまらず、アルザス外の抵抗活動とも結びついて広がりを見せている。では、上に挙げたようなアルザス在住者・出身者の「抵抗活動」と比較して、自治主義者による「抵抗活動」の特徴・性質はどのようなものであったのだろうか。4.2および4.3では、実際に自治主義者が手掛けた「抵抗活動」について検証する。次節以降では、自治主義者による反ナチ抵抗活動の実態を検証し、その特徴や背景、動機などを探っていきたいと考えている。

4.2 ジョゼフ・ロッセの「抵抗活動」

本項および次項では、4.1ですでに述べたアルザスにおける抵抗活動の概要・特徴を踏まえた上で、具体的な自治主義者による抵抗活動の概観を示す。アルザスの事実上の「併合」後、第3章でも述べたように一度はナチに「協力」した戦間期の自治主義者は多かった。しかし、後述するように彼らの中からも反ナチの立場を取った者は多く存在し、また対独協力から抵抗へと立場を変えたり、反ナチ的態度を交えたりする者も出てきた。

本節では第3章に引き続き、ナンシー派自治主義者の一人であり戦間期自治主義を代表する人物であるとともに、ナチ支配下における特徴的な「抵抗活動」が指摘されるロッセに焦点を当ててその活動について掘り下げて論じたい。第3章で指摘したように、ロッセがナチから与えられた役職は大きな実権を伴うものではなかったものの、ナチ党に入党し、ナンシー派の1人としてベルリン訪問に加わり、アルザス出身者の非占領地域での動向を報告するなど、その統治を正当化し支える側面があったことは否定できない。しかし、大戦中の自治主義者による「抵抗活動」を評価する立場の論者からは、ロッセを自治主義者による「抵抗活動」のシンボルとして高く評価する者も多い。現在なお自治主義者としてアルザスで活動するヴィットマンや、著書『ジョゼフ・ロッセ - あるアルザス人の歩み、差異への権利を求めて (Joseph Rossé – itinéraire d'un Alsacien ou le droit à la différence) 』の

³³³ HADEY, Jean, Les Libérateurs alsaciens de Paris, in *Saisons d'Alsace*, n° 124, Strasbourg, Éditions La Nuée Bleue, 1994, p. 125.

³³⁴ WAHL, Alfred, Paul Rebstock à la BBC : Un Alsacien parle aux Alsaciens, in *Saisons d'Alsace*, n° 124, Strasbourg, Éditions La Nuée Bleue, 1994, pp. 139-143.

中でロッセのナチ時代の行動を高く評価したガブリエル・アンドルなどがロッセ擁護論の先鋒に立ったほか、その他の論者からも少なくとも部分的には評価されてきたといえる。自治主義者の「二面性」を象徴するかのようなロッセの「抵抗活動」の検証は、自治主義者による「抵抗」を考える上で重要な意義を持つと考えられる。ロッセの動向に焦点を当てて、詳細な検証を試みたい。その上で、ロッセの「抵抗活動」を巡る評価や、その行動の一見矛盾するような側面についても考えてみたい。

4.2.1 ロッセによるアルザス人被迫害者「救援」

ロッセの活動としてまず注目されるのは、自らの地位を利用して行ったとされる救援活動である。ゲシュタポなどドイツ当局に逮捕されたアルザス出身者の釈放や減刑を求めて、ロッセはしばしば「働きかけ」を行った。このような活動が死刑判決の減刑や東方への追放阻止に貢献したと指摘され、また戦後の裁判でもロッセはその実績を主張した。先行研究においても度々引き合いに出されているほか、第6章で取り上げるが戦後の裁判では数多くの証人が出廷して証言し、その評価が判決に影響を及ぼしている。ロッセを評価する論者のヴィットマンは具体的に以下の例を挙げている³³⁵。

- ・ 1940年11月末から12月初めにかけて、親仏派アルザス人追放阻止のためにヴァグナーのほか、ヒムラーやマイスナーなど政府要人の説得を試みた。この他、1943年には、ドイツ国防軍への徴兵を拒否した者の家族の東方への追放阻止を図り、ヴァグナーとの1時間半に及ぶ協議の末、数百に及ぶ家族の追放を食い止められたという³³⁶。
- ・ 死刑判決の減刑。ロッセは親仏的行為などにより死刑判決を受けたアルザス人の多くに対し、減刑・恩赦を求めた働きかけを行った。自費でベルリンまで赴き、マイスナーのほか死刑囚の恩赦決定権限を持つ官僚らと交渉し、多くの場合減刑を勝ち取ったという。また、「反独的行為」によりフランス他地域で死刑判決を受けたアルザス出身者の減刑を求めてヴィシー政府にも働き掛け、減刑を実現した例もあるとされる。
- ・ アルザスおよびロレーヌの政治犯数百人の釈放。戦後首相となるロベール・シューマンも含まれる。また、ドイツ国防軍または親衛隊(SS)への志願を拒否した元フランス軍予備役士官の強制収容所送りを阻止した。
- ・ ナチに「人質」として拘束された400名以上の釈放。1944年9月17日から19日にかけて、ゲシュタポが700名以上のアルザス人を逮捕した。ロッセは当初高級官僚らに対し釈放を求めて働きかけたが失敗し、9月20日にヴァグナーと直接交渉した。結果としてその後一週間で400名の釈放を実現するとともに、その後の逮捕を阻止したとロッセは記している。

³³⁵ WITTMANN, Bernard, *op. cit.*, pp. 47-48.

³³⁶ なお、当初「追放」先はフランス他地域であったが、抑止効果が低いと判断され後にドイツ支配下の東欧へと変更された。

以上の証言・指摘が数字も含めて全て正しいとは断言できないものの、役職上大きな実権を持たないロッセの働きかけ・説得が大きな成果をもたらしたことは、自治主義の象徴かつ英雄的存在としてのロッセのナチに対する影響力の大きさをうかがわせる。無論、その試みは常に成功したわけではなく、例えばアルザス西部のフランス語母語地域におけるフランス語使用を禁止するヴァグナーの政令を撤回させることには失敗した³³⁷。また徴兵制導入には特に反対しなかったが、ヒトラーの命令であり異議を申し立てることができなかったためとロッセは主張している³³⁸。また死刑囚の減刑も必ずしも成功したわけではないが、その際にも残された家族の世話を果たしたという³³⁹。

以上のようなロッセの働きかけに関しては、実際に恩恵を受けたとする当事者が戦後多く証言していることなどからある程度確認が可能である。6.2.2で論じる1947年のロッセ裁判のほか、1950年に恩赦請求が試みられた際にも多数の証言が集められ、ロッセが様々な形で働きかけを行ったことがうかがえる³⁴⁰。

6.2.2で詳述するようにロッセは1947年の裁判で懲役15年の有罪判決を受けるが、1950年3月19日にはロッセの妻ジョゼフィーヌ (Josephine) が夫の恩赦を求めてフランス法務大臣宛に嘆願書を提出した。その際、聖職者や作家、医師など計17名が、自らがロッセから受けた救援に関する証明書を作成し嘆願書に添えて提出されている。

例えば、コルマルの織物卸売商アルベール・ブルガー (Albert Burger) は、義理の兄弟で1950年当時コルマルの市長補佐を務めていたダニエル・クブラー (Daniel Kubler) がゲシュタポに逮捕され投獄・起訴された際にロッセに救援のための働きかけを依頼し、クブラーが戦間期にはロッセと敵対する急進党の熱心な黨員であったにもかかわらず、ロッセはその依頼を快く引き受けたこと、そしてクブラーに限らず被害者の宗教的・政治的立場を超えて多くの働きかけを行ったことに感謝の意を示している。またコルマルの主任司祭ルイ・オーベルレヒナー (Louis Oberlechner) も、党派や職業を問わず被害者、政治犯らのために「全くの無私無欲で、稀に見る勇敢さをもって」働きかけたと述べ、「私自身も2回ゲシュタポに逮捕されたが、1回目の釈放はロッセの無謀に近い働きかけのおかげであった。2回目の投獄時に彼が私を助けることができなかつたのは、彼自身がゲシュタポから追われる身になっていたからだ」³⁴¹と述べ、ロッセの功績を称えている。

嘆願書の中にはナチ支配下のアルザスから離れていたなどの理由でロッセの行動を直接知らず、戦前知っていた彼の人格に基づくだけの内容に乏しいものもあるが、嘆願書の多くを占める聖職者が記したものは具体性のあるものが多い。ストラスブール大聖堂大司教、聖オディール修道院 (Mont Saint-Odile) 長などアルザス宗教界で地位の高いと考えられる人

³³⁷ WITTMANN, Bernard, *op. cit.*, Tome III, p. 48.

³³⁸ BANKWITZ, Philip Charles Farwell, *op. cit.*, p. 85.

³³⁹ WITTMANN, Bernard, *op. cit.*, Tome III, p. 48.

³⁴⁰ Archives départementales du Bas-Rhin, 544D261.

³⁴¹ *Idem.*

物も含まれており、4.2.3 で述べるようなロッセのアルザティア社を通じた宗教的書物出版活動に対する評価もあいまって、少なくともカトリック界の中から彼を積極的に擁護する動きがまとまって現れたのは興味深い。

「救援活動」の中には公文書記録を通じて確認できるものもある。例えばシューマンの救出を巡っては、3.2.4 のほか4.3.1 および4.3.2 で示すようにロッセに近い立場のケッピ、シュテュルメルとビクラーとの間で書簡が活発にやりとりされた証拠が残っており、加えて3.2.4 で挙げたケッピの上申書でも1940年11月末～12月初めのナンシー派のベルリン表敬訪問の際シューマン釈放に向けた働きかけに加わった人物としてロッセの名が挙げられていることから、表敬訪問などの機会を利用してロッセがシューマンの釈放に向け影響力を及ぼした信憑性は高い。

ロッセ自身はゲシュタポなどの治安当局に所属していたわけではないが、自らの人脈を生かした救援の働きかけがある程度の成功を取めたことは確かと考えられる。

4.2.2 緩衝国樹立計画の狙いーヴィシー政府出身者、アルザス出身避難民らとの接触

前章で指摘した通り、ナチ支配期を通じてロッセはフランス他地域に頻繁に出張している。この際に米国政府関係者やヴィシー政府、アルザス出身避難民らと接触し、アルザスに関する情報を渡していたとの指摘がある。1941年6月には、アルザスのドイツ割譲を正式に宣言する計画をヒトラーとヴィシー政府のダルラン提督が進めているという噂を聞きつけ、これに反対し直ちにヴィシーに駆け付け、ラヴェルと会談にこぎつけ最終的にドイツによる正式なアルザス併合宣言を断念させたという³⁴²。ただし、大戦中に駐パリドイツ大使を務めていたオットー・アベツ (Otto Abetz) は戦後のロッセ裁判における証言で、ベルヒテスガーデンで行われたヒトラー・ダルラン会談でアルザスに関する話題が取り上げられたことはないと否定している³⁴³。

例えばロッセが数度にわたりヴィシーやパリに旅行し、フランス政府やアルザス出身議員と接触していたことについては、6.3.4 にも示すがUPR出身の元上院議員ブローグリーらが証言している³⁴⁴。また非占領地域への出張があったことを示すものとして、ストラスブールのバ・ラン県立公文書館にはロッセが取得した1942年5月20日付の旅行許可証が残されている。許可証は1942年5月20日より同年7月31日まで複数回有効なもので、商用で目的地はパリと記されていた。以下に記す「アルザティア社」の業務に伴う出張が名目

³⁴² FOESSEL, Georges, L'Annexion officiel de l'Alsace au Reich avortée, in *Saison d'Alsace*, n° 114, 1991-1992, pp.19-20.

³⁴³ *La Presse Libre*, 1947年6月5日。

³⁴⁴ Archives départementales du Bas-Rhin, 544D261.

ではあるが、実際にはアルザス出身の避難民と接触したり以下に述べる緩衝国計画の実現に向けて働きかけを行ったりするなど、業務外のような活動に関与していたとみられる。

具体的な接触の事例および自治国家実現に向けた働きかけについては、ペタン政権官房の公文書を元に1951年9月14日付でフランス政府内務省国家安全総局 (*Direction générale de la sûreté nationale*) が作成した報告書の中である程度詳細な検証が行われているので紹介する。報告書の件名は、「アルザス・ロレーヌ自治国家創設を目指した自治主義・分離主義者の元議員ジョゼフ・ロッセの陰謀について—ロッセ、ケッピおよび1944年7月20日の反ヒトラー陰謀」³⁴⁵となっている。

報告書に記載された接触の例を挙げると、1941年6月12日にオー・ラン県選出上院議員で上院副議長のジュルダン (Jourdain) がヴィシーでロッセと会った。会合でロッセはジュルダンに対し、大管区指導者ヴァグナーが発したとされる、アルザスに留まったフランスの国会議員に対し辞職を求める文書の写しを見せた。さらにロッセは、辞職を拒否した場合強制収容所に送られる恐れがあると付け加えた。その上でロッセはジュルダンに対し、辞職願を反仏的行為とみなさず、制裁の恐れがあるためやむを得ない行為であったと上下両院の議長が判断するよう働きかけを依頼した。さらに、ドイツがフランスを必要としている以上、(アルザス・ロレーヌの併合された) 3県のフランス復帰が不可能であってもフランス政府は併合された3県の本当の自治を精力的に要求すべきとロッセは主張し、ヴィシー政府に伝えるようジュルダンに対し依頼したという。ロッセのヴィシー訪問後直ちにジュルダンが記した書簡にはロッセとの会合の内容が正確に書き写されており、1947年のロッセに対する取り調べでも裏付けられていると報告書の作成者は指摘しており、会合の概要についてはある程度信用できるものと考えられる。

このほか、1941年11月28日付でヴィシー政府にてアルザス・ロレーヌ被追放者・帰還不可能な避難民問題を担当していた上院議員カルブ (Me Kalb) がヴィシー政府司法省のアルザス・ロレーヌ問題担当ジャック・ブノワ (Jacques Benoît) に宛てた書簡からも、同じようにロッセがペリグーに避難した下院議員ミシェル・ヴァルターをはじめ様々なアルザス・ロレーヌ出身者と連絡を取り、自治実現のために動いていたことが確認できると指摘されている。ドイツおよびフランスの両方と交渉し、アルザス・ロレーヌを完全な文化的、国民的、経済的独立を享受する自治国家にするための働きかけを行っていたという。一方で、ロッセの計画は一般にはほとんど支持を得られていないものの、当初より反仏的であったマツェンハイム (Matzenheim) 出身の聖職者がフランス非占領地域で自治実現の考えを広めているとし、またアルザス・ロレーヌの自治が実現した場合故郷 (アルザス・ロレーヌ) がドイツの保護領・州になることは明らかだとして、計画に否定的な立場からの

³⁴⁵ *Idem.* なお、報告書に引用された元のペタン政権の公文書やジュルダン、カルブの書簡の原文は見つけることができなかった。

懸念が報告書に記されている³⁴⁶。このように、ロッセの計画の存在についてはフランス政府の資料からも（否定的評価ではあるが）ある程度裏付けが可能である。

上の報告書や書簡で言及されているように、ロッセはアルザスの将来的地位について、独仏いずれとも異なる構想を持ち、いわば自治国家アルザスの実現に向けて動いていたと考えられる。アルザスを独仏から分離し、ロレーヌ、ラインラント、ルクセンブルクなどと合わせて「ワロニア（Wallonia）」と呼ばれる緩衝国を設けるという構想をロッセは抱いていた。バンクウィッツの指摘によると、ロッセは1940年秋にパリのアメリカ合衆国大使館関係者と接触を取ろうとしたが直ちには実現せず、1942年6月には駐仏ローマ教皇大使ヴァレリオ・ヴァレリ（Valerio Valeri）を通してヴィシーのアメリカ大使館に紹介され、そこで自らの計画について報告した。その後、計画は大使館から本国政府に伝えられ、1943年3月のルーズベルトとアンソニー・イーデンの会談でも取り上げられたとされる³⁴⁷。

緩衝国設立に向けた計画については、残念ながらその存在を直接示す資料が欠けており、間接的な証拠に依拠しなければならないが、先に挙げた1951年の報告書では緩衝国計画および下に挙げるヒトラー暗殺未遂事件へのロッセらの行動について検証されている。ナチ支配下でアルザス・ロレーヌの各県をフランスから分離させるにあたり想定されていた手順は以下の通りと指摘されている³⁴⁸。

- 1) アルザスおよびロレーヌが、政治的・文化的に相対的な自治を享受しつつも経済面ではドイツ第三帝国に結びついた独立国家となる。
- 2) アルザスおよびロレーヌが、ルクセンブルクやドイツのライン川諸州、最終的にはスイスおよびオランダも含めたライン連邦に併合される。

緩衝国実現に向けて、上に挙げた政府機関の他にフランス非占領地域に避難していたアルザス出身者とも接触していた可能性が高い。上に挙げた報告書によると、自らの計画への支持を得るため、フランス南部に避難しているアルザス出身者の関心を引きつけようとロッセは試みた。その背景として、「当時、厳しい条件の中で生活していた多くの避難民あるいは被追放民が、彼らの定住した受け入れ先の県の人々から必ずしも必要な理解を得られていないことを彼（注：ロッセ）は知っており、彼らが精神的・物質的に苦境にある中では、たとえ不快な内容であっても故郷に帰ることを可能にする何らかの解決策を受け入れるだろうと考えた」³⁴⁹と指摘し、アルザス出身者の避難先における生活の困難および帰還願望を利用して構想への支持を得ようと働きかけていた可能性が挙げられている。

³⁴⁶ *Idem.*

³⁴⁷ BANKWITZ, Philip Charles Farwell, *op. cit.*, p. 86.

³⁴⁸ Archives départementales du Bas-Rhin, 544D261.

³⁴⁹ *Idem.*

もつとも、ドイツ敗北の見通しが濃くなると緩衝国構想は事実上断念し、フランス復帰に傾いたとみられる。1943年末になるとドイツの敗北およびアルザスのフランスへの復帰は不可避だと仲間に対して語り、アルザスにおける聖職者の特別地位を定めたコンコルダートの廃止さえも不可避だと受け入れる一方、ドイツの抵抗勢力との交渉は続け、ヒトラー暗殺後の権力移行期にはナチ党の即時廃止、全ての戦犯・密告者の逮捕、全てのドイツ人入植者の追放、フランス語使用の権利保障、全ての被追放者、国防軍徴集兵、強制労働者の帰還を要求し、1944年3月または4月にベルリンでクラウス・フォン・シュタウフェンベルクとロッセが会談を行った際にその要求が認められていたという。また1944年7月20日のヒトラー暗殺未遂事件失敗後、大管区指導者ヴァグナーは仲介者を通してロッセに対し、アルザスが中立国になることに異議はないと申し出たのに対し、ロッセはアルザスの人々がフランス復帰を望んでおり、そのような裏切りを犯すことはできないと返答したという³⁵⁰。

最終段階においてはフランス復帰を前提とする代わりに、フランス軍がアルザスに進軍するまでの間、内戦を避けるという口実で暫定的な形で自治を実現しようと動いたとされる³⁵¹。すなわち、ロッセの態度は自治国家・緩衝国アルザスの設立から、消極的な選択肢であったかもしれないがフランス復帰へと傾いたと推測される。

なお、ロッセの緩衝国構想との関係は不明であるが、ヴィシー政府だけでなく占領下のフランス当局もアルザスおよびロレーヌの自治国家構想の存在について認識していたことを示唆する文章がある。1943年11月6日にナンシー総合情報局 (*Commissariat des renseignements généraux de Nancy*) は、「ロレーヌにおける反仏的プロパガンダ (*Propaganda anti-française en Lorraine*) 」という題でヴィシーの総合情報局本部長宛に報告書を作成している。この中で、「モゼル県、特にメッスでは、ペタン元帥がロレーヌ人を完全に見捨てたという噂が流れている。一方、違法に国境を越えてフランスに避難したロレーヌ又はアルザス出身の全ての青年を逮捕し占領当局に引き渡すようフランスの警察および憲兵隊に対し命令が出されたとはっきり言われている」と根拠のない噂が出回っていることを報告し、「フランスに都合の悪いこのような話は、連合軍勝利の際に自治権を持つアルザス・ロレーヌの成立を望む個人が考え付いたものとメッスでは考えられている」と指摘している³⁵²。この指摘の信憑性は判断できないが、少なくとも自治国家実現を目指すグループが活動していたことをフランス当局が何らかの形で把握していたことを示唆している点で興味深い。

すでに述べた通り、戦間期の自治主義運動はアルザスの分離・独立ではなく、フランスの枠組みにとどまることが大前提として進められてきたが、このような緩衝国計画のさきがけというべきものはすでに第一次大戦終結前後には存在した。2.1 で言及したドイツ革命

³⁵⁰ BANKWITZ, Philip Charles Farwell, *op. cit.*, p. 87.

³⁵¹ RIEDWEG, Eugène, *L'Alsace et les Alsaciens de 1939 à 1945*, Tome II, thèse dactylographiée, Université des Sciences Humaines de Strasbourg, 1983, p. 426.

³⁵² Archives départementales de Meurthe et Moselle, W 1059.12.

最中の1918年11月、アルザスの「労・兵協議会」の急進・穏健両派が宣言した独立国家樹立宣言はその一例であるし、2.2.2に記した、1919年7月に結成されたジョゼフ・ヒュメル率いるアルザス・ロレーヌ連邦主義党の提唱した「アルザス・ロレーヌ自治共和国」構想と「ワロニア」構想は共通点も大きい。こちらはフランス、ベルギー、ライン左岸などの緩やかな結合による「大フランス」の中でのアルザス・ロレーヌの自治共和国化を目指すもので、ドイツのアルザスとの結びつきの残存を前提とした「ワロニア構想」とは色合いがかなり異なるが、大国の影響力を残しつつも自治共和国を作ろうとする発想が共通する。その後、UPRから郷土党、青年同盟なども含めた主要自治主義者はアルザスの分離独立を前提とせず、最終手段としての分離独立を示唆する場合でも明確な構想は出さず、ロッセや周囲の者も戦間期に同様の主張を少なくとも公然と唱えることはなかった。緩衝国構想は、自治主義全盛期にはいわば「水面下」に隠れていた構想が、ナチ時代におけるアルザスの隷属的状况を「改善」する手段として浮上したものともいえる。

もっとも、この計画が存在したとして、「ワロニア」構想をどこまで現実性のあるものとして捉えていたかは疑わしい面も残る。また実際に「ワロニア」樹立に向け動くとするればフランスの利害と正面から衝突することになるため、戦争が妥協の余地なく連合国の勝利で終わった場合フランスおよび他の連合国がこの案を受け入れるとは考えにくく、フランス側から見て本構想の実現に向けた取り組みが「反ナチ抵抗活動」と認められる余地は大きくないであろう。さらに、上に挙げた通りこの緩衝国は、ドイツとの経済的結びつきを前提としていたとの指摘もあり、真の意味での「独立」ではなく、ドイツの「保護国」にとどまってしまう可能性もある。もっとも、第3章で述べた通りヴァグナーの支配下のアルザスではアルザスの一切の自治や独自性振興を目指す動きは抑圧され、自治主義運動の意義も否定されていたことを考えれば、「保護国」であってもナチ支配下のアルザスの現状と比較すれば大幅な地位向上になると受け止められても不思議ではない。

また、避難民らとの「接触」についても、アルザスの地位・利益を考えた「抵抗活動」や働きかけのみが目的ではなく、3.3.2で示唆したようにドイツ・ナチの利益のための「スパイ活動」のためであった疑いもある。少なくともナチ時代の初期においては、ロッセはアルザスの利益とナチの利益をいわば天秤にかけて、明確に態度が定まらないまま行動していた印象を受ける。

4.2.3 「アルザティア」社と秘密出版活動に関する検証

この他に、ロッセが戦間期から経営していた出版社「アルザティア社」の役割についても注目する必要がある。アルザティア社は、「反ナチ的」書物の秘密出版を手掛けるとともに、多くのフランス語の書物を焚書から救ったとされる。

アルザティア社はナチの反教會的姿勢をかいくぐり、新約聖書2万部をはじめ数多くの宗教関係の書籍を出版した³⁵³。ルチアン・プレーガー (Luzian Pflieger) の『ストラスブール市の中世教会史 (*Kirchengechichte der Stadt Straßburg*)』をはじめ、アルザス人作家によるアルザスの宗教・文学を扱った作品も出版している。また、ドイツ本土で出版活動が禁じられた「反体制的」な作家、詩人、神学者、哲学者などの作品も取り扱った。1944年7月の国防軍クーデター関与の疑いにより処刑されたイエズス会神父アルフレート・デルプ (Alfred Delp) や、『主の祈り』をはじめキリスト教関連の著作を手掛けたラインホルト・シュナイダー (Reinhold Schneider) が代表的存在である。このような著作の多くが非合法な形で出版された。

さらに、ロッセは社員の大多数が国防軍への徴兵対象から外れるよう取り計らうことに成功し、またフランス他地域において所有していた社の在庫を守った。また、社の活動はロッセや後述する「コルマール・グループ」の自由な活動を保障する口実ともなった。

出版活動にあたり用紙の確保はネックとなったが、確保のためには高価な闇取引も厭わなかった。また、ベルリンの用紙販売業者ハインリヒ・フォン・シュヴァイニヒェン (Heinrich von Schweinichen) から用紙の融通について大きな協力を得た。フォン・シュヴァイニヒェンは後にクーデターを企てるドイツ国防軍の反ヒトラーグループと関わりを持つ反ナチ思想の持ち主であったという³⁵⁴。さらに、ナチの取締官が社を訪問した際には、まず先に決まって酒宴でもてなし、その間に許可のない出版物を隠したという³⁵⁵。当局に提出するアルザティア社に関する各種統計、報告書、書籍の在庫数などの偽装工作も行い、可能な限り目を付けられないよう苦心した³⁵⁶。ナチ時代に出版されたアルザティア社の書籍には出版年が記されていないものが多いが、これも偽装工作の一つとされる³⁵⁷。なおこのような「偽装工作」についてはロッセが1945年に拘留先からフランス当局に提出した「弁明書」でも同様のことが記されており、当局に報告する在庫数などの統計が全て虚偽で、取締官を「買収」していたと主張している³⁵⁸。

ナチ支配下の社の役割については、「国民社会主義の狂信に対する精神的な抵抗活動の中心」かつ「キリスト教社会に慰めと力がもたらされた」³⁵⁹として特にキリスト教関係者の中で評価が高い。ドイツ・ラウジッツ地方のヴァイスヴァッサー (Weißwasser) のアルフレート・エンドラー (Alfred Endler) 社の経営者フリッツ・ミンクヴィッツ (Fritz Minkwitz) から1944年9月11日付でアルザティア社の関係者に出されたと思われる手紙では、「私は今、あなたが出版活動により私に与えてくれた、決して商売上の範囲だけでなく心の奥

³⁵³ GIESSLER, Rupert, Das verlegerische Wirken von Joseph Rossé in Colmar, in *Reinhold Schneider Blätter, Heft 5*, 1980, p. 28.

³⁵⁴ *Ibid.*, p. 30.

³⁵⁵ RITTER Jean-Jacques et SITTLER Lucien, Ein Elsässer Verleger im Widerstand gegen den Nationalsozialismus, Joseph Rossé und der Alsatia-Verlag, in *Börsenblatt für den Deutschen Buchhandel*, 1982, p. 62.

³⁵⁶ WITTMANN, Bernard, *op. cit.*, p. 50.

³⁵⁷ GIESSLER, Rupert, *art. cit.*, p. 28.

³⁵⁸ Archives municipales de Strasbourg, 113Z55.

³⁵⁹ GIESSLER, Rupert, *art. cit.*, p. 26.

底の個人的な領域までも包み込んでくれたあらゆる友情と支援に改めて感謝を申し上げたい」「戦争中、あなた（アルザティア社）は出版活動により慰めと確信の声そのものとなり、ご自身の方法でその言葉を確かに示した」³⁶⁰と感謝の言葉を伝えており、アルザスを超えてドイツ他地域の宗教界にも影響を及ぼしたことがうかがえる。1947年の裁判（第6章参照）で有罪判決を受けた後、4.2.1で述べたようにロッセの恩赦請求が提出された時には宗教関係者も証言に加わっており、アルザティア社の出版活動に対する感謝を述べたものも存在する。例えば、聖オディール修道院長J・ブルニセン（Brunissen）は、ナチ支配下を通し修道院の資産を守るためにロッセが多大な役割を果たし、決して「対独協力者」ではなくナチのアルザスに対する野望を挫くという目的で活動していたと述べ、また出版社（アルザティア社）を通してドイツが禁止した宗教的書籍を数多く出版し続けたことで、聖職者が仕事を続けることができたことと記している³⁶¹。そして、1951年に拘留中のロッセが死去した際にも、主に宗教界からはその功績に対する感謝の声が寄せられた。

出版物はアルザスのみならず、ドイツ語圏全体で読まれた。3.3.2で示した通り、確かに1940年のドイツ軍のフランス侵攻の際のフランス軍の退却の様子を描いた『崩壊への急行軍（*Im Eilmarsch in den Zusammenbruch*）』をはじめ、ナチの宣伝用書物の出版も手掛けてはいるが、総計7点、総部数の0.63%にすぎず³⁶²、社の存続のためのやむを得ない選択であった可能性が高い。

この出版活動の存在自体は、当事者であるキリスト教関係者の証言にとどまらず、自治主義に批判的な立場を取るフランス政府側も認めているが、この出版活動は規模がかなり大きいため、ナチ当局が気づいていなかったとは考えにくく、事実上黙認されていた可能性もある。例えばバ・ラン県警察長（*Directeur départemental des services de police du Bas-Rhin*）が県知事に宛てた1949年3月11日付の報告書では、アルザティア社がナチ支配下でラインホルト・シュナイダーの作品をある程度の部数印刷した事実を指摘しているが、同年1月31日の報告書では、アルザティア社の活動がナチ体制下では違法でありドイツに対する抵抗であったとロッセが主張していることに対し、出版活動自体の存在は事実と認識した上で「これらの宗教的書籍・教理問答集をこれほど多数印刷・出版および販売したことが秘密のままであったとは考えられず、この活動はロッセにとっては何よりもまず商業活動であったという事実を裁判で証人が指摘し強調している」³⁶³と指摘し、抵抗活動とは認められないという立場を取っている。出版段階では社の関係者の尽力によりナチ当局の規制をすり抜けることが可能であったとしても、出版後に実際に出回ったはずの書籍がなぜ問題視されなかったか、ロッセを「擁護」する側からも十分な説明がなく疑問は残る。

また、アルザティア社の出版活動継続は多大な個人的利益をもたらした。バンクウィッツによると社の1943年の収入は211,178RM、ナチ時代を通してロッセが得た給与は

³⁶⁰ Archives du Bibliothèque du grand séminaire de Strasbourg, 2737.

³⁶¹ Archives départementales du Bas-Rhin, 544D261.

³⁶² WITTMANN, Bernard, *op. cit.*, Tome III, p. 113.

³⁶³ Archives départementales du Bas-Rhin, 544D261.

96,033RM に達したという。これに加えて社から得た配当金は 121,446.40 フランスフラン(固定レートで 1RM=20 フラン)であった³⁶⁴。アルザティア社が宗教上の権利を守るために果たした役割の大きさは確かであるが、経済活動としての側面にも留意する必要がある。

4.2.4 「コルマール・グループ」と反ヒトラー活動

この他、ロッセはシュテュルメル、ケッピ、ダーレなど、主に穏健派とされる他の自治主義者、元下院議員、県会議員、聖職者らと非公式に接触した。彼らの集まりは「コルマール・グループ (*Groupe de Colmar*) 」と呼ばれる。1940 年以降、社の関係者を装いアルザティア社に集まり、自治実現を含むナチ政権崩壊後の将来構想、抵抗活動の計画などを話し合ったという。彼らは目的達成のためにはヒトラー政権打倒を望んだが、一方で中央集権的なフランスの制度の復活も望まず、アルザスが対等な立場で交渉に加わることが好ましいと考えた。1941 年以降、ドイツ本土の聖職者、労働者、国防軍などの反ヒトラー勢力と接触を試みた。グループは後にドイツ国防軍有志と接触しヒトラー暗殺・クーデター計画に関与したとされる。クーデター成功の際には、アルザスのドイツによる支配の停止、アルザス人徴集兵の復員や政治犯、流刑囚の釈放、アルザス政府の樹立などを求めており、国防軍関係者の了承を得ていたとされる³⁶⁵。

反ヒトラーグループとの接触は、先に挙げたロッセの「緩衝国構想」実現に向けて大きな意味合いを持っていたと思われる。ロッセの国防軍反ヒトラーグループとの接触については、上に挙げた 1951 年 9 月 14 日付のフランス警察庁総局の報告書においても改めて確認されているが、一方でその狙いがアルザス・ロレーヌ自治国樹立による「分離主義的なもの」と批判されている³⁶⁶。すなわち、ソ連・アメリカとの開戦後、ドイツが連合国に対し徐々に劣勢に立ったため、ドイツの敗北をロッセは確信していたものの、反ヒトラーの抵抗勢力を母体とする政権がドイツに成立し、連合軍と休戦協定を結ぶ場合にはアルザス・ロレーヌ 3 県のフランスへの復帰断念をフランスから取りつけることができると考えていたことが報告書で指摘されている。

上に挙げたものと同様に 1949 年 11 月 28 日付けでバ・ラン県警察長が県知事に宛てた報告書では、ドイツが戦争に勝利する見通しがもはやないとロッセが判断したことでカール・フリードリヒ・ゲルデラー (*Carl Friedrich Goerdeler*) が主導する反ヒトラー陰謀の主導者と接近し、暗殺計画成功の暁には自治国家の創設を認める約束がなされていたと記されている。さらに、この自治国家がドイツの経済圏内にとどまる前提があった点も指摘されている³⁶⁷。すなわち、コルマール・グループとドイツ国防軍抵抗勢力の接触の最大の目的

³⁶⁴ BANKWITZ, Philip Charles Farwell, *op. cit.*, p. 83.

³⁶⁵ WITTMANN, Bernard, *op. cit.*, p. 66.

³⁶⁶ Archives départementales du Bas-Rhin, 544D261.

³⁶⁷ *Idem.* なお、4.2.2 で示した通り緩衝国計画についてはすでに 1944 年の時点でロッセは断念しており、フランス復帰を前提とする暫定的な自治の実現を図っていただけとの指摘もある。クーデター計画実行ま

は4.2.2で挙げた「緩衝国樹立」計画の実現だとする見解が提示されている。なお、4.3.1で述べるように、国防軍グループとの実際の接触を主に担ったのはケツピとみられる。

もっとも、「コルマール・グループ」に代表されるアルザス自治主義者とゲルデラーらの率いる国防軍グループの関係については、自治主義者自身や親自治主義的な論者が主張するほど重要なものではなかったことも考えられる。自治主義者らの弁明通り、例えばロッセやケツピが国防軍関係者と連絡を取りアルザスの要求を伝えていたとしても、直接暗殺計画に関与したのではなく、「首謀者の計画を支持・是認し、要望を伝えた」程度の関わりだったともいえる。1944年7月20日のクーデター計画の失敗を受けてドイツ全国では多数の逮捕者・処刑者が出たものの、アルザスの主要な自治主義者や「コルマール・グループ」からは逮捕者は確認されていない³⁶⁸。ロッセらUPR出身の自治主義者に逮捕状が出されたのも1944年末のことである。当局の目をかいくぐって集まり、疑念を回避することができたとも考えられるが、そもそも暗殺計画の首謀者との関わりや影響力が相対的にみれば強くなかった可能性もある。7月20日の事件以降も「コルマール・グループ」関係者が逮捕されず、ロッセやケツピらが逮捕を免れたことが「7月20日の陰謀へのアルザス人の関与が小さかったことを明確に示している」とリートヴェックは指摘している³⁶⁹。

4.2.5 「ダブル・ジュ (Double jeu)」ーロッセの「曖昧さ」をめぐる評価の問題

上に挙げたように、ロッセがナチ支配に反発し、迫害者の救出やナチ政権打倒に向けた活動、反ナチ的書籍の出版などの「抵抗活動」に参加したことから、ロッセを反ナチ的な抵抗活動家と認定することができるようにも思える。しかしながら、第3章でも述べたようにロッセはナチ党の体制に組み込まれつつプロパガンダ活動に参加し、上に挙げた「抵抗活動」とほぼ同時期にナチ党の意向に沿って活動していた側面もあった。ロッセは「対独協力」と「抵抗活動」を天秤にかけて行動していたのであろうか。

ナチ支配下のロッセの行動を評し、しばしば「ダブル・ジュ (double jeu、『二股』)」という言葉が用いられる。例えばパトリック・シューファー (Patrick Schaeffer) はロッセがトロワ＝ゼピ宣言をはじめナチに一目追随するような行動を取りつつも、精神的な抵抗の拠点を守るためにアルザティア社の経営を続けたと説明していることなどの反ナチ的側面を引き合いに出し、「ドイツと協調し、彼が『譲歩』と呼ぶ行為を行うことで、アルザスにおけるキリスト教の利害保護に大きく貢献したのであろう」³⁷⁰と指摘し、「大部分の者

での間にドイツの戦況や国際情勢も変わっており、ロッセの態度が変化した可能性も考えられる。

³⁶⁸ 暗殺未遂事件と関連して逮捕された者の人数は全体で約7,000人、処刑者は5,000人に達するとの指摘もある (History.com, <http://www.history.com/this-day-in-history/assassination-plot-against-hitler-fails>, 2013年3月24日閲覧)。

³⁶⁹ RIEDWEG, Eugène, *L'Alsace et les Alsaciens de 1939 à 1945*, Tome II, Strasbourg, Université des Sciences Humaines de Strasbourg, 1983, p.426.

³⁷⁰ SCHAEFFER, J. Patrick, *L'Alsace et l'Allemagne de 1945 à 1949*, Centre de recherche relations internationales de l'Université de Metz, 1976, p. 116.

が引き合いに出す肯定的な行為は、彼ら（注：ロッセおよびシュテュルメル）が『二股』をかけていたという仮説を裏付けている」³⁷¹と評価している。

この用語の妥当性はともかく、第3章で論じた通り、「トロワ＝ゼピ宣言」以来ロッセが様々な形で慎重ながらも「対独協力」的な行為に関わっていたのは事実である。ナンシー派の一員として、ドイツによるアルザス併合を正当化するようなキャンペーンにも参加しているし、統治機構の中に入りアルザス救援隊などでも活躍し、またフランス他地域に逃れたアルザス出身者の動向に関する秘密報告書をナチ当局に提出している。

これらの一見矛盾する行動に隠された真意はどこにあったのだろうか。反自治主義の論者の中には、ロッセがナチのいわば「スパイ」として行動しており、そのためにあえて二面的な行動をとったと論じる者もいる。先行研究紹介でも記したが、ジャック・ロレーヌはその立場を取り、フランス世論の懐柔とアルザス出身避難民の帰還促進が目的であったと主張している。

「ラヴァールとロッセは二人ともドイツ側に立って動いていたが、その目的は二つあった。一方では、併合された地方で起こったことに動揺し、次第に対独協力の考えに逆らうようになったフランス世論に、ドイツの善意の印を見せなくてはならなかった。また他方では、帰還することを頑固に拒んでいる約二〇万人のアルザス人を体よくだまさないでならなかった。ロッセの策略は、こうした不服従者を帰還させるために帝国が払った、信じ難い努力をよく補った。それは、彼ら自身の故郷で暮らせるという見通しで彼らを誘惑すると同時に、フランスが例の計画（注：アルザスの正式なドイツへの併合のこと）に同意しつつあるとほめかして、彼らの抵抗意思を殺ぐことを目的とした」³⁷²

彼の主張自体が戦後まもない時期のものであることに留意は必要であるが、第3章で紹介したロッセの「スパイ活動」を巡る文書は、このような見方を裏付けるようにも思える。4.2.2 では彼がアルザス出身者やヴィシー政府との接触のためにフランスの非占領地域へと足を運んだことを説明した。緩衝国設立計画の推進およびアルザス出身者の利害を守ることが大きな目的であったとは思われるが、同時にスパイ活動を兼ねていた可能性が高い。そして、アルザス出身の避難民帰還を大きな目的とするアルザス救援隊でロッセがナチ時代初期に果たした役割の大きさも、帰還推進を目的に活動していたとする見方を裏付ける。

ただし、ジャック・ロレーヌが主張するようなナチ一辺倒とする見方にも疑問がある。シェーファーの引き合いに出すアルザティア社の出版活動は、少なくともナチ支配下で公然と行ったわけではなかった。また、幅広い「救援活動」はナチの利益のための行動とは考えにくい。「コルマール・グループ」での活動例を見ても、ロッセは大管区指導者ヴァグナーをはじめとするナチ党の指導部とは一線を画した独自の行動を取っており、その中

³⁷¹ *Idem.*

³⁷² ジャック・ロレーヌ、前掲書 179 ページ。日本語訳書より引用。

で曖昧な態度や迷い、妥協を繰り返しつつも、アルザスのナチ支配に対して様々な形で抵抗したのではないだろうか。

4.3 様々な自治主義者による抵抗活動

本項では、様々な背景を持つ自治主義者がどのような形で「抵抗」へと動いたのか。戦間期における立場に立脚しつつ論じる。アルザティア社を核として動いたその活動の幅の広さおよび「対独協力」との二面性のため、ロッセの「抵抗活動」は極めて興味深いものの、ナンシー派に属する者、そうでない者を問わず、彼以外にも「抵抗」のために動いた者は存在する。ただし、自治主義者の立ち位置により、「抵抗」のあり方は大きく異なっており、第3章で述べた「対独協力」との関わりも考慮しなければならない。本章では、まずロッセと比較的立場が近い教権派を代表する UPR 出身者のシュテュルメルおよびケッピの動きを取り上げる。続いて、管区指導者など積極的な「対独協力」を象徴するような地位に就いていた戦間期の急進派自治主義者の例を取り上げ、彼らが見せたナチズムへの「抵抗」について検証したい。またナンシー派にとどまらずその他の自治主義者についても例を挙げたいと考えている。そして、様々な「抵抗活動」の背景・動機が何であったかも示したい。最後に、自治主義者による「抵抗活動」の実績をどう評価すべきかという問題について、先行研究ならびにその問題点を踏まえつつ検証したいと考えている。

4.3.1 UPR 出身自治主義者による反ナチ抵抗活動 - シュテュルメルおよびケッピを例として

4.2 では UPR 出身自治主義者の「抵抗活動」の例としてロッセの活動を挙げたが、この他の UPR 出身の教権派自治主義者も、様々な形でナチ当局に対する「抵抗」の意思を示そうとした。ここでは、ロッセと戦間期における政治的立場の共通点が多いシュテュルメルと、書簡などの資料が比較的多く残されているケッピに焦点を当てて検証する。

ナンシー派自治主義者で、戦間期に UPR 出身の下院議員であったシュテュルメルも、第3章で記したようにナチ党に入党し、ミュルーズ市長の助役となり、また 3.3.3 で述べたように初期には親独・反仏的な態度が目立つ場面もあった。しかし、影響力はロッセと比べ小さかったが、「全国に広がり、時にはヴィシーからベルリンまで組織が広がっていた特に教権支持派の自治主義者による強固な支援と友愛のネットワークを利用して、訴追されたり困難な状況にあつたりする同胞をしばしば弁護した」³⁷³とされる役目を無視することはできない。ロッセと同様（その範囲はやや狭いものの）親仏的アルザス人のフランスおよび東方への追放阻止に活躍したことが、戦後、UPR 出身の元上院議員ウージェーヌ・ミ

³⁷³ WITTMANN, Bernard, *op. cit.*, Tome III, p. 52.

ユレール (Eugène Muller) が残した手記にも示されている³⁷⁴。例えば、1940年にはナンシーで逮捕されたド・ゴール派の学生集団の釈放を働きかけ成功した。1942年のアルザスへの義務兵役制導入後は、起訴された徴兵忌避者の減刑を求めてベルリンの大統領府官房長オットー・マイスナーに働きかけ情状酌量を求めたこともある。1943年のバレルスドルフ事件後、アルトキルシュに住む事件関係者の家族や、事件に関わっていなくてもフランス他地域などに逃れた徴兵対象者を持つ家族をアルザスから東方へ追放する計画が持ち上がった際に、追放が行われれば多くの労働者を失うことになる工場経営者に働きかけたり、ロッセとともに大管区指導者ヴァグナーと面談に臨んだりするなど奔走し、追放対象者を縮めることに成功したとされる。このほか、4.3.2で示すように、ストラスブール管区指導者のビクラーとともにロベール・シューマンの釈放実現のために力を尽くしている。

ゲシュタポはシュテュルメルを警戒し1944年には逮捕を企てており、1944年8月にはゲシュタポの「政治的人質として逮捕すべき親仏派」のリストに載っていたという³⁷⁵。5.3.1で挙げる資料からも1943年には彼がロッセと並んでナチの「敵」として認識され始めていたことが示唆されている。

ロッセやシュテュルメルと近い立場にいたケッピも、ナチ文民政府の避難民担当委員として、また「コルマール・グループ」の一員として、アルザス出身者の利益保護のための働きかけをはじめ、様々な形の「抵抗」に参加していた。避難民担当委員を務めていた間、親仏的・反ナチ的態度ゆえに帰還を拒否された者が帰還を認められるよう、あるいはアルザス出身避難民の財産が保護されるよう働きかけた事実が確認される。例えば、1943年7月14日付で「担当部局 10a (*Referat 10a*、宛先は不明であるがナチ文民政府のいずれかであることは間違いない)」に提出した「アルザスへの帰還は許可されなかったが旧帝国(注: *Altreich*、ドイツ本土を指す)への移住が認められた避難民の財産に関して」と題された報告書で、フランスからアルザスの故郷への帰還が認められず、アルザスを除くドイツ本土への帰還のみが認められた者(配偶者の一方がアルザス出身でないフランス国籍者の場合など)のうち実際に移住するのは5%に満たないと指摘し、このような人々は親戚がおり住居、職場を持つアルザスへの帰還を無条件で望んでいることからわずかな例外を除きドイツ他地域への移住は拒否していると述べ、彼らが帰還しなかった場合でも避難先からの未帰還者に対する財産差し押さえの対象外とするよう要求している³⁷⁶。

アルザスにおける徴兵制導入の旗振り役となった、あるいは少なくとも反対しなかったとされる他のナンシー派自治主義者と異なり、ケッピはアルザス人が軍務に就くことに対し否定的な態度を取っていた。ストラスブール大聖堂の司祭長フィッシャー (Fischer) は、ケッピが1942年初め、ドイツ当局からアルザス人青年の国防軍志願を呼びかける声明に署

³⁷⁴ Archives municipales de Strasbourg, 113Z55.

³⁷⁵ WITTMANN, Bernard, *op. cit.*, Tome III, p. 52.

³⁷⁶ Archives départementales du Bas-Rhin, 94J132.

名するよう求められ、エルンストから強く要求されたにもかかわらず断固として拒否したことを示す証明書を作成し、フランスの捜査当局に提出している³⁷⁷。

また、ナチに逮捕された者の救援の働きかけを行うこともあった。ナンシー派のベルリン訪問時に、ナチに逮捕されていたロベール・シューマンの釈放に向けた働きかけがあった可能性については第3章で触れたが、実際にすぐ釈放されたわけではなかったため1941年4月21日付でエルンストに対し改めて、釈放を求める書簡を送付している³⁷⁸。書簡では、「戦前、シューマンを知っていた者は全て、彼を立派な人格者であったと評価していた」と述べ、「彼はロレーヌの特別な状況の結果、明確に故郷の権利を主張する態度を取ってはいなかったが、ロレーヌのあらゆる指導的な政治家の中でアルザスの故郷権利運動（注：自治主義）に最も近い立場にあった」「我々（ナンシー派自治主義者）の逮捕後直ちに彼は、我々の運命を和らげるためだけでなく我々の釈放実現のために行動に出た」と述べて、親自治主義的な政治家としての功績が挙げられ、さらには「シューマンの逮捕が未帰還の避難民の間で悪い影響を及ぼしていることを、避難民帰還委員会で私が活動する中で非常に頻繁に確認していることを隠さないわけにはいかない」と、アルザス出身者の帰還事業に悪影響を及ぼす可能性も指摘し、釈放を懇願している。むしろシューマン以外の被拘禁者の釈放も働きかけており、例えば1941年11月20日にはアルザス北部アグノー出身でシルメック収容所に拘禁されていた「エドガー・ヴァイゲル（Edgar Weigel）の義理の父シュミット」の釈放を求めた書簡をナチ保安警察出動分遣隊（*Einsatzkommando*）III/1部隊の指揮官宛に送っている³⁷⁹。この他に、1941年4月30日には同じナンシー派自治主義者であるピクラー宛に、ストラスブール市の地下工事局技術職員オイゲン・ブラウン（Eugen Braun）の釈放を求めて嘆願書を送ってもいる³⁸⁰。

なお、このような釈放を求める嘆願文では、シューマンのように戦間期に明確な政治活動の実績のある人を除くと、ケッピ自身が長年知人であり、その人の人格の高さをよく知っているという論法が取られることが多く、逮捕容疑の是非については主張を避けていることが特徴である。そのほか、1943年6月22日宛でケッピが、拘留者との違法な文通により逮捕された弁護士パウル・クレッフアー（Paul Kleffer）の釈放を求めてカールスルーエの上級司法裁判所長ラインレ（Reinle）に宛てた請願書では、自らのことを「ナンシーでカール・ロース博士と共に拘留されていた者（*Mitgefangener von Dr. Karl Roos in Nancy*）」と説明しており、自らのナンシー派自治主義者としての地位を用いて影響力を及ぼそうとした可能性が推測される³⁸¹。

さらに、「コルマル・グループ」においてもロッセと並んで主導的な役割を果たした。ケッピは1942年にはドイツの反ヒトラーグループと連絡を取り、1943年には国防軍のゲル

³⁷⁷ Archives départementales du Bas-Rhin, 94J31.

³⁷⁸ Archives départementales du Bas-Rhin, 94J131.

³⁷⁹ Archives départementales du Bas-Rhin, *idem*.

³⁸⁰ Archives départementales du Bas-Rhin, *idem*.

³⁸¹ Archives départementales du Bas-Rhin, *idem*.

デラーと連絡を取るようになり、そのことをコルマールの UPR 関係者に伝えていた。その中で、ヒトラー暗殺計画が成功した場合に、フランス共和制の統治が復活するまでの間、アルザス・モゼルの各県議会が直接統治を行う計画を温めていたとされる。ケッピは 1943 年 9 月にシュトゥットガルトでゲルデラーと会合を持ち、強制的に徴兵されたアルザス出身兵士や拘禁されたアルザス出身者の即時解放、アルザスから追放された者の帰還などの要求リストを手渡している。1944 年 7 月 20 日のクーデター失敗後、11 月にはケッピに対する逮捕状が出され、ナチから追われる身になった³⁸²。

このようなケッピの働きかけは、戦後の裁判においても正式に認定され、「占領者に対する抵抗活動への積極的、効果的かつ一貫した参加」が認められ、市民権剥奪 15 年などの判決が言い渡されたが直ちに復権が認められた。詳細は 6.2.3 で論じるが、軒並み有罪判決が言い渡されたナンシー派自治主義者の中にあっては異例の判決であり、極度に反独的な戦後まもない時期の環境にあっても十分認められるものであったことを示唆している。

4.3.2 「急進派」自治主義者とナチへの抵抗

第 3 章で述べた通り、ナンシー派を中心とする自治主義指導者層の中でも、最も積極的に、かつ基本的にナチ時代最後まで「協力」の姿勢を維持したのは、戦間期に分離主義的な傾向を示し、ナチズムやファシズムとも接近した経歴を持つ「急進的」な自治主義者が多かった。例えばビクラーやムーラー、シャルなどを例にとると、管区指導者やナチ親衛隊などで重要な役割を果たしており、自治主義者による対独協力のいわば「先鋒」となった印象を受ける。しかし、彼らもナチの方針によってはナチに反発することがあり、さらにロッセラと同様の「働きかけ」によりナチ体制の「被迫害者」を守ろうとした側面もある。

例えば「無条件の対独協力 (*collaboration pure et simple*)」³⁸³を行ったと評価されることのあるビクラーも、ナチと常に歩調を合わせたわけではない。1941 年 1 月にはストラスブール管区指導者に就任したが、戦間期から宗教的権利の保護のために活動していた彼は、教会との関係を切るようヴァグナーから要求されたことに反発し、翌年管区指導者を辞職した³⁸⁴。

その他、やはり被迫害者のための働きかけを様々な形で行った。例えば、4.3.1 で取り上げたシューマンの釈放実現に向けた働きかけにはビクラーも加わっており、シュテュルメルと連絡を取りながらナチ当局に働きかけていることを示す記録が残っている。ビクラーはアルザス北部サヴェルヌの検事クレッフアー (Kleffer) に対し、シューマンの釈放を求めて度々働きかけを行った。例えば 1940 年 8 月 26 日に宛てた手紙では、「シューマンのロレーヌへの帰還にはいかなる障害もないと思う」と述べ、「戦争が始まった時、非常に孤独な囚

³⁸² BAECHLER, Christian, KEPPI Jean, in *Nouveau Dictionnaire de biographie alsacienne*, n° 19, 1993, p. 1929.

³⁸³ LE ROY LADURIE, Emmanuel, *Histoire de France des régions*, Paris, Seuil, 2001, p. 39.

³⁸⁴ LE MAREC, Bernard, *op. cit.*, p. 83.

人であった私が彼（注：シューマン）に相談した時、彼が私の家族および私自身に対し大変力を尽くしてくれたことを私はよく知っている」と記し、ビクラーがフランス当局の拘留下にあった時のシューマンの功績を引き合いとして釈放を求めている³⁸⁵。

ビクラーはシュテュルメルに対し、1940年10月8日付の書簡で「あなたの仲間（注：シューマンのこと）はできるだけ早く、またこれ以上の手続きなしに釈放されるべきだと私は常に考えており、この結果を実現したいと私も願っている。長年の間故郷のために尽くし、見事な形で我々の力となってくれたこの男を助けるために、私があらゆることをするのは当然だ」³⁸⁶と伝え、シューマン救出に全力で取り組む意思を示している。続いて、1940年12月24日付の書簡で、「集めることの可能なシューマンに有利になる一切の資料を送るよう頼む。特に、シューマンがドイツ語を奨励したことを示す官報の抜粋などがなく私には考えている。彼が不当に拘留されている監獄から出ることができるよう、我々はあらゆることをしなければならぬ」³⁸⁷と依頼を記している。

シューマン以外にも、例えば1941年7月14日のフランス革命記念日に際して親仏的な示威行動に参加し逮捕された者全員の釈放を働きかけ実現させ、また『アルザス報告書（*Rapport d'Alsace*）』の執筆者ロベール・ハイツ（Robert Heitz）の処刑を阻止するなど³⁸⁸、ビクラーがナチ支配下で迫害を受けたアルザス人に対する数々の救援に関わったことが指摘されている。

もっとも、ビクラーはその後もパリで保安警察の長を務め、1944年にはストラスブールに戻りゲシュタポで働くなど、基本的には大戦末期までナチへの追従姿勢を維持した。また、彼は戦後逮捕を免れ、裁判に出頭せず逃亡しているため、その「抵抗活動」に関する証言は多く残されていない。

同様に、3.3.1で示した通りミュルーズの管区指導者として「対独協力」に積極的に関与したムーラーも、戦後の裁判では被迫害者への「働きかけ」を行ったとされる証言が存在する（裁判の詳細については6.2.1参照）。UPR出身のブローグリーは裁判で「ムーラーは多くの人をゲシュタポの毒牙から救い、大管区指導者（注：ヴァグナー）の命令に背いた。彼はナチではなかった」³⁸⁹と述べている。この証言には具体例が添えられていないため詳細は明らかでないが、アルザスの人々を迫害から守ろうとムーラーが自らの地位を利用した例として、フランス人逃亡捕虜を通報しなかったために1942年10月19日にゲシュタポに逮捕されたミュルーズのサンテチエンヌ教区助任司祭H・オスターの釈放を働きかけ成功するなど、ゲシュタポに逮捕されたアルザス人の釈放実現に向けた数多くの働きかけがあ

³⁸⁵ Archives départementales de la Moselle, 34J6.

³⁸⁶ Archives départementales de la Moselle, *Idem*.

³⁸⁷ Archives départementales de la Moselle, *Idem*. なおドイツ語の原文が手書きで判読困難のため、原文に添付されていたフランス語訳を引用した。

³⁸⁸ WITTMANN, Bernard. *op. cit.*, p. 15.

³⁸⁹ *Les Dernières Nouvelles d'Alsace*, 1947年2月28日。

ったとヴィットマンは指摘している³⁹⁰。そのほか、5.1.1 で示すように彼は最終段階で一時的に戦線から逃亡して裁判にかけられたこともあった。

ただし、ムーラー裁判においてはエルンストを含め検察側として出廷した証人による「対独協力」の証言が各新聞で圧倒的に多く報道され、このような証言は共産党や SFIO の機関誌などでは無視され、一部の新聞でしか取り上げられていないことに留意が必要である。

ナンシー派以外では、当初アルザスの「併合」を歓迎し、ナチ当局以上に大胆なフランス解体を提言したことがあるシュピーザーも、3.3.1 で述べた通り補償金問題その他でナチ当局に冷遇されたこともあり、ナチ時代後期にはナチ支配に対し幻滅を抱くようになった。1942 年にはフランスへの追放をはじめ、大管区指導者ヴァグナーの抑圧的政策を批判するようになり、アルザスの自治実現を目指すロッセらのグループと接近を試みたとの指摘もある³⁹¹。

このように、ナチ支配下で要職に就任した「積極的協力派」の自治主義者も、逮捕された者の救援のための働きかけをはじめ、ナチと対立する姿勢を見せた場合があった。もっとも、第3章で論じた「対独協力」の規模および重要性を考えると、ここで挙げた「抵抗」は無視できないとしても相対的に小さく映る。ナチ体制の「行き過ぎ」については自覚していたかもしれないが、その「抵抗活動」の範囲は決して広くない。いわば最後までナチと運命を共にしたこと、ナチ体制確立やアルザスの「ナチ化」「ドイツ化」、さらには徴兵制導入において実質的にも推進者としての役割を果たしたことを考えると、ロッセやケッピラのような非公然ながら反ナチ活動に携わった者との態度の差は明らかである。

4.3.3 その他の自治主義者の活動—自治主義者とレジスタンスの接点

ナンシー派以外の自治主義者にも、ドイツへの同化に対する抵抗から反ナチ抵抗運動に加わった者は多い。例えば UPR のサヴェルヌ出身の代議員を務めたことのある自治主義者ダーレは当初から反ナチの立場を取り、ロッセらと異なり 1940 年以降公の場での活動を一切行わず、自らの薬局の経営に専念した。さらに 1943 年にはロッセと共に「コルマル・グループ」に加わった³⁹²。戦間期の数少ない非教権派自治主義者の一人であったダーレは、「徹底してドイツになびかなかった数少ない自治主義者」「いかなる時もナチの権力掌握や反ユダヤ主義言説、民主主義の清算に反対した」³⁹³と評価されることもある。ドイツ当局はダーレに対し、フランス下院議員の職を正式に辞任するよう要請したものの、辞任を要求できるのは選挙民のみだと主張し拒否したという³⁹⁴。

³⁹⁰ WITTMANN, Bernard, *op. cit.*, p. 15.

³⁹¹ STRAUSS, Léon, Friedrich Spieser, un nazi alsacien face à la France, in *Image de soi, image de l'autre : la France et l'Allemagne en miroir*, Strasbourg, Presses universitaires de France, 1984, p. 135.

³⁹² SCHWENGLER, Bernard, *op. cit.*, pp. 42-43.

³⁹³ WENDLING-BRICKERT, Claudine, *CAMILLE DAHLET, DEPUTE d'après les sources françaises*, Mémoire de maîtrise, Université de Strasbourg, Faculté de Lettres et Sciences Humaines, 1975, conclusion.

³⁹⁴ *Idem*.

「コルマール・グループ」にはこの他にも UPR 出身者を中心とする多くの自治主義者が関与している。参加者として、ロッセやシュテュルメル、ダーレの他に UPR 出身者のブロム、ブローグリー、ギュルング、ゼンブ神父 (abbé Zemb)、グラッセール神父 (abbé Grasser) の名が挙げられ、戦間期から追求していた行政的自治の実現に向けて動いていた³⁹⁵。

さらに、フランス他地域に避難した自治主義者も避難先で反ナチの抵抗活動を手掛ける場合があった。例えば UPR に所属しアルザスのエルシュタイン (Erstein) 出身の下院議員を務めていた (1928 年 4 月以降) トマ・ゼルト (Thomas Seltz) は、戦間期にはアルザス同化政策に反対し二言語主義の尊重を含む穏健な地域主義的スタンスを取っていたが、大戦中はアルザスに戻らずヴィシーに留まり、またヴィシー政府からも距離を置いていた。1942 年 9 月 4 日には、バ・ラン県出身の国会議員の会合に参加し、同年 8 月にアルザスで導入された徴兵制に対する抗議文をヴィシー政府に提出し、抗議文に対する政府の回答がない中、同年 10 月 27 日には彼を含むアルザスおよびモゼル出身の議員で集まり、ペタン元帥に対する抗議を採択したという³⁹⁶。抗議採択に加わった議員の中には、UPR 出身で戦間期には比較的緩やかな自治主義を唱えていたアルフレッド・オーベルキルシュ (Alfred Oberkirch) やヴァルターなどの者も含まれていた³⁹⁷。このように、ロッセらナンシー派を除く UPR 出身の自治主義者の多くはアルザスとフランス非占領地域の両方に分かれて、それぞれアルザスの併合や徴兵制導入に抗議する立場で活動したと言える。

また、共産主義者であったアルザス人ジョルジュ・ウオドリ (Georges Wodli) は、1941 年にはフランス共産党に先駆けてアルザスで抵抗運動に参加したが、自治主義の理念に共感していた彼は、非合法的に発行されていた共産党機関紙『ユマニテ・ダルザス・エ・ド・ロレーヌ』上で「アルザス・ロレーヌの自決権とわが祖国の独立万歳」と唱え、「アルザス・ロレーヌ自由人民共和国」の樹立を主張した³⁹⁸。なおウオドリは 1942 年 10 月 30 日にパリ近郊のシャトゥー (Chatou) でフランス警察に逮捕され、ゲシュタポに身柄を引き渡された後ストラスブールで拷問死した。

また、アルザスのヴィンツェンハイム (Wintzenheim) で村長を務めた経験を有する自治主義者のルイ・ヴェクトリ (Louis Voegtli) も 1941 年にナチ当局に逮捕され、1943 年には死刑判決を受け、減刑されたが 1944 年に獄中で死亡した³⁹⁹。ウオドリやヴェクトリに限らず、「地域主義者・自治主義者の大多数は一部の自治主義リーダーによる対独協力に追従することを拒否し、かつてアルザスでドイツ語を守ろうとした者の中には、ドイツ人により逮捕・追放された者も多い」⁴⁰⁰と指摘されている。

³⁹⁵ RIEDWEG, Eugène, art. cit., p. 424.

³⁹⁶ BAECHLER, Christian, SELTZ Thomas, in *Nouveau dictionnaire de biographie alsacienne*, n° 35, 2000, p. 3617.

³⁹⁷ BAECHLER, Christian, OBERKIRCH Alfred, in *Nouveau dictionnaire de biographie alsacienne*, n° 28, 1996, p. 2868.

³⁹⁸ WITTMANN, Bernard, *op. cit.*, Tome III, p. 57.

³⁹⁹ *Ibid.*, p. 41.

⁴⁰⁰ MAUGUÉ, Pierre, *op. cit.*, p. 120.

ナンシー派以外の自治主義者については、記録が十分残っていないため詳細な立証は困難であるが、このような指摘は彼らの中からもナチ体制への「抵抗者」が多く現れたことを示唆している。UPR 出身でナンシー派以外の者を見ると、穏健な地域主義的スタンスを取っていた者の中から反ナチ的な態度を示す者が多く現れた。もっとも、ダーレやブローグリーらはアルザスに留まりつつナチとの協力を拒否したことで、戦後断罪されたロッセラと比較して名誉を保ったことは確かであるが、ナチの統治機構に入らずその人脈や地位を活用することが困難であったため、反ナチ姿勢は明確であったものの抵抗活動としては「コルマル・グループ」への参加などを除くと、ロッセやケッピらと比べてそれほど顕著な「抵抗活動」の功績を挙げたとは言い難い。

4.3.4 抵抗活動の「実績」と「評価」を巡る問題

本章では、ロッセ、シュテュルメル、ケッピなどの UPR 出身の自治主義者を中心に、アルザス住民の利益や自治の実現のためにナチ支配に「抵抗」し、あるいはナチ支配に伴う抑圧を「緩和」するような活動への参加が幅広く及んでいたことを示すことができた。

ナチ支配下の自治主義者の役割に対する評価には論者の立場の違いにより大きな差がある。しかし、少なくともロッセやシュテュルメルらの穏健な自治主義者による反ナチ抵抗活動は、親自治主義の立場の論者に限らず、アルザス自治主義についてより学術的・非政治的立場から分析を試みる論者からも評価を受けている。例えば、自ら 1975 年に自治主義派の機関紙『赤と白 (アルザス語: *Rot un Wiss*)』を創刊した自治主義者でもあるヴィットマンは、すでに示したように自治主義者による抵抗活動を高く評価し、「占領中、自治主義者の大部分は第三帝国に明確に反対した」⁴⁰¹「自治主義者がいなければ (注: ナチ支配による) 損害ははるかに大きくなっていただろう」⁴⁰²と主張している。一方ヴィットマンから「反自治主義的な歴史家 (*historien antiautonome*)」⁴⁰³と評されているアメリカ人歴史家バンクウィッツも、ロッセについて「全ての自治主義者の中で、ドイツ人との取引に最も慎重であり」⁴⁰⁴、緩衝国家樹立に向けて精力的に活動していた点を評価し、シュテュルメルについても「脱走兵、抵抗活動家、流刑者の救出に向けて行った活動は時に成功を収めた」⁴⁰⁵と活動の意義を認めている。

確かに、上に挙げたジャック・ロレーヌのように、ロッセラらの行動の目的が自治実現の見通しを示しアルザス側からの抵抗の意志を殺ぐことにあったとみなして断罪することも可能ではある。しかし、アルザティア社を通じた反ナチ的書物の出版や、ヴィシー政府やアメリカ政府関係者だけでなく各地のレジスタンス勢力とも連絡を取ったことが事実と認定できれば、ロッセがナチの意向に沿って動いていたとは考えにくくなる。またパリ出身の

⁴⁰¹ WITTMANN, Bernard, *op. cit.*, Tome III, p. 41.

⁴⁰² *Ibid.*, p. 46.

⁴⁰³ *Ibid.*, p. 39.

⁴⁰⁴ BANKWITZ, Philip Charles Farwell, *op. cit.*, p. 81.

⁴⁰⁵ *Ibid.*, p. 89.

歴史家リグロは著書で「親独的な『自治主義者』 (*Les « autonomistes » germanophiles*)」という見出しをつけ、「トロワ=ゼビ宣言」の他、自治主義者がナチズムを支持し様々な役職を得たこと、ナチによる扱いに失望したことのみ取り上げ、抵抗活動については触れず、彼らが基本的に親ナチで一枚岩であったかのように論じているが⁴⁰⁶、上に示した証拠を踏まえればこの評価は一面的であり十分実態を反映したものとは言いがたい。

ロッセやケッピらの「抵抗活動」については本章で比較的詳しく示すことができたが、これらの活動はいずれも戦間期に自治主義者が築いていた人脈のほか、ヴァグナー、エルンストをはじめナチ政権の重要人物とのつながりゆえに可能となったこと、また多くの場合にナチから認められた自らの地位や名声を用いて働きかけを行っていたことに留意が必要と思われる。すなわち、第3章で論じた「対独協力」が、「抵抗活動」を可能にしたと考えることもできる。

一方で、ロッセをはじめとする自治主義者のナチ時代における行動を事実と認定しつつも、「抵抗活動」とはみなしがたいと考える傾向も根強い。特に、ナチ当局の事実上の「黙認」があったのではないかとする見方も強く出されている。例えば在アルザスの歴史家リートヴェックはロッセらカトリック系の自治主義者による抵抗活動について疑問を投げかけ、「自発的に後ろに退いたロッセのグループは一種の対抗勢力へと発展したが、その後1944年7月20日の陰謀参加者と連絡が保たれたものの態度が曖昧であったことから、抵抗活動と認定することは難しい」⁴⁰⁷とし、態度の曖昧さを指摘する。さらに、アルザティア社の活動についても、すでに抵抗活動家ロベール・ハイツの非合法著書『アルザス報告書』でその存在が指摘されており、この報告書は当然ナチ当局も手にしていたと考えられるにもかかわらず、1944年12月に至るまでアルザスおよびフランス他地域で関係者と接触することができた点を疑問視している。「有能で、数多くの情報提供者により見事に情報を得ていた警察が、このような接触を知らなかったはずはない」⁴⁰⁸と疑問を投げかけ、「ナチ当局と共謀していたという考えにくい仮説は拒絶するとしても、ナチは大きな不信の目を向けていたカトリック系政党所属の者を、危険性は低く、すでにナチ体制が定着しているため過去の産物にほかならず彼らの企ては失敗を運命づけられているものと見なしていた。さらに、彼らがナンシーで拘留されていたために得ていた殉教者の栄光ゆえに、逮捕するのは困難だったであろう」⁴⁰⁹と推論し、ロッセらのグループの力量や実際の影響力の低さと「ナンシーの殉教者」としての象徴的影響の大きさを勘案し、逮捕をためらったとする仮説を打ち出している。また4.2.4で示したように、ヒトラー暗殺未遂事件後もコルマル・グループのメンバーは逮捕されず、ケッピが陰謀に関与していたことを11月にドイツの捜査官が発見したもののストラスブル解放により逮捕を免れたことをリートヴェックは引

⁴⁰⁶ RIGOULOT, Pierre, *op. cit.*, pp. 38-39.

⁴⁰⁷ RIEDWEG, Eugène, *L'Alsace et les Alsaciens de 1939 à 1945*, Tome II, Strasbourg, Université des Sciences Humaines de Strasbourg, 1983, p.423.

⁴⁰⁸ *Idem.*

⁴⁰⁹ *Ibid.*, p. 424.

き合いに出し、「7月20日の陰謀へのアルザス人の参加の小ささを明確に示している」⁴¹⁰と指摘し、そもそも暗殺計画においてアルザス自治主義者が重要な役割を果たしていたわけではないと主張している。

また、抵抗活動自体が「遅すぎた」という批判も強い。グッドフェローはロッセらの動きについて、「しかし、これらの自治主義者の抵抗活動は小さすぎ、遅すぎた」⁴¹¹と記し、時期が遅かったのみならず規模も全く不十分なものだったと評している。ただし、例えば本章で挙げたシューマンへの救援活動は1940年に行われており、実際には比較的早い時期から徐々にではあるがナチの抑圧的姿勢への「抵抗」が認められる。

上に挙げたバンクウィッツも、自治主義者による「抵抗」を部分的に評価しつつも、同時にその「無力さ」や失敗を強調している。例えば戦間期にロッセが分離主義者であったことはない指摘しつつも、エルンストラアルザス奪還を企てていた者を含むドイツの友人が、フランスの枠内での文化的自治のみを望んでいると考えてドイツから資金を受け取っていたと指摘し、ヒトラーの「大ドイツ主義」的態度を理解せず、ヒトラーに「騙されていた」と見なしている。そして、仏独開戦とドイツの勝利後にはロッセは勝者であるドイツに対し全く無力な状況にあり、「占領初期における彼の途方もない新・自治主義の悲しいエピソードは、彼の完全なる無力さ・無用さを残酷に、完全な形で示している。ロッセは戦時中確かにドイツの支配者に尽くしたが、ナチではなく自分自身も含むアルザスの人々に利益をもたらすような形で行った。戦後フランスの法廷は、彼を死刑ではなく懲役刑にすることでロッセの特別な経歴を認定した。一貫した目標を掲げ最終的には完全に敗北したという点で、全ての自治主義者の中でも伝統的な悲劇の定義に最もよくあてはまるのはおそらくこの男である」⁴¹²とすら記している。シュテュルメルについても「ロッセと同様、トロワ＝ゼビ宣言後は大義なき男であった」⁴¹³と評価している。

もともと、例えば緩衝国構想や反ヒトラーグループとの接触を柱とする「コルマール・グループ」の活動や構想はその結果に注目すれば事実上「失敗」ではあるものの、特にロッセが手掛けた活動の幅広さ自体は4.2で論じた通りであり、被迫害者への働きかけやアルザティア社の活動などは（先行研究で指摘されたように、たとえナチ当局からの暗黙の了解があったとしても）相応の成果を挙げているため、「完全に敗北」であったとみなすバンクウィッツの評価には必ずしも同意できない。バンクウィッツの論文ではロッセの「抵抗活動」の柱の一つとされるアルザティア社の活動についてほとんど検証がない点にも留意が必要である。

本章で論じた内容ならびに歴史家による評価を踏まえて判断すると、自治主義者の中でもロッセやケッピらについては、ある程度真摯に「反ナチ」の抵抗活動を試みていたこと

⁴¹⁰ *Ibid.*, p. 426.

⁴¹¹ GOODFELLOW, Samuel Huston, *op. cit.*, p. 153.

⁴¹² BANKWITZ, Philip Charles Farwell, *op. cit.*, pp. 117-118.

⁴¹³ *Ibid.*, p. 119.

は間違いないと考えられる。その抵抗の形態は幅が広く多様で、さらに自らのナンシー派自治主義者ないしナチ党员としての地位や、ヴァグナーやエルンストをはじめナチ党幹部らとのコネクションがなければ実行しがたい活動も含まれており、その実行のためにはナチ当局との関係に慎重にならざるを得なかったことは理解できる。そのような意味から、教権派自治主義者による反ナチグループとの接触や被迫害者への働きかけなどの活動は、より一層評価される余地がある。また、商業活動の一環でもあったものの、実際にアルザティア社に対し教会関係者から戦後、一定の評価を受けていることも、ロッセならびに社の経営に加わったケツピラの「業績」として認められると考えたい。

しかし、少なくとも当初、ドイツの勝利が確かなものと思われた時期においては「二股」と評されるような不明確な態度を取り、アルザスの人々の利益を考えつつもナチ体制内での自らの地位の保持にも気をかけていたように映る。ナチ体制の本質を知るためにある程度時間がかかった可能性も推測されるが、本当に「遅すぎた」のか、それとも自らの「抵抗活動」を有利にするためだったのかは特にロッセの場合は判断が難しい。

一方、自治主義者の中でもビクラーやムーラーなど、戦間期の「自治主義急進派」に位置づけられる者の多くを「抵抗活動家」と認定することは困難である。被迫害者への働きかけやナチ当局と意見の一致しなかったことはあっても、自ら積極的にナチ体制に異議申し立てを行った気配はなく、第3章で詳しく論じたようにむしろ積極的に全体主義的体制の構築に加担する側であった。彼らによる「抵抗」は体制内での「調整」の域を大きく脱しておらず、反ナチ的であったと認めることは難しい。例えばムーラーは第6章で述べるように自らの行動をアルザスの人々のためであったと裁判で弁明しているが、むしろナチ体制を強化しアルザスの「ドイツ化」「ナチ化」を推進している面が目立っている。シュピーザーについてもUPR出身者に比べると、戦間期からナチ時代初期の極端に親独的な姿勢が目立っており、それに見合う「抵抗活動」に身を投じたとは評価し難いであろう。

第4章まとめ

本章で示すことができた通り、自治主義者は第3章で述べたようにナチに「協力」しただけではなく、様々な形でアルザスにおけるナチ支配に「抵抗」した。ただし、その「抵抗」の範囲やあり方を巡っては、自治主義者の中でも大きく異なっており、また自治主義者に親和的な論者が挙げる「抵抗活動」の中には、そもそも「抵抗」と認定できるかどうか疑問を抱くような内容のものも少なくない。また、「ナチとの協力を前提とする形で抵抗する」という活動様式には様々な限界も存在した。

ナンシー派の中でも、ロッセの「抵抗活動」は広範な人脈や自らの地位の活用を特徴としており幅が広く、自らの出版社を活動拠点とし、アルザスの被迫害者やアルザス出身の避難民らの利益のために活動したことは確かである。また、アルザティア社の出版活動は決してナチの宣伝一色ではなく、私企業としての営利活動の一環ではあるものの相当な規

模で「反ナチ的」ともいえる宗教的書物・文学書などを出版した。「コルマール・グループ」を拠点とする反ヒトラー的活動は、第6章で詳述する戦後の裁判過程においても存在自体に対する異議は出されておらず、活動規模や影響力の大きさについては疑問が残るものの、自治主義者が秘密裏に集まり、戦間期から追求してきた自由なアルザスの実現という展望を持ちドイツ国防軍の反体制派と接触を取った意義は小さくないだろう。ロッセ以外にも、ケッピをはじめとするUPR出身者や、ナチ当局やナンシー派と距離を置いていたより穏健なグループがロッセと歩調を合わせ、ゆるやかに連携を取りながら独自の活動を行っていた点は注目に値する。中でも、被迫害者を救出するための働きかけはアルザスに留まった多くの自治主義者が様々な形で手掛け、シューマンをはじめ数多くの人の釈放・減刑という形で成果を挙げている。先行研究では「失敗」が強調されることが多いが、その成果をより積極的に評価する余地はあると考えられる。

もっとも、このような活動への参加はUPRをはじめとした教権派の比較的穏健な自治主義者が中心であり、例えばシャルやムーラー、ビクラーなど、分離主義的で親ファシズム的な傾向の強い戦間期の「急進派」自治主義者で、ナチ支配下で積極的な対独協力姿勢を示した者の多くは、第3章で述べた通り大戦末期までナチとの協力姿勢を維持している。ナチ支配下では、確かに教会の権利や被迫害者の権利を守るために彼らが動くこともあり、ナチと対立する場合もあった。中でもビクラーとシュテュルメル、ケッピらが連携したロベール・シューマン救出に向けた働きかけの存在を示す文書からは、理不尽なナチ当局のやり方に対するビクラーの「怒り」さえ感じ取ることができる。しかし、ヒトラーを筆頭とするナチ体制そのものに対し異議を唱えたとは認めがたく、彼らが本当の意味で「抵抗活動」に参加したと認めることは難しい。シュピーザーの場合も、当初の熱狂的なナチを支持する立場から徐々に距離を置いたとみられるが、その背景には補償金を巡る不満をはじめナチ体制下における「冷遇」もあるように思われる。

このような自治主義者の活動には、一般的な「抵抗活動」と異なる特徴がみられる。まず、「ナンシー派」「ドイツのために闘った英雄」といった象徴的な権威やナチ政権下における実際の役職、ナチ幹部とのコネクションを活用して行われた。すなわち、「フランスと闘った殉教者」という肩書きや第3章で検討したような「対独協力」を前提としなければ実行し難いものであった。また、特にナンシー派を中心とする主要自治主義者の場合、ナチも露骨な監視・弾圧を行うことは難しく、ある意味で「黙認された」という指摘も頷ける部分がある。フランスの国会議員の身分を持ち続けた者も多く、比較的自由に非占領地域などへと移動し行動できた点も有利だったと考えられる。

また、自治主義者による「抵抗活動」は「反ナチ的」ではあっても、必ずしもフランス復帰を前提としたものではなかった。ロッセが「コルマール・グループ」のメンバーと共に目指したのは、少なくとも当初は仏独いずれからも独立した「緩衝国」の設置であり、反ナチ的であると同時に反仏的でもあった。戦間期に主張していた自治主義的な立場をナ

チ支配下においても追求し、独仏いずれからも自立したアルザスの実現を目標とした。その意味で、親仏的な立場からは「抵抗活動」とは認定し難い側面が強いように思われる。

ナチ当局がどの程度自治主義者の「抵抗」を把握していたかは明確ではないが、ナチ時代の大部分を通し、少なくともナンシー派の活動については監視しつつも公然と弾圧することは難しく、それほど大きな脅威と考えなかったことから事実上黙認するという立場を取ったように思われる。

3.3.2 で述べた通り、幅広い「抵抗」を手掛けたとされるロッセでさえも、同時にフランス他地域でナチのために「スパイ活動」に走るなど、いわばナチとアルザスで天秤を掛けたような行動を取っていたことも指摘せざるを得ない。このように一見矛盾するような行動があることから、ロッセをはじめ多くの自治主義者の意図をつかむことは容易ではなく、「抵抗活動」自体に曖昧な性格を与えていることは確かである。

引き続き第5章では、まず対独協力の「急進化」と「離反」を扱い、「離反」に対する考察と合わせて、本章で述べた「抵抗活動」の背景・要因について考察を試みる。続いて、第3章および本章で論じたことに基づき、「対独協力」と「抵抗活動」を分けた要因について分析する。さらに第6章では戦後行われた裁判の経過や特徴を分析し、本章で示した「抵抗活動」がどのように評価されたか検証したい。

第5章 「対独協力」と「抵抗」の重なりと境界線—何が自治主義者を分けたのか

本論文の第3章および第4章では、自治主義者による「対独協力」および「抵抗活動」について論じ、その特徴および背景について検証を試みた。すでに論じた通り、同じ自治主義者であっても、例えばUPR出身者と郷土党や青年同盟の出身者ではナチ時代における「協力」や「抵抗」の度合いは異なり、前者の方が自らの立場を利用した救援活動や自治主義の理念に基づく反ナチ的な活動に従事するが多かった。さらに、「二股」を掛けたとされるロッセの行動などを見てもわかるように、ナチやドイツに対する態度は決して一枚岩ではない。また、同じナチ時代においても態度が変化する場合もあった。本章では「対独協力」と「抵抗」を分けた要因について検証を試みる。対独協力の「急進化」および「離反」がどのように進んだか、ナチ時代後期における自治主義者の行動に焦点を当てて検証し、時間の経過とともに明確となった自治主義者の態度の変遷について明らかにするとともに、「急進化」と「離反」それぞれの要因について検証し、第4章で論じた「抵抗活動」の背景を示したいと考えている。続いて、ナチ時代における行動を分けた要素について、すでに示した「対独協力」および「抵抗」の背景を念頭に置きつつ、様々な角度から検証する。最後に、自治主義者の動向をナチ当局がどのように把握していたか、ナチ時代の文書や戦後の裁判における証言などを元に考察し、ナチが自治主義者をどのように評価しあるいは監視していたか改めて考察を試みる。

5.1 対独協力の「急進化」および「離反」 - 「抵抗活動」の背景

自治主義者による「対独協力」は、第3章および第4章で示した通りナチ時代を通して必ずしも一様だったわけではない。ナチ時代を通して自治主義者の「対独協力」的な態度はどのように変化し、進展したのだろうか。そして、その「抵抗活動」へと進んだナチからの「離反」の原因・背景にはどのようなものがあったのだろうか。

ナンシー派を中心とする自治主義者の多くが当初、ナチ支配下のアルザスにおいて、様々な形でナチやドイツに「協力」したことは確かである。しかし、時代が下るにつれて、自治主義者の対応が大きく変化していることは注目される。上に述べたように、ドイツの敗色が濃くなるにつれて徴兵制導入などアルザスに対するナチ支配もより強化・急進化しており、また1944年以降は連合軍のノルマンディー侵攻を受けて、これまで「協力」していた者もドイツ軍と運命を共にするか、離反するかを選択を必然的に迫られることになった。本節では、大戦末期における主な自治主義者の行動を振り返り、対独協力の「急進化」あるいは「離反」について探りたいと考えている。ナチ支配下のアルザスで、自治主義者の態度はどのように変化し、またその背景は何だったのであろうか。

5.1.1 対独協力の「急進化」 - 「アルザス自由戦線」を中心に

すでに述べたように、アルザスでは事実上のドイツへの併合後、ドイツ化政策と戦争協力を主眼とする強権的な政策が推し進められ、次第に強化された。しかし、このような中でもナチへの追従姿勢を貫いた者も存在している。

戦争協力を主眼とする「ナチ化」政策の急進化の象徴であるとともに、特に辛い経験として受け止められ、大きな悲劇をもたらしたものの一つが1942年8月25日の徴兵制導入である。アルザス住民の間には激しい反発が生じたが、自治主義者の中からは3.3.1で示したようにシャルおよびムーラーらが公の場で支持を表明し、アルザスの青年に対しドイツのために闘うよう呼びかけた。少なくとも公には離反の動きは明るみならず、むしろナチに「追従」した一部の者の態度の急進化がより公然としたような印象を受ける。そして、ナチ時代の終わりが近づくと、一部の自治主義者はナチの軍事組織に属して最後まで戦う姿勢を見せ、より明確にナチズム体制を守る姿勢を見せた。

ビクラーは1943年、SSの大佐(Standartenführer)に昇進し、ドイツ占領下のパリに移った。前年、若い動員兵の前で自らはSSの志願兵として前線に赴くと述べ、ナンシーで拘禁されていた時にはすでに家族と離れることを余儀なくされた以上、もう一度家族の元を離れて祖国のために戦うことも躊躇しないと演説したという。ただし実際には前線で戦ったわけではなく、パリで親衛隊保安部(Sicherheitsdienst)に移り大佐となった。配属された親衛隊保安部第6課は諜報活動を専門としており、特にフランス人民党、フランシスト団、親独義勇軍などフランスの対独協力団体やヴィシー政府に対するドイツの政策などに影響を及ぼした可能性が指摘されている⁴¹⁴。

ビクラーがアルザスを離れた後にストラスブールの管区指導者代理を務めていたシャルも、ナチと「最後まで運命を共にした」一人である。1944年11月11日にはストラスブールの大聖堂前広場で、「国民突撃隊(Volkssturm)」の第一部隊が宣誓する際に最後の演説を行い、連合軍によるストラスブール「解放」後はドイツ本土に移り、ヘッセン州からアルザス住民に向けてラジオでメッセージを送り続けた⁴¹⁵。そして、1944年12月16日には「アルザス自由戦線(Elsässischer Freiheitsfront)」宣言に署名し、最後までドイツの側に立って連合軍と戦うようアルザスの人々に呼びかけた。

「アルザス自由戦線」の呼びかけ文は、1947年7月11日付でバ・ラン県警察本部長がメッスの第六管区軍事裁判所予審判事マルグラフ大尉宛に記した報告書の中で、「ドイツで発見され、バーデン・バーデンのフランス占領地域保安部長から送られてきた文書の複製の一つとして、宣言がフランス語に翻訳されたものが紹介されている⁴¹⁶。

宣言ではまず、「1939年9月にこの恐ろしい戦争が勃発した時、我々も故郷のことを心配しながら考えていた。『総統』およびドイツ人民は平和を守るために実にあらゆること

⁴¹⁴ BANKWITZ, Philip Charles Farwell, *op. cit.*, pp. 90-92.

⁴¹⁵ STRAUSS, Léon, SCHALL Paul Joseph, in *Nouveau dictionnaire de biographie alsacienne*, n° 29, 1997, p. 3400.

⁴¹⁶ Universitätsbibliothek Frankfurt, Archivzentrum, B2 35.

を成し遂げた。しかし国際的なユダヤ人の挑発キャンペーンは、全く別の結果を望んでいた。ロンドンとパリの政府は、国民の重要な利益ではなく、国民社会主義のドイツに対し陰謀を企てる金権政治家に尽くし、第三帝国に宣戦した⁴¹⁷とドイツおよびナチ党に対する感謝を表明するとともにユダヤ人および英仏政府を批判する。続いて、大管区指導者ヴァグナーの元で進められたアルザス復興を評価し、「この4年半の間、平静さと安全が支配していたことを誰が否定できるだろうか。誠実な人々の共同生活を司る原則を尊重するすべての市民が、ほぼ平和時に匹敵する平穏と安全の中で生きることができたことを誰が否定できようか」⁴¹⁸と主張し、「決定的な攻撃に備えて力を集中させるため、第三帝国は総攻撃を前に退却を迫られる状況の中、西部の広大な地から退却すると同時に、ストラスブールを含めアルザスの地の一部から一時的に退却した」⁴¹⁹「秩序の代わりに混乱が広まりつつある」⁴²⁰などとドイツの直面する極めて厳しい状況を強調しつつ、改めて「ヨーロッパの未来は、前例のない無秩序と混乱の中で唯一秩序の力を代表し、『人間』と『物質』の大群からヨーロッパ精神を守ろうとする勇敢なドイツ民族により保障される」⁴²¹と呼びかけ、「いまなおドイツ軍の保護下に生きるアルザス人よ、冷静に義務を果たし、与えられる指示に従え」⁴²²「アルザスの兵士よ、勝利により家族と会うことができる日まで、正しい大義のために同志とともに戦え」⁴²³などと、最後まで徹底抗戦を呼びかける内容となっている。

署名者にはエルンストのほか、ナンシー派からはムーラー、オース（アグノー管区指導者）、シャル、シュレーゲル（サヴェルヌ管区指導者）の名が確認でき、管区指導者の職を引き受けた積極協力派の自治主義者が結集したことが確認できる（その他3名）。彼らは第6章で記すように連合軍に逮捕されることなく、戦後もドイツにとどまり続けた。

親ナチ的で対独協力に積極的だった自治主義者の中で、若干異なる態度を取ったのがムーラーである。1944年7月20日のヒトラー暗殺未遂事件後、ヒムラーが決定した有力政治家の逮捕に反対してある程度阻止することに成功した。連合軍が迫ってくると、ミュルーズの部隊の指揮を担ったが、進軍とともに南ドイツのフルトヴァンゲンに逃れ、脱走の罪でミュンヘンのナチ党裁判所に起訴されるものの、裁判は行われなかった。その後は再びナチへの追従姿勢に復帰し、12月16日にはシャルやエルンストと共に「アルザス自由戦線」の宣言に署名し、「ドイツのアルザス」とヒトラーのために闘うよう住民に呼びかけ、シュトゥットガルトからラジオで呼びかけも行っている。その後1946年7月にアメリカ軍に逮捕されるまで、エルンストと共にミュンヘンに身を隠した⁴²⁴。

⁴¹⁷ *Idem.*

⁴¹⁸ *Idem.*

⁴¹⁹ *Idem.*

⁴²⁰ *Idem.*

⁴²¹ *Idem.*

⁴²² *Idem.*

⁴²³ *Idem.*

⁴²⁴ STRAUSS, Léon, MOURER Jean Pierre, in *Nouveau dictionnaire de biographie alsacienne*, n° 27, 1996, pp. 2723-2724.

ムーラーの行動からは多少の逡巡は感じられるものの、彼らの対独協力「積極派」自治主義者の終戦間近の行動からは、ナチズムへの「執着」さえ感じられる。ドイツの劣勢がほとんど明らかな状況においてもなお運命を共にしようとした。この要因については明確ではないが、第6章でも述べるように、逮捕されて裁判にかけられたムーラーを除くと彼ら「追隨組」の大部分が戦後、フランス政府による裁判・処罰を逃れることができたことから、厳しい処罰が予想された彼らの場合中途半端な形でフランス軍・連合軍に投降することはできなかったのかもしれない。

5.1.2 「対独協力」から「離反」への動き

一方、逆にナチから離反した者も存在した。第4章で記したように、ロッセ、ケッピなどのUPR出身者が中心となった「反ナチ」的な行動はかなり幅広く及んでいる。しかし、時系列に沿って彼らの行動を観察すると、その態度にはかなりの変遷があったことが確認できる。

1940年、「トロワ＝ゼピ宣言」の時点では、少なくとも公には自治主義者はアルザスの事実上の併合に対し「歓迎」一色であった。例えば、「併合」直後にすでに活動を開始していたEHDにはナンシー派を中心とする自治主義者が一斉に参加し、それぞれの役割を担った。EHDが主催した自治主義者による「アルザスの大きな変化」と題された講演会の案内などを見ても、ロッセ、シュテュルメル、ケッピなどのUPR出身者も含めてアルザス各地で「ドイツ軍によりフランスから解放された英雄」という立場で発言して回っており、彼らの真意はともあれ、併合を「熱狂的に歓迎する」ムードが作り出され、結果的には彼らがナチ体制の確立のために果たした役割は小さくなかったと考えられる。

ただし、「トロワ＝ゼピ宣言」についても、3.2.1で触れたようにロッセ自身は強制によるやむを得ない選択であったと発言しており、UPR出身の教権拡大を重視しナチとの協力を慎重であった自治主義者と、ビクラー、ムーラーなど積極的な対独協力的態度を示した戦間期の急進派自治主義者との間で宣言署名に至る前に対立が生じ、エルンストより示された文面に抵抗し、フランスによる宣戦布告が「犯罪的」であったとする文面を抜かせるなどの譲歩を実現したことが指摘されている。このことを根拠として、当初よりロッセやシュテュルメル、ケッピなどのUPR出身の自治主義者が「抵抗」一筋であったとする見解もあるが、彼らが手掛けた「協力」と突き合わせると、消極的ながらこの時点ではナチに宥和的な態度を取っていたといえるだろう。

また、例えば『シュトラスブルク新報』などのナチ支配下の新聞を見ても、対独協力積極派のビクラーやムーラーからUPR出身のロッセ、ケッピらに至るまで、ナンシー派自治主義者の登場はナチ時代の早い時期に集中している。3.3.2で示した通り、ロッセが『コルマル通信』に執筆した「ナンシーの『反逆者』」という記事は1940年10月19日付であり、また3.2.1で紹介した「指導的な立場にあるアルザス人」というタイトルの記事でビクラー、オース、ロッセが紹介されたのも1941年の6月から8月までの期間である。さらに、

ナチ時代初期には管区指導者は大々的に写真付きで紹介されることがあった。1941年1月4日のSNNでは、「アルザスの新しい管区指導者」という記事でストラスブールのビクラーをはじめナンシー派5名を含むアルザスの管区指導者6名が写真入りで紹介されている。続いて、2月22日および24日にはそれぞれサヴェルヌ管区のルドルフ・ラングの管区指導者就任およびストラスブール管区指導者ビクラーの講演の記事がSNNに掲載された。

このように、対独協力「積極派」か「慎重派」かを問わずナチ時代前半には特にナンシー派の自治主義者は英雄扱いされ、大々的な宣伝に使われた。自治主義者の意向がどこまで反映されているかはわからないが、少なくともこの時点ではナンシー派自治主義者とナチ当局の距離は非常に近かったと考えていいだろう。

一方、ナチ時代も後半になると、自治主義者の名が新聞に現れることはほとんどなくなる。1942年8月25日のアルザスへの徴兵制導入を巡り、シャルが自らの名前で徴兵に呼びかける文章を掲載した程度である。カール・ロース処刑の3年後にあたる1943年2月8日にSNNに掲載された「人類と自然の友カール・ロース 死後3年を記念して (*Karl Roos, der Menschen- und Naturfreund Zum 3. Jahrestag seines Todes*) 」という記事は興味深い。記事は主に、自然と子供を愛する家庭人という側面を持つロースについての回想で構成されている⁴²⁵。記事に合わせてストラスブールの管区指導者に就任していたシャルの話を書くナチ党の政治指導者 (*Politischer Leiter*) を写した写真が掲載されているが、全部合わせても4分の1ページ程度の小さな記事であり、フランスに処刑された英雄として大々的な追悼記事が掲載された2年前とは比べ物にならないほど小さな扱いである。また、自治主義者かつ反仏闘争家としてのロースの実績にはもはや言及されていない。以上のような変化は、ナチに対する世論の反発の強さを考慮し自治主義者側がメディアへの登場を控えたことが原因かもしれないし、アルザス民意が完全にナチから離反する中で、ナチ政府側が自治主義者の「利用価値」は低いと判断したことも考えられる。

早い時期から明確に「ナチ離れ」の態度を取ったのはケッピである。併合当初の「トロワ＝ゼビ宣言」やベルリン訪問、上に挙げた講演会への参加などを除くと、ナチの公職で目立った活動を取っていない。上に挙げた講演会でさえも、ロッセやビクラー、ムーラーなど他の自治主義者が連日演説したのに対し、ケッピが演説したのは初日の1回のみであり、ケッピのナチに対する慎重な態度の現れである可能性もある。すでに1941年には反ナチ的なUPR出身者の非公式な集まりである「コルマール・グループ」に参加するなど反ナチ寄りとなっていた。

ロッセの場合、3.3.2で挙げたようにアルザティア社の親ナチ的書籍の大部分が1940年から41年にかけて出版されているほか、アルザス出身者の動向に関する秘密報告書は1942年5月11日付で作成されており、少なくともこの時点までは比較的ドイツとの協力姿勢を維持していたことがわかる。もっとも、「トロワ＝ゼビ宣言」の時点ですでに「無条件併合」を認める宣言文に難色を示していたことからわかるように、表向きの姿勢とは反し

⁴²⁵ *Strassburger Neueste Nachrichten*, 1943年2月8日。

て1940年時点でも「熱狂的」な親ナチ姿勢を取っていたとはいえないことに注意が必要である。

そして、時間の経過とともにナチへの「抵抗」姿勢が徐々に明確になった。ロッセの場合、第4章で指摘した通り1941年にヒトラーによる正式なアルザス併合宣言を阻止するためにフランス非占領地域で大規模な働きかけを行った可能性が高い。当初「緩衝国樹立」を目指した働きかけを行っていたが、大戦後期になるとこの構想も事実上放棄し、フランス復帰に強く傾いたことについて、バンクウィッツは「1943年末になると、ロッセはドイツとフランスを両天秤にかけるようになった。一方では彼は同僚に対し、ドイツの敗北とフランスへの復帰は不可避であると語っていた。もはや『自治主義か地域主義か』という問題ではなかった。彼は、アルザスにおける聖職者の特別な権利〔コンコルダートなど〕が廃止されるという〔確かな〕ことすら受け入れていた」⁴²⁶と指摘し、この間に国防軍の反ヒトラーグループの関係者とアルザスのフランスへの復帰について交渉を進めていたとする。ロッセは少なくとも大戦中期から末期にかけては、ナチ党だけでなくドイツからも離反し、アルザスの将来的な地位の保障を考えつつもフランス復帰を探るようになったと考えられる。

戦後のロッセ裁判を担当し追及の手を緩めなかった検事も、ロッセが大戦末期には自らの間違いに気づき（反ナチ的な態度へと）戦略を変えたことを認めつつ、一方で「ロッセは賢いので十分考えられることだ」と述べ、日和見主義的な配慮があったと指摘している⁴²⁷。

ナンシー派以外では、当初薬局経営に専念し「沈黙」を保ったダーレも1943年以降「コルマール・グループ」への参加など、明確な形で「抵抗」に参加した。そして、当初明らかに「親独的」であったシュピーザーも、ロッセらのグループに接触するなど大戦末期にはナチに懐疑的・批判的になったことは4.3.2で示した通りである。彼らの行動の変化にも「抵抗」色の強まりが見て取れる。

以上のことを勘案すると、自治主義者のうち戦間期UPRの「教権派」やシュピーザーらを中心に、当初はナチと比較的近い距離にいて慎重ながらも「対独協力」的な態度を取っていた者の多くが、ナチ時代の初めから遅くとも1942年頃までの間にナチからの離反を起こしている。次項ではその背景・動機についてより詳しく検証を試みる。

5.1.3 「離反」の原因－抵抗活動の背景および動機

では、第3章で述べたようにナチに協力的な姿勢を取ることが多かった自治主義者の中から、なぜ上に挙げたようにナチから離反し、「抵抗活動」に身を投じる者が現れたのだろうか。

自治主義に対し擁護的な論者は、当初よりロッセをはじめとする大多数の自治主義者は「対独協力者」ではなく、抵抗活動の英雄であったと指摘する。例えばヴィットマンは著

⁴²⁶ BANKWITZ, Philip Charles Farwell, *op. cit.*, p. 87.

⁴²⁷ *Journal d'Alsace et de Lorraine*, 1947年6月11日。

書で、「しかし自治主義者は、対独協力に手を染めた一部の厄介者を除くと、常にこの計画（注：アルザスのドイツ化）を阻止しようとした。当初より、例えば（アルザスの）独自性を要求するあらゆる意見表明を目の当たりにして、彼らに対し大変不信を抱いていたナチは、『一として不可侵のドイツ千年帝国』が象徴するドイツの大義に対する裏切り者と考え、彼らに対しすぐに真の敵意を向けるようになった」⁴²⁸と主張する。

ロッセ自身、戦後の裁判に至る取り調べ過程では自らの行動に関する詳細な弁明を提出している。ロッセがフランス当局に逮捕された後の1945年3月、拘留先のピティヴィエ収容所（*Camp d'internement de Pithiviers*）から捜査当局宛に、「1940年から1945年の間、ドイツに占領されたアルザスにおける私の態度および行動（*Mon attitude et mon action en Alsace occupée par les Allemands de 1940 à 1945*）」という題のつけられた弁明書を送っている⁴²⁹。弁明書では4.2ですでに紹介したようなクーデター計画への参加、ヒトラーへの忠誠を拒否したこと、アルザティア社からの宗教的書物の出版や被迫害者への救援などの「反ナチ的活動」が事細かく述べられている。弁明書では「第一に、私は一度もドイツのアルザスの支持者であったことはない。熱心な反ナチ主義者である私は、故郷の新しい支配者およびその体制に対し感情的に嫌悪を抱いていた」⁴³⁰と述べて当初から反ナチ姿勢であったことを明らかにするとともに、1940年11月末に起きた親仏的アルザス人のフランス他地域への大量追放に触れ、「迅速かつ容赦ない形でドイツ人の真の目的に気付いた」⁴³¹と述べ、「併合」当初より行われたナチのアルザスに対する抑圧的政策がロッセの反ナチ的姿勢を強めたことを示唆している。その上で、ベルリンでヒムラーらドイツ政府の高官と会合を持ったのは、この「追放」を阻止あるいは少なくとも規模を小さくするためだと述べている。

ロッセの弁明が示唆するようなナチの極端な抑圧的政策が「抵抗活動」の背景にあることは容易に想像できる。ただし、「当初から反ナチ的であった」という主張は、3.3.2でも述べた通りナチ時代初期のロッセの行動からは消極的であっても「対独協力」が認められることを考慮すると全面的に肯定することは難しい。当初、激しい反仏感情や伝統的な親独感情を背景に、ロッセを含む多くの自治主義者がナチに対し何らかの期待をしたことは否定できないからである。

一部の自治主義者がナチへの「協力」から「抵抗」へと態度を変えた背景として、先行研究では早い時期からナチ支配下における自治主義者の「待遇」の悪さが指摘される。すでに述べたように、ナチの自治主義者に対する信頼は絶対的なものではなく、相応の役職は与えているもののドイツ本土出身の大管区指導者ヴァグナーが多大な権限を握り、ナンシー派自治主義者に対してもアルザスに自決権を与えるような役割を与えたわけではなかった。特にUPRの出身者に対しては、与えられた地位は極めて補佐的なものにとどまった。一部の自治主義者が管区指導者などの要職に就いたことに対するその他の者の「反発」が

⁴²⁸ WITTMANN, Bernard, *op. cit.*, Tome III, p. 39.

⁴²⁹ Archives municipales de Strasbourg, 113Z55.

⁴³⁰ *Idem.*

⁴³¹ *Idem.*

ナチからの離反を招いた可能性については、1945年にジャック・ロレーヌがすでに指摘している。

「破廉恥にも、自治運動の真の目的をあかさされて、大いに失望した誠実な人々が何人かいた。それは全て、アルザスが独立した緩衝国となって、ライン川を巡る争いの巻き添えにならずにすむ可能性を、本気で信じた人々だった。要するに真剣な自治主義者だったのだ。

彼らは少数だった。そして占領直後から、リーダーたちが遅滞なく、速やかにドイツ人の側につくのを見て、気づいたのであった。この誠実な人々の怒りは激しかった。

騙されたことが分かったうえに、素朴な希望を託していたあの同じ自治主義者が、ドイツからすぐさま、管区長や地区長の身分の重要ポストを与えられるのを目の当たりにして、彼らの恨みは増した。」⁴³²

すなわち、自治主義者の間でもナチに追従し要職を得た一部の者が自治主義の理念を事実上放棄しアルザスのナチ化に積極的に協力したことへの反発から、自治主義の理念に忠実であった「誠実な」自治主義者が反発したという見解である。上に挙げたように「抵抗」の中心となった人物が、管区指導者やナチ親衛隊などの軍事機構の要職から外れた者であったことを考えると、この指摘は的外れではないように思われる。

例えばシュピーザーの「離反」の原因について、大戦中の重要な抵抗活動家の一人に数えられるロベール・ハイツは以下のように分析し、「離反」の背景にはそれまでの経歴に見合わないナチ当局からの「待遇」があると指摘する。

「『レピュブリック』誌論説委員フリッツ・ヘッカーが冗談で „*Der Hüne von der Spieserburg* (注：「小市民の城の巨人」の意、シュピーザーの名および所有する城の名前にかけている) “と命名したユヌブル城のシュピーザーは、自らの価値および功績を自覚していた。ありふれた言い方をすれば、彼はうぬぼれていた。それゆえ、ナチがアルザスにやってきた時、彼が望んでいた『大管区指導者』ではなく、印刷物による宣伝責任者という取るに足らないポストを与えられたことに対し非常に深い屈辱を感じたのである。そのため、高貴な出自といってもよい彼はかつ興奮し、強奪者であると彼が見なした相手との間で至って真剣ないざこざを起こした。最初は舞台裏での対立であった。そしてある日、『シュトラスブルク月刊手帖』は、逆鱗に触れるような記事を掲載したのである」⁴³³

バンクウィッツもまた、明確に「離反」姿勢を強めた自治主義者の代表例としてシュピーザーを例に挙げている。「また、この時期（注：1944年1月）までには、補償担当局およびナチ党に対する失望ならびに激しさを増す占領のため、シュピーザーはヴァグナーか

⁴³² ジャック・ロレーヌ著、右京頼三訳、前掲書 177 ページ。訳文を引用。

⁴³³ Article cité par FISCHBACH Bernard et OBERLE Roland, *op. cit.*, p. 176.

ら見て危険なほど大変批判的な態度を取るようになった」⁴³⁴と指摘する。第3章で示した通り、ナチ党への入党時期の遅さや補償金の金額など、ナンシー派で要職に就いたビクラールやムーラーなどと比較すればかなり冷遇されたことが、シュピーザーの「幻滅」を決定的にしたと考えられる。

第3章および第4章で述べてきたように、ナンシー派の自治主義者でも、ロッセ、シュテュルメル、ケッピなどUPR出身者に対し与えられたポストは、「ナンシーの殉教者」という公に宣伝された立場や戦間期における立場の重要性を考えると「閑職」「名誉職」といえる内容の上に、アルザスの自決権に寄与できるような内容とは程遠かった。もともと、フランス時代の扱いと比べれば雲泥の差であることは変わらず、また少なくとも金銭的には補償委員会を通して相応の補償がなされた。「トロワ＝ゼピ宣言」当初よりロッセらのナチに対する協力姿勢が他の自治主義者と比べてそれほど積極的に見えないのも、この時点での「待遇」の悪さが大きな理由とは考えにくい。また、管区指導者などに就いた者はアルザスの「自治」を可能とするポストに就いたわけではないが、少なくとも明白な形では「離反」をしていない。先行研究では強調される傾向にあるが、離反を「待遇の悪さ」だけで説明することはできないだろう。

上に記したように、ロッセは当初「併合に対する消極的容認」というスタンスを取ったが、1941年に入るとヴィシーでの「併合宣言」阻止や緩衝国構想実現に向けた動きに関わり、次いで1943～44年になるとこの構想を放棄し、フランス復帰へと傾いたと考えられることから、態度は大きく3段階に分けることができる。この他にも、教権派自治主義者の「離反」の動きが1941～42年以降に目立っている。この流れは、1941年5月の義務労働制導入ならびに1942年8月の徴兵制導入に代表されるナチ支配の急進化に加えて、1943年2月のスターリングラード攻防戦敗北など、同時期に進んだドイツの戦況悪化とも並行しているように思われる。

もちろん、アルザス文化を否定し強制的なドイツ化・ナチ化を推進するナチ支配の現実に気付いたことも背景として考えられる。第3章で述べたように、ナチ党のアルザス支配はアルザスの自治実現や独自性・宗教的権利の保護などに道を開くものではなく、逆に行政区画は対岸のバーデン州と統合され「上ライン大管区 (*Gau Oberrhein*) 」とされるなど、「アルザス」の存在自体を消そうとする側面もあった。バーデン州と統合といっても、バーデン州出身のヴァグナーがアルザスで強大な実権を握り、アルザスにおける事実上のナチ党機関誌 *SNN* の編集長はバーデン州出身のドイツ人であり（シャルは副編集長）、逆にバーデン州に多くのアルザス人公務員・教務員が「研修」の名目で送られたことなど、アルザスはベルリンのナチ中央政府だけでなく統合相手のバーデン州にも事実上「従属」する立場に置かれたとの見方も可能である。ナチ当局はアルザスへの自治権や独自性保護

⁴³⁴ BANKWITZ, Philip Charles Farwell, *op. cit.*, p. 95.

には全く否定的であった。先に述べたように行政上アルザスはドイツ本土出身のヴァグナーやナチ党員に従属させられた。3.1.1ですでに触れたように、標準ドイツ語が公用語となる一方、アルザス語（ドイツ語のアルザス方言）は完全には禁止されないまでも抑圧された。ヴァグナーはアルザス語をドイツ語の方言と認めつつもフランス語の影響で「劣化」した言語と見なし、アルザス語の印刷物の出版やアルザス語演劇の上演を禁止するなどの措置を取った⁴³⁵。そして、ヴァグナーは「今後アルザスの問題はもう存在しない」「アルザスの運命は最終的なものとなった」⁴³⁶と述べ、ただドイツに「併合」したことを宣言したのみならず戦間期における自治主義者の活動意義をいわば全否定するような態度を取った。

このように、ナチ支配下のアルザス統治のあり方は自治主義の目指していたはずの理念と大きく矛盾することから、親ナチ的・親独的な感情がそれを上回らなければ戦間期の自治主義者がナチ支配下の「アルザスを消滅させる」政策を受け入れることは困難だったであろう。実際に、例えば緩衝国構想や「コルマル・グループ」の反ナチ活動などに関しては、ナチへの不信だけでなくアルザスの権利を主張した戦間期からの自治主義思想の影響を見て取ることができる。「緩衝国構想」で実現を目指したのはドイツやナチズムからも、フランスからも自立したアルザスの理想形といえなくもない。

自治主義者によるナチ当局からの「離反」や「抵抗活動」は、ナチ支配下の極端な圧政に対する反発を背景にしている点は一般的な「抵抗活動」と共通する。それに加えてナチ当局からの「冷遇」のほか、ヴァグナーはじめドイツ本土出身の官僚が実権を握り、アルザスの自治、宗教的・言語的権利などの自治主義の理念と根本から反する状況になったことも挙げられる。もちろん、ドイツの戦況が悪化したことも大きく関係しているはずである。緩衝国構想は、フランスへの不信と相対的な親独感情を保ちつつもナチズムの支配下において自治主義理念を実現させようとしたものとも考えられる。

5.2 行動の差異に関する背景

では、すでに述べたような自治主義者の間の行動の差異、ならびに「急進化」と「離反」はどのように説明することができるだろうか。様々な要因が、ナチ支配下における自治主義者の行動を決定づけたと考えられる。ここでは、第3章、第4章で論じた内容に基づき、自治主義者のうち「対独協力」に積極的であった者と、それほど「協力」に積極的ではなく幅広い抵抗活動に及んだ者のバックグラウンドを比較し、第2章で論じた戦間期における自治主義運動の背景や特徴についても留意しつつ、戦間期からナチ時代における背景や

⁴³⁵ 市村、前掲書 403 ページ。

⁴³⁶ *Strassburger Neueste Nachrichten*, 1940年7月17日。

ナチとの関係の強さなどの違いをまとめ、自治主義者の行動を分けた要因を探り、「対独協力」および「抵抗」の特質および背景をより明確に描きたいと考えている。

5.2.1 戦間期における経歴の差異 - ドイツとの関係の強さ

自治主義者の態度を分けた理由の一つとして、各々が戦間期に追求してきた「理念」に差があった可能性は十分に考えられる。すでに示した通り、戦間期における自治主義運動の発達の背景には親独感情や独仏二か国語使用の存続などの要求があり、またドイツからの様々な支援を受けたことから自治主義運動は親独的かつ反仏的な色彩を帯びていた。では、親独感情の強さやドイツ語への「こだわり」は、ナチ時代の自治主義者の行動を分ける要因となったのだろうか。「宗教的権利」および「独仏二か国語使用」に関わる主張は大多数の自治主義者に共通するものの、戦間期からナチ時代におけるその要求の一貫性は必ずしも同じではない。また、ナチ支配下のアルザスでは宗教的権利をはじめ自治主義運動の核となる要求は否定され、「同化」が推し進められた。その主張の強さや一貫性がナチ時代における行動に何らかの影響を与えた側面はあったのだろうか。

大前提として、戦間期における自治主義者は共通して帝政ドイツ時代から続く宗教的権利、学校における宗教教育や独仏二か国語教育などの主張を掲げていた点が挙げられる。第2章で概要を示したが、これらの要求は共通しており、ニュアンスの差はあるものの様々な自治主義者の間で大差はなかった点に留意が必要である。

ナンシー派の自治主義者の多くに共通する経歴として、帝政ドイツ時代に生まれ教育を受け、場合によってはドイツ兵として第一次世界大戦に参加していることが挙げられる。戦間期において大多数の自治主義者は「フランスの枠組みの中で」活動することを表向きには掲げており、「アルザス独立」あるいは「ドイツ復帰」を明言して活動したわけではない。一方、ドイツ時代に生まれドイツで教育を受けたという共通点を持つ。第一次世界大戦ではドイツ軍に従軍して戦ったものは多く、勲章を受けた者も多い。例えば、ロッセは第一次世界大戦中2回にわたって動員され、1916年11月からの動員の際にはロシア戦線に配属となり1918年には二級鉄十字勲章を授けられている⁴³⁷。また、ケッピは一般の兵士として動員され西部戦線に配属されている。ムーラーも第一次大戦では東部戦線・西部戦線の両方で戦い、シャルも動員されている⁴³⁸。自治主義者のうち少なくとも主要な人物の中には、第一次大戦中フランス本土に逃れたり、フランス軍に従軍したりしたような者は見られない。もっとも、アルザスの徴兵対象者の大多数はドイツ軍に従軍したことから、同時代の一般的なアルザスの青年と大差のない「平均的」な行動と考えることが適切である。アルザス全体で約22万人がドイツ軍に動員されているのに対し、アルザス出身者のうち動員令直前にフランスに亡命した人数は約3,000人、この他ドイツ国籍を持ちながらフラ

⁴³⁷ BAECHLER, Christian, ROSSE Joseph Victor, in *Nouveau dictionnaire de biographie alsacienne*, n° 32, 1998, p. 3293.

⁴³⁸ 以下、いずれも *Nouveau dictionnaire de biographie alsacienne* のそれぞれの人物の項目を参照。

ンス軍外国人部隊に志願した者の実数が 1917 年においても 38,344 人とされており、決して多数派を占めたわけではない⁴³⁹。しかし、戦間期の自治主義者の中からナチ支配の片棒を担ぐ者が出てきた背景として、第一次大戦とその後のフランスへの復帰を経験した世代ならではの苦難があった可能性をシュヴェングラーは以下のように示唆している。

「1940 年以降、アルザスにおけるナチ化政策の手先となったこの自治主義指導者は誰だったのか。彼らは 1890 年代末か 1900 年代初めの世紀転換期に生まれた。1914 年以前のドイツに最もよく統合した世代に属しており、第一次大戦勃発時には青少年だった者が多かった。この世代は年長者以上に、1918 年のフランスへの復帰により生じた亀裂を切実に受け止め、自らがその犠牲となったと考えていた」⁴⁴⁰

なお、第一次大戦当時比較的若かったシュピーザー (1902 年生) やビクラー (1904 年生) など、明確な親独的姿勢を示した主要自治主義者の中にもドイツ軍に従軍経験のない者も存在する。また、ナンシー派以外で興味深いのはダーレの経歴で、1914 年南米に移住を計画していたところで動員され、ストラスブールの軍事病院に配属後スパイ容疑で拘留された (その後再び動員されロシア戦線に送られている)⁴⁴¹。その後の彼の反ナチ的な姿勢との関係は不明であるが、第一次大戦中の「冷遇」が何らかの影響を与えた可能性も考えられる。

数多くの自治主義者の中でも、戦間期からナチ時代初期に至るまで親独的態度が際立っていたのはシュピーザーである。戦間期にプロイセンの貴族出身の女性と結婚して財産を得て、エルンストからの 6 万フランにおよぶ資金援助により 1934~38 年にかけてユヌブール城の購入・再建を実現させた彼は、1939 年の開戦後にはアルザスにドイツの「保護国」の地位を与えるよう求めてヒトラーに手紙を送るなどの行動に出ている。ナチ支配下においても SS の大佐やアルザス救援隊の文化政策担当を務め、自らの城をカール・ロースの遺体の帰還式で活用するなど少なくとも当初は親独・親ナチぶりを発揮した⁴⁴²。シュピーザーは他の自治主義者と比べて、文化面でのドイツ・ゲルマン的なものに対する憧れから、戦間期に政治以上にアルザスにおけるゲルマン文化の振興に力を入れていたことが注目される。例えば 1926 年 4 月に創設した「エルヴィン・フォン・シュタインバッハ徒歩連盟」も、同時代のドイツで勃興したヴァンダーフォーゲルやユースホステル運動の影響を受けた青年組織である⁴⁴³。

その他の自治主義者についても、ドイツ時代の制度やドイツ語使用の擁護を掲げた点で必然的にフランスへの速やかな「同化」を主張した SFIO などと比較して「親独的」な側面

⁴³⁹ 市村卓彦、前掲書 356 ページ。

⁴⁴⁰ SCHWENGLER, Bernard, *op. cit.*, p. 84.

⁴⁴¹ STRAUSS, Léon, DAHLET Camille, in *Nouveau dictionnaire de biographie alsacienne*, n°7, 1985, p. 569.

⁴⁴² STRAUSS, Léon, SPIESER Frédéric (Friedrich ou Fritz), dit SPIESER-HÜNENBURG ou Friedrich HÜNENBURG), in *Nouveau dictionnaire de biographie alsacienne*, n° 34, 1999, p. 3697.

⁴⁴³ *Idem.*

は強くなり、またドイツからの資金援助も受け、親独的なニュアンスは様々な行動や発言にたびたび現れたが、戦間期には明確にドイツ復帰を唱えることはまずなかった。ロッセ、シュテュルメル、ケッピ、オスターらを輩出したUPRは第2章で論じたように、戦間期、宗教的権利の擁護や小学校初年度からの二か国語教育などアルザスの独自性擁護や行政的自治拡大を強く擁護したものの、「フランスの枠組みの中の自治」を強調し反仏的と取られることを避けようとした。また、国際協調の推進は繰り返し主張するものの独仏関係については明確に言及することは少ない。例えば1927年9月4日にUPRの代表者総会で採択された決議では要求事項の5つの柱のうち、対外関係に関するものとして「国の利害を考慮しつつも一切の行き過ぎたナショナリズムや盲目的愛国心から解放され、同時に国際的な協調と協力の精神から刺激を受けた対外政策」を掲げ、平和を追求するにとどまっている⁴⁴⁴。

ただし、UPRの中では自治主義色の最も強かったロッセは、「フランス」を相対化し「アルザス」を前面に出す論調を用いている。1931年11月21日にアルザス北西部ケスカステル(Keskastel)のカトリックサークルでUPRが主催した集会の場でロッセはUPRが「民族の権利(Volksrecht)」を擁護する唯一の党だと述べた上で、「愛国心の程度は『フランス万歳』の数や三色旗の寸法で計ることはできない。我々は第一にアルザス人でありキリスト教徒である」と述べたことが報告されている⁴⁴⁵。フランスに距離を置くような発言はあったが、少なくとも公には自らのアイデンティティを置く対象は「ドイツ」ではなく「アルザス」であった。一方、水面下では様々な形でドイツ政府やドイツの諸勢力との連携を図っていたと考えられ、ドイツからの援助の疑惑はすでに第2章でも述べた通りであるが、他にも例えば1929年10月5日付でアルザス・ロレーヌ警察総局長がフランス内務大臣に宛てた報告書では、UPRがロッセとケッピを通してドイツ中央党との緊密な協力を意図していると指摘されている⁴⁴⁶。その後、1933年のナチ政権誕生後もロッセは独仏和解路線を強く主張し続け、1937年にはドイツ・カトリック教徒大会に参加するなどドイツに頻りに旅行しており、1938年のミュンヘン協定も承認するなど、ドイツ寄りとも取られかねない宥和路線を追求したため、対独宥和に批判的な勢力から激しく非難されている⁴⁴⁷。

以上のような事実を勘案すると、UPRの中では自治主義の先鋒に立ち、かつナンシー派の自治主義者として他のUPR出身者と比較すれば「対独協力」に積極的であったロッセらは、戦間期から親独的な傾向もやや強かったと判断できる。

もともと、1938年のチェコスロヴァキア危機の際には、ヒトラーの領土的野心に対する正面からの批判はロッセから「急進派」自治主義者のビクラーらに至るまでほとんど見られず、逆にズデーテン地方のドイツ系住民に理解を示す論調が圧倒的となった。同じマイ

⁴⁴⁴ Archives nationales, F7 13385.

⁴⁴⁵ Archives nationales, F7 13402.

⁴⁴⁶ Archives nationales, F7 13392.

⁴⁴⁷ BAECHLER, Christian, ROSSE Joseph Victor, in *Nouveau dictionnaire de biographie alsacienne*, n° 32, 1998, p. 3293.

ノリティ同士の「連帯」という意味合いもあると思われるが「ドイツ」自体への愛着も見え隠れする。

そして「急進派」の自治主義者の場合は、シュピーザー以外でも反仏的な傾向が強だけでなく親独的な傾向が強く現れていた。言語問題に関しては、UPR や郷土党の場合はあくまでも「フランス語・ドイツ語の二か国語使用」を要求し、対等の立場を主張するにすぎなかったが、例えばビクラー率いる青年同盟は2.3.3 で示した通りドイツ語をフランス語よりも上に位置づけ、フランスによる母語すなわちドイツ語（口語であるアルザス語を含む）の抑圧を非難しアルザスではドイツ語が常に最重要の位置を占めるべきだと主張していた点が大きく異なる。*Volkstum*（民族性）や *Volksgemeinschaft*（民族共同体）という概念が広く用いられたところからも、（それがドイツそのものではなく、アルザス・ロレーヌ民族を指しているとは考えられるものの）ドイツの影響を見て取ることが可能である。

以上からわかるように、戦間期の自治主義者は親独的な傾向が幅広く見られ、ナチ時代に積極的な対独協力を選んだ青年同盟や労働者・農民党などの出身者のほうが、対独関係について比較的慎重な主張の目立った UPR などのより穏健な自治主義運動の出身者と比べるとドイツやドイツ語を重視する姿勢は強かったと考えられる。ただし、いずれの勢力も明確なドイツ復帰やアルザス独立を主張したわけではなく、また言語やドイツ時代の法制度維持などの要求自体はニュアンスの差はあっても広く自治主義勢力全体に共通していることから、戦間期におけるドイツとの距離のみがナチ時代における行動を決定づけたとは言い難い側面もある。

5.2.2 ナチズム・ファシズムとの関連

ナチ時代における「対独協力」の背景として、3.4.4 では戦間期に始まるナチズム・ファシズムとの関連および親和性という観点から論じ、ナチズムへの融和的な姿勢や思想的な共通点が対独協力を促す背景にあったことを指摘した。第2章および第3章で述べた通り、自治主義を主張する団体・政党にはドイツやナチ党からの援助が行われ、またファシズム、ナチズムの思想が大きく浸透した。しかし、全ての自治主義勢力に等しく影響が及んだわけではない。では、戦間期からナチ時代におけるナチズムと自治主義者の「距離」は、ナチ時代における各自治主義者の態度・行動を分ける要因として働いたのだろうか。自治主義者の中でもナチ時代に比較的「抵抗活動」に尽力した者と、ナチ時代末期まで追従的態度を取り「対独協力」を急進化させた者の間には、どのような経歴の差があったのだろうか。

ナチズム・ファシズムの影響を特に強く受けたと考えられるのは戦間期に明確に反仏的・分離主義的な主張を唱えた急進的な自治主義者であったことは繰り返し述べた。ビクラー、ムーラー、シャルらがその代表である。当初より「親独・反仏的」であったのみならず、例えば青年同盟は3.4.4 で述べたようにナチ党の影響を特に強く受け、ヒトラーユーゲントに倣った組織が形成されナチ党の機関誌が読まれていた。キリスト教価値観に基づきつつも、反民主主義・反議会主義的な傾向が強く、ファシズム・ナチズムで国力を「復

興」させたイタリアやドイツを理想視した。そして、1938年のズデーテン危機でも明らかになったように、反ユダヤ主義の傾向も強く及んでいた。青年同盟、抵抗共産党などの勢力に対するナチズムの影響が明らかに見て取れる。

一方、UPR出身のナンシー派自治主義者としてはロッセ、シュテュルメル、ケッピなどの名前が挙げられ、彼らはナチ時代に「協力」「抵抗」の両面で大きな役割を果たしたことはすでに示した。評価が分かるとはいえ、彼らの「協力」度合いが戦間期の「急進派」自治主義者よりも低かったことは確かである。第2章で述べたように、比較的穏健な自治主義を唱えていたUPRの中では最も「急進的」な立場にあったロッセやケッピらは、戦間期の終わりには反ユダヤ主義的な傾向を示したこともある。ただし、上に挙げた「急進派」の自治主義者と比較するとナチズムとの「距離」は大きかったという印象を受ける。そのことを示す一例としてヴィットマンは1938年5月22日にストラスブールで開催された、「コルマル裁判」10周年記念式典を挙げている。この式典には自治主義を代表する多くの政党および自治主義指導者が参加しており、主要自治主義者としては郷土党からはローヌ、シャル、ルネ・オース、労働者・農民党からはユベールおよびムーラー、エルザス・ロートリンゲン党からはビクラーが参加したが、招待状自体は受け取っていたものの自治主義政党としては最大のUPRはロッセらも含めて欠席し、進歩党は党としては参加したもののダーレは欠席した。郷土党およびエルザス・ロートリンゲン党がナチイデオロギーに対し強く支持を表明していたことが理由とされる⁴⁴⁸。ロッセをはじめとするUPR系の自治主義者と、親ナチ傾向を強めるビクラーやムーラー、シャルらとの間には、ナチズムへの態度を巡り明確な考えの対立があったことがうかがえる。

UPR全体としても、上に挙げたようにドイツの中央党との連携を図っていたとは見られるものの、ナチ党の政権奪取の見通しについては警戒感を示し、1936年末にはロッセやシュテュルメルなど自治主義的な主張を維持する一派は存在し続けたもののナチに対しては非常に敵対的な姿勢を示すようになったと指摘される⁴⁴⁹。ナンシー派以外で見ると、例えばロッセと比較的近い立場にいたUPR系の自治主義者には、ナチ支配下のアルザスに戻らずヴィシーなどのフランス非占領地域に留まった者が多いなど、「反ナチ」度はナンシー派自治主義者に比べて強かった。進歩党のダーレもナチズムの躍進に警戒を示し、1933年6月16日には親ナチ派との対立から自らが編集長を務めていた『ELZ』を離れ、新たに『新未来 (*Neue Zukunft*)』を創刊するに至った⁴⁵⁰。引き続きフランスの政策には批判的であったものの、明確に反ナチ的な姿勢を取った。

以上のことから、戦間期におけるナチズムとのつながりや影響の程度は、ナチ支配下における「対独協力」の程度を大きく左右したと判断することができる。一方、明確に親独的な態度を戦間期から取っていたシュピーザーの例からもわかるように、ドイツに対する距離感も対ナチ的姿勢に影響したものの、もともとゆるやかな親独感情は自治主義者の多

⁴⁴⁸ WITTMANN, Bernard, *op. cit.*, Tome II, p. 220.

⁴⁴⁹ FISCHBACH Bernard et OBERLE Roland, *op. cit.*, pp. 160 et 166.

⁴⁵⁰ *Ibid.*, p. 164.

くに共通しており、ナチズムとの関わりに比べるとその影響の度合いは比較的小さかったと考えられる。ナンシー派およびその周辺の自治主義者の間では、戦間期におけるナチズム・ファシズムとの距離が近いほど、大戦中の「対独協力」に積極的で、ナチからも離反しにくかった傾向を明確に見て取ることができる。

なお、共産党系の自治主義者の場合は少し意味合いが異なる。元々ファシズムやナチズムとは敵対する立場のはずであったが、第2章で説明したように「民族自決権」の立場からアルザスの独自性拡大・自立を支持する立場を取った。しかし「階級闘争」を重視する立場と自治主義を優先する立場に分裂し後者が抵抗共産党（後に労働者・農民党）へと編成され、その後ムーラーやユベールらの指導下で急進的な自治主義勢力と接近を深めており、ファシズム・ナチズムとも親和的となったことは注目される。

5.2.3 経済的要因について

自治主義者を「対独協力」へと突き動かした理由、あるいはナチから離反させた理由としては、経済的な動機も大きく考えられる。第3章の冒頭で紹介したように、経済的な利益を得るためにナチに協力した者は多く、また自治主義者の中でもナチの庇護下でロッセやシュピーザー、シャルなど、出版社を経営するなどの形で経済的利益を守ることは「対独協力」の背景となった可能性が高いことを指摘した。では、各自治主義者の経済的な状況は、ナチ時代における「対独協力」と「抵抗」を分ける重要な要因となったのだろうか。

主要自治主義者のうち、戦間期からナチ時代にかけて最も経済的に「成功」していた可能性が高いのはロッセとシュピーザーである。ロッセはアルザティア社の実業家として3.3.2で指摘した通り相当な収益を得ていたとみられる。戦後の裁判では一見反ナチ的と思われるロッセの活動が「抵抗活動」ではなく「ビジネス」であったと批判される原因ともなった。ロッセ裁判3日目にあたる1947年6月2日、バ・ラン県警察本部長のタンプリエ（Templier）は以下のようにロッセが出版活動で大金を得ていたことを指摘している。

「ロッセは抵抗活動に従事しようとしていたのだろうか。昨日ロッセは、その抵抗活動とは占領下で宗教的な冊子や教理問答集を販売することで成り立っていたと説明した。このような抵抗活動は『闇市（*marché noir*）』とでも名付けることができるだろう。なぜなら、ロッセはこれで何百万もの大金を得ているからだ。彼にとって商売はいつも最も重要な問題だった。パリで購入したラジオ受信機だけで彼は300万フランも費やしているのだ」⁴⁵¹

一方、戦間期に自らの出版社経営やプロイセン貴族出身の女性との結婚、その後のユヌブール城建築などを通し経済基盤を築いていたシュピーザーも1940年8月に『シュトラスブルク月刊手帖』を再刊し、1941年には「ヒューネンブルク（ユヌブール）出版社」を再

⁴⁵¹ *La Presse Libre*, 1947年6月3日。なおフランス語で発言したと思われるが、ドイツ語新聞のため原文はドイツ語で記されている。

開し、さらにはユヌブール城に招待客を迎えるための翼面を追加するなど戦間期からの活動をナチ支配下でも継続しており⁴⁵²、少なくとも大戦初期には自らの事業は順調であったと考えられる。

一方、その他の自治主義者は必ずしも自立した強固な経済的基盤を持っていたわけではない。例えばナンシー派のうち UPR 出身者で見ると、ナチ支配下におけるシュテュルメルズの地位はミュルーズの市長助役ならびに市会議員であり、基本的にナチ当局に「依存」して活動を行っていた。

「対独協力積極派」に分類される自治主義者の場合、第3章ですでに述べたが例えばシャルは『シュトラスブルク新報』の副編集長を務めるとともに SS の大佐に就き、1942年～43年にかけてモルスハイムやストラスブルクの管区指導者に就任しているほか、ムーラーおよびピクラーも管区指導者というナチの高官および軍事上の責任者という立場に就いていた。しかしこれらの地位はロッセらと比較すればナチの官僚・軍事機構に「従属」する側面も強く、彼らは自立した経済基盤を持っているわけではなかった。

このような経済基盤の違いや経済的自立性がナチ・ドイツに対する姿勢に影響を及ぼしたと言えるだろうか。ロッセが自社の経営上の都合を口実にヴィシーなどの非占領地域に移動し、アルザス出身者やヴィシー政府関係者との接触を試み働きかけを行ったことは述べた通りである。また、ナチのプロパガンダ書籍の出版を引き受けるという「妥協」を迫られつつも、同じ社の資本・設備を利用して主に宗教関係書籍を非合法的形で出版できたことも指摘した。営利活動であったとの批判も可能ではあるが、戦後「感謝」の声が教会関係者を中心に多数寄せられていることから判断して、社の経済的基盤を利用した反ナチ「抵抗活動」という側面も帯びていたのは確かである。

一方、「対独協力積極派」の自治主義者の中には経済基盤の強さが逆に「対独協力」を促したと考えられる例もある。シュピーザーが代表的であり、自ら改築した城をナチ時代にはカール・ロースの遺体帰還式に用いるなどナチとの蜜月をアピールする場として使用した。『シュトラスブルク月刊手帖』の再刊や出版社経営なども、ナチのプロパガンダを出版面から支える手段の一つであった。

以上から示されるように、経済基盤の強さ自体は自治主義者の行動を分ける決定的な要因となったわけではなく、代表的なナンシー派自治主義者の中で「急進化」「離反」どちらの行動を取った者を見てもナチ当局に対する経済的依存度との関係は明確には見られない。しかし、実際に「抵抗」を行うに当たっては実業家としてのロッセの活動は大きな支えとなったことも確かである。シュテュルメルズやその他の UPR 出身の自治主義者や反ナチ的な者と比べて行動の幅が広がったことは注目される。

⁴⁵² STRAUSS, Léon, SPIESER Frédéric (Friedrich ou Fritz), dit SPIESER-HÜNENBURG ou Friedrich HÜNENBURG), in *Nouveau dictionnaire de biographie alsacienne*, n° 34, 1999, p. 3698.

この他に経済的背景を考える上では、第3章で挙げたフランス支配下における「弾圧」に対する補償金の給付も重要である。補償金は多くの自治主義者にとって、いわば自らの名誉回復の機会でもありナチへの「忠誠心」に少なからず影響を及ぼした可能性が高い。ロッセは当初補償委員会の長に就任したことから、他の自治主義者のナチへの態度に対しても影響を及ぼす地位にあった。例えば、補償金を巡る不満が熱狂的な親独主義者であったシュピーザーのナチ時代後期における態度変遷の背景にある可能性についても指摘した通りである。

さらに、ナンシー派を含む多くの自治主義者が、大戦中も国会議員としてフランス政府から歳費を受け取り続けたことも重要である。フランス政府が公式にアルザスの併合を認めていなかったことからアルザス出身者の議員の資格はそのまま、歳費も支給され続けており、例えばロッセは自分とムーラーの分を合わせて毎月ヴィシーに受け取りに来ていたとされる⁴⁵³。ヴァグナーはこれをよく思っておらず、アルザス在住の国会議員に対し辞職するよう圧力をかけた。シュテュルメルに対しては1941年7月、アルザス出身の高齢者のアルザスへの帰還の手配のために南仏のポーに出張した際、もし直ちにフランスの下院議員の職を辞任しなければ深刻な結果をもたらすと脅迫し、彼はヴァグナーに対し辞任状の原文を送付したものの、フランス下院は実際にはその辞任状を受領しなかったとされる。シュテュルメルは1939年9月から1941年9月まではフランスから議員報酬を受け取り、その後は代わりにドイツ政府から補償金を受け取っていたという⁴⁵⁴。

対独協力を建前とし、アルザス・ロレーヌの併合ならびにナチ支配に対しては弱い形で抗議したにすぎないヴィシー政府からの支援ではあるものの、ナチ・ドイツとは一応異なる立場からの経済基盤を得たことが行動に微妙な影響を与えた可能性はある。

結論としては、経済的要因の違いは明確に自治主義者の行動を「色分け」するほどの影響を及ぼしたとは言い難いものの、各人の行動の幅やナチ支配下におけるナチ・ドイツやフランスに対する態度に関わっていると思われる。

5.2.4 宗教的権利の要求

戦間期の自治主義者の要求としては、「言語」のほかに「宗教」に関する権利が大きな要求の柱になった。ダーレなど一部の世俗派を除くと自治主義者の多くはカトリックまたはプロテスタント勢力を基盤としており、宗派別の学校教育の存続や政教分離の否定など帝政ドイツ時代からの宗教的権利の維持を主張する者が多かった。宗教面でのスタンスの違いは、ナチ時代の行動を分ける要因となっただろうか。

比較的穏健な「教権派」自治主義者を結集していたUPRは、宗教的権利について一貫して要求している。先に挙げた1927年9月4日の決議文では、5つの要求の柱のうち2つ目に「国家および諸民族の存続において、一切の健全な進歩の基礎となるキリスト教原理の

⁴⁵³ ジャック・ロレーヌ、前掲書 178 ページ。

⁴⁵⁴ BANKWITZ, Philip Charles Farwell, *op. cit.*, pp.89-90.

公認および擁護。そのため、あらゆる宗派の精神力ならびに宗教的機関を擁護し発展させることが必要である」と謳い、「(UPRは)宗派別の小学校を通した我々の青年に対する宗教教育や、わが民族にとって至高かつ最も神聖な権利であると考えてきた宗教上の機関、自由、伝統の維持をいかなる時にも全力を尽くして擁護する」と宣言している⁴⁵⁵。UPR関係者にはカトリック界とのつながりが強い者が多く、ロッセは戦間期よりカトリック系出版社であるアルザティア社を経営していたし、1.1.3で言及したようにケツピは「アルザス・ロレーヌ出版連合」を創設しカトリック系出版社の支援を目指した。

この他の自治主義勢力からも宗教的権利に関する要求は度々出されている。郷土同盟宣言では「教会と国家の関係および学校に関する問題については、アルザス・ロレーヌの人々が自身でこの問題に最終的な解決策を示すことができる日まで、現在の法律の維持を我々は望んでいる」と述べられ、また「我々の人口の大部分の生活の基礎を構成し、12世紀以上にわたり我々アルザス・ロレーヌの遺産の構成要素を作り出してきたキリスト教の信念は完全に守られるべきであり、それを破壊するのでは決してなく一進歩と繁栄を望む我々の民族の利益のためにも一その信念が我々に対し惜しみなく与えてくれる精神的な力を自由に発展させるべきである」⁴⁵⁶と述べ、キリスト教精神の擁護を要求の柱に掲げた。

ナチズムやファシズムと接近した青年同盟、抵抗共産党をはじめとする「急進派」自治主義者も「無神論を掲げた国民社会主義と異なり、アルザス民族の構成要素と考えていたキリスト教を抛り所としており、ナチがドイツで教会を攻撃する度にナチの態度を批判した」⁴⁵⁷と指摘される。実際に、ムーラーは1937年に発行したパンフレットで、人民戦線政府のブルム内閣の政教分離主義的政策を批判し「アルザスとロレーヌの宗教的過去が乱暴に否定されようとしている。フランスの反教権主義者は、赤い人民戦線内閣の下で、信心深いアルザスとロレーヌの人々を世俗化し脱キリスト化する時が来たかのように信じている。(中略)父なる神に対する信仰は我々の心の中に非常に深く根付いており、たとえ赤い人民戦線内閣でも我々を脱キリスト化することはできない」⁴⁵⁸と政府に対して抗議し、信仰はアルザスの精神に根付いたものだと主張している。

ただし、宗教的権利に関する要求についても自治主義者の間で濃淡の差は見られる。例えば2.3.3で挙げた青年同盟のビクラーが1933年に発表したパンフレット『我々の望むもの』には、要求の柱としてドイツ語使用の維持やアルザス・ロレーヌの自決権などが挙げられているものの、宗教については「神を無視し、民族になじまないマルクス主義を否定する」として、マルクス主義を拒絶する理由として挙げられているのみである。郷土党のシャルが1931年に発刊した『なぜ、何のために自治主義なのか(Warum und wozu Autonomie?)』という題の冊子でも、「教会および学校に関する問題はどうするか」という項目で、「我々自治主義者の中にも、教会と国家の分離については賛成派と反対派が存在する。両方のグ

⁴⁵⁵ Archives nationales, F7 13385.

⁴⁵⁶ Archives nationales, F7 13396. フランス語版を参照。

⁴⁵⁷ SCHWENGLER, Bernard, *op. cit.*, p.75.

⁴⁵⁸ MOURER, Jean-Pierre, *Nein! Herr Blum, Niemals*, Colmar, Éditions Alsacia, 1937. (ページ番号なし)

ループをまとめるのは、今日この問題の取り扱いが副次的な事柄であり、いずれにしても後回しにすることが可能であるという見解である」⁴⁵⁹と述べ、極めて慎重な見解を示している。共産主義系の自治主義者などとの提携を念頭に置いていた可能性も高いが、シャル自身にとっても宗教的権利の要求は副次的なものだったのかもしれない。

自治主義勢力の多くが教会と強力な関係を持ち、フランスの政教分離法導入に反対し宗派別学校存続などの宗教的権利を守ることが要求の大きな柱であったことは明らかである。特に、UPR はカトリック系政党であり、宗教的権利に対する要求は重要な位置を占めていた。他の自治主義者を見ても、「急進派」から比較的穏健な勢力まで、宗教的権利の要求は広く一致することが多かった。ただし 1930 年代に入ってからシャルやビクラの主張からもうかがえるように、宗教的権利の主張は常に前面に出ていたわけではなく、要求の強さには差が見られる。

一方、ナチズムは反教會的側面があり、アルザスにおいても教会は抑圧対象となった。例えば、3.1.1 で述べたように 1801 年のコンコルダートを廃止し、聖職者に対する政府からの給料も停止するとともに教会から各種税金や施設使用料を徴収するなど、戦間期のフランス政府でさえアルザスからの反発により実行できなかった措置を断行した。多くの聖職者が迫害を受け、アルザス外に追放されたり逮捕されたりした者も多かった。例えば 1943 年 8 月 27 日、コルマールの聖テレーズ診療所 (*clinique Sainte-Thérèse*) の司祭は通りでフランス語を話していたところを聞きつけられ逮捕されたほか、アルザス南部の村スタッフェルフェルデン (*Staffelfelden*) の主任司祭はダッハウ強制収容所に送られたという⁴⁶⁰。戦間期に一貫して教権維持・拡大を掲げてきた多くの自治主義者にとっては、このような政策は受け入れがたいものだったはずである。

ロッセの経営するアルザティア社は、4.2.3 で述べたように主に宗教関連の書物をナチ当局の目を盗む形で出版した。かなりの規模に及んでいたことは、戦後主に宗教関係者を中心に感謝の声が上がったことからもうかがえる。また、ナチ支配下で迫害を受けた教会関係者に対する救援も行っていた。

対独協力に積極的な姿勢を示したビクラも、ナチとの関係では教会に対する姿勢がネックになったとみられる。4.3.2 で述べたように、ビクラがストラスブールの管区指導者の職を辞してパリの保安警察に移ったのは、教会との関係を切るようナチから迫られたためだとの指摘がある。

以上のように、ナチ時代の「対独協力」においては、教会に対するナチの敵対的姿勢が利害衝突の原因となった。基本的に教権擁護の姿勢を取っていた自治主義者との根本的な差異の一つであり、「抵抗」を促す要因の一つになったと考えられる。宗教的権利の擁護は戦間期においては自治主義の理念を追求する一要因となった面が大きいですが、ナチ支配下においてはナチ当局との利害対立を招き、「対独協力」からの離反を促したと思われる。

⁴⁵⁹ SCHALL, Paul, *Warum und wozu Autonomie?*, Strasbourg, Neuer Elsässer Verlag, 1931, p. 29.

⁴⁶⁰ LE MAREC Bernard et Gérard, *L'Alsace dans la guerre 1939-1945*, Colmar, Éditions Alsatia, 2000, p. 65.

以上を踏まえて判断すると、自治主義者の中でも、カトリック勢力に立脚し、宗教的権利の拡大を重視した UPR 出身のロッセ、シュテュルメル、ケッピやゼルト、ブローグリーらが反ナチ的な姿勢に傾いたことはごく自然である。一方、郷土党や労働者・農民党などの出身者のほうがより親ナチ的であったのは、宗教的権利に対する要求が相対的に見てそれほど強くなかったことも一因と判断される。ダーレなど世俗派自治主義者でも反ナチの態度を取った場合もあり明確な線引きはできないものの、宗教的権利に関わる考え方の違いや強さもナチ支配下における自治主義者の行動を分けた一要因であったと思われる。

5.3 ナチ当局の自治主義者に対する認識

ナンシー派をはじめとする自治主義者の中には、必ずしも対独協力一辺倒ではなく様々な抵抗活動を手掛けたことはすでに示した。では、自治主義者を利用する側にあったナチ当局はどの程度「抵抗」を認識していたのだろうか。

自治主義者の動向に関するナチ時代の内部文書は残念ながら戦争で多くが失われたとみられ、筆者が手掛けた資料調査によっても発見できたものは極めて少ない。そのため資料から直接裏付けることは困難であるが、すでに本章および第3章、第4章で論じたことも念頭に置きつつ、戦後の裁判での証言なども用いてナチ当局が自治主義者をどのように評価し、「抵抗活動」をどこまで認識していたか考えたい。なお、自治主義者に対する裁判の詳しい経過については第6章に示す通りである。

5.3.1 自治主義者に対する態度～自治主義者の「利用」と抵抗活動「弾圧」の間で

本章で記したような自治主義者による「抵抗」について、ナチ当局は果たしてどのような認識を持っていたのだろうか。本章では、ナチ側の態度を示す数点の資料を元に、ナチの自治主義者に対する認識の変遷について検証を試みたいと考えている。

少なくとも当初、ナチはナンシー派に代表される主要自治主義者に対しそれほど大きな疑念の目を向けてはいなかったようである。戦後、自治主義者らに対する取り調べを担当したと思われるフランスの司法警察も、ナンシー派の自治主義者の中では最も反ナチ的な者の一人と考えられるケッピに関して報告書で次のように指摘している。

「様々な供述から、少なくとも（注：ナチ時代の）最初の2年間、ケッピはドイツ当局から全面的信頼を得ていたことが示されている。この信頼は彼がかつて『ナンシーの囚人』であった立場に基づいていた。彼はこの状況を利用し、困難な状況にあったアルザス人のために数々の働きかけを行ったと思われる」⁴⁶¹

⁴⁶¹ Archives départementales du Bas-Rhin, 94J132.

また、避難民担当委員としてのケッピの働きぶりがナチ党からも相応の評価を得ていたことを示す文書もある。1943年2月9日、大管区指導者・ナチ文民政府長官ヴァグナーは帝国内務大臣に対しケッピを一般行政・内政局上級参事官 (*Oberregierungsrat in der Dienst der allgemeinen und inner Verwaltung*) の役職に就けるよう推薦する書簡を送付した。推薦文には戦間期における自治主義者としてのケッピの活動の概要が記されるとともに、ナチ時代には1942年8月24日の布告によりケッピに対し「アルザスにおけるドイツ精神を求め闘いで特別な実績を果たしたことを認め」ドイツ国籍が付与された経歴が明記されている。そして、「専門性という観点でもケッピは十分に実績を示してきた。避難民担当委員会の長として委ねられた任務を、業務分野ならではのあらゆる困難にもかかわらず、最高に満足のいく形で慎重さと行動力を発揮しつつ遂行しており、市政における長年の業務経験に支えられ、指導的な立場の高級行政官職に就くためにふさわしい十分に専門的な資格をも有していることを証明した。アルザスの状況を詳細に知り尽くしている彼は、これまで復興に関わる業務で卓越した働きを成し遂げた。それゆえ、ケッピは自らに委ねられた職務を遂行する特別な適性を有している」⁴⁶²と高く評価している。ただし、この推薦状に対し1943年3月12日に帝国内務大臣より、職務経歴規定に対する例外を認めることが禁止されているため上級参事官の役職に就けることはできないとの回答が送られている⁴⁶³。

上記の文章からは、「コルマル・グループ」の動きが活発になった時期においても、ナチの行政機構の最高位にあったヴァグナーはその動向に気づいていなかったか、または気づいていても黙認し利用し続けていたことが読み取れる。

この他の自治主義者に対しても同様と推測される。例えばロッセのフランス他地域への移動は問題視されておらず、複数回有効な旅行許可が交付されている。第3章で記したようにナチはロッセに対し「スパイ活動」を行わせているが、相応の信頼がなければこのような活動を行わせるとは考えにくい。

一方、時代が下るにつれ自治主義者に対する猜疑の目が強まったことを示唆する資料もある。1943年2月1日付でナチ保安警察出動分遣隊のディースナー (Diessner) がストラスブールのナチ文民政府長官 (名前は明記されていないがヴァグナーと思われる) に宛てた書簡では、要注意人物としてロッセとシュテュルメルの名前が明確に挙げられている。二人に関する記述はそれぞれ以下の通りで、警戒感があらわになっている。

「1892年9月26日にアルトミュンスターロール (Altmünsterol, フランス語名 Montreux-Vieux) にて生まれたロッセ・ヨーゼフ (ジョゼフ) は、亡命者の発行した新聞『ル・ロラン (*Le Lorrain*)』をフランス占領地域から受領するよう CDZ (注: ナチ文民政府長官、ヴァグナーを指すと考えられる) から受けた注文を悪用し、許可なしに教権派の書物を輸入した」

⁴⁶² Bundesarchiv, R1501 207878.

⁴⁶³ *Idem.*

「ミュルーズ出身のシュテュルメル・マルツェルス（マルセル）は、手元にある関係資料によると教会との結びつきが非常に強く、（注：戦間期の代表的な自治主義者の一人）ヘギー（Haegy）博士の元で独立した取り組みとして統合されたウルトラモンタニズム（教皇至上主義）の支持者として監視が必要である。シュテュルメルは国民社会主義の不倶戴天の敵である」⁴⁶⁴

以上の記述からは、ロッセおよびシュテュルメル教会・教権派とのつながりの強さが問題視され、ナチから警戒対象となったことが読み取れる。

さらに、バンクウィッツは「アルザスのゲシュタポ局長に対し提出された1944年の宣伝に関する報告書では、ロッセの『詭弁的な言葉』が激しく非難されていた。彼は通常ナチ党から疑念の目で見られていた」⁴⁶⁵と指摘する。そして、1944年12月2日にはライン川を越えて対岸のバーデン州に身を隠し、ゲシュタポの逮捕を辛くも逃れたという⁴⁶⁶。ほぼ同時期にナチ当局はシュテュルメルおよびケッピに対しても逮捕を試みており、遅くともナチ時代末期にはロッセらUPR出身の自治主義者の反ナチ的な行動を把握し、監視対象としていたことは間違いない。要職に就きアルザスにおけるナチ支配の確立に大きく貢献したムーラーやビクラも、すでに示したように1944年7月以降、短期間ではあるが身柄を拘束されており、彼らに対するナチ当局の信頼も万全ではなかったことが示唆される。

5.3.2 ナチ関係者の証言に見る自治主義者に対する認識

戦後の自治主義者に対する裁判では、様々なナチ当局関係者からナチ時代における自治主義者の活動について証言が出されている。中でも、ナンシー派を筆頭とする自治主義者と最も近い立場にいたエルンストの証言は、ナチの自治主義者に対する認識を比較的反映していると考えられる⁴⁶⁷。ここではムーラーおよびロッセを中心に、大戦中における自治主義者に対するナチ関係者の認識について、戦後得られた証言からその概要を示したい。

エルンストは戦後、自治主義者の裁判に検察側証人として出廷し証言した。例えばムーラー裁判では1947年2月27日、ロッセ裁判では1947年6月3日に出席し証言しており、「トロワ＝ゼピ宣言」に対するムーラーの態度についてエルンストは何も知らないとする一方、大管区指導者ヴァグナーはムーラーを「軟弱すぎる」と語っていたことを明らかにした⁴⁶⁸。アルザスにおける徴兵制導入時にムーラーが抗議したかどうか弁護士のヘス（Hess）が質問したことに対し、「その可能性はあるが覚えていない」⁴⁶⁹と発言した。

⁴⁶⁴ Archives municipales de Strasbourg, 113Z55.

⁴⁶⁵ BANKWITZ, Philip Charles Farwell, *op. cit.*, p. 85.

⁴⁶⁶ *Idem.*

⁴⁶⁷ このほか、アルザスにおける事実上の最高権力者であった大管区管長ロベルト・ヴァグナーは自治主義者の上に立ち掌握・監視する立場にあったと思われるが、第5章で述べる自治主義者裁判の開始前に処刑されたことから、裁判で証言できなかった。

⁴⁶⁸ *L'Alsace*, 1947年2月28日。

⁴⁶⁹ *Journal d'Alsace et de Lorraine*, 1947年2月28日。

エルンストはまたロッセ裁判において、戦間期に自治主義者のうちロースやシャルらに
対して資金を提供したことは認めたもののロッセに対する資金提供は否定した。そして、
ロッセがナチによるアルザスにおけるコンコルダート破棄に反対したこと、また国防軍へ
の志願を呼びかける声明文を含むポスターから自らの名前を消すよう働きかけたと言
している。一方、自治国家アルザスの創設についてはナチ占領下において考えられないとし、
聞いたことはないと言っている⁴⁷⁰。

この他のナチ関係者も自治主義者の動向について証言している。多くの者が検察側の証
人として証言しており、ナチ時代における自治主義者に対する認識を知る上での手掛かり
を与えてくれる。例えば戦間期にエルンストから自治主義者への資金提供で重要な役割を
果たしたとされるアルベルト・ボンガルツも出廷し、1940年7月にロッセが開いた会合の
最後に、ロッセが占領軍に対し忠実に協力するよう要求し、独仏戦でアルザス、特にコル
マールが破壊から免れたことについてドイツ軍に感謝する発言をしたと述べている⁴⁷¹。ま
た、ミュルーズの元市長でナチ政権時代に上級参事官 (*Oberregierungsrat*) を務めたパウル・
マース (Paul Maas) は、「ロッセは良いドイツ人と見なされていたか」という裁判長の質
問に対し、「ロッセはナチではなかった」「(ナチ党には入ったが) 自発的に入ったわけ
ではなかった」⁴⁷²と証言し、ロッセのアルザス救援隊への参加は経済目的であったと述べ、
裁判長から「なぜロッセに対し『管区指導者』のポストが与えられなかったか」と尋ねら
れたことに対し「聖職者とのつながりが強すぎると考えられたからだ」⁴⁷³と回答している。
さらに、ナチ時代に大管区宣伝指導者 (*Gaupropagandaleiter*) を務めていたアドルフ・シュ
ミット (Adolfe Schmidt) は、ロッセがもし望めば講演の場での発言を拒否することはでき
たはずと主張し、彼がムーラーと同様に、情熱と確信をもって話しをする最も説得力を持
つ講演者であったとヴァグナーから認められていたことを明かしている⁴⁷⁴。このように、
戦後の裁判におけるナチ関係者の証言ではロッセらの「対独協力」的姿勢が強調される傾
向にあることは注目に値する。

大管区指導者ヴァグナーも基本的には自治主義者を「協力者」「善きドイツ人」として
評価していたことが多かったように思われる。ケツピに対する好意的姿勢は4.3.1で述べた
通りであるが、その他の自治主義者に対しても高い信頼を置いていた。バンクウィッツに
よると、ヴァグナーはロッセの「二股」に当初全く気付いておらず、彼について「無条件
で忠実に協力していた。彼は善きドイツ人であった。ナチ党员としてはロッセに信頼を置
いていなかったが、ドイツ人としては信頼していた」⁴⁷⁵と述べていたという。この他、ロ
ッセに近いシュテルメルについては、彼が徴兵制導入などに反対せずナチ支配に対し「沈
黙」を保ったことが、自らの統治に対しアルザスの人々から信頼を得ているという確信を

⁴⁷⁰ *Les Dernières Nouvelles d'Alsace*, 1947年6月4日。

⁴⁷¹ *Journal d'Alsace et de Lorraine*, 1947年6月3日。

⁴⁷² *Journal d'Alsace et de Lorraine*, 1947年6月4日。

⁴⁷³ *Idem.*

⁴⁷⁴ *Idem.*

⁴⁷⁵ BANKWITZ, Philip Charles Farwell, *op. cit.*, p. 83.

強めたとヴァグナーは戦後の尋問の際に主張したとされ⁴⁷⁶、ムーラーについても「疑いなく善きドイツ人、善き国民社会主義者、優れた演説者であり情熱にあふれている」、ビクラーに対し「善きドイツ人であるのみならず優れた国民社会主義者でもあり、(中略)非常に優れた管区指導者であった」と揃って高く評価していたことを指摘している⁴⁷⁷。

証言に立ったナチ関係者自身がフランス当局から起訴され裁判を待つ身であったことから、彼らの発言には自らに都合の悪い事実を隠す保身の意味合いもあると考えられ、全面的に信用できるわけではない。その面を差し引いても、ナチ関係者の発言からは自治主義者の「協力姿勢」および彼らに対する「好意的姿勢」が明確に浮かび上がり、多くの自治主義者が「公には親ナチ的な態度を維持する」という姿勢を取ったことが裏付けられる。ロッセらの「抵抗活動」について、彼らがそれほど明確に把握していたようには思われえない。ただしロッセのナチズムに対する態度が消極的であったとの証言もあり、ナチの側も自治主義者の間に態度の差があることを十分認識していたことがわかる。ロッセら UPR 出身のナンシー派自治主義者が熱狂的なナチズムの信奉者ではないとの理解が、ナチ体制下における要職などの扱いの違いに繋がった可能性は高い。シュテュルメルの場合も、エルンストに対しドイツに対する強い忠誠を誓う履歴書を添えてナチ党への入党とともに武装 SS への入隊も申請したものの、入党は認められたが SS への入隊は認められなかった⁴⁷⁸。

5.3.1 で挙げたナチ当局の自治主義者に対する認識を示す文書と合わせて考えると、ナチ時代初期においては「善きドイツ人にはあるが熱狂的なナチ党员ではない」ロッセら UPR 出身者と、「善きナチ党员」とみなされたムーラーやビクラーなどの「対独協力積極派」に対する評価は異なっていたものの、ヴァグナーははじめドイツ本土出身者が占めるナチ当局は自治主義者全体に対し相応の信頼を置いていたと思われる。しかし、ナチ時代後期になると信頼は低下し、特にロッセ、シュテュルメルを筆頭とする教権派自治主義者に警戒を強める者が出てきたことが見て取れる。当初、利用価値が高く「黙認」せざるを得なかった自治主義者による「抵抗活動」についても、徐々に容認できないものへと受け止め方が変わったのではないだろうか。

第 5 章 まとめ

本章では、ナンシー派を中心とする自治主義者の「対独協力」と「抵抗・離反」を分けた要因について検証し、大戦末期における「急進化」と「離反」を示すとともに自治主義者間の行動を分けた要因について検証し、さらには自治主義者の「協力」「抵抗」の動きをナチ側がどのように見ていたか考察することができた。

⁴⁷⁶ *Ibid*, p. 82.

⁴⁷⁷ *Ibid*, p. 80.

⁴⁷⁸ *Ibid*, p. 88.

大戦末期には自治主義者の行動が「急進化」と「離反」の二つにくっきりと分かれたが、ナンシー派の内部も含めて自治主義者の間にあった元からの路線の違いが浮き彫りになった。すなわち、戦間期に分離主義・ファシズム的な傾向を示しナチ時代には管区指導者や軍事上の要職を引き受けた有力者の多くが、徴兵制導入をはじめとする抑圧的政策の強化に対しても目立った異議を唱えることなく追従し、ドイツの敗色が濃くなってもいわばナチと最後まで運命を共にし、アルザスの人々に徹底抗戦を呼びかけた。一方で、「ドイツ化」「ナチ化」政策の急進化やドイツの戦況悪化に伴い、それまでナチに対し宥和的な態度を取っていたり、少なくとも表向きには「ドイツのアルザス」を肯定する立場にあったりする者のナチ・ドイツからの「離反」が明確になった。時系列的に見ても、「併合」当初は消極的ながらナチ体制を受け入れようとしていたロッセをはじめ UPR 出身者を中心とする自治主義者が、コルマール・グループに代表される反ナチ的な動きへと合流を決めていく様子を見て取ることができる。このように「離反」した背景には、戦況悪化などの理由の他にも一部の自治主義者に対するナチからの「待遇」の悪さや、自治主義の本来の理念と反するようなナチによる強権的なアルザスの「同化」政策、徴兵制導入などアルザスに多大な犠牲を強いる「ナチ化」政策に対する反発もあると考えられる。

自治主義者の行動を分けた要因としては様々なものが考えられるが、宗教・言語などの自治主義の理念に対する「忠実度」や経済的な基盤の強さなどは確かに影響したと思われ、特に経済的基盤の違いは個々の自治主義者が「対独協力」「抵抗」のいずれに動く場合でもその行動の幅を左右する要因とはなり得た。自治主義者の多くに共通していた宗教的権利の要求と、ナチの反教会姿勢は両者の衝突要因であり、特にカトリックを基盤とする UPR にとっては教権拡大が重要な柱であったことから、離反を促す原因になったと考えられる。また、親独的傾向が当初より明確だった者のほうが対独協力に積極的であった印象も受けるが、シュピーザーの事例からもわかるように自治主義者が理想とする「ドイツ」とナチ支配下のアルザスの現実にはずれがあり、必ずしも決定的な要因とはなっていないように思われる。ナチへの態度を決定する上で最も大きな影響を及ぼしたのは、戦間期からのファシズムやナチズムとの思想的結びつきの強さである。戦間期の郷土党や青年同盟、労働者・農民党などの反仏的・分離主義的色彩が強く、ファシズム・ナチズムや反ユダヤ主義の影響を色濃く受けていた勢力出身の自治主義者のほうがナチ支配下でも積極的かつ持続的に「協力」する傾向が明確で、大きく「離反」することもなかったことが指摘できる。

自治主義者の動向に対するナチ幹部の認識については興味深い。ロッセら UPR 出身の一部の自治主義者がナチ党员・協力者として「消極的」であったことは十分理解していたものの、自治主義者に関わる証言や文書からうかがわれる限りでは、当初から「抵抗活動」や「離反」を十分把握し、反体制派として本当の意味で警戒の目を向けていたようにはあまり感じられない。少なくとも大戦末期が近づくまでは、人により異なるものの自治主義者とナチ当局の間に相応の信頼は存在していたと思われる。

「対独協力」と「抵抗」の変遷についてまとめると、時代が下るとともに「抵抗」の幅はナチ当局が考える以上に広がりを示した。一旦はナチに相応の期待をかけたものの裏切られ、ドイツ併合下でのアルザスの暴力的なナチ化政策に幻滅し反ナチ的な態度を徐々に強める者が多く現れた。第4章で述べた通り、ナチ当局の「信頼」があったからこそ被迫害者への救援や水面下での反ナチ的活動がある程度成功したことは念頭に置く必要がある。

第6章では、戦後自治主義者に対して行われた裁判について検証する。第3章から本章までで論じたように、「対独協力」と「抵抗」が複雑に重なり合うナチ支配下における自治主義者の行動が裁判においてどのように評価されたか考察したい。

第6章 戦後の自治主義者に対する裁判ならびにその評価を巡る問題

本章では、第二次世界大戦終了後、自治主義者の対独・対ナチ協力行為を巡って行われた裁判について検証・考察し、ナチ支配下における自治主義者の行動が戦後フランスの司法によりどのような形で審判を受けたかを示す。第5章までと同様、ナンシー派に属する主要な自治主義者に焦点を当て、まず彼らの裁判の概要を示す。その上で、裁判およびその判決の背景となった状況について、第5章までで論じた「対独協力」や「抵抗活動」の実態を踏まえた上で、フランス解放後対独協力者と認定された者に対する「エピュラシオン」（対独協力者の粛清）が進んでいた当時の社会状況も考慮に入れつつ分析を進める。後で示すように、裁判では被告となった自治主義者側の証人および検察側の証人が、自治主義者の「対独協力」やナチとの関わり、または「抵抗活動」の実態を数多く証言している。裁判の経過を詳細に論じた新聞記事などを参照しつつ、これらの証言はどこまで妥当なものであったか、証言を突き合わせたうえで検証したい。そして、裁判で下された判決は、どのような背景から導き出されたものであったのだろうか。「対独協力」と「抵抗活動」それぞれの「実績」が、裁判ではどの程度評価され、どの程度判決に反映されたものだったのだろうか。これらの点を検証する作業を通じて、1947年に行われた一連の自治主義者裁判の特徴や意義、その問題点を明らかにしたい。

6.1 フランス解放と「エピュラシオン」

本章で論じる自治主義者に対する裁判は、戦後フランス全土で広がりを見せた「エピュラシオン (*épuration*) 」と呼ばれる、対独協力者と名指しされた者に対する粛清・追放の動きの一環であったと考えられる。本節では、戦後フランス、とりわけアルザスにおけるエピュラシオンの概要・全体像を簡潔に示し、自治主義者裁判の特徴・意義を考える上での手掛かりとしたい。

6.1.1 エピュラシオンの概要および展開

仏語 *épuration* は、一般的な「浄化」という意味に加えて、「組織、政党、社会において好ましくないと判断される構成員の排除（初出 1791 年）」を意味する場合があり、さらに第二次世界大戦に関連する文脈では「解放時における対独協力者の排除」を指す⁴⁷⁹。類似の現象は 1944～45 年に欧州各国で発生し、公職追放や裁判・復讐が広範囲に見られたが、ここではフランスにおける現象を指して「エピュラシオン」という用語を使用する。1944 年 6 月の連合軍ノルマンディー上陸以降フランス各地でエピュラシオンが猛威を振るい、

⁴⁷⁹ *Le Nouveau Petit Robert*, Paris, Dictionnaire Le Robert, 2002, p. 931. なお、一般的な意味での「排除」という意味で使用する場合「粛清」などの訳語が適切であると考えられる。

非正規の裁判など超法規的手段で約1万人が殺害された。後には対独協力者裁判法廷 (*cour de justice*) や比較的軽微な罪を裁く付属の公民法廷 (*chambre civique*) を中心に司法の場でエピュラシオンが遂行され、ナチやドイツ軍、ヴィシー政府に協力したり、国家の統一を損なう行為を犯したりした者が裁かれた⁴⁸⁰。企業の従業員や自由業者、公務員らの場合も対独協力・利敵行為が認定された個人に対し職場からの追放などの制裁が加えられ、またそのような企業の接収・国有化措置が取られた。

アルザスでも、1944年末から1945年前半にかけてレジスタンス・民衆の手による超法規的エピュラシオンが各地で見られた。1945年3月以降アルザスがフランスの支配下に復帰すると、エピュラシオンは司法の場に委ねられた。住民には併合下での行動やナチ党・下部組織への加入状況などに関し申告義務が課せられ、各郡に設置された調査委員会が住民から対独協力に関係する訴えを受理し調査した。アルザス全体で2万件近くの訴えが受理された⁴⁸¹。さらに、アルザスの住民は全員、併合下での行動やナチ党ならびに下部組織への加入状況について申告する義務が課された。調査・申告に基づき裁判が実施され、またそれまでに逮捕されていた者も知事の権限により逮捕が「正規化」された。

アルザスにおいても、対独協力者裁判法廷および公民法廷が司法上のエピュラシオンの中核を担った。対独協力者裁判法廷は、ドイツ当局・ヴィシー政府に積極的に協力した者を裁くために設立され、刑法を補完するよう定められた政令を法的根拠に、敵との協力行為を裁き、直接・間接的にドイツ軍に援助を与えたり、国家の統一を損なう行為を犯したりした者を裁いた⁴⁸²。対独協力者裁判法廷に付属して設置された公民法廷は、比較的軽い対独協力者らに対し、「公民権剥奪 (*dégradation nationale*)」⁴⁸³ など自由剥奪を伴わない刑罰を科した。アルザスでは、両法廷ともストラスブールなど4ヶ所に設置された。対独協力者裁判法廷が、死刑・懲役刑など自由刑を科したのに対し、公民法廷は、対独協力組織にただ所属していた(積極的に弾圧活動、利敵行為を行わなかった)者など、「反祖国罪 (*indignité nationale*)」と呼ばれる比較的軽い罪を犯した者を裁いた。

このほかに、職場などでもエピュラシオンは進められ、職場からの追放や民間企業従業員、自由業者、公務員、公企業従業員らに対するエピュラシオンも進められた。1944年10月18日の政令が民間企業・従業員に対する「職業的」エピュラシオンの法的根拠である。政令に基づき全産業エピュラシオン地域委員会および全産業エピュラシオン全国委員会、およびその下に組織された各職場別のエピュラシオン委員会がこのようなエピュラシオンを担当し、特に企業主や管理職を中心に対独協力行為について厳しく調査が行われた。対

⁴⁸⁰ なお、*Cours de justice* および *Chambre civique* それぞれの訳語は『小学館ロベール仏和大辞典』(第6刷、2002年)の416、598ページを参照し利用した。

⁴⁸¹ STREICHER, Jean-Claude, *Histoire des Alsaciens de 1789 à nos jours*, Paris, Fernand Nathan, 1979, p. 211.

⁴⁸² CHAMBON, Albert, *Quand la France était occupée... 1940-1945*, Paris, Éditions France-Empire, 1987, p. 133.

⁴⁸³ 公民権剥奪とは、身体的拘束を伴わず、社会的・政治的権利を剥奪し、公務員・弁護士・閣僚職など特定の職業への従事を禁止する刑罰。「公民権剥奪」および下の「反祖国罪」という訳語は、アルベール・シャンボン著、福元啓二郎訳『仏レジスタンスの真実 神話・伝説・タブーの終わり』河出書房新社、1997年、161ページに基づく。

独協力・利敵行為が認定された個人に対し職場からの追放や公民権剥奪などの制裁が加えられ、また自動車産業ルノーをはじめ「対独協力」が認定された企業の接収・国有化などの措置が取られた。こうして対独協力に手を染める機会の多かった製造業、建設業、銀行、商社など多くの業種でエピュラシオンが遂行された。同時に公務員・公企業従業員に対するエピュラシオンも行われ、同様に各職場に設置されたエピュラシオン委員会が主体となり、敵国ドイツの戦争・占領行為に協力したり、フランスおよび連合国の戦争行為を妨げたりした公務員、公企業職員らが、異動、年金なしの解雇など制裁措置の対象となり、現職職員の他退職した職員についても調査が行われ、対独協力行為が判明した場合は年金の一時的または永久停止処分を受けた。

この他、ナチ時代の行政責任者など有力者に対する裁判は軍事法廷で行われた。主要なものには元大管区指導者ヴァグナーに対する裁判（1946年）、後述する主要自治主義者に対する裁判（1947年7～8月）、そして裁判自体はアルザス外で行われたが1944年6月10日、中部フランス・リムーザン地方のオラドゥールで発生した虐殺事件に関与したアルザス人被告らを裁いた「ボルドー裁判」（1953年1～2月）がある。ヴァグナーはアルザスにおけるナチ化の最高責任者として、死刑判決を受けて処刑された。ボルドー裁判では、親衛隊に属していたアルザス人被告が強制徴募兵であり、虐殺への参加がいわば「強制された」ものであったとする見方からアルザスでは被告に同情的な世論に基づく裁判への怒りが巻き起こり、一度は有罪判決を受けたものの恩赦によりすぐに釈放された。

以上のように、エピュラシオンは主に当初の混乱期に発生した自然発生的な暴力や略式裁判などによるものと、戦争に伴う混乱期が終わり司法制度が再整備された後、一応の正式な手続きを踏んで行われた裁判・追放措置などの二つに大きく分けられる。後述するように、戦後ある程度の時間を経てから正規の司法手続きを踏んで行われた主要自治主義者に対する裁判は後者に分類される。

6.1.2 アルザスにおけるエピュラシオンの特徴

では、フランス他地域と比較した場合に、アルザスで生じたエピュラシオンの特徴は何だったのだろうか。

対独協力が比較的個人の自発性に委ねられることの多かったフランス他地域では、基本的にナチ党の下部組織やヴィシー政府の対独協力組織への所属、「親独・親ナチ的」と判断された行為が訴追対象となった。しかし、アルザスでは多くの住民がナチ党の下部組織に加入することを事実上義務付けられたため、「やむを得ず」ナチ党の組織に加入したり、生きるために必要な「対独協力」を行ったりした者は原則として訴追されず、主に自発的な支持者が訴追対象とされることが多かった。例えば自発的なドイツ国籍取得者やナチ党員、徴兵制実施以前の自発的志願者、親独主義者、当局に密告を行った者、ナチ党下部組織の指導者経験者などが制裁対象となった。具体的には、1942年1月以前に加入したナチ

党員、ナチ親衛隊隊員、ヒトラーユーゲント・ドイツ少女隊・国民社会主義自動車協会などの指導者経験者も制裁対象と規定された⁴⁸⁴。

アルザスにおけるエピュラシオンには厳格な面と寛容な面が並存した。略式処刑の犠牲者はアルザスでは数十人にとどまり、また東欧の旧ドイツ領などで見られた大量の犠牲者を伴う暴力的な住民追放もほとんどなく、超法規的なエピュラシオンによる犠牲者は比較的少なかった。また、司法の場でも確かに有罪判決数のみを比較すると厳しかったものの、死刑や終身刑などの厳罰は比較的少なく、短期の有期刑や公民権剥奪の判決が中心を占めた⁴⁸⁵。ドイツへの戦争協力を強制され、住民が徹底的に組織化されたため日常的に小さな対独協力行為が行われていたが、ナチによる強制を口実とすることで厳罰が避けられたためと推測される。一方、公民法廷で言い渡された公民権剥奪の規模を見ると厳格な側面も浮かび上がる。例えばストラスブールの公民法廷を見ると、有期の公民権剥奪は2120件、終身公民権剥奪は326件、滞在禁止判決は721件である。フランス全国で公民権剥奪を言い渡された人数は約95,000人である一方、アルザスでは約6,000人に達しており⁴⁸⁶、人口比で見てもアルザスの人々が広範囲に及ぶエピュラシオンの対象となったことは否定できない。

並行して職場からの追放は大規模に行われた。公務員・公企業従業員に対するエピュラシオンは非常に広範囲に影響を及ぼした。アルザスのバ・ラン県では、1940年から1945年まで職場に残った公務員計10,740人（国鉄除く）のうち、何らかの処分を受けたのは1,215人であり、その約半分は解雇処分であった⁴⁸⁷。フランス全国で処分を受けた公務員の割合は全体の1%程度であるのと比較すると非常に厳格である。アルザスで行政・刑事処分を受けた公務員の数は、フランス全土の処分者数の4分の1に達したとの指摘もある⁴⁸⁸。教員の場合も、併合下のアルザスで教職についていた小学校教員1,894人中428人、中等教育の教員は合計223人中73人が処分を受けた⁴⁸⁹。これらの数字を見る限りでは、アルザスにおける処罰の厳格さは顕著である。

以上を踏まえると、アルザスにおけるナチ時代の対独協力行為への処罰は、全体的にフランス他地域などと比較して「広く薄く」行われたことが特徴であったといえるだろう。このことを念頭に置きつつ、自治主義者に対する裁判について次節以降で考察を進めたい。

⁴⁸⁴ Archive départementale du Bas-Rhin, 391D152, Sous-préfecture de Sélestat

⁴⁸⁵ SCHAEFFER, J.Patrick, *L'Alsace et l'Allemagne de 1945 à 1949*, Metz, Centre de recherches relations internationales de l'Université de Metz, 1976, p. 124 によると、ストラスブールとサヴェルヌの特別法廷では有罪判決を受けた者のうち死刑判決の割合は40分の1（フランス全体ではおよそ7人に1人）、終身刑は121人に1人（全国では17人に1人）であった。

⁴⁸⁶ IRJUD, Alphonse, art. cit., p. 239.

⁴⁸⁷ L'HUILLIER, Fernand, *Libération de l'Alsace*, Paris, Librairie Hachette, 1975, p. 193.

⁴⁸⁸ SCHAEFFER, J. Patrick, *op. cit.*, p. 128.

⁴⁸⁹ L'HUILLIER, Fernand, *op. cit.*, p. 193.

6.2 主要自治主義者に対する裁判

本節では、ナンシー派を中心とする主要な自治主義者に対して行われた裁判の経過をまとめ、その概要を示す。自治主義者に対する裁判は大部分が1947年に行われており、アルザスの各新聞では連日非常に大きく取り上げられた。ここでは、新聞の報道記事や裁判記録を元に各裁判の概要を紹介し、その特徴について検証を試みる。ナンシー派自治主義者に対する裁判は大きく三段階に分かれている。ムーラーに対する裁判が先行し、続いてロッセ裁判があり、両裁判は二人の戦間期およびナチ時代に果たした役割の大きさゆえに注目を浴びた。その他の自治主義者（一部、ナンシー派以外も含む）は1947年の7月から9月にかけて裁かれ、前の2名と比較すればメディアなどにおける注目度は低かったが、以下で詳しく論じるようにケッピの「抵抗活動」に対する評価や、一部の「逃亡した」自治主義者に対する欠席裁判とその後の活動など、興味深い側面も多い。そこで、本節では三段階に沿って自治主義者に対する裁判の経過をたどり、その経緯・概要を示したいと考えている。

6.2.1 ジャン＝ピエール・ムーラー

ナンシー派自治主義者のうち、まずムーラーに対する裁判が実施された。ムーラーはミュルーズがフランス軍の手で「解放」された1944年10月21日にドイツ軍とともに逃亡したが、1945年7月にハイデルベルクでアメリカ軍に逮捕され、8月にはミュンヘン近くの病院に入院しているところをアルザス出身の元強制徴募兵に発見された。一度は逃亡に成功するものの、1946年7月にドイツのアメリカ軍捕虜収容所で発見され再び逮捕され、同月24日にミュルーズの拘置所に身柄を移された⁴⁹⁰。そして、1947年2月26日から28日にかけてミュルーズの対独協力者裁判法廷で裁かれた⁴⁹¹。

ムーラーの被告側証人としては戦間期の自治主義者・元下院議員のダーレのほか、元上院議員のブローグリーをはじめとするUPRの指導層などが参加した⁴⁹²。一方、エルンストをはじめ22名が検察側証人として出廷している⁴⁹³。

裁判ではナチ支配下の協力のみならず、戦間期における活動も厳しく追及された。起訴状の訴因は以下の通りである⁴⁹⁴。

- 1940年6月16日以前に外国勢力と協力したこと。
- 国家の安全に対する侵害。

⁴⁹⁰ *Les Dernières Nouvelles d'Alsace*, 1947年2月26日。

⁴⁹¹ STRAUSS, Léon, MOURER Jean Pierre, in *Nouveau dictionnaire de bibliographie alsacienne*, n° 27, 1996, p. 2724.

⁴⁹² *L'Humanité d'Alsace-Lorraine*, 1947年2月27日。

⁴⁹³ *Les Dernières Nouvelles d'Alsace*, 1947年2月27日。

⁴⁹⁴ *Les Dernières Nouvelles d'Alsace*, 同上。

- (1940年)6月16日以降、敵国に奉仕する立場に就任したこと。
- 国家反逆罪に相当する罪を犯したこと。

なお弁護士へのス (Maître Hess) は、1940年10月16日以前の行為については対独協力者法廷の管轄外であると主張したが、検事総長 (*procureur général*) のシュミット (Schmidt) は「管区指導者としてのムーラーの不正行為は、1939年以前の彼の活動の論理的かつ切り離すことのできない結末である」と主張し、公判分離の請求は却下された⁴⁹⁵。すなわち、戦前の「急進派」自治主義者としての活動とナチ体制下の「対独協力」は一体のものとして裁かれることになり、この後他の自治主義者についても同様の原則で裁判が行われることになる。

戦前の活動については、ドイツの資金受け取りについて追及された。裁判長はナチズムの脅威が明白となった1939年に入ってもなお、4月にはルクセンブルクのバート・モンドルフ (Bad Mondorf, 仏語名 Mondorf-les-Bain) でエルンストと接触し3万フラン以上の資金を受け取るなど、ドイツの資金を受け取っていたことを指摘し、ムーラーにその理由を追及したところ、彼は資金受け取りを認めた上で、「アルザスの全ての自治主義政党が彼(注: エルンスト)の元に現れている」「当時、雑誌の資金の出所については誰も気にしていなかった」と語っている⁴⁹⁶。戦間期におけるドイツとの協力関係を裏付けるため自らに不利な証拠として扱われる可能性が高いにもかかわらず、ムーラー自身が認めたことで戦間期から度々指摘されていたドイツ資金の受け取りが事実上証明された意味は大きい。

ムーラーは裁判において、自らの行動の正当性を立証しようと努めた。例えば2月27日の審理では、「職務を遂行する上で、ドイツ人からの指示を妨害しようと常に試み、例えばドイツ国防軍へのアルザス人の召集に対し抵抗した」⁴⁹⁷と主張した。しかし明確な具体例は各誌の裁判報道では言及されていない。

2月27日の審理では証人が相次いで発言した。検察側証人ではストラスブールの戦争犯罪追及部に所属する警視のフェルナン・アイニス (Fernand Heinis) がまず発言し、ムーラーがドイツの防諜機関と接触を持っていたこと、軍事情報を外国防諜機関に伝えたことを挙げフランスに対する裏切りに該当すると主張した。その他、ナチ時代の地区指導者

(*Ortsgruppenleiter*) 2人が証言し、ムーラーが原因で計2回、合わせて78名がゲシュタポによりドイツ本国の強制収容所に送られたと述べている。また第3章で述べたバレルズドルフ事件の処刑を承認したのはムーラーであると2名の裁判官が発言した⁴⁹⁸。

一方で被告側の証人らは、すでに逮捕されていたエルンストへの尋問を元にムーラーが彼に直接資金を求めたことはなく、またムーラーは大管区指導者ヴァグナーからは「軟弱」とみなされており、ドイツ当局による厳格な措置には反対するなどアルザス住民を支援しようとした側面があったと主張した。このほか、同じく拘留中のシュテュルメルも、ナチ

⁴⁹⁵ *Journal d'Alsace et de Lorraine*, 1947年2月27日。

⁴⁹⁶ *Les Dernières Nouvelles d'Alsace*, 1947年2月27日。

⁴⁹⁷ *La Presse Libre*, 1947年2月28日。

⁴⁹⁸ *Les Dernières Nouvelles d'Alsace*, 1947年2月28日。

に逮捕された者の釈放を求める際にムーラーにナチ当局との仲介役を依頼していたと証言した。4.3.2で述べた通り、元上院議員のブローグリーはムーラーが多くの人をゲシュタポから守ろうとしたと発言し、ダーレも戦間期の自治主義運動で国際問題については意見が一致しなかったものの、地域レベルでは意見が一致し共闘したと述べている。以上のように、フランスとの一体性を重視した「穏健派」も含め、戦間期に自治主義の立場を共有した者の多くがムーラーを弁護する側に回ったことは注目される。しかし、出廷が予定されていた被告側証人 66 人のうち実に 56 人が欠席したと報道されており⁴⁹⁹、証人側にムーラーを擁護する発言をすることへのためらいがあったか、または何らかの圧力が働いたと推測される。

裁判最終日の 2 月 28 日には 2 時間に及ぶ論告が開かれ、政府委員は「ムーラーは戦前も戦争中も裏切り、自らの属していた様々な政党を裏切り、ついにはドイツをも裏切った」と叫び、「判決については疑いようがない。彼（ムーラー）の友人カール・ロースは銃殺された。ムーラーに対しても同情はありえない。ゆえに私は死刑を求刑する」と述べた⁵⁰⁰。一方、弁護側は情状酌量による死刑回避を求め、戦間期に下院議員を務めていた時には善きフランス人として行動していたこと、宗教関係者を中心に多くの者を守った「功績」を挙げた。最後にムーラー本人は、「管区指導者として私は多くの困難に直面してきた。私の友人はみな辞職を勧めたが、アルザス人を守るために職にとどまった。そのために本日私は裁判にかけられている。私は許しを請わず、いかなる恩赦も求めない。ミュルーズの人々のために善を尽くした」⁵⁰¹と述べている。

判決では、1940 年以前の国家反逆罪、ならびに 1940 年以降敵との内通および関係を持っていたことが陪審員により認定され、情状酌量は認められず死刑判決が下された。その後、1947 年 6 月 10 日に処刑された⁵⁰²。ナチ時代における「対独協力」のみならず、それ以前の自治主義者としての活動やナチ・ドイツとの接近についても断罪されたことに留意が必要である。

6.2.2 ロッセおよびシュテュルメル

1945 年 2 月 7 日、ロッセはフランス軍に自発的に出頭した後逮捕され⁵⁰³、アルザスから遠く離れたロワレ県ピティヴィエに送られ拘留された。その狙いは弁護士や家族、友人らの面会を妨げ、弁護を困難にすることであったとの指摘もある⁵⁰⁴。検察側の立証資料の不足により予審が長引き、裁判がたびたび延期された。例えばフランス共産党は 1947 年 2 月 7 日の『ユマニテ・ダルザス・エ・ド・ロレーヌ』で、「本案件は更なる調査が必要という

⁴⁹⁹ *Journal d'Alsace et de Lorraine*, 1947 年 2 月 27 日。

⁵⁰⁰ *Les Dernières Nouvelles d'Alsace*, 1947 年 3 月 1 日。

⁵⁰¹ 同上。

⁵⁰² LE MAREC Bernard et Gérard, *op. cit.*, p. 85.

⁵⁰³ Archives départementales du Bas-Rhin, 544D261, lettre de Mme Joséphine Rossé à Monsieur le Garde des Sceaux.

⁵⁰⁴ WITTMANN, Bernard, *op. cit.*, Tome III, p. 110.

笑うべき理由で、裏切り者ロッセの裁判が再び延期された」という見出し記事を掲載し、「かつてのUPR指導者およびUPRの党全体とナチとの関わりを人々に知られることを妨げようとする者がいる」⁵⁰⁵と、審理の遅れを非難している。

ロッセに対する裁判は1947年5月29日から6月12日までの約2週間にわたり、ナンシーの対独協力者裁判法廷にて連日開催された。ロッセに対する裁判は他の自治主義者と比べても、彼の性格および戦間期における役割ゆえに大きく注目され、また騒擾を避けるためアルザスではなくナンシーのムルト・エ・モゼル対独協力者裁判法廷で開催された⁵⁰⁶。他の自治主義者と比較して裁判期間が長いことから、ロッセの役割に対する注目度の高さや証人数の多さがうかがえる⁵⁰⁷。フランス刑法75条および76条の「国家の安全に対する侵害、反逆罪、敵との内通 (*atteinte à la sûreté de l'État, de la trahison, et de l'intelligence avec une puissance étrangère*)」が主な罪状であった⁵⁰⁸。

裁判ではまず、戦間期の自治主義者としてのロッセの活動が改めて追及された。例えば戦間期のドイツ旅行の目的に関する裁判長の質問に対しロッセは、フランス政府から依頼された非公式な任務やベルリン・オリンピックの準備、その他の取材のために出向いたのみであり、ドイツからの補助金受け取りが目的ではなかったと主張した⁵⁰⁹。

第3章で記したように、「トロワ＝ゼピ」での署名についても、ヴィシー政府がアルザスを放棄した状況では他に方法がなかったと弁明した。そして、第4章で説明したようにアルザティア社を通して反ナチの書籍を守り、「コルマル・グループ」を通じたヒトラー暗殺計画に参加していたと主張した。

ロッセ裁判では、検察側証人として警察官僚や長年ロッセと敵対する政治家・新聞関係者などが出廷した。一方、検察側証人を大幅に上回る計162名の被告側証人がナチ時代における彼の功績について証言し、「抵抗活動の英雄」と称えた。

例えば後の首相ロベール・シューマンも、ロッセが抵抗活動家であったと証言している⁵¹⁰。シューマンは1947年6月10日出廷し、戦間期にはロッセがフランス他地域の議員に衝撃を与えるほど過激な自治主義を唱えたことはないと述べ、また彼を通じ、ナチに敵対的な一部のドイツ人の拘留あるいは亡命について知ることができたと証言した⁵¹¹。

このほか6.3.4に記すように元進歩党員のダーレもロッセ側の証人として証言し、戦間期のロッセの自治主義と自らの考えは重なる部分があったとして戦間期の活動について証言した。シューマンやダーレのような戦間期からの政治家以外にも、例えばアルトキルシュ

⁵⁰⁵ *L'Humanité d'Alsace et de Lorraine*, 1947年2月7日。

⁵⁰⁶ *Les Dernières Nouvelles d'Alsace*, 1947年5月30日。

⁵⁰⁷ ただし実際には、「二回目となるロッセの裁判はナンシーではほどほどの関心しか引き起こさなかった」「一般の人の傍聴者はジャーナリストよりも少なかった」と同日の*Les Dernières Nouvelles d'Alsace*誌も指摘しており、懸念されたような混乱は生じなかったようである。

⁵⁰⁸ SCHAEFFER, J.Patrick, *op. cit.*, p. 114.

⁵⁰⁹ *La Presse Libre*, 1947年5月31日。

⁵¹⁰ WITTMANN, Bernard, *op. cit.*, p. 114.

⁵¹¹ *Journal d'Alsace et de Lorraine*, 1947年6月11日。

の獣医ヴァルシュ（Walch）は、アルザス南部ジュントガウ（Sundgau）地域で住民の追放が計画されていることをロッセに知らせ、その通報を受けてロッセはヴァグナーとの粘り強い交渉によりヴァグナーを譲歩させ計画を途中で断念させたと証言し、「ロッセは故郷アルザスに値する人物である」⁵¹²と述べた。その他、コルマールの文書館員であったジットラー（Sittler）は、「私が家族と共に流刑に処せられそうになった時、またフランス人の予備役士官 50 名がナチ親衛隊に動員されようとしていた時、ロッセが働きかけてくれたことに感謝している」⁵¹³と語っている。アルザティア社の活動については 6 月 6 日から 7 日にかけて社の関係者や宗教関係者が多く出廷しており、コルマールのアルザティア社の事務局長ハイデット（Heidet）は「ロッセは何度も自らの命を危険にさらした」と述べ、ベネディクト派の神父フライシュマン（Fleischmann）は「ロッセは反ナチ活動で常軌を逸したほどの無鉄砲さを発揮した」⁵¹⁴と証言し、アルザティア社の手掛けた活動は中央ヨーロッパ中の出版社の中でも随一のものであると高く評価した。

ところが、彼の抵抗活動の「功績」は、逆にナチ当局とロッセの関係の強さや影響力を裏付ける結果となったかもしれない。裁判開始前の 1945 年初め、上院議員ブローグリーはパリのジャーナリストに対するインタビューで、戦争中多くのアルザス人を救ったロッセの行動を称賛し、自らもロッセのヴァグナーに対する働きかけにより追放を免れたと説明した。これに対し同年 3 月に国民議会議員の M・ノゲール（Noguère）は「ロッセはこれほど重大な決定を取り付けられるほどドイツ政府や『大管区指導者』ヴァグナーに対し影響力をもっていたということだ」と叫び、「本物のアルザス人はドイツ人からの打算的な配慮を受ける必要などなかったはずだ」と主張し、拍手を浴びたという⁵¹⁵。

後で詳しく述べるように、共産党機関紙では連日反ロッセ・キャンペーンが繰り広げられたが、その他にもアルザスを代表する日刊紙『アルザス・ロレーヌ新聞（*Journal d'Alsace et de Lorraine*）』や『アルザス新報（*Dernières Nouvelles d'Alsace*, DNA と略記）』などの各新聞も程度の差はあるがロッセら自治主義者を断罪した。例えば、公判 9 日目の 6 月 7 日だけで 40 名ほどがロッセ側の証人として発言したが、その狙いについて『アルザス・ロレーヌ新聞』は以下のように批判している。

「この 9 日目の公判で証言した者らは、ロッセの戦前あるいは戦中の政治的活動についてほとんど語らなかった。彼らはゲシュタポやドイツ軍とのもめ事に巻き込まれた際、被告が手助けしたことについて語った。

⁵¹² *Journal d'Alsace et de Lorraine*, 1947 年 6 月 10 日。

⁵¹³ *Journal d'Alsace et de Lorraine*, 1947 年 6 月 8 日。

⁵¹⁴ *Idem.*

⁵¹⁵ WITTMANN, Bernard, *op. cit.*, p. 54.

ロッセの多様かつ複雑な活動のうち人道的側面しか明らかにしていない、この雪崩のような数の証人の狙いは、多量の善き言葉や行いを引き合いに出してロッセの陰謀やいかがわしい闇取引を隠してしまうことであることは明らかである」⁵¹⁶

最終弁論では、ロッセの弁護士の一入シュトループ (Strub) は「4年間にわたり、抑圧された人々の苦痛を和らげるため最大限に尽力した人々のことを忘れてはならない」⁵¹⁷と主張し、別の弁護士クレール (Kroell) は裁判で指摘された密告の疑いについて、「ロッセが密告したという証拠はない。逆に、密告者は間違いなく彼ではないと考えられる」⁵¹⁸と指摘している。また、裁判最終日である6月12日には、同じく弁護士ポール・シュミット (Paul Schmidt) がナチ支配下におけるロッセの行動は親独的ではなく、多くの場合にナチの命令に背いて毅然とした態度を貫いたと主張し、アルザティア社の出版活動にも触れて「ロッセは義務を果たしたことに満足している。自らの行為がしかるべき価値を有していることを彼は知っている。彼はフランスの将来に信頼を置いている。アルザスに分裂を生み出すことは避けなければならない」⁵¹⁹と述べた。

一方、政府委員兼検事総長のボルネ (Borner) は、「弁護側は戦前のロッセの活動や彼とエルンストおよび (ロッセへの資金提供が疑われる) ボンガルツとの関係に対し完全に沈黙を保っている」と非難し、ナチ支配下でのロッセの「有害」な活動を振り返り、「アルザスに対する配慮やロッセにより救われた命を考えると、死刑を求刑するのはためらわれる。しかし、対独協力の事実は消えず、終身刑を下回ってはならない」⁵²⁰と、ロッセのナチ支配下における「功績」を考慮しても終身刑が適切と主張した。最後にロッセは、「私はドイツ人から一銭も受け取ったことはない。どこまでもフランス人として振舞ってきた。私は常にフランスの対外政策を支持してきた。一度も祖国を裏切ったことはない。(中略) 私は最も大規模な反ナチプロパガンダ行動を遂行したアルザス人である。(以下略)」と述べて締めくくり、愛国者かつ反ナチ活動家としての自らの行動の正当性を印象付けようとした⁵²¹。

判決では、以下の3点について有罪であるかどうか、陪審員による審議が行われた。

- 1939年以前の敵との内通について有罪であるか。
- 1940年6月15日以降の敵との内通について有罪であるか。
- 国家を外的危険にさらしたことについて有罪であるか。

このうち、1939年以前の敵との内通については無罪とされた。一方、1940年6月15日以降の敵との内通、ならびに国家を外的危険にさらしたことについては陪審員の多数決により有罪とされたものの、情状酌量による刑の軽減が認められた。結果として、懲役15年、

⁵¹⁶ *Journal d'Alsace et de Lorraine*, 1947年6月8日。

⁵¹⁷ *Journal d'Alsace et de Lorraine*, 1947年6月12日。

⁵¹⁸ *Idem.*

⁵¹⁹ *Journal d'Alsace et de Lorraine*, 1947年6月13日。

⁵²⁰ *Idem.*

⁵²¹ *Idem.*

公民権剥奪、全財産没収の判決が下された⁵²²。先に挙げたムーラーとは異なり、戦間期の自治主義者としての活動については「無罪」と判断されており、あくまでもナチ時代の活動、例えばトロワ＝ゼピ宣言への署名、ナチ支配下における公職就任、プロパガンダに利用されたことなどが、立場を利用した抵抗活動の功績を考慮しても重大な刑事責任があると認められた。これに対し、後で詳しく示すがロッセに死刑を要求していた共産党などはまだ「寛容すぎる」と非難した⁵²³。

ロッセ裁判においてはナチ時代における「対独協力」のみならず、戦間期における自治主義者としての活動やドイツとのつながりも問題となったことがわかる。ロッセは容疑を一切否定しており、戦間期におけるドイツからの資金受け取りも否認している。裁判が対独協力行為だけでなく、いわば「戦間期の自治主義運動自体を裁く場」と化したことは、裁判における戦間期の活動に対する追及の厳しさからも見て取ることができる。ナチ時代の役職がより重要であったムーラーへの裁判や、6.2.3 で記すその他の（戦間期の活動の重要性が相対的に小さかった）者と比べても、戦間期のロッセの行動はより大きな注目を集め、改めて裁きを受けることになったといえる。結果的には戦間期の活動については無罪となったが、各新聞ではこの事実への言及はほとんどなく、共産党をはじめとする政党・団体や新聞紙上でのロッセに対する敵意が変わっていないことを見ると、自治主義運動への世論や評価が判決を機に変わったとは考えにくい。

有罪判決後、ロッセは複数の刑務所を転々とした後、1951年10月24日にフランス南西部のエース（Eysses）刑務所にて病死した。この間相次いで恩赦申請が出され、例えば4.2.1で紹介したように1950年3月にロッセの妻ジョゼフィーヌは、コルマルのカトリック関係者ら17名とともにロッセの釈放を求め請願書を法務大臣に対し提出している⁵²⁴。一方、ロッセ自身も戦後の対独協力者処罰を「不公正」とし、全ての「対独協力者」の恩赦を要求する書簡をアルザスのカトリック系政治家宛に送っている⁵²⁵。さらに、バチカンの教皇庁がロッセ釈放を求めて働き掛けた事実も警察庁からバ・ラン県知事に宛てた報告書中で指摘されている⁵²⁶。特にアルザティア社を通し宗教的書物の出版を継続した功績に対する宗教上の感謝が背景に挙げられる。ドイツ人のイエズス会神父ライバー（Leiber）がロッセの復権を求めてバチカンに対し介入を求めたほか、バーデン州においてもナチ支配下におけるアルザティア社の宗教的書物出版活動ゆえに、キリスト教的感情とロッセに対する感謝に基づく彼の釈放・復権を求める非政治的な動きが見られたことなどが報告書で指摘さ

⁵²² *Le Nouveau Rhin Français*, 1947年6月13日。

⁵²³ WITTMANN, Bernard, *op. cit.*, p. 112.

⁵²⁴ Archives départementales du Bas-Rhin, 544D261.

⁵²⁵ *Presse Libre*, 1949年4月28日。

⁵²⁶ Archives départementales du Bas-Rhin, 544D261.

れており、アルザス外でもロッセの状況がカトリック界を中心に一定の関心を集めたことがうかがえる。しかし、最終的に恩赦申請は受理されなかった。

ロッセの葬儀は、友人のほか教会関係者、自治主義者らを中心に数百名が参加し執り行われた。警察の監視下に置かれ、参列者のカメラ撮影も行われたという⁵²⁷。ドイツのカトリック系新聞の中にはロッセを「欧州のために命をかけて闘った」として再評価する流れもあったが⁵²⁸、アルザスの大多数の新聞は相変わらず「裏切り者」との評価を続けた。

同じく UPR 出身で、戦間期からナチ時代を通してロッセに近い立場にいたシュテュルメルは、1945年4月16日にミュルーズの郡庁に出頭した。その後コルマール、ドランシー、パリなど各地に連行された後⁵²⁹、敵との内通および国家の対外的安全の侵害によりミュルーズの対独協力者裁判法廷で1947年7月17日から18日にかけて裁判が行われた。ナンシー派の一員として他の被告とは切り離されて裁判が行われたものの、ロッセやムーラーと比較するとその役割の重要性が低かったためか、裁判も2日間と短期で進められ、各新聞上での扱いも決して大きくなかった。例えば共産党系機関紙の『ユマニテ・ダルザス・エ・ド・ロレーヌ』では7月18日・19日両日の新聞で各2ページ、カトリック系新聞『新しいアルザス人 (*Le Nouvel Alsacien*)』ではそれぞれ1ページの小さな囲み記事を掲載したに過ぎず、法廷での応酬も詳しく取り上げられているとは言い難い。

1日目の審理ではシュテュルメルに対する尋問が行われ、戦間期の活動が焦点となった。彼は、「地域主義者」ではあったものの自治主義者ではなかったと主張し、一方自らが編集者を務める新聞『故郷 (*Die Heimat*)』のためにシェーラー神父から6,000フランを受け取ったことは認めたものの、受け取ったのは一度きりであり、ドイツからの政治的な資金援助としてではなく純粋に自らの新聞に対する支援として受領したと述べ、反仏的態度を取ったことはなかったと主張した⁵³⁰。2日目の証言では検察側・被告側両方の証人が証言した。検察側では、例えばアルザス南部のタン (Thann) およびアルトキルシュ (Altkirch) の住民が証言し、1940年夏に参加した講演会でシュテュルメルが激しく反仏的な発言をしたと語った。一方、旧上院議員のブローグリーら UPR の関係者がシュテュルメルを擁護する立場で発言し、複数の証人がナチ体制下でシュテュルメルの働きかけにより逮捕の危機を逃れたと述べた⁵³¹。判決では、懲役8年、滞在禁止20年、終身公民権剥奪ならびに追徴金33万フランが言い渡された。その後、1951年4月29日に釈放され、1953年の恩赦法により1954年に恩赦を受けている⁵³²。

⁵²⁷ WITTMANN, Bernard, *op. cit.*, p.114.

⁵²⁸ Archives départementales du Bas-Rhin, 544D261.

⁵²⁹ BANKWITZ, Philip Charles Farwell, *op. cit.*, p. 102.

⁵³⁰ *Le Nouvel Alsacien*, 1947年7月18日。

⁵³¹ *Le Nouvel Alsacien*, 1947年7月19日。

⁵³² BAECHLER, Christian, STURMEL Marcel René, in *Nouveau dictionnaire de biographie alsacienne*, n° 36, 2000, p. 3821.

シュテュルメルは戦後、自治主義者、特に 1951 年に没したロッセの「復権」のために活動した。第二次世界大戦中の出来事について記述を試みるためフランスおよびドイツの公文書館で調査を行い、ドイツではアメリカから返還されたナチ時代の資料を閲覧するなどして研究を進めていたとされるが、1972 年 1 月 1 日に急死した。その研究の成果は、没後の 1980 年に公開された彼の論文『アルザス民族党 (UPR) の元議員の観点から見たアルザスおよびドイツの抵抗運動 (Das Elsaß und die deutsche Widerstandsbewegung in der Sicht eines ehemaligen Abgeordneten der Elsässischen Volkspartei, in *Landesgeschichte und Zeitgeschichte*, Karlsruhe, Kommissionsverlag G. Braun, 1980) 』にまとめられている。論文は、ロッセが正式なアルザス・ロレーヌの正式な併合宣言を断念させたなどと指摘し、特にヴィシー政府に対しロッセが及ぼした影響を高く評価する内容となっている。

6.2.3 その他の自治主義者に対する裁判

ムーラー、ロッセおよび欠席裁判となった者を除くナンシー派自治主義者に対する裁判は 1947 年 7 月 29 日より 8 月 6 日までストラスブールの軍事法廷にて実施された。この裁判の対象となったのはジョゼフ・オスター、ピーター・ビーバー、ケッピ、カミーユ・マイヤー、ならびに (ナンシー派に含まれないが) カール・ロースの秘書を務めていた女性ジョルジュット・ステックレ (Georgette Stoecklé) の 5 名である。

この裁判で最も注目されるのは、ロッセと同様に抵抗活動の「業績」が論争の的となったケッピに対する審理である。ケッピは 1944 年 7 月 20 日のヒトラー暗殺未遂事件への加担の責任を問われ 11 月にナチ当局から逮捕状が出されたあと身を隠し、解放後は身柄を拘束されずに起訴され出頭した。起訴状の抜粋とみられる資料がストラスブールのバ・ラン県立公文書館に保管されているので紹介する。起訴状では、戦間期における郷土同盟宣言への署名、1938 年 10 月 22 日にドイツのマリアシュタインでオスター、ロッセ、シェーラー神父、ブラウナー神父と会合を持ったことをはじめとして、ドイツの「諜報員」と名指された人物らと接触したこと、ナチ支配下においては「トロワ＝ゼピ宣言」に署名することにより「自らの名によるだけでなく、『何十万人もの』アルザス人の名を乱用して併合を要求することにより、『ナンシー派』はドイツ当局、特に大管区指導者ヴァグナーの、アルザスはドイツになることを望んでいるという確信を強めた」として、ケッピも含めたナンシー派自治主義者が宣言に署名したこと、アルザス救援隊や避難民帰還委員会で活動したことなどが挙げられる一方、「他の『ナンシー派』と同時に彼に認められたドイツ国籍を拒否し、ドイツ軍への志願を呼びかける『アルザスの男性』に宛てた呼びかけの下に自らの名を記すことを拒否した。次いで、何人かの同胞の手助けを行った。彼は今日、確かな証拠を示すことなく、反ヒトラーの陰謀に参加したと主張している」と記され、極め

て抑制的ながらケッピが反ナチ的行動を取ったことも指摘されている。ケッピに対する嫌疑は起訴状で以下の通りまとめられている⁵³³。

- 1) 1929年から1939年にかけて、いずれにしても時効対象ではない時点以降、ドイツにフランスと交戦させるまたは戦争を試みさせる、ないしはその手段を提供するために、ストラスブールおよびその他フランス国内、バーゼル、マリアシュタインにおいて、外国勢力であるドイツまたはその諜報員と共に陰謀を企んだり、内通したりしたこと。
- 2) 1939年7月29日の政令発布以降1940年7月15日より以前までの間に、いずれにしても時効ではない時点以降、ストラスブール、その他フランス国内において、フランスの軍事的または外交的状況を悪化させることを目的としてフランス人であるにもかかわらず平和時にドイツまたはその諜報員と内通したこと。
- 3) 1940年7月15日から1944年11月23日までの間、いずれにしても時効ではない時点以降、トロワ＝ゼピおよびストラスブールその他フランス国内にて、フランス人であるにもかかわらず戦時下において、フランスに対するドイツ勢力の企てを有利にするためにドイツまたはその諜報員と内通したこと。

裁判では、トロワ＝ゼピ宣言への署名に加えてアルザス帰還後にアグノー（Haguenau）にて行った演説、避難民帰還委員会で果たした役割、ならびにヒトラー暗殺計画への参加が裁判の焦点となった。演説ではキリスト教教育について述べただけでナチのプロパガンダとなることは行っていないと主張し、また避難民帰還委員会の役割は政治的なものではなく、帰還を望むアルザス出身者がアルザスに残してきた家具などを取り戻すことができるよう力を尽くしたと主張した⁵³⁴。

ケッピのヒトラー暗殺計画への参加については裁判長も認めたものの、その行動があくまでもドイツの利益のためであり、フランスのこと（フランスへの復帰）を考えていなかった点を非難した。これに対しケッピは、「その（注：計画に参加した）ドイツ人たちと同様、私は戦争の終結を望んでいた。それゆえドイツ人と協力してヒトラーを倒す必要があった。フランス人やイギリス人と共にヒトラーを排除することはおそらくできないと思われた」⁵³⁵と反論し、当時の状況下では自らの判断が正当であったと主張した。

判決では15年の公民権剥奪ならびにナンシー派自治主義者としてドイツ当局から受けた金銭的補償の返還を言い渡されたものの、「占領者に対する抵抗活動への積極的、効果的かつ一貫した参加」⁵³⁶が認定され、直ちに復権が認められた。ケッピは裁判においてナチ

⁵³³ Archives départementales du Bas-Rhin, 94J122.

⁵³⁴ *Les Dernières Nouvelles d'Alsace*, 1947年8月1日。

⁵³⁵ *Idem.*

⁵³⁶ Extrait des minutes du greffe de la Cour de Justice, Section du Bas-Rhin, Archives de la Bibliothèque du Grand Séminaire de Strasbourg, n° 2737.

支配下の「抵抗活動」が積極的に評価され、事実上の無罪を勝ち取った唯一のナンシー派自治主義者である。

全体的に自治主義者に対し非常に厳しい論調で占められた各新聞でも、ケッピに対する評価は少し異なり、「抵抗活動」を評価する解説も見られた。例えば SFIO 系の『自由新聞 (*La Presse Libre*)』では、「ハンス (ジャン) ・ケッピは戦前、自らの党 (注 : UPR のこと) の自治主義派の指導者であり、決して最も過激な者の一人でも、最も面目を失った者らの一人でもなかった。戦争中彼は節制を保ち、地元の多くの人たちに対し善を尽くした」⁵³⁷と、戦時中の態度が評価されている。抵抗活動の実績のみならず、ロッセらと比較するとナチ支配下および戦間期における役割が相対的に小さく、「対独協力」的な活動が目立たなかったことも評価の違いにつながった可能性がある。

ただし、ケッピは裁判後もナチから受け取った金銭的補償 (12,000RM) に相当する 24 万フランの返還を引き続き国から求められ、戦後は金銭的に困窮した。ナチから受け取った金額は 1939~40 年のフランス政府による拘留により受けた実害の補償にすぎないとし、返還要求は不当であるとして 1947 年 10 月 1 日付でケッピと親交があった大蔵大臣ロベール・シューマン宛に嘆願書を提出した。嘆願に対しシューマンは、対独協力者裁判法廷の決定を取り消すことは大蔵大臣でも不可能と同年 10 月 10 日付で回答している。その後、1949 年 3 月 2 日の決定により 18 万フランへの減額が認められたものの、返還困難のため度々国から差し押さへの警告を受け取るなど苦境が続いた。同じく UPR に属していた下院議員アンリ・メック (Henri Meck) やシューマンとの間で、返還命令の取り消しを求めて手紙をやり取りしていた記録が残されているが、決定取り消しは実現しなかったとみられる⁵³⁸。このように、ケッピの「復権」は完全な「名誉回復」とは程遠かった点を指摘しておきたい。

この他には、ロッセやシュテュルメルに近く戦間期 UPR に属し、ナチ時代にはストラスブール市立病院の院長を務めたオスター、およびマイヤーに対する裁判が行われた。

オスターおよびマイヤーに対しては、それぞれ懲役 7 年・5 年の判決が言い渡され、合わせて終身公民権剥奪およびそれぞれ 50 万フラン・20 万フランの没収が言い渡されている⁵³⁹。このほかステックレには懲役 3 年、終身公民権剥奪の判決が下されたほかナチから補償金として受け取った 10 万フランの返還を命じられた⁵⁴⁰。

一方、ビーバーに対する裁判は他の者に対する判決後も継続され、ナチ支配下でアルザスの青年のドイツ軍への動員を一貫して支持してきた点が糾弾された。判決では懲役 15 年、終身公民権剥奪、滞在禁止 15 年ならびに 96,000 フランの没収が言い渡されており、その厳しさはロッセとほぼ同等である⁵⁴¹。

⁵³⁷ *La Presse Libre*, 1947 年 8 月 5 日。

⁵³⁸ Archives de la Bibliothèque du Grand Séminaire de Strasbourg, n° 2737.

⁵³⁹ *La Presse Libre*, 1947 年 8 月 8 日。

⁵⁴⁰ Archives départementales du Bas-Rhin, 1376W46.

⁵⁴¹ *L'Humanité d'Alsace et de Lorraine*, 1947 年 8 月 30 日。

全体としては、ムーラーやロッセと比較するとナチ時代に果たした役割が相対的に小さかったこともあり、各新聞における注目度もムーラーやロッセの裁判に比べると小さかった。一方、特にケッピについてはナチ時代の反ヒトラー的な活動に焦点が当てられ、判決は他の自治主義者と大きく異なり、後述するように彼に対する評価は政治的立場により異なるものの他の自治主義者に比べて肯定的なものが目立っている。自治主義とナチズムの関係性の複雑な側面を示すものとなった。

また、戦争末期の連合軍進攻を受けてドイツ軍とともにアルザスから逃亡し、逮捕されずに欠席裁判となった者も少なくない。1947年9月3日、逃亡中の自治主義者クリスチャン・ビクラー、ルネ・オース、ルドルフ・ラング、エドモン・ヌスボーム (Edmond Nussbaum)、ポール・シャル、レナトゥス・シュレーゲル (Rénatus Schlegel) およびフリードリヒ・シュピーザー合わせて7名に対する欠席裁判が行われた。政府委員ピュッシュ (Puech) の求刑通り、全員に対し即日死刑判決および全財産没収、公民権剥奪の判決が下された⁵⁴²。

しかし、彼らはドイツ本国などにとどまり、フランス当局に引き渡されることなく余生を過ごした。さらに、戦後ドイツ本国で出版活動を行うなど公然と活動した者も存在した。ビクラーを例にとると、ドイツ降伏後まずドイツ南部ヴュルテンベルク州に森林労働者として身を隠した。1947年の欠席裁判で死刑判決が出た後、48年には北イタリアに逃れ、この地で新たに実業家として身を立て、1964年以降は北イタリアのマッジョーレ湖周辺に居住したという⁵⁴³。3.4.1で触れたように、ビクラーは1978年にドイツのアスカニア出版社 (Askania Verlag) から回想録『ある特別な国 (Ein Besonderes Land)』を出版している。

ナチ時代に『シュトラスブルク新報』をはじめナチのプロパガンダで多大な役割を果たしたシャルはドイツ本国に逃れ、ポール・シュタットラー (Paul Stadtler) という偽名で上シュヴァーベン地方に身を隠した後、ミュンヘンに移りネオナチ派の新聞『ドイツ国民新聞 (Deutsche National-Zeitung)』の編集者となり、1955年にはカールスルーエで当時のドイツのアデナウアー首相の大西洋志向・欧州統合路線を強く非難する『国民の展望 - ドイツ政治新聞 (Nationale Rundschau, Zeitung für deutsche Politik)』を創刊するなど、戦後も一貫して極右的スタンスから出版活動を続けたと指摘される⁵⁴⁴。そして1978年には著書『エルザス・ロートリンゲン (Elsaß-Lothringen)』を出版し、3.4.1で述べたように自らの自治主義者としての活動を「弁明」した。経歴を見る限り、シャルの国家主義的理念は戦後も大きく揺らいでいないように思われる。戦後ドイツ本国で訴追を逃れた理由は不明確ではあるが、全ヨーロッパで繰り広げられたナチズムの犯罪の規模を考慮すると彼らの「対独協力的行為」の責任は相対的にそれほど大きくないと (少なくともドイツ側からは) 判断された可能性もある。

⁵⁴² *Les Dernières Nouvelles d'Alsace*, 1947年9月4日。

⁵⁴³ STRAUSS Léon et WAHL Alfred, BICKLER Christian Hermann, in *Nouveau dictionnaire de biographie alsacienne*, n° 3, 1983, p. 217.

⁵⁴⁴ STRAUSS, Léon, SCHALL Paul Joseph, in *Nouveau dictionnaire de biographie alsacienne*, n° 29, 1997, p.3400.

6.3 裁判に対する論調

上に述べた通り、裁判は様々な新聞で連日報道され、注目を集めた。フランスの政治勢力もまた、裁判に対し様々な見解を寄せている。本章では左右にまたがる様々な勢力が、自治主義者裁判に対しどのような態度を取ったか検証し、裁判の特徴・性質について考える手掛かりとしたい。特に、裁判に影響を及ぼした政治的背景が何であったか明らかにする。当時のアルザスを代表する左派の代表としてフランス共産党およびSFIO、中道・右派ではMRP (*Mouvement Républicain Populaire*, 共和人民運動。1944年末に形成されたカトリック政党で、UPR出身者の多くが戦後移った)を中心とする勢力に焦点を当てて分析する。

6.3.1 フランス共産党の反自治主義キャンペーン

フランス共産党は、機関紙『ユマニテ・ダルザス・エ・ド・ロレーヌ』で自治主義者の裁判の経過を詳細に記し、裁判ならびにロッセら被告に対する多くの論評を掲載している。この機関紙を手掛かりとして、共産党の自治主義者に対する態度について検証する。

フランス共産党は、エピュラシオンに対し最も厳格な態度で臨んだ政党であり、自治主義者全体に対しほぼ一貫して厳罰を要求し続けた。その口調は極めて攻撃的である。

一連の裁判が始まる前の1947年2月5日の『ユマニテ・ダルザス・エ・ド・ロレーヌ』では、「エルンストとその雇われ者ムーラーおよびロッセは共に処刑されなければならない」という見出しの記事を掲載し、強い口調で有力な自治主義者を糾弾し死刑判決を要求した。ムーラーに対し死刑判決が出された後、「我々の故郷に対する全ての重大な裏切り者に対し同じ刑罰を」という記事で、ロッセをはじめ他の起訴された自治主義者にも同様の厳罰を要求した。そして、ロッセ裁判開始から間もない1947年5月31日から6月1日にミュルーズで開催されたフランス共産党オー・ラン県連盟の連盟会議では、法務大臣、ナンシー対独協力者裁判法廷の政府委員および陪審員に宛てて、以下の動議を採択し公然と死刑判決を要求した。

「フランス共産党第三回オー・ラン県連盟会議の代議員は、銃殺された者らの党の代表として、生命や苦痛、自由を犠牲にしてフランスおよび共和国への献身を貫いた数千ものアルザス人、肉弾のようにドイツ国防軍に引き渡され亡くなり、あるいは捕虜収容所で苦しんだ多数のアルザス人の名において、祖国およびアルザスへの裏切り者であり、我々の地域に不幸をもたらした主な責任者であるロッセが、共和国法制度の枠組みの中で罰せられること、ならびに死刑が宣告されることを要求する」⁵⁴⁵

⁵⁴⁵ *L'Humanité d'Alsace et de Lorraine*, 1947年6月6日。

ロッセ裁判ではロッセの「抵抗活動」に対する証言が多く出されるが、ロッセ側の証人自体が対独協力者あるいはヴィシー派に属していた者などであり、信用に値しないと主張した。例えば、1947年6月7日の被告側証人の証言に際し、「聖職者およびナチの協力者が裏切り者ロッセを救おうとしている」⁵⁴⁶という見出しでロッセ側の証人の証言について1ページの記事を掲載しており、「聖職者3名、女性同盟（注：おそらく国民社会主義女性同盟 *NS-Frauenschaft* のこと）指導者1名、有罪判決を受けたナチ協力者、そして裏切り者の姪」⁵⁴⁷であると指摘し、ロッセの味方をするのは（共産党が敵視していた）教会関係者または対独協力者であり、いわば「身内」の者が彼を擁護しているにすぎないと見ていた。機関誌を読む限り、ロッセ側の証人に対してはレッテル張りが先行し、その主張に対しては真剣に耳を傾けていない印象さえ受ける。

また、『コルマル通信』でナンシー刑務所長キシヤール（H. Quichard）に対し中傷記事を書き、彼を逮捕・死に追いやったなどナチへの密告を行ったと指摘した⁵⁴⁸。アルザティア社についても「抵抗拠点であった」とする見方を否定し、社内ではヒトラー式敬礼を義務付けたこと、また「反ナチ的」書籍といってもその中身は祈祷書や教理問答集、聖書であると指摘し、（反教権的傾向の強い共産党からすれば）抵抗活動と認められるものではないというスタンスを取った⁵⁴⁹。

ロッセに対する判決は懲役15年であったが、共産党はこれに対し判決翌日、6月13日の機関紙上で「言語道断の判決（*Skandalöses Urteil*）」として糾弾した。以下の文面からわかるように、UPR および MRP、フランスの司法制度に矛先を向け「寛容すぎる」判決の責任を追及した。

「判決により、アルザスおよびロレーヌに対する裏切りへの許しが改めて与えられた。

旧 UPR の党員は、一部の高位聖職者の協力も得て、彼（注：ロッセ）の罪にふさわしい刑罰を逃れさせることに再び成功した。

フランスの司法は再びイデオロギー上の圧力に屈した。これにより自由のため倒れた殉教者の勇気や献身を軽視し、嘲笑しさえした」⁵⁵⁰

そして、「明確な証拠があるにもかかわらず検察官は MRP に味方しロッセの首を救った」⁵⁵¹という見出しの記事で検察側をも批判し、最後に「それでもロッセは反逆者だ」⁵⁵²という記事で裁判の経過を振り返りロッセに対する糾弾で裁判記事を締めくくっている。このように、フランス共産党はロッセに対し極刑を求める非常に厳しい姿勢を一貫して取っ

⁵⁴⁶ *Idem.*

⁵⁴⁷ *Idem.*

⁵⁴⁸ *L'Humanité d'Alsace et de Lorraine*, 1947年5月31日。

⁵⁴⁹ *Idem.*

⁵⁵⁰ *L'Humanité d'Alsace et de Lorraine*, 1947年6月13日。

⁵⁵¹ *Idem.*

⁵⁵² *L'Humanité d'Alsace et de Lorraine*, 1947年6月14日。

たとともに、UPR 出身あるいは MRP 所属の議員、さらには「寛容」な判決を許した司法制度そのものも激しい非難の対象としたことが当時の新聞記事から容易に読み取ることができる。

ムーラーやロッセと比較して軽い刑が下された他の自治主義者に対しても、その非難の口調は決して緩めていない。シュテュルメルに対しては「かつての UPR 出身議員で裏切り者のシュテュルメル出廷 少なからぬ UPR 議員と同様に彼も自らの党のために背信的なお金を受け取っていた」⁵⁵³という見出し記事を書き、ナチ時代のみならず「UPR の旗の下でドイツの金が回っていた」⁵⁵⁴と戦間期のシュテュルメルおよび UPR の活動全体を非難した。裁判で抵抗活動の「実績」がある程度認められたケッピに対しても強く非難した。8月6日に下されたケッピ、オスター、マイヤーらへの判決に対しては、「恥ずべき判決 (*Ein Schandurteil*) 」と非難し、「アルザスに対する最も重大な裏切りに他ならないヒトラーに宛てた宣言 (注: トロワ=ゼピ宣言) に署名した者は、全員死に値しないのだろうか。今までのところわずか1名、ハンス・ペーター・ムーラー (注: ムーラーのドイツ語名 Hans-Peter Murer) にしか死刑判決は下されていない」⁵⁵⁵と論評している。ケッピがヒトラー暗殺計画に参加したとされることに対しても、「ヒトラー打倒はフランスのためだったのだろうか。その暗殺計画はおそらく、ドイツとローマ教皇庁の利害を守ることが動機だったのではないか」⁵⁵⁶と一蹴し、ケッピの親独的・反仏的傾向への非難を変えていない。ただし、ケッピのヒトラー暗殺計画への参加自体についてはフランス共産党も疑念を抱いていなかったことが読み取れる。

フランス共産党の被告に対する強い非難は、同時に戦間期に緩やかな自治主義を推進してきた UPR や、UPR 出身者を多く引き継いだ MRP、また自治主義者らと関係の深かった聖職者らにも向けられていることが特徴である。被告だけでなく、起訴されなかった UPR、MRP の関係者に対しても非難の矛先が向けられた。論調からは「反保守・反教会」的なトーンが強く感じられる。第2章で述べた通り共産党は戦間期には自治主義を積極的に支持する立場にさえあったが、その面影は全く見られない。また、ムーラーが戦間期共産党に所属していたことや、共産党員で戦間期にストラスブール市長を務めたユベールの対独協力的活動に対する言及や考察は見当たらない。

⁵⁵³ *L'Humanité d'Alsace et de Lorraine*, 1947年7月18日。

⁵⁵⁴ *Idem.*

⁵⁵⁵ *L'Humanité d'Alsace et de Lorraine*, 1947年8月7日。

⁵⁵⁶ *L'Humanité d'Alsace et de Lorraine*, 1947年8月8日。

6.3.2 SFIO

では、フランス共産党と並んで政権を形成しており、左派において重要な位置を占めていた SFIO の裁判に対する態度はどのようなものであったのだろうか。機関紙『自由新聞 (*La Presse Libre*)』の記事を手掛かりに検証していきたい。

SFIO は共産党ほど激しい口調ではないものの、被告となった自治主義者への批判的姿勢を一環として保った。例えばムーラー裁判の際には、「ハンス・ペーター・ムーラーは法廷で、どのようにしてなぜアルザスに資金が入ったか、またそれを自分のために利用したことを意識的に認めた。にもかかわらず彼は管区指導者として『抵抗』したというのだ！」⁵⁵⁷との見出しで彼の弁明をいわば「驚きの口実」であるかのように一笑に付している。

ロッセに対する批判的姿勢も明確である。「元コルマルの代議員（注：ロッセ）の件に関して言えば、戦前における政治的な罪はムーラーと比べてもはるかに大きい。なぜならロッセはよりひどい狂信者であり、非常に活動的な扇動家であり持っていた資金もより大きかったからである」⁵⁵⁸と述べ、さらに「アルザティア社は彼（注：ロッセ）の指導下で、ストラスブールのケッピからの支援も得て『シュヴァーベン人（注：Schwoobe、ドイツ本土出身者を指すと考えられる）』の元で非常に多くの金銭を得た」⁵⁵⁹と主張し、アルザティア社の活動の狙いがドイツとの協力を前提とした金銭目的であったと断じている。また、ロッセを弁護した UPR 出身者に対しても批判的であり、例えばロッセを擁護する立場にあったブローグリーに対しても、「すでに 1940 年、抑圧下にあったアルザスの感情を害していたロッセという人物の擁護という、あまり多くのアルザス人に利益をもたらさない仕事を彼は引き受けた」「ブローグリーよ、圧倒的多数を占めるアルザスの全ての誠実なフランス人は、誇張に満ちた貴方による弁護に対し疑いの目で見るところ」⁵⁶⁰と非難の目を向けている。そして、「ただ自らの富を肥やすという目的だけのために密告や嫌疑など政治・宗教上のあらゆる手段を用いた、良心の咎めを感じない金の亡者というロッセの肖像が今日では明確に描かれている」「この金の亡者（注：ロッセのこと）が、並外れて大きくなった宗教的狂信主義と結びついてしまったのは、この展開の中でも最も悲惨なことである」⁵⁶¹とまとめ、ロッセの活動の目的が金銭的なものであったと強く非難するとともに、教権主義に基づく宗教的な狂信主義が「対独協力」を後押ししたと指摘している。SFIO が反教権主義の立場から戦間期に一貫して自治主義運動を非難していたことを考えると、このような形での批判はある意味自然に感じられる。

一方で、部分的ながらロッセやケッピらの反ナチ的態度を理解する態度も示し、フランス共産党と比較すると非難一辺倒ではない側面も認められる。共産党がロッセの判決を「軽すぎる」と非難したことは先に述べたが、判決翌日の 6 月 14 日の『自由新聞』のロッセ裁

⁵⁵⁷ *La Presse Libre*, 1947 年 2 月 28 日。

⁵⁵⁸ *La Presse Libre*, 1947 年 3 月 5 日。

⁵⁵⁹ *La Presse Libre*, 1947 年 3 月 5 日。

⁵⁶⁰ *La Presse Libre*, 1947 年 2 月 26 日。

⁵⁶¹ *La Presse Libre*, 1947 年 6 月 6 日。

判関連の記事は事実経過の報告にとどまっており、判決に対する論評は避けられている。そして6月17日に掲載された論説でも、共産党が判決に不満を示していること、SFIO内でも「軽すぎる」判決に不満を持っている人がいることに言及しつつも、「裁判官は、アルザスを政治的に満足させ、過去に終止符を引こうとする意志に導かれて、軽すぎる判決ゆえに一部の者を失望させすぎることなく、また厳しすぎる判決により別の者の感情を傷つけすぎることないように、両方の側の極論から等しい距離を置いて中間的な道を見つけようとしたのだとする印象を持っている」⁵⁶²と述べ、ロッセに対する判決を評価する立場に立っている。戦間期からの反自治主義路線に立ちつつも、政治的な現実主義を追求しているように受け止められるこのコメントは、MRPと共産党のいわば「中間」にあった当時のSFIOの立ち位置を反映しているのかもしれない。

6.2.3で論じた通り、ケッピ裁判に対する評価は共産党とかなり異なっており、ナチ支配下における行動の正当性についてある程度の理解を示した。

このように、ムーラーやロッセなどの「大物」自治主義者に対しては厳しく非難する態度を取り、また自治主義運動に対する否定的態度を強く見せつつも、共産党とは距離を取り、一見「冷静さ」を示そうとするような論説が特徴である。

6.3.3 その他の政治勢力の自治主義者に対する見解

上に挙げた共産党・SFIO以外の政党や団体も、自治主義者に対し様々な意見を表明している。

ナチ体制の犠牲者団体が自治主義者に対し批判的態度を取ったことは想像に難くない。

「愛国的かつ抵抗活動に参加した流刑者・拘留者全国連盟 (*Fédération Nationale des Déportés et Internés, Résistants et Patriotes*、略称 FNDIRP)」のオー・ラン県支部はロッセ裁判開始もない1947年6月1日の県総会において、「裏切り者」ロッセの裁判を共和国法に基づき毅然として進めること、アルザスに精神的・物質的不幸をもたらしたロッセに対しふさわしい最高の刑罰を与えるよう、「フランスおよび自由のために命を落とした何百もの同志の名で」要求する決議を発表した⁵⁶³。裁かれた自治主義者がナチ体制の被迫害者に対して様々な形で救援を試みたことはすでに指摘した通りだが、彼らの「功績」は犠牲者団体の方針に影響を及ぼすことはなかったとみられる。

一方、中道・右派系や教権派の団体からの反応は少し異なっている。

例えばカトリック系の新聞『新しいアルザス人』の論調は、少なくともロッセに対しては同情的である。ロッセの判決に対する論評では、法廷での弁論が「憎しみであふれ、まるで三流小説の様相を示し、明らかに故意の嘘で作り上げられていた」⁵⁶⁴と断じ、「もう

⁵⁶² *La Presse Libre*, 1947年6月17日。

⁵⁶³ *La Presse Libre*, 1947年6月7日。

⁵⁶⁴ *Le Nouvel Alsacien*, 1947年6月14日。

一度判決を読み上げたり改めて弁護を試みたりするつもりはない」⁵⁶⁵と留保を付けつつも、裁判で明らかになった多くの事実がロッセの罪を軽くした面があると指摘する。そして裁判では第二次世界大戦の始まる 1939 年以前のドイツとの協力については有罪が認定されなかったことを重要視し、「それゆえ判決は妥協の産物であった。（中略）ある種の世論に譲歩しようとしているが、他方で非常に多くの情状があり、被告がナチズムに対して行った闘いは明白で、彼が宗教や政治的意見の差異にかかわらず同郷の者に対して行った支援は非常に重要であったために、その行いを考慮せざるを得なかったのである」⁵⁶⁶として、なお厳しい判決を「（厳しい判決を求める）世論との妥協の産物」とみなしつつもロッセの「抵抗活動」が裁判で一定程度認められたことを評価している。

キリスト教民主主義の立場に立つ MRP の「非公式機関紙」とみなされていた⁵⁶⁷『新しいフランスのライン川 (*Le Nouveau Rhin Français*)』の論調は興味深い。ロッセ裁判の開始から判決に至るまで事実経過に関する報道に徹しており、被告に対し「反逆者」などの言葉を使用することもなく、擁護・非難いずれの立場からも独自の論評をほぼ避けている。裁判初日の 1947 年 5 月 29 日の法廷に関する記事では「傍聴人が少なく、客観的な公平さに支配された法廷でかつてのコルマール出身議員（注：ロッセ）が粘り強く思う存分に自らを弁護している」⁵⁶⁸と法廷の様子をまとめ、裁判の公平性には問題ないという見方を示しているが、一方で 6 月最初の週に検察側証人が相次いで証言した際には、非常に大きく「相変わらず検察側証人が登場 (*Immer noch Belastungszeugen*)」⁵⁶⁹「政治的な敵対者の行列 (*Défilé der politischen Gegner*)」⁵⁷⁰などを見出しを記した記事を相次いで掲載し、ロッセに不利な証言をする証人に対して食傷気味であるニュアンスがにじみ出ている。

教権派を代表し、MRP に近い路線を取っていた週刊誌『名誉と祖国 (*Honneur et Patrie*)』の示した態度も同様で、事実経過の報道に徹している印象を受ける。ムーラーの裁判に対しては 2 月 28 日号で、その前々日に開始した裁判の審理に軽く触れたものの事実経過のみで論評を避け、翌月の各号では判決にさえ言及していない。ロッセ裁判に対しても扱いは極めて慎重で、裁判が終了するまでは 1947 年 5 月 30 日に「ナンシーにてロッセ裁判開始告訴状の短い要約」⁵⁷¹と題した簡単な記事を掲載しているものの事実経過の解説にとどまり独自論評は見られない。判決後の 6 月 20 日には「ロッセ裁判に関する傍注 (*Randglossen zum Rossé-Prozess*)」という題で、ようやく裁判に対する論評が掲載されている。最初に、「我々はいかなる形であれ裁判で自らが主張するリスクを避けるために、現在進行中の出来事には干渉しなかった」と言い訳しつつも、「この裁判は政治的な裁判であった。今日、

⁵⁶⁵ *Idem.*

⁵⁶⁶ *Idem.*

⁵⁶⁷ Archives départementales du Haut-Rhin, 1360W61, in *Rapport mensuel, avril – mai 1956, Service spécialisé des Renseignements Généraux, Strasbourg.*

⁵⁶⁸ *Le Nouveau Rhin Français*, 1947 年 5 月 30 日。

⁵⁶⁹ *Le Nouveau Rhin Français*, 1947 年 6 月 4 日。

⁵⁷⁰ *Le Nouveau Rhin Français*, 1947 年 6 月 5 日。

⁵⁷¹ *Honneur et Patrie*, 1947 年 5 月 30 日。

王政復古期、ルイ・フィリップ王の時代、第二帝政時代の裁判を我々が現在も知っているのと同様に、100年たってもこの裁判は語り継がれるだろう⁵⁷²とその「政治的性格」を批判している。ただしその「政治的性格」が何かという具体的な問題点については触れていない。そして翌週の記事ではフランス共産党に批判の矛先を向け、共産党がロッセに対し極刑を求めていることについて、「今日共産党は、ロッセとの真の友情に基づき自らが行ったことを全て忘れさせるために、大慌てで新しい線を引こうとしている。15年間にわたりアルザスのフランスからの分離を要求したことは、フランスに対する裏切りではないのか⁵⁷³と指摘し、共産党の戦間期の自治主義運動との蜜月を引き合いに出して態度の矛盾を追及している。このように、直接ロッセらを擁護したわけではないが裁判そのものに対する自らの立場表明を極力控えつつ、裁判における共産党の狙いを追及し裁判の「政治的性格」を批判している点が特徴的である。MRPに近い各誌が取ったこのような曖昧かつ慎重な立場は、党内にUPR出身者を多く抱え、ロッセら被告となった自治主義者と活動を共にした者を中心に被告を擁護する声が存在していたものの、一枚岩ではなかったと考えられるMRPの党内状況を反映しているように思われる。

ただし、中道右派でもド・ゴール派のRPF (*Rassemblement du peuple français*, フランス国民連合) はMRPなどと比べてロッセらに対し批判的であった。機関誌*Est-Matin*では、「ジョゼフ・ロッセは数百万冊の反仏的パンフレットを出版し、従業員に対しヒトラー式敬礼を強制したことを認めるべきだ⁵⁷⁴「複数の証人が、裏切り者(ロッセ)の密告を明らかにした⁵⁷⁵などと、一貫して被告を厳しく批判している。このように、フランスの中道右派も一枚岩ではなかったことがわかる。

ともあれ、主にレジスタンス組織などが被告に厳しい態度を示したのに対し、MRPを中心に中道右派や教権派勢力の中からロッセらの功績をある程度認め、同情的な姿勢を示す動きがあったことは興味深い。もっとも、「同情」はあっても組織としては積極的に自治主義者を擁護したとは言い難く、正面から「擁護」したのは6.3.4で示すように一部の個人レベルにとどまっている。また、極力論評を避けようとする傾向が一部に見られたことも興味深い。背景としては、やはりロッセらが主体となった戦間期の自治主義運動と教権派とのつながりが強かったために、被告らに対する理解や同情が存在したものの、積極的な擁護により自らに責任の矛先が向かうのを恐れたことが考えられる。

⁵⁷² *Honneur et Patrie*, 1947年6月20日。

⁵⁷³ *Honneur et Patrie*, 1947年6月27日。

⁵⁷⁴ *Est-Matin*, 1947年5月31日。

⁵⁷⁵ *Est-Matin*, 1947年6月3日。

6.3.4 自治主義者「擁護」の論調

裁判の間、アルザスでは新聞紙上を含め、被告席に座った自治主義者に対する論調は厳しく非難する声が圧倒していたものの、擁護する論調がなかったわけではない。

戦間期に比較的穏健な自治主義を支持し、戦後の逮捕から逃れた者らを中心に、同じ自治主義者である被告らを擁護する姿勢が見られた。中でも一貫して力を尽くしたのがダーレである。

ダーレは上に示した通りムーラーの裁判で被告側証人として出廷し、戦間期の自治主義運動の正当性を主張したほか、1947年6月のロッセ裁判に被告側証人として出席し、ロッセのナチ時代の活動を擁護しようとした。6月9日午後の公判で、ロッセとの共通点は何であったかという検察側からの質問に対し、「アルザスの正当な利益を擁護するために統一戦線を張った」ことだと述べ、郷土同盟宣言については「私が認めていなかった教権の条項がなければ署名していたに違いない。何を言われようと、『郷土同盟宣言』には非常に優れた点があった」「体制変更のたびにアルザス人は自らを守ることを強いられてきた。自治主義はフランスも含めて、世界の主要国で認められてきた主義である」⁵⁷⁶として、自治主義活動の正当性を強調した。

1952年、ロッセの死後に自らの発刊する雑誌『緑の手帖 (*Cahiers Verts*)』に寄せた記事においてもロッセに対する擁護姿勢を変えていない。「彼(注:ロッセ)は大管区指導者(注:ヴァグナー)に対し、フランスのアルザス政策の主要な犠牲者の一人という立場で一定の影響力を有していた。彼はこの名声を活用し、拘留されたり有罪判決を受けたりした地域の人々を救うために大管区指導者さらにはベルリンに対して無数の働きかけを行い、しばしばその試みは成功した」⁵⁷⁷と述べ、「スケープゴートとしてのロッセ (*Rossé als Sünderbock*)」という題の記事を記し、「ロッセはトロワ＝ゼピ宣言への署名を主な理由として(可能な限りその効果を弱めようとしたにもかかわらず)有罪とされた。このことが厄介な政治家を追い払うための単なる好都合の口実であったことは、彼およびすでにミュルーズで死刑判決を受け銃殺されたストラスブールの代議士ムーラーを除けば、他の全ての署名者に対する刑はより軽く、釈放された者さえいることから明らかである」⁵⁷⁸と述べて、ロッセに対する刑が不当に重いと主張している。

この他に、UPRに属し共に活動していた自治主義者らが裁判の証言台に立ち、被告となった自治主義者の擁護に回った。ロッセと共にUPRを創設し、戦間期に下院議員を務めたゼルツはロッセ裁判の被告側証人の証言にあたり、「ロッセは反仏的な発言をしたことはないし、(フランス)政府に反抗したことはない」⁵⁷⁹と主張し、また「ロッセの反ドイツ的活動および戦前における彼の愛国的態度は、1945年10月に逮捕されるまで続いた」⁵⁸⁰と

⁵⁷⁶ *Journal d'Alsace et de Lorraine*, 1947年6月10日。

⁵⁷⁷ DAHLET, Camille, *Les Cahiers Verts*, n° 5, Strasbourg, septembre 1952, p.9.

⁵⁷⁸ *Ibid*, p. 15.

⁵⁷⁹ *L'Humanité d'Alsace et de Lorraine*, 1947年6月6日。

⁵⁸⁰ *La Presse Libre*, 1947年6月7日。

述べ、アルザス・ロレーヌのドイツへの正式な併合を狙ったヒトラー・ダルラン会談後にはヴィシーで行動に出た（おそらく併合宣言阻止に動いたことを指しているものと思われる）と証言するなど、ロッセを擁護しようとした⁵⁸¹。

また、戦間期に UPR に所属し上院および下院議員を務めた経験のあるブローグリーも、例えば 1940 年にアルザスへの帰還を希望した際、ならびにその少し後アルザスから追放されそうになった時ケッピが働きかけを行ったと述べ、また 1943 年にはケッピがヒトラーへの暗殺計画の中心になったと裁判で証言した。ロッセに対しては、1950 年 3 月 10 日、ロッセ夫人が中心となって行われたロッセに対する恩赦請願の際にブローグリー自らも嘆願文を提出し、ロッセ裁判では以下の事実が十分に考慮されておらず、再審ならびに恩赦を要求すべきと主張した⁵⁸²。

- 1) ロッセは 1940 年秋以降、ドイツ人の主催するあらゆる催しから身を引き、ナチ党内では一切の役職に就かず、軍服を着用せず、国防軍へのアルザス人の志願呼びかけへの署名を断固として拒否し、ドイツの勝利を確信する内容の記事を公表することも拒否した。
- 2) 重大な脅しを用いてフランスの国会議員を辞職するよう要求する大管区指導者の圧力に対し、アルザス出身議員による抵抗を組織した。彼が大管区指導者に宛てた、人を危険にさらしかねないと思われる書簡は、自らの行動を隠すための駆け引きにすぎなかった。
- 3) 様々な行動により、彼は 1942 年夏にアルザス南部で開始されていた追放を阻止することができた。彼がいなければ少なくとも 10 万人が追放されていたであろう。
- 4) ドイツにより追放されたり強制収容されたり、有罪判決を受けたりした者に対して取った行動は数知れない。
- 5) 私は彼が、パリやヴィシーに対し何度も旅行し、その際にフランス政府やアルザス出身国会議員に対し、ドイツが計画していた措置（併合、動員など）について警告したことを知っていた。
- 6) アルザティア社の専務取締役として、彼はドイツ・ナチ党のプロパガンダを無効化し打倒することのできる書籍を非合法であっても出版しようと試みた。そして現在では最も勇敢な反ナチ的作家と普遍的に認められているラインホルト・シュナイダーやテオドル・ヘッカー（Théodore Hecker）の著作を出版した。占領者により禁止され重罪の対象となった宗教的書籍の出版は、他意のないものであった。この分野におけるロッセの功績は非常に大きい。

⁵⁸¹ なお *L'Humanité d'Alsace et de Lorraine*（1947 年 6 月 6 日）はゼルツの擁護姿勢に対し、「ヴィシーから背信的な賄賂を受け取った男（*der Mann, der von Vichy die Schmiergelder des Verratsbezogen hat*）」と評しその証人としての資質を鋭く攻撃している。

⁵⁸² Archives départementales du Bas-Rhin, 544D261.

- 7) 監視委員会の委員長として、私はロッセが、決められた額の報酬しか受け取っておらず、決して私腹を肥やしたわけではないと証明できる。
- 8) 私は彼（ロッセ）が、アルザスのフランス的性格が陰謀参加者から認められるよう、ゲルデラー・シュタウフェンベルクの反ヒトラー陰謀に参加していたこと、また彼がこの秘密委員会に加わっていたことを知っている。

以上の内容は第4章で検証したロッセの「抵抗活動」の内容にほぼ沿ったもので、裁判後3年たった時点においてもブローグリーが力強くロッセの功績を認め、裁判に異議を申し立てていることは興味深い。例えば1)についてはロッセの公然かつ明確な親ナチ的発言は1940年7月のアルザス救援隊主催の講演会や同年10月19日付の『コルマール通信』の記事などを除くと目立ったものがないことから指摘はおおむね妥当であり、4)や6)は当事者からの証言が他にも多く出され、5)や7)は4.2で説明したようにフランス警察などの公文書から十分裏付けが可能で、彼の主張はある程度妥当性のあるものと認められる。なお、2)は3.3.2で挙げたロッセの「秘密報告書」を指している可能性がある。もっとも、ブローグリーは戦間期からロッセと政治的立場が近く、また6.3.1などで挙げたように共産党など他の党派がUPRおよびその出身者が多く属したMRP全体の自治主義者「擁護」の姿勢を非難していたことを踏まえると、自らの政治的立場の維持のためという動機は十分考えられることに留意は必要である。

この他に擁護に回ったのは、自治主義者の「働きかけ」によりナチの弾圧から逃れられた人たちであった。先に述べた通り、ロッセ裁判ではロッセの働きかけによりナチの弾圧から「救われた」とする証人が多く発言している。6.2.2でも例を紹介したが、例えば1947年6月7日の公判でのロッセ側証人として『アルザス・ローヌ新聞』（1947年6月8日）で取り上げられている人の職業・立場を見ると、「アルザティア」の関係者や公文書館員もいれば薬剤師、技師、牧師など様々な職業に及んでいた。UPR出身者などについてはロッセらが戦前およびナチ支配下に築いた人脈や、戦後の政治情勢における自らの地位を守ろうとする動機なども考えられるものの、自治主義に否定的な論説があふれる状況の中でこのような「一般市民」がロッセを擁護することで大きな直接的利益が得られるとは考えにくく、必ずしも政治的動機によることなくロッセの「働きかけ」に対し個人的に感謝を述べた者も多いと推測される。また、先ほど述べた通り1950年にロッセに対する恩赦申請が行われた際にも、ブローグリーのような戦前からのロッセの知人のみならず、ロッセにより「追放・流刑を逃れた」と主張する数多くの人から嘆願書が提出され、ロッセに対する各々の感謝の思いが記されている⁵⁸³。

⁵⁸³ Archives départementales du Bas-Rhin, 544D261.

6.4 裁判の特徴・背景および歴史的意義

本節では、自治主義者裁判の特徴・性質について論じる。1947年に行われた自治主義者に対する裁判の特徴や問題点について検証を試みたいと考えている。自治主義者に対する裁判はどのような背景で行われ、果たして公正に実施されたと言えるであろうか。そして、裁判を通して戦間期に遡る自治主義運動がどのように評価されたのだろうか。以上の点を検証し、自治主義者裁判の持つ歴史的意義について考える手掛かりを得たい。

6.4.1 裁判の手続き上の特徴および公正さについて

裁判の手続きはどの程度公正な条件下で行われたのだろうか。裁判に関わる資料にアクセスすることが困難なため、十分検証するのは困難であるが、先行研究を元に手掛かりを探りたい。

自治主義者の裁判において注目すべきは、「陪審制」で行われたことである。ムーラー、ロッセをはじめナンシー派の各自治主義者に対する裁判が陪審員の参加により行われ、陪審員の多数決制により判決が下されていた。世論や雰囲気の影響を相対的に受けやすいと思われる陪審制による裁判の問題が示唆されることもある。ロッセを「擁護」する立場の論者アンドルは著書の「不正な判決 (*Un jugement inique*)」と題した項で、ロッセがナチ時代、フランス国家を危険にさらしたことについて有罪とされたことについて(6.2.2参照)「提示された証拠を顧みると、陪審員らは証拠に反した評決を下したことを確認せざるを得ない。いかなる点で、ロッセはフランスに対するドイツの企みを支援したというのか。この陪審員らは、最悪の場合にはロッセが上に挙げた『外国勢力』とある程度協力したことを責めることができたのかもしれない。それでも検察側の証拠収集は困難であった」⁵⁸⁴と論じ、ロッセの表面上の「対独協力」がアルザス・フランスを救うためのものだったことに対する陪審員側の無理解を批判している。

さらに自治主義者に対して当初から不利な条件で裁判が進められ、最初からいわば裁判の筋書きが決まっていたのではないかという論をヴィットマンが提示している。例えばロッセの場合、1945年3月の逮捕後、ストラスブールからフランス中部ロワレ県のピティヴィエに移送され拘留された。アルザスから距離があり大きな負担を伴うことで、弁護士や友人などロッセ側の味方となりそうな者が面会することを困難にし、弁護を妨げるためだったと指摘されている⁵⁸⁵。また、ロッセ裁判がアルザスではなくナンシーで行われたのは、ロッセに好意的な者の多かったアルザスで裁判に関心が集まらないようにするためであったとの指摘もある⁵⁸⁶。反自治主義的な報道が猛威を振るう中で実際にアルザスにおいてロッセに好意的な者の割合がどこまで高かったかは疑問であるが、確かに公平な裁判の進行

⁵⁸⁴ ANDRES, Gabriel, *op. cit.*, p. 131.

⁵⁸⁵ WITTMANN, Bernard, *op. cit.*, Tome III, p. 110.

⁵⁸⁶ *Ibid.*, p. 113.

のためには本来弁護士らの接見や証人の参加に対し便宜が図られるべきであり、またアルザスでなく離れた場所で裁判を行うべき合理的理由は見当たらず、この指摘は一理あると思われる。また被告側証人に対する脅迫・妨害もあり、例えば先に挙げた FNDIRP のバ・ラン県支部は自治主義者に対する弁護を妨げようとして、エピュラシオン関連裁判で被告側の証人に立った場合除名すると脅したという⁵⁸⁷。当時は第二次世界大戦終結から間もない時期であり、ナチ時代の抑圧の記憶が強く強烈的な反独感情が存在していたことなども合わせて考えると、公平な裁判実施には程遠い状況が数多く絡み合っていた可能性は高い。

6.4.2 裁判の政治的背景

自治主義への厳しい評価の背景には政治的背景も関係していると考えられる。上で述べたように、裁判には政治的背景が色濃く反映されている。第一には自治主義者に対し、共産党や中央集権的な政治勢力の側が強い敵意を持っていた。共産党は 1940 年まではアルザスの自治を基本的には支持していたものの、特にロッセは教権支持派かつ反共の闘士であり、かつ自治主義の象徴的な存在であったため全力で排除しようとした。一方 SFIO の場合、フランス中央への同化政策・政教分離への抵抗勢力排除を望んだため、共産党や CGT（フランス労働総同盟）と共に自治主義者を徹底追及した。ヴィットマンも「明らかに彼ら（注：共産党、SFIO、CGT）は政治的ライバルを排除するためにエピュラシオンを利用しようとした」⁵⁸⁸と指摘している。共産党は裁判開始前にも、例えば 1947 年 5 月 10 日には「ロッセに温情を与えるな（*Keine Gnade für Rossé*）」と唱え、機関紙『ユマニテ・ダルザス・エ・ド・ロレーヌ』上で厳罰要求キャンペーンを繰り返した。1947 年当時のポール・ラマディエ政権は 5 月まで共産党が政権に参加し、SFIO と中道の MRP により構成される政権であったが、共産党と SFIO および MRP との対立が決定的であったことから、UPR 所属議員の多くが移った MRP との関わりが深く、親教権的で反共の傾向が強い上に中央政府の同化政策に抵抗する自治主義者を政治的に「邪魔者」として排除しようとした可能性は否定できない。

裁判には左右の政治勢力の間の代理戦争的な側面も存在した。このことを最も如実に示すのが、一連の裁判に関する『ユマニテ・ダルザス・エ・ド・ロレーヌ』の論調である。上に挙げたように、共産党は「対独協力」に関わった自治主義者の責任を追及するだけでなく、裁判全体を通して共産党の「政敵」であった UPR ならびに MRP を攻撃し、機関紙ではあたかもナチのスパイかつ被告となった自治主義者の一味であるかのような見出しの記事を連日掲載した。例えば、ロッセ裁判で MRP 所属の議員がロッセ側の証人として出廷し擁護する発言をしたことに対して、「被告側証人は、MRP に対するエピュラシオンが失敗したことを証明している」⁵⁸⁹と非難している。また、ロッセを擁護する立場で証言に立

⁵⁸⁷ *Ibid.*, p. 85.

⁵⁸⁸ *Idem.*

⁵⁸⁹ *L'Humanité d'Alsace et de Lorraine*, 1947 年 6 月 11 日。

った元 UPR 出身下院議員のゼルトツに対しては「ヴィシー派のトマ・ゼルトツ (*Vichyaner Thomas Seltz*) 」という見出しを付け、説明・根拠なく「ヴィシーから賄賂を受け取った男」と記すなど⁵⁹⁰、被告側の証人に対するレッテル張り・誹謗中傷に近い非難も見受けられる。ロッセ以外の裁判でも同様に、UPR ならびに MRP の責任を追及する姿勢が目立つ。UPR 出身ではないムーラーの裁判でも同様に UPR や MRP、教権派自治主義者の責任を追及しており、「この裁判（注：ムーラー裁判）では旧 UPR 全体がナチと結びついていた新たな証拠が明らかになった」「UPR も同様に大金を受け取っていた」⁵⁹¹と指摘し、UPR はドイツからの資金援助によりナチズムとの関係が強まったと指摘する。共産党のこのような姿勢は、UPR 出身者の戦間期の行動を十分に理解したものとは考えにくく、裁判を機に教権派かつ反共的色彩の強い MRP に対し優位に立とうとする意図の現れのように考えられる。

では中道・保守勢力や教権派の側はどうだったのだろうか。すでに上に述べたように、聖職者や教権派の人物、および UPR 出身・MRP 所属の政治家らが自治主義者の擁護に回った。「反共」の態度を明らかにして裁判を批判することも多く、共産党からの自治主義者に対する激しい非難に対抗しようとする意図が感じられる。

例えば、カトリック系新聞『新しいアルザス人』は自治主義者への敵意をむき出しにする共産党に批判的であり、ロッセ裁判開始後には「共産黨員と自治主義 (*Kommunisten und Autonomismus*) 」というタイトルの記事で、「ある種の政治的な裁判（注：ムーラー・ロッセに対する裁判）について、共産黨員は自らのために利用を試みている」と非難し、「1939 年まで共産黨員はムーラーに忠実であった」「1929 年 5 月、共産党のストラズブール支部はムーラーと共にカール・ロースをストラズブール市長候補として選んだ」⁵⁹²など、共産党が戦間期には（裁判では激しく非難している）ムーラーを支援する側にいたことを指摘した。ロッセ裁判にあたっては、「もし共産黨員が温室から石を投げるなら (*Wenn die Kommunisten Steine aus ihrem Glashaus werfen*) 」というタイトルで共産党の裁判に対する狙いを批判し、「共産党系の新聞は力の限り叫び、自らの背信行為を忘れさせるために政治的敵対者に対し猛烈に攻撃している」「アルザスで自治主義に対する裁判を行うのなら、あるいはフランスに侵攻しその占領を可能とするためにドイツを支援した者を裁くというのであれば、共産党を裁かなければならない」⁵⁹³と論じ、共産党の狙いが敵対勢力の排除にすぎないと指摘すると同時に、共産党自体の対独協力責任も追及する姿勢を示している。戦間期の親自治主義的な党の姿勢との矛盾を突くとともに、第二次世界大戦の開戦後もドイツがソ連に進攻するまでのフランス共産党の態度を暗に非難していると考えられる。

以上のように、裁判を巡る左右両勢力の応酬は、自治主義者の裁判が極めて政治的な背景の元で行われたことを如実に示している。

⁵⁹⁰ *L'Humanité d'Alsace et de Lorraine*, 1947 年 6 月 6 日。

⁵⁹¹ *L'Humanité d'Alsace et de Lorraine*, 1947 年 3 月 1 日。

⁵⁹² *Le Nouvel Alsacien*, 1947 年 5 月 31 日。

⁵⁹³ *Le Nouvel Alsacien*, 1947 年 6 月 5 日。

6.4.3 裁判に対する歴史家の評価

では、1947年に行われた自治主義者に対する裁判に対し、後の歴史家はどのような評価を下しているのだろうか。そしてその評価は妥当なものといえるだろうか。

自治主義擁護の立場から歴史を描くヴィットマンは一連の裁判に対しても極めて批判的な立場を取っている。ロッセ裁判に対しては検察側に対し被告側証人の数の多さを指摘し（それぞれ58人、200人）、検察側証人はAPNA出身で反自治主義的な新聞『アルザスの使者（*Elsässer Bote*）』の編集者であったロッセの長年の政治的敵対者シャルル・ヘンギ（Charles Haengi）など、政治的敵対者と政府関係者に限られていたと指摘し⁵⁹⁴、ロッセに責められるべき行いはなかったと主張して、この裁判が「司法の恥ずべき喜劇（*scandaleuse comédie judiciaire*）」⁵⁹⁵であったと断じている。なお、その他の自治主義者への裁判については著書では事実経過を示すにとどまっておき、積極的な評価を避けている。他方ですでに述べたように自治主義者のナチ支配下における役割を高く評価しており、またエピュラシオン全体についても極めて批判的な立場を取っており、自治主義者裁判もその一環に位置付けていることから、裁判に批判的なスタンスを十分に読み取ることができる。

自治主義に理解を示す一方で歴史修正主義者として批判されることの多いピエリ・ジンドも歩調を合わせている。ジンドは1987年、ロッセ裁判40周年を機に自治主義派の雑誌『赤と白（*Rot un Wiss*）』の122～128号でロッセを擁護する視点から裁判に焦点を当てた連載記事を執筆した。記事の大部分は裁判の経過や証人による発言を一見したところ第三者的な角度から詳細に追ったものであり、裁判当時各新聞に掲載された裁判関連記事とよく似た体裁を採用している。裁判の問題点自体に対する十分な検証はなく目新しさは乏しいが、ゼルツやケッピはじめ被告側証人によるロッセの「抵抗活動」に関する証言に明らかに重みが置かれ、「抵抗活動家」としてのロッセという印象を強めている。そして、「公正で勇敢なアルザス人に対する有罪判決」⁵⁹⁶という見出しの記事で裁判の不当性を示唆しているほか、フランス共産党およびSFIOの狙いが「明らかに復讐であった」と非難し、「常にアルザスにおける思慮深く冷静なドイツ語の擁護者であった彼（注：ロッセ）は、アルザスのナチズムの責任者とされた」⁵⁹⁷と、裁判自体が不当であったと主張している。ただしその批判は「ロッセ＝抵抗活動家」という前提に基づく感情的な印象も受ける。

この他、本論文ですでに記したように、アンドルも著書では被迫害者への救援活動やアルザティア社の経営、反ヒトラー陰謀への参加などを理由としてロッセの活動について一貫して高い評価を与えており、裁判の不当性を訴えている。上で説明したようにロッセ裁判の判決では陪審員の多数決により、戦間期における敵との内通については無罪とされた

⁵⁹⁴ WITTMANN, Bernard, *op. cit.*, p. 114.

⁵⁹⁵ *Ibid.*, p. 115.

⁵⁹⁶ ZIND, Pierri, Vor 40 Jahren der Rossé-Prozess (29 Mai - 12 Juni 1947) (5. Teil), in *Rot un Wiss*, n° 126, septembre 1987, p. 4.

⁵⁹⁷ ZIND, Pierri, Vor 40 Jahren der Rossé-Prozess (29 Mai - 12 Juni 1947) (2. Teil), in *Rot un Wiss*, n° 123, mai 1987, p. 7.

ことについて、「判決ではそのことを記していないものの、ベッカー (Becker) やレオナール (Léonard) などの政治警察の刑事が虚偽やうその証言、中傷によりでっち上げた全ての起訴状、さらにはロッセを排除するために 1939 年、当時の政府の指示で寄せ集めて作り上げた起訴状が、紙でできた城のように崩れたことを意味する。特にロッセや、その他彼の友人全体を非難の対象とした口実、例えばアルザスにおけるナチ党宣伝のためにドイツ政府が拠出したドイツの資金を受け取ったということは、ジャコバン主義・盲目的愛国心が生み出した全くの空想・幻想であったのである」⁵⁹⁸と指摘し、戦間期の行動について全く責められる理由はないと断定した。一方、1940 年 6 月以降の敵国との内通について有罪となったことに対し、「極めて不公平なエピュラシオンが行われていた当時の状況において、かの有名な対独協力者裁判法廷 (*Cours de Justice*) は、仮にロッセが無実であっても彼を処罰することは可能だとほぼ確信していたという悲しい事実を物語っており、彼だけが無実なのに有罪となったわけではないが、アルザスやアルザス人の擁護のために力を尽くした者の中で、これほど重い罪に処せられた者は非常に珍しい」⁵⁹⁹と指摘し、ロッセへの有罪自体が不当であるとともに、量刑が不当に厳しいと主張している。そして、「協力したということ自体が証明の必要な事柄であるが、仮に彼が敵に協力したとしても、その目的は筆者もすでに証明した通りであると思うが、この苦境 (注：ナチ支配のこと) の中で守ることのできるものを守るため、アルザスおよびフランスに尽くすためであって敵対するためではなかったのだ」⁶⁰⁰と主張し、仮にロッセが「協力」したとしてもフランス・アルザスを守ることが目的であったと断言する。もっとも、アンドルの著作自体がロッセの「復権」を目的としたものと明確に謳われており、第 3 章で挙げた秘密報告書に対する言及もない上に多くの先行研究で認められた戦間期におけるドイツ資金の受け取りなども十分な根拠なく否定するなど、裁判に対する評価の前提となるロッセの活動についての認識に大きな問題がある。

一方、在アルザスの主流の歴史家は先行研究紹介でも触れたように自治主義運動に対する評価はそれほど高くなく、裁判に対する評価も上に挙げた者らとは大きく異なる。例えば、ヴォーグラールは第二次大戦直後のアルザスを取り上げた一連の著書 (参考文献一覧参照) でエピュラシオン自体についてはその規模の概要も含めて言及するものの、自治主義者裁判については論じていない。またナチ支配下の自治主義者の行動についても評価を避けている。一方、ジャン＝クロード・ストライヒャー (Jean-Claude Streicher) は著書『不可能なアルザス (*Impossible Alsace*)』の 143～148 ページでロッセ裁判を中心に戦後の自治主義者に対する裁判について概要を記し、さらにダーレの果たした役割についても論じている。ロッセ裁判にあたっては共産党やレジスタンス関連の団体から激しい攻撃があったことを示し、「このような中で、ロッセが情状酌量を得られ、懲役 15 年、公民権剥奪、全財

⁵⁹⁸ ANDRES, Gabriel, *Joseph Rossé, itinéraire d'un Alsacien ou le droit à la différence*, Colmar, Jérôme do Bentzinger Éditeur, 2003, pp. 130-131.

⁵⁹⁹ *Ibid.*, p. 132.

⁶⁰⁰ *Ibid.*, p. 131.

産没収の判決しか科されなかったのは驚きである。しかし、彼を政治的に処刑するには十分であった」⁶⁰¹と述べ、「これほど白熱していない状況下であれば、ロッセはおそらく単に釈放されていたかもしれない」⁶⁰²と指摘し、政治的環境により裁判が左右された可能性を示唆するものの、そのこと自体への評価は避けている。

本論文で度々引用した、自治主義者のナチズムとの親和性を強調し批判する立場のアメリカ人歴史家グッドフェローは戦後の裁判について、著書『スワスティカとロレーヌの十字架の間で』ではわずか9行の言及にとどまっている。以下の引用に示すように、処罰は比較的軽かったと述べ、詳細な評価は避けているが次のように指摘している。

「戦後の粛清はアルザスでは比較的軽かった。裁判所が死刑判決を下したアルザス人はわずか33名で、多くは欠席裁判であった。死刑判決を下された者の中にはジャン＝ピエール・ムーラー、ヘルマン・ビクラー、ポール・シャル、フリードリヒ・シュピーザーらがいるが、実際に死刑台に立ったのはムーラーのみである。その他11名が戦時中の行動を問われ終身刑に処された。ロベルト・エルンスト、ジョゼフ・ロッセ、マルセル・シュテュルメルおよびジョゼフ・ビルガーは有期の重労働刑に処された。アルザスのナチ黨員や対独協力者が有罪となっていることは明白である。AF（アクション・フランセーズ）やPSF（フランス社会党）出身者は起訴されなかった」⁶⁰³

上記の引用文からは、グッドフェローが著書で指摘した自治主義者の戦間期およびナチ支配下における行動を踏まえると裁判における判決は軽いか少なくとも相応と考えていることがわかるが、一方で戦間期の自治主義系でない右翼団体出身者は訴追を逃れ、自治主義者のほうが罰せられる傾向があったことを指摘している点は興味深い。

ナチ支配期のアルザスに関する研究者の間でも、エピュラシオン自体への評価も定まらない中、自治主義者裁判の妥当性や歴史的意義に対する関心の低さ、積極的な評価を避けようとする姿勢は明らかであり、裁判などを通して戦後確立した「自治主義者＝対独協力者」というイメージに対する異議申し立ては、戦後も活動する自治主義者やそれに近い立場の側からなされてきたのが実態である。

裁判に批判的な立場から再評価を求める論調を見ても、手続き上の問題や政治的対立など上に挙げた背景を的確に指摘するわけではなく、ロッセら自治主義者の「功績」を相当高く評価する立場から「不当性」を訴えることが核となっている。ナチ時代の抵抗活動の実績について、これらの論者が検証し明らかにしてきた面は大きいものの、対独協力の「負」の部分については、特にロッセらUPR出身の教権派自治主義者については非常に過小評価されている印象を受ける。

⁶⁰¹ STREICHER, Jean-Claude, *Impossible Alsace*, Paris, Éditions Entente, 1982, p. 148.

⁶⁰² *Idem.*

⁶⁰³ GOODFELLOW, Samuel Huston, *op. cit.*, p. 153.

以上のことを踏まえて考えると、自治主義系の歴史家が指摘する通り裁判が「復讐合戦」の様相を帯びており、またロッセが政治的理由でいわば「狙い撃ち」されたことは確かだと評価し得る。また、自治主義者が行ったとされる「抵抗活動」自体がある程度の「対独協力」やナチとの関係を前提としなければ非常に困難であったという事実が十分に考慮されず、結果としてナチズムとの協力に比較的消極的であった者も断罪され、自治主義運動自体の名誉が著しく低下する結果となったことを指摘したい。一方、特にロッセやケッピらの裁判においては部分的ながら「抵抗活動」の功績が認定されており、法廷が全く「抵抗活動」に無関心であったとはいえず、また UPR 出身者も含めてナンシー派を中心とする自治主義者とナチズムの戦間期からの関係構築は明らかであり、何より第3章で示した通り自治主義者の一部がナチ支配下での「ドイツ化」「ナチ化」に積極的に加担したことも事実であるため、自治主義者の活動や裁判に対する再評価にあたっては「対独協力」の側面についても直視することが必要である。

第6章まとめ

戦後、エピュラシオンの一環として自治主義者に対して行われた裁判は「対独協力」を裁く場であったとともに、戦間期の自治主義運動自体が厳しく糾弾され、裁かれる対象となった点が特色である。その裁判は激しい政治的敵意の中で行われ、左右の対立がそのまま裁判に持ち込まれ自治主義者に対する評価を左右した。その特徴を最も如実に表したのがロッセ裁判であり、教権派および MRP などの敵対者排除に躍起となったフランス共産党と、ロッセらとのつながりが深い UPR 出身者や出身者を多く抱える MRP などの団体とのいわば代理戦争の場となり、公平な裁判を期待するのは難しい状況にあった。ロッセやケッピらの擁護に回った UPR および MRP、教会を共産党が激しく攻撃したのと同様に、MRP や教権勢力も裁判を巡り共産党を激しく非難し、共産党の過去を追及しようとした。裁判そのものや被告に対する評価を避けつつも、共産党による裁判の「政治的利用」を非難した勢力もあるほどで、裁判はアルザスの政治勢力間の代理戦争の場といえた。

ナンシー派自治主義者の中でもナチ時代の立場が大きく異なっていたことを反映し、各新聞の論調・スタンスも異なっていた。ムーラーに対してはブローグリーなど一部の者が個人として弁護に回ったほかほどの勢力・新聞も一致して非難し厳罰を求める態度を取った。一方、ロッセに対しては共産党・社民党が厳罰を要求する一方で MRP など中道・右派勢力や教権派は同情的な態度を示したり、見解表明を避けようとしたりする傾向が目立ち、同じ自治主義者を中心に擁護を引き受けた者も多かった。1947年7月のシュテュルメル裁判、8月のその他の自治主義者に対する裁判でも概ね似たような傾向があったが、「抵抗活動」でより顕著な功績が認められたケッピの場合は、MRP・教権派のみならず SFIO も同情

的であった。「同情的態度」と「批判的態度」の境界線は一定ではなく、それぞれの被告のナチズムとの距離により揺れ動いたといえる。

自治主義者に対する裁判は、エピュラシオン裁判全体の傾向と同様に、硬軟併せ持った側面が見られる。死刑判決を受け処刑されたムーラーのほか、ビクラーらフランス国外に逃亡した主に対独協力積極派の自治主義者に対しては死刑判決が下されるなど厳しく追及され、戦間期の自治主義運動におけるナチとの接近についても断罪された。一方で、シュテュルメル、ケッピ、オスターなどのUPR出身者に対しては必ずしも厳しい判決が下されたとは言えない。実際にはロッセ裁判でも、起訴罪状には含まれたものの戦間期の自治主義者としての活動は有罪認定されておらず、法廷の場で戦間期自治主義運動全体が断罪されたとは必ずしも言えない。また、ロッセの場合でもナチ時代の非迫害者救出のための活動などの反ナチ的な態度に対しては部分的に情状酌量が認められているほか、ケッピは抵抗活動への参加が認められ事実上の無罪を勝ち取ることができた。全体を見れば「抵抗活動」の実績よりも「対独協力」が重視され、概ね厳しい判決が下されているものの、「抵抗活動」自体は司法の場でも認定された上に、当時の新聞を見ても「抵抗活動」が争点となったことは確かに報道されていた。

しかしながら、裁判はナチ時代の「対独協力」の責任を印象付けるには十分であり、「抵抗活動」に光が当たることはなかった。当時の新聞の見出しを見ても「自治主義者の裁判」という見出しが頻繁に使われ、自治主義者＝ナチに協力した戦争責任者というイメージは読者に十分印象付けられたと思われる。また、裁かれなかった自治主義者も多く存在したが、彼らがナンシー派の被告の擁護に回ったことから、彼らもナンシー派と一体と見なされうる状況にあった。

自治主義者の評価を巡っては、以上のようにある程度「抵抗活動」への評価も行われた司法の場と、激しい誹謗中傷が飛び交った政治やメディアの世界には一種の断絶があったことを指摘したい。自治主義者への評価を巡る本格的な世論調査が見当たらないことから世論の状況がどうであったか判断することは困難だが、政治的な背景を持つ反自治主義キャンペーンが自治主義者への極めてネガティブなイメージの形成に関係していると推測される。

以上のように、戦後の裁判過程を通し、自治主義者の「抵抗活動」は注目されず「対独協力者」としてのイメージが定着した。このことを指摘し裁判過程の不当性を説く先行研究は、自治主義擁護という政治的背景が仮にあるとしても一定の評価対象となり得る。

本論文最終章である第7章では、戦後の自治主義運動について概要を示すとともに、戦前からの連続性と断絶について評価し、「対独協力」ならびに戦後の裁判が戦後自治主義運動に及ぼした影響を改めて検証する。それとともに、戦後の地方分権や欧州統合をはじめとした流れに、自治主義運動の理念がどのような形で「反映」されているかも考察したいと考えている。

第7章 自治主義とは何であったか？

本章では、第6章までで論じたナチ時代の自治主義者の活動を巡る実態および戦後に行われた裁判・処罰の動きを踏まえつつ、第二次世界大戦後のアルザスにおける自治主義的な運動の発展について概要を示し、合わせてナチ時代までの自治主義者の活動および戦後の裁判、アルザスにおいて定着した自治主義者に対する評価・見方が戦後の自治主義運動の発展に及ぼした影響について考察し、第二次世界大戦期までのアルザス自治主義と戦後の自治主義的運動との間の連続性について検証する。その上で、戦間期からナチ時代までのアルザス自治主義者の活動の意義について、第6章までの内容を踏まえつつ、筆者なりの評価を下したい。

本論文を締めくくるにあたって、最後に現在のアルザス、フランスにおける自治主義・地域主義的な運動・改革の意義について、近年の欧州統合や地域分権改革、少数言語保護の動きなどを踏まえて検討し、戦間期に掲げられつつもナチ時代においては様々な試練にさらされた自治主義者の理念が現在も十分有効性を保っているか、新たな意義を有し発展の可能性を帯びたものであるか考察したいと考えている。自治主義者の活動の意義を考える上で戦後のアルザス、フランス、ヨーロッパの歴史を踏まえることは重要だと思われる。

7.1 戦後自治主義に対する影響と連続性

本章では、第二次世界大戦後の自治主義・地域主義運動の展開について、簡単に概要を示した上で戦前やナチ時代との連続性について考察する。なお、本節で論じるように戦後の運動はそれまでの自治主義運動と大きく異なる点があるため、ここでは「自治主義的な運動」を広く含めて発展の動向をまとめる。ナチ時代の自治主義者による「対独協力」的側面や第6章で紹介した自治主義者裁判を経て、戦後の自治主義的運動がどのような形で再興し発展したか、戦間期と戦後の運動の連続性は何であるか検証を試みたい。

7.1.1 第二次世界大戦後における自治主義的諸運動の発展

戦後のアルザスにおける自治主義的運動の発達について論じる前に、「解放」直後のアルザスの状況について記さねばならない。戦後、第6章で述べたように主要自治主義者に対する裁判が行われその活動が断罪されただけでなく、フランス政府による同化政策が進められ、アルザスの言語・文化は否定され、アルザスはアイデンティティ喪失の事態に陥った。「ドイツが犯した未曾有の戦争犯罪が明らかになるにつれ、反ドイツ感情は最大限に高まり、ドイツ的なものを否定し、アルザス語を使用することさえもコンプレックスを

持ったのである」⁶⁰⁴と指摘されるのは大げさではない。第6章で論じたように、戦間期の自治主義者の活動も明らかに「対独協力」にスポットライトが当てられ、裁判の経過が自治主義者の活動、さらには自治主義的なもの全体の信用を大きく損なう方向に動かしたのは明白である。終戦後まもなくは、自治主義を掲げる運動は存在しえない状況であった。

しかし1953年、ボルドー裁判（オラドゥール虐殺事件）でのアルザス人被告に対する同情的な世論および裁判への怒りを背景に、アルザスの自立を求める運動が少しずつ再興する。戦間期の穏健派自治主義者ダーレが「アルザス民衆運動 (*Mouvement populaire alsacien*)」を結成し、機関紙『アルザスの声 (*La Voix de l'Alsace*)』を創刊した⁶⁰⁵。機関紙上でダーレはアルザスが欧州で果たす役割、独仏二か国語使用、アルザスの「二重の文化」の意義を説いた。同僚のフリッツ・ベッカー (Fritz Becker) から「親ゲルマン的すぎる」と批判を受けて路線衝突したことから、ダーレは1958年に編集部の大多数を引き連れて『アルザスの声』を離れ、新たに『アルザス・ロレーヌの声 (*La Voix d'Alsace-Lorraine*)』を創刊した。

文化面ではアルザス独自の文化を尊重しようとする動きが戦後早い時期から始まった。必ずしも自治主義・地域主義的主張を前面に押し出したものではないが、戦後まもない1946年12月14日にアルザス語およびアルザス文化を擁護する劇団「バラブリ (*Barabli*)」を設立した劇作家ジェルマン・ミュレール (Germain Muller) の活動は注目に値する。「バラブリ」とは「傘」を意味するアルザス語 (フランス語の *parapluie* に由来) で、戦時中の収容所でアルザス出身者とフランス・ドイツ他地域出身者を区別する際雨傘を示して「これは何か」と問い、「バラブリ」と答えた者をアルザス出身者と認識していたというエピソードに基づき命名された⁶⁰⁶。第二次大戦中の疎開や帰還、抵抗と協力、国防軍への徴募など暗い時代の経験を話題に挙げ、アルザスの伝統・文化を擁護し、アルザス人として自信を取り戻すことを訴えた劇団の興行は成功を収めた。

戦後地域主義の発展を語る上でルネ・シクレ協会 (*Association René-Schickelé*、1968年にストラスブールで創設) が果たした役割は重要である。政治的にはいずれの党派からも独立を標榜しつつ、二言語併用主義⁶⁰⁷を主な要求に掲げた文化団体であり、小学校第2年次からの週3時間のドイツ語教育実施、幼稚園における二言語併用教育、仏独両言語で教育を行う高校の設立などを目標とした。当初はドイツ産業界によるアルザスの経済的征服を助ける、あるいは有能な労働力のドイツやスイスへの人材流出を招くなどの批判を受けることもあったが⁶⁰⁸、最終的には当初の要求をほぼ実現させ協会の名は広く知られるようになった。

⁶⁰⁴ 市村卓彦、前掲書 429～430 ページ。

⁶⁰⁵ FISCHBACH, Bernard et OBERLE Roland, *Les Loups Noirs : autonomisme & terrorisme en Alsace*, Strasbourg, Alsatia-Union, 1990, p. 191.

⁶⁰⁶ 市村卓彦、前掲書 449 ページ。

⁶⁰⁷ アルザスで「二言語併用主義 (*bilinguisme*)」といった場合、方言としてのアルザス語または書き言葉としてのドイツ語と、フランス語の二言語使用を求める主張である。アルザス語と標準ドイツ語のいずれに重点を置くかは時代や団体によっても異なるが、両者は必ずしも明確に区分されていないことに注意。

⁶⁰⁸ FISCHBACH, Bernard et OBERLE Roland, *op. cit.*, p. 195.

これらの運動とは別に、アルザス出身のドイツ人が結集する動きも小規模ながら見られた。2.4.5 で述べた通り、すでに戦間期にはアルザスから「追放」された者らによる「追放された在独アルザス・ロレーヌ人支援同盟」などの団体が結成されていたが、戦後同様の団体が再び結成されている。例えば 1951 年にドイツのマンハイムで結成された「在ドイツ連邦共和国アルザス・ロレーヌおよび西欧諸国からの被追放者連盟 (*Bund Vertriebener aus Elsass-Lothringen und den Weststaaten im Bundesgebiet*)」や、シュトゥットガルトに本部を置き、1945 年以降休眠状態にあったが 1953 年 1 月に再建された「アルザス・ロレーヌ人同盟 (*Bund der Elsass-Lothringer*)」などがある。前者の団体は会員の物質的利益の擁護、後者は文化問題を中心に活動し、アルザス・ロレーヌのドイツ復帰などの要求を掲げることはなく欧州統合志向と仏独和解を掲げて活動していたものの、フランス当局は「1945 年以来、ドイツ連邦共和国でアルザス・ロレーヌ出身を名乗る者の団体が（注：フランスに）復帰した（注：アルザス・ロレーヌの）諸県に対し何らかの影響力を及ぼす資格があると考えたのはこれが初めてである。アルザスをドイツ文学で『飲み込む』戦術は新しいものではない。1923 年以降、ヴァイマル共和国の領土回収陰謀の源となった」⁶⁰⁹と述べて強い警戒感を示している。

一方、表立って自治主義を掲げ、フランスの中央集権主義を批判するような政治勢力は戦間期と異なり、限定的にしか発展しなかった。戦後自治主義の先駆けと考えられる上述の『アルザスの声』も、発行部数は平均 4,200 部にとどまり、うち 2,000 部は無料配布で、実質的にダーレ個人の資金拠出で成り立っており、その影響力は極めて小さいと分析されている⁶¹⁰。

1969 年にベルナール・ヴィットマンが創刊した独仏二か国語雑誌『エルザ (Elsa)』は、二か国語使用の推進やアルザス文化の保護のほか、地域圏議会・政府の創設によるアルザス・ロレーヌの自治実現など戦間期と類似した自治主義を掲げた。続いて 1970 年 11 月 15 日にマルセル・イフリッヒ (Marcel Iffrig) 博士が創設した「アルザス・ロレーヌ地域主義運動 (*Mouvement régionaliste d'Alsace et de Lorraine*, 略称 MRAL)」にはヴィットマンをはじめ、『アルザスの声』や『エルザ』に関わっていた者らが結集した。創設にあたっては、地域への権限移譲を拒む政府の姿勢、一切の地域主体の取り組みの障害となっている中央政府の中央集権的・官僚主義的束縛や同化政策、さらには地域出身の国会議員や地域機関が人々の正当な要求の代弁者となっていないことを非難の的とした⁶¹¹。そして、フランス・欧州の枠内でのアルザスおよびドイツ語圏ロレーヌを含んだ領域 (*entité territoriale*) の創設、幅広い権限を有する地域議会や経済・社会・文化評議会の設立、「アルザス・ロレーヌ民族 (*ethnie Alsacienne-Lorraine*)」の保護・文化的発展を掲げて独仏両言語の対等な地位実現

⁶⁰⁹ Archives départementales du Bas-Rhin, 589D14.

⁶¹⁰ *Rapport de la Direction générale de la Sûreté nationale*, 1957 年 8 月 29 日、Archives départementales du Bas-Rhin, 589D14.

⁶¹¹ WITTMANN, Bernard, *op. cit.*, p. 193.

を主張した。アルザスの状況を中央政府の「植民地化」に例えてその状況からの脱却を図った点は注目される。しかし、イフリッヒは1971年の県会議員選挙にローテルブール (Lauterbourg) 選挙区から出馬し得票率30%程度と善戦するものの落選し、その後の選挙でも当選者を出すことができなかった⁶¹²。MRALはその後内部対立で分裂し、追放されたヴィットマンらをはじめとする小規模のグループが乱立した⁶¹³。さらに、1970年代後半から1980年代初頭には自治主義を標榜し「黒狼 (Loups Noirs)」を名乗るグループが、「フランスのアルザス」を象徴する記念物を放火・爆破するなどの暴力的手段に訴えたことさえあった。

21世紀の現在もアルザス自治主義を標榜する勢力は存在するが⁶¹⁴、政治的影響力はほとんど失われたと見てよい。このように戦後、アルザスにおける自治主義運動の発展が抑えられた原因として、シュヴェングラーは「戦前の自治主義の記憶がまだあまりにも身近であり、かつフランスに対する怨恨が非常に激しかったため、この運動（注：自治主義運動）が自らまとまり、将来に向けて建設的な戦略を採択することができなかった」「第二次世界大戦の記憶が依然として残っているアルザスで自治主義運動を築くのはやはり難しい」⁶¹⁵と指摘し、戦間期および第二次世界大戦中の自治主義運動やナチ支配にその原因を求めている。このことに比べればはるかに副次的な理由とは考えられるものの、1958年4月17日付のバ・ラン県知事官房室 (*Préfecture du Bas-Rhin - Cabinet*) が作成した報告書では、戦後ドイツが分断状況にあり、大衆にとって魅力的なものと映らなかったことが戦後自治主義の発展を阻む背景に挙げられている⁶¹⁶。第2章でも戦間期ドイツの経済状況の変化やそれに伴うドイツの魅力が自治主義の発展に影響を及ぼしたことに触れたが、そのことと類似した指摘であり興味深い。

さらに、戦後自治主義が時として極右的・歴史修正主義的な性格を持つ場合もあった。上に挙げたイフリッヒは次第に修正主義的な見解を表明するようになり、1974年の『エルザ』26号ではオラドゥール虐殺事件についてドイツ武装親衛隊 (*Waffen-SS*) には責任がなかったと述べ、ドイツのネオナチグループとの接触を強めるなど逸脱が進んだことから、メンバーの多くがMRALから脱退するに至ったという⁶¹⁷。この他、1.2.1でも述べたがアルザス自治主義に共感する立場から多くの著作を出したピエリ・ジンドは過激な分離主義を支持する姿勢を示すとともに、歴史修正主義にも接近している。

また、1980年代より勢力を伸ばした極右政党「国民戦線 (*Front National*, 以下FNと略記)」はアルザスでも支持を集めたが、FNの反欧州・親中央集権指向に反発して離脱したロベール

⁶¹² FISCHBACH, Bernard et OBERLE Roland, *op. cit.*, p. 198.

⁶¹³ ヴィットマンは1975年に「アルザス・ロレーヌ連邦主義党 (*Parti fédéral d'Alsace-Lorraine*)」を結成したほか、1978年には自治主義派月刊誌『赤と白 (*Rot un Wiss*)』を創刊し、その後も自治主義を評価する立場から数々の著作を執筆するなど、現在に至るまで自治主義者として一定の存在感を示している。

⁶¹⁴ 例えば1988年に結成されたアルザス人民連合 (*Union du Peuple alsacien*)、2002年に青年主体で結成された「フェルス・エルザス (*Fer's Elsass*)」などは代表的である。

⁶¹⁵ SCHWENGLER, Bernard, *Le Syndrome alsacien, d'Lettschte?*, Strasbourg, Éditions Oberlin, 1989, pp. 108-109.

⁶¹⁶ Archives départementales du Bas-Rhin, 709D122.

⁶¹⁷ FISCHBACH, Bernard et OBERLE Roland, *op. cit.*, p.200.

ル・シュピラー (Robert Spieler) は 1988 年に地域政党「アルザス第一 (Alsace d'Abord)」を創設した。この政党は 1992 年のアルザス地域圏議会選挙では 2 議席を獲得するなど一定の成功を収めているが、自治主義的要求や欧州指向を掲げると同時に反移民・反イスラム色が強いことが特色である。2013 年現在においても、「我々 (アルザス人) のアイデンティティおよび文化を守る」とともに「欧州外からの移民流入を終わらせる」ことを主張の柱として掲げ、移民に対する敵対心を明らかにしている⁶¹⁸。

なお、自治主義を直接掲げているわけではないが FN のアルザスにおける支持率は全国平均を上回る傾向にあり、1988 年の大統領選挙第一回投票では党首ジャン＝マリー・ルペン (Jean-Marie Le Pen) が約 22% の得票を獲得し (全国平均では約 14%)⁶¹⁹、2012 年の大統領選挙第一回投票においても、立候補した FN 党首マリーヌ・ルペン (Marine Le Pen) の得票率はバ・ラン県で 21.21%、オー・ラン県で 23.43% (全国平均は 17.90%)⁶²⁰と、いずれも全国平均を上回った。フランス他地域と比べて相対的に裕福であるはずのアルザスで極右が台頭している原因としては、ジャコバン中央集権体制により軽視されてきたアルザスの地域的特性を、移民を含む地元以外の出身者 (場合によっては他地域出身のフランス人も含む) が踏みにじっているという感情、犯罪の増加に伴う秩序回復の要求 (ならびに現行のフランス法における犯罪者への抑止力の弱さ) などがあり、ドイツ・スイスとの相対的な経済格差も背景にあるとし、ルペンへの投票行動は「ある種のフランスのイメージを拒絶し、一種の新自治主義的な精神状態を主張する方法」と見なされていると在アルザス歴史家ヴォーグラーは指摘している⁶²¹。移民人口の少ない農村部が都市部以上に FN の支持基盤となっていることの説明もつく。戦後アルザスにおいて政治的な自治主義運動が衰退し、現存する自治主義政党・団体も十分な影響力を期待できないことから、アルザスの独自性維持を望む層にとっては、必ずしも自治主義を正面から掲げない FN などの極右への投票行動が代替手段となっている可能性が考えられる。

以上のような一部の自治主義勢力の極右への傾倒は、1930 年代に一部の自治主義者が示したナチへの傾斜を思い起こさせる。地域の独自性強化を求める主張がある種の排外的主張に結びつく構造に共通点を見出すことが可能である。

以上からもわかるように、第二次世界大戦とその後の自治主義者裁判により事実上一旦立ち消え状態となったアルザス自治主義運動は、オラドゥール事件の裁判や 1968 年の五月革命などを機に再興が試みられるものの、地方議会に勢力を有するような大きな運動に発展することはなく、分裂を繰り返した。さらに、主張・行動が過激化したり、歴史修正主義や移民排斥と結びついたりするケースも見られた。運動の規模は戦間期と比べて格段に

⁶¹⁸ 公式サイト : <http://www.alsacedabord.org/le-mouvement/le-programme/>, 2013 年 5 月 3 日閲覧。

⁶¹⁹ SCHWENGLER, Bernard, *op. cit.*, p. 109.

⁶²⁰ France3 公式サイト :

<http://alsace.france3.fr/info/elections-2012/presidentielle-2012--n-sarkozy-en-tete-en-alsace-73527066.html> (2012 年 5 月 5 日参照)

⁶²¹ VOGLER, Bernard, *Histoire politique de l'Alsace*, Strasbourg, La Nuée Bleue, 1995, pp. 352-353.

小さく、またナチ時代の記憶が発展に大きな影を落としている面は否定できないものの、1930年代における自治主義運動の混迷・分裂・急進化やナチ党への接近と重なる部分があることは興味深い。一方で、アルザス文化の振興や二か国語併用、アルザス語・ドイツ語教育の普及などを要求の中心に据え、より穏健な形を取った地域主義運動は発展し、ある程度社会的にも認知されつつある。7.2で述べるように、地域分権改革や二か国語教育の拡大により、彼らの主張は徐々に実現していくことになる。

7.1.2 戦後自治主義運動の「断絶」と「連続性」

では、戦後に発展した自治主義・地域主義的な運動と、第6章までで紹介した戦間期自治主義運動とは、どのような面で連続しており、またいかなる断絶が見られるだろうか。

戦間期に自治主義者の中心を占めたナンシー派の自治主義者は、逮捕されるかドイツ本国に逃亡し、戦間期にUPRに所属していた者も戦後は多くが中道政党のMRPに移り、自治主義的な主張は影をひそめた。ダーレが『アルザスの声』創刊などに関わったことが、人的連続性として挙げられる程度である。ダーレの場合ナチ時代に対独協力と見なされる行為に関わることなく、戦後の裁判でも被告とならず威信を保ったことが戦後の活動を可能にしたのであろう。それでも自治主義の再興を恐れる政府は警戒を緩めておらず、ダーレらの動きを「新自治主義 (*néo-autonomisme*) 」と名付けて注視していた⁶²²。

上に述べたように、規模の面でも、政治に対する影響力もおおよそ比較にならない。戦間期においては、UPRに所属する議員の多くが穏健な自治主義を標榜し、フランス共産党も自治主義を支持し、ストラスブールでは自治主義者が市長に就任するほどであった。自治主義との距離が政治の対立軸となっていた。一方、戦後は主流政党のいずれも自治主義的主張を正面から取り上げていない。アルザスの権限拡大や独自性発展といった地域主義・自治主義的な主張に特化して活動する政治勢力は戦後、実質的に不在の状況となっている。欧州の大多数の少数民族・言語地域において、その地域の独自性や自治拡大の観点から活動する政党が一定の勢力を持っていることは対照的であり、シュヴェングラーはこの状況を指して、イタリアの南チロル、ベルギーのドイツ語共同体、スペインのカタルーニャ州、ドイツのシュレスヴィヒ・ホルシュタイン州のデンマーク系住民の事例に言及しながら「欧州の全ての少数民族には、地域政党を有し、地域のことに責任を負うことのできる適切な政治勢力がある」⁶²³「このような声はアルザスにはなく、政治的発言力を失ったアルザス世論は無感覚となり、麻痺しているかのように思われる。アルザスでは、少なくとも地域主義的な関係者の間では言語問題についてあらゆることが言われてきたが、この『あらゆること』が純粹に文化的な枠組みにとどまっており、政治的な分野に浸透していない

⁶²² Archives départementales du Bas-Rhin, 709D122.

⁶²³ SCHWENGLER, Bernard, *op. cit.*, p. 138.

ため実効力を持たないままである」⁶²⁴と述べ、戦後の運動がほぼ文化面にしか及んでいないことを指摘している。

一方で、主張の内容については戦間期からの連続性は依然として大きい。二言語併用主義の拡大、ドイツ語（アルザス語）教育の普及は、戦後においても自治主義・地域主義運動の大きな柱であり続けた。バンクウィッツは表面的な類似としながらも、1970年11月15日に「アルザス・ロレーヌ地域主義運動」の名でマルセル・イフリッヒ博士が発表した以下の声明文に、1926年の郷土同盟宣言との興味深い類似が見られると指摘している。

「モントルーの連邦主義憲章 (*Charte fédéraliste de Montreux*) および欧州評議会の欧州地方権限会議 (*Conférence européenne des Pouvoirs locaux du Conseil de l'Europe*) から着想を得たアルザス・ロレーヌの人々は、この植民地的な状況を告発し、同じ国の人々により脅かされている利害を擁護するために民衆運動に集結することを決意した。我々の目標は、フランスの枠組みの中でアルザス・ロレーヌという地理的単位の設立、地域議会、経済・社会・文化評議会の設立、ならびに地域の執行権確立である」⁶²⁵

第2章で紹介した戦間期自治主義運動の主張と比較すると、以上の宣言の中には、原則的にフランスの枠内に残ることを前提としつつ中央集権的なフランスの諸制度を批判し、行政的権利の拡大を目指したUPRをはじめとする戦間期の自治主義者の要求との共通点を見出すことが可能である。

7.2 自治主義の現代的意義

本節では、自治主義運動の現代における意義について、近年の欧州統合、地方分権改革、少数言語・民族の権利の運動などを踏まえた上で考察したい。戦間期にロッセらの掲げた自治主義の理念は、ナチ時代を経て戦後間もない時期に断罪の対象となり、戦後に地域主義的な運動が復活したものの、それまでの運動との断絶は依然として大きく、その歴史はいったん幕を閉じたかのように見える。しかし、第二次世界大戦後、アルザスでは上に述べたような地域主義的運動が発展したのみならず、戦間期からの自治主義者の主張に大きく関わる改革が実施された。さらに、自治主義運動はフランスという国民国家の枠組みを問い直す運動であるとともに独仏の代理戦争であったことを述べたが、その前提となる国際関係も欧州統合の深化などを経て大きく変わりつつある。そのような状況を踏まえて、自治主義運動の持つ意義や可能性について論じ、戦間期の自治主義者が主張していたものについて現代の視点から評価する手掛かりとしたい。

⁶²⁴ *Ibid.*, p. 139.

⁶²⁵ BANKWITZ, Philip Charles Farwell (traduit par ANSTETT Chantal), *Les chefs autonomistes alsaciens 1919-1947*, in *Saison d'Alsace*, n° 71, 1980, p. 120.

7.2.1 戦後アルザスの政治状況とフランス地方分権改革の進展

第二次世界大戦後、アルザスはフランスの行政に復帰する。戦間期に自治主義がアルザス政治を左右する重要な勢力となったことは第2章で論じた通りであるが、戦後アルザスの政治は全く異なる展開を示した。自治主義を掲げる政党は消滅し、政治の舞台からアルザスの独自文化・権利拡大を表立って掲げる勢力は事実上存在しなくなった。戦間期のUPRで活動していた者の多くが、キリスト教民主派、ド・ゴール派で中道に位置づけられるMRPのアルザス支部へと移った。MRPはアルザスにおいて主流を占め、ド・ゴール主義が強い支持を集めた。対照的に左派は退潮傾向を示した。特に共産党は戦間期に共産党に属していたユベールおよびムーラーが「対独協力者」のレッテルを張られたほか、東部戦線でソ連軍の捕虜になったアルザス出身の強制徴募兵がソ連共産主義の現実に接したことも支持低下につながったと指摘されている⁶²⁶。アルザスにおける政治的な右派優位はその後、現在に至るまで一貫して変わっておらず、2012年の大統領選挙においてもストラスブールおよびミュルーズを除くアルザスのほぼ全ての自治体で、UMPのニコラ・サルコジ候補がフランス社会党のフランソワ・オランド候補より多くの得票を獲得し、全国とは反対の傾向が見られた⁶²⁷。

ナチ支配の経験を通し自治主義が著しく打撃を受け、上に述べたように戦後の自治主義再興の試みも迷走を重ねたことから、その政治的影響力は現在でも非常に限られているが、自治主義的な方向性とは別の角度から地方自治の拡大が戦後進められてきたことは注目に値する。

戦後、フランスでは地域の権限を強める地方分権改革が行われ、アルザスもその影響を受けてきた。1970年代までの地方分権改革は全体的に緩やかであるが、第五共和制下の1968年3月にリヨンを訪問したド・ゴール大統領は、フランスの単一性の実現・維持のためにフランスの地域の多様性を軽視した中央集権化を転換し、地域分権を進めることがフランスの近代化の原動力になると演説し、地方分権の必要性を説いた。同年の五月革命を受けて、住民の選挙による議員と地域の職能団体の代表で構成される地域圏 (*région*、「州」と訳される場合もある) 議会の創設など地域圏の権限拡大を提唱したが、この憲法改正を問う国民投票は1969年、ド・ゴール長期政権への批判も相まって否決された。続いてポンピドゥー政権下では、1972年7月5日法により、地域圏内の国会議員、県議会議員、市町村議会議員の代表からなる地域圏議会の設立などを軸として、一定の権限を有する地域圏の

⁶²⁶ VOGLER Bernard, *L'après-guerre à Strasbourg*, Illkirch, Le Verger Éditeur, 2002, p. 66.

⁶²⁷ *Dernières Nouvelles d'Alsace* : La soirée électorale en Alsace / Accès aux résultats, commentaires, analyses, article publié le 06 mai 2012

<http://www.dna.fr/actualite/2012/05/06/retrouvez-des-20h-les-informations-sur-le-second-tour-de-l-election-presidentielle-en-alsace> (2013年3月24日閲覧)

再生を図った⁶²⁸。このほか、ジスカールデスタン時代の1980年にも法律の範囲内における地方税の税率の決定権の地方議会への付与などが実現している⁶²⁹。

フランス社会党のフランソワ・ミッテラン政権下の1982年には地方分権法が制定され、アルザス地域圏もフランスの他の地域圏と並んで地域圏議会を持つようになり、域内の経済計画や国土整備などの面で独自権限が拡大した⁶³⁰。住民の直接選挙により議員の選出が行われる議会を有する地域圏の設置は、第2章で述べたようにすでに戦間期からUPRなどを中心に要求がなされていたことであり、往年の自治主義者の要求が一部実現したともみなすことができる。もっとも一連の改革は、アルザスの独自の歴史・言語文化などを根拠に独自の権限を認めるものではなく、全国一律で地方分権改革の一環として実施されたものであり、郷土同盟宣言などよりも当初UPRが主張していた比較的穏健な地方分権改革の方向性に近いものである。

その後も地域圏をはじめ地方自治体の権限を拡大する方向での制度改革が相次いで実施されている。2003年3月には憲法改正が行われ、フランス共和国の不可分性など基本理念を定めた憲法第一条を改正し、「フランスの組織は地方分権的とする」という地方分権原則が盛り込まれたほか、地域圏が市町村・県と同様の憲法上の地方自治体として位置づけられた。さらに、第72条の改正により参加型民主主義の強化が盛り込まれ、住民投票により地方自治体の政策決定を住民に委ねることが可能となった⁶³¹。続いて、地方の自由および責任に関する2004年8月13日付第2004-809号法律 (*Loi n°2004-809 du 13 août 2004 relative aux libertés et responsabilités locales*) により、経済開発、観光振興、職業教育・訓練関係などの権限が地域圏に移譲されるなどしており⁶³²、「アルザス地域圏」として活動できる余地は広がりつつある。このように、かつてアルザスを「抑圧」し、自治主義運動を推進する原動力となった「一にして不可分」という中央集権の原則は近年大きく修正されつつあり、フランスの他地域と同様の枠組みの元ではあるが、アルザスの独自の文化的伝統・制度に基づき独自性を強める道が大きく開かれたと考えられる。

7.2.2 アルザス語・ドイツ語の保護と二言語併用主義の広がり

戦間期の自治主義運動の主張の柱が独仏二言語併用主義であり、フランス語による中央集権的なアルザス統合への反発が背景にあったことはすでに述べた通りであるが、ここでは第二次大戦後における二言語併用主義の発展についてもその概要を記したい。

すでに述べたようにナチ時代にドイツ語が強制され、ドイツ・ナチ体制とドイツ語が結びつけられたことから、戦後ドイツ語・アルザス語使用は衰退の危機にさらされた。教育

⁶²⁸ 山崎榮一『フランスの憲法改正と地方分権 ジロンダンの復権』日本評論社、2006年、41～42ページ。

⁶²⁹ 前掲書 46ページ。

⁶³⁰ 市村卓彦、前掲書 440ページ。

⁶³¹ 自治・分権ジャーナリストの会編『フランスの地方分権改革』、日本評論社、2005年、194ページ。

⁶³² 財団法人自治体国際化協会 公式サイト：http://www.clair.or.jp/j/forum/c_report/pdf/266-1.pdf (2012年5月6日閲覧)

現場ではアルザス語を話すことをやめフランス語を話すよう推奨され、生徒の間でアルザス語を用いて話すとは処罰の対象にさえなった。そして、「フランス語を話すことは粋だ (*Il est chic de parler français*) 」という標語がアルザス全土を席卷した。さらに、アルザス史上初めて小学校教育でドイツ語が廃止された⁶³³。

もともと、仏独二か国語使用がフランス復帰とともに突然なくなったわけではなく、自治主義者に対し最も攻撃的かつエピュラシオンに対し最も積極的な態度を示した共産党系の『ユマニテ・ダルザス・エ・ド・ロレーヌ』でさえ記事の大部分をドイツ語で書き続けたことからわかるように、反独的立場がそのままドイツ語からフランス語への切り替えを伴ったわけではない。戦後しばらくの間、アルザスでは多くの新聞が仏独二か国語で出版され続けている⁶³⁴。言語以外についても、政教協約はフランス復帰とともに復活し、第一次世界大戦後維持されたアルザスの独自の制度の基本的枠組みは第二次世界大戦後にも引き継がれるなど、第二次大戦後もアルザスが完全にフランス中央政府に「同化」されたわけではなく、現在に至るまで維持している制度は存在する。1985年には「アルザス・モゼル地域法研究所 (*Institut du Droit Local Alsacien-Mosellan*) 」が設立され、1918年以前のビスマルク時代のいわば生き証人ともいえる地域法に関する知識や地域法とフランス法の兼ね合いから生じる問題に対する理解を図るための役割を果たしている⁶³⁵。

1950年にはSFIOの代議士モーリス・ディクソンヌ (*Maurice Deixonne*) 主導で「地方言語および方言の学校教育に関する法案」が提出され1951年1月に可決されたが、この法律でブルターニュ語、オック語などの地域言語の教育が認められたものの、「外国語の方言」とみなされたアルザス語 (およびコルシカ語、フランドル語) は対象とならなかった⁶³⁶。

1952年には政令により小学校の最終二学年で選択のドイツ語の授業が2時間認められたが、全国教職員組合 (*Syndicat National des Instituteurs*) のボイコットを受けたため、初等教育における本格的なドイツ語教育の復活の試みは失敗している⁶³⁷。報道の分野では1945年9月13日の政令によりドイツ語のみの新聞・雑誌の出版が禁止され、フランス語を最低でも25%使用することが義務付けられた⁶³⁸。

⁶³³ VOGLER, Bernard (dir), *Nouvelle Histoire de l'Alsace, Une région au cœur de l'Europe*, Toulouse, Éditions Privat, 2003, p.284.

⁶³⁴ 市村 (2003, 前掲書 430 ページ) によると、例えば1954年の調査でバ・ラン県人口66万2000人のうち63万人がアルザス語を話し、フランス語のみの使用者は32,432人にすぎなかったことからわかるように、依然としてアルザス語・標準ドイツ語は支配的でフランス語を理解できない住民も多かったことから政府もドイツ語新聞の発行は認めていた。ただし、新聞名をフランス語に改称させ、スポーツや三面記事・広告は若い世代のためにフランス語を使用すること、ドイツ語記事でも政治制度・公的機関の名称でフランス語を使用することを義務付けさせるなど、二言語併用主義も政府による規制を受けていた。

⁶³⁵ 研究所に関する詳細ならびに現存する地域法に関する概要は公式ウェブページ <http://www.idl-am.org/index.asp> を参照。(2014年2月15日閲覧)

⁶³⁶ 長谷川秀樹『コルシカの形成と変容 共和主義フランスから多元主義ヨーロッパへ』、三元社、2002年、144～146ページ。

⁶³⁷ VOGLER, Bernard (dir), *Nouvelle histoire de l'Alsace, Une région au cœur de l'Europe*, Toulouse, Éditions Privat, 2003, p. 284.

⁶³⁸ *Ibid.*, p. 285.

以上のように戦後アルザスではアルザス語・ドイツ語の教育・普及は極めて困難な状況に置かれたが、近年は政府の方向転換もあり、進展の認められる分野である。

1972年にはジョルジュ・オルデリート（Georges Holderith）学区視学官長が小学校4年生からドイツ語教育を週2時間～2時間半選択科目として再導入する許可をフランス国民教育省より得て⁶³⁹、初等教育段階におけるドイツ語教育の道が開かれた。

1980年代の社会党政権下では二言語教育推進の動きが加速した。1982年1月にはアルザスのバ・ラン県およびオー・ラン県の両県議会で、「学校におけるアルザス文化の発展、特にドイツ語が地域語の話し言葉であるアルザス方言の文語であることを考慮に入れて、ドイツ語のディクソンス法というフランスの言語としての認知を求める」という動議が採択された⁶⁴⁰。

ミッテラン政権下のピエール・モーロワ（Pierre Mauroy）第一次内閣の国民教育大臣アラン・サヴァリー（Alain Savary）の1982年6月22日付の通達では、フランス国内の地域語が話される地域において両親からの要求があった場合、フランス語・地域語両言語の均等教育を実施する教育機関を開設することが規定された⁶⁴¹。もっともこの通達はブルトン語やバスク語に対しては1983～87年にかけて限定的に実施に移されたが、アルザスでは直ちには適用されなかった。並行して、当時のストラスブール大学区長（*Recteur d'Académie de Strasbourg*）ピエール・デイヨン（Pierre Deyon）の1982年および85年の通達により、小学校初級科3年次（CE2）からのドイツ語入門教育、幼稚園におけるアルザス語教育導入が正式に認められた⁶⁴²。なお、デイヨン通達では、話し言葉であるアルザス方言と、書き言葉である標準ドイツ語が合わせてアルザスの地域語として認められたことも重要である⁶⁴³。

その後、1990年代に入ると幼稚園段階から独仏両言語の均等な二言語教育が試みられるようになった。ABCМ（*Association pour le Bilinguisme en Classe dès la Maternelle*、幼稚園段階より二か国語学級の開設を求める協会）という父母の任意団体が設立され、1993年には国民教育省とオー・ラン県の間で二言語教育を行う幼稚園設置を父母が求めることができるとする憲章が調印され、幼児二言語教育は飛躍的に広がった。1991年には幼児二言語教育学級の開設数は5校にすぎなかったのが、1995年には公立・私立およびABCМの開設校を含めて95校へと飛躍的に増加している⁶⁴⁴。ABCМの二言語学級の運営にはアルザス地域圏議会やバ・ラン、オー・ラン両県議会などから補助金を得ており、ABCМの運営する学級には両親がアルザス出身者でない子供も多数通うようになった⁶⁴⁵。

⁶³⁹ 中力えり「アルザスにおける言語教育運動の展開と変容 - 現代的文脈におけるエスニック運動の視点の再考」、『相関社会科学』第7号、1997年、43ページ。

⁶⁴⁰ 中力えり、同上。

⁶⁴¹ SCHWENGLER, Bernard, *L'Alsace bilingue*, Strasbourg, Jérôme Do Bentzinger Editeur, 2000, p. 13.

⁶⁴² *Idem*.

⁶⁴³ 中力えり、前掲書43ページ。

⁶⁴⁴ 中力えり、前掲書44ページ。

⁶⁴⁵ 中力えり、同上。なおABCМ運営の学級を含む二か国語学級でフランス語と併用して教えられているのは、アルザス語の書き言葉である標準ドイツ語である。

ただし、ドイツ語・アルザス語教育を行う体制そのものは整備が進んでいるが、特にアルザス語の長期的な衰退傾向に歯止めはかかっていない。上に述べたように戦後しばらくはフランス語を理解できないアルザス住民は珍しくなく、1960年代までは平均的市民はフランス語とアルザス語を環境に応じて選択的に使用し、都市のサラリーマンであっても家庭やアルザス人の友人など親しい者の間ではアルザス語が感情や感受性を表現する最もふさわしい言語として使用される状況であった。ところが1980年代に入るとアルザス語の話される家庭の割合が約60~70%に減少し、都市部の学齢期の子供の3分の2（農村部は3分の1）がアルザス語を話せないなど、その衰退は著しいとされる⁶⁴⁶。標準ドイツ語についてもライン兩岸の交流の深化に伴う習得の意義は決して小さくないものの、英語が第二言語として重要性の高まる中では前途は安泰とは言えず、仏独二言語教育もまた試練に立たされていると考えられる。国境を越えた二言語併用主義が定着するには、幼児期からの教育の充実がカギとなるように思われる。このような状況ではあるが、フランス語を国民統合の柱として絶対視してきた姿勢の修正が見られる点は注目に値する。

7.2.3 欧州統合と国民国家の「相対化」

アルザスは独仏の合間で揺れ動いた地域であり、1871~1918年までのドイツによる統治の経験やその時代に確立した制度が自治主義者の主張の根拠になった。そして、特に戦間期においては、中央集権国家フランスにおける国民国家への統合の論理と、自治や独自の文化・言語・制度の維持を求める要求が衝突した。絶対的な意味を持つ国民国家、国境があつてこそ、自治主義運動はその意義を持つように思われる。

しかし、第二次世界大戦後の欧州統合の動きは、国民国家を相対化する側面が大きく見られた。自治主義の前提となる国家間の枠組み自体が、戦間期とは大きく異なるものになりつつある。

まず、独仏を基軸とする欧州統合の「深化」により、「国境」の持つ意味は小さくなった。ドイツ・フランスをはじめとするEU加盟国のいずれかの国籍を所持していれば、いずれの加盟国においても自由に居住し、労働・居住する権利が認められている。さらに国境検問の撤廃を定めたシェンゲン条約に独仏両国とも調印しているため、ライン川をはじめ独仏国境にかつて存在していた検問所は撤廃され、国内の県境・州境を通過する場合とほとんど変わらない感覚でアルザスからドイツへと移動することが可能となった。また、モノとサービスの移動の自由も定められており、関税障壁も撤廃され、国境を越えた自由な取引や買い物はごく当たり前のこととなっている。第二次大戦中、アルザスに施行された徴兵制から逃れようとする者やフランス他地域を目指す連合軍捕虜がヴォージュ山脈に引かれた国境を命がけで越境しようとし、「案内人」が活躍した時と比べて、どれほど国境の持つ意味が変わったことだろうか。

⁶⁴⁶ 市村卓彦、前掲書 453~455 ページ。

第二次大戦後、独仏（またはスイス）のいずれかに在住し、国境を越えて通勤する「越境通勤者 (*transfrontalier*)」の数も増えており、フランスからの越境通勤者についてみると、1969年には約14,500人であったが、1999年には約7万人（スイスへの通勤者は33,200人、ドイツへ36,610人）に達している⁶⁴⁷。さらに、2004年にはストラスブール市と対岸のドイツ側のケール市の間を流れるライン川の両岸に、「両岸公園 (*Jardin des Deux Rives*)」が開設されて二か国をまたぐ公園が一体として整備され、両側を自由に渡れる歩行者専用橋も建設されており⁶⁴⁸、ストラスブール市電のケールへの延伸計画もあるなど、国境を越えた往来は21世紀の現在も活発化する一方である。

国境の自由通行に限らず、ライン両岸はすでに共通の経済圏の元で一体化が進んでいる。ライン川の仏独両岸の地方自治体が協力する様々な枠組みが結成され、様々な分野で国境を越えた直接の協力事業が進められている。ライン川流域の地域間連携組織のはしりとなったのが1963年に結成されたスイスのバーゼル市を中心とする「レギオ・バジリエンシス (*Regio Basiliensis*)」で、1990年代に入るとEUの国境地域を対象とする支援プログラム「インターレグ」の元で、1991年に結成された「上ライン協議会」などを中心に、フランス・ドイツ・スイスの3か国にまたがる国境地域の自治体の協力体制が構築されてきた。その活動領域は教育、文化、観光など幅広く及んでおり、上ライン地域全体の地域整備計画、地域全体で使用する学校教育用の副読本作りなどが含まれる⁶⁴⁹。2005年にはフランスのストラスブール都市共同体 (CUS) と対岸のドイツ・オルテナウ郡 (*Kreis Ortenau*) との間でユーロディストリクトが設定され、様々な問題について自治体間で連絡・協議・調整を行うのみならず、将来的には法的基盤を持つ国境を越えた特別地域の結成を目指している⁶⁵⁰。このように、必ずしも中央政府を通さない自治体間の国境を越えたつながりは、EUの支援もあり発展し、国境の存在を相対化しつつあるように思える。

第二次大戦後、「フランスのアルザス」が決定的になり、アルザスのフランスへの統合が非常に強く進んだことは疑う余地がないが、一方で欧州統合の深化とそれに伴う上ライン地域の交流発展により、帝政ドイツ時代とは異なる形でアルザスとドイツとの「統合」は深まった。アルザスが仏独いずれに属するかは、ある意味ではさほど重要でなくなったともいえる。

さらに、EUや欧州評議会主導で進められている少数言語・少数民族の保護政策が、アルザス語を含めたフランス国内の地域言語の保護に向けた動きを後押ししている側面も無視できない。欧州内の少数民族・少数言語集団の保護や振興に向けて、EUや欧州評議会は様々な指令・憲章・決議を採択し、国家を超えた立場・視点で活動に取り組んでいる。例えば1981年11月16日には、欧州議会が民族少数派憲章を採択した。欧州にはスペインやイギ

⁶⁴⁷ VOGLER, Bernard, *Nouvelle histoire de l'Alsace*, Toulouse, Éditions Privat, 2003, p. 312.

⁶⁴⁸ ケール市公式サイト : http://www.kehl.de/wStadt_f/loisirs/jardin.php (2012年5月7日閲覧)。

⁶⁴⁹ 手塚章・呉羽正昭編『ヨーロッパ統合時代のアルザスとロレーヌ』、二宮書店、2008年、20～22ページ。

⁶⁵⁰ 前掲書、23ページ。

リスをはじめ、地域言語が広く地域公用語として使用されている国が多いことも、フランス国内の議論に影響を与えている。

ただし、欧州評議会の主導で1992年6月25日に採択された「ヨーロッパ地方言語・少数言語憲章」については、フランスは1999年に署名したものの議会の反対により未だに批准されていない。背景としては、依然としてフランスで「フランス語が唯一の言語」であるとする考え方が強いことがあり、1999年6月15日の憲法院判決では、共和国の不可分性や法の前の平等、フランス人民の単一性といった原則に照らし合わせて、本憲章が公的領域におけるフランス語以外の言語の使用を正面から規定していることが部分的に違憲と認定されている⁶⁵¹。公的場面やフランスのメディアなどにおけるフランス語の使用を義務付けた1994年のトゥボン（Toubon）法からもわかるように、根強い単一言語主義が地域言語の保護・普及の大きな妨げになっている側面は否定しがたいが、地域言語に背を向ける姿勢は欧州評議会などからも批判を受け⁶⁵²、2008年の憲法改正では「地域言語はフランスの遺産に属する」という地域言語条項が75条1項に盛り込まれるに至った。

共和国の統合がフランス語を軸に進められてきた歴史背景もあり、地域言語を巡るフランスの姿勢は上に示すように決して一直線ではないが、欧州統合の流れの影響を受けて少しずつ変化が見られるのは確かである。

7.2.4 自治主義的要求の戦後アルザスにおける「実現度」

では、以上のような「改革」の動きは、戦間期の自治主義者が主張していた内容とどこまで重なっているだろうか。

第2章で挙げたように、戦間期の自治主義者はドイツ語やアルザス語の公的空間における使用の権利や教育の拡大、アルザス独自の議会の創設やパリの中央政府からの自立を求めて運動を展開した。

戦間期における自治主義運動は必ずしも欧州統合の理念に基づいたものではなかったが、自治主義者の主張が欧州統合により、当初想定していたのとは異なる形で「実現」しつつある面について指摘しておきたい。

上に述べたように、独仏国境は戦後の欧州統合の流れにより、その持つ意味は相対化され、国境を越えた移動や交流は非常に容易になった。兩岸の移動はすでに完全に自由化されており、関税障壁も存在しない。共通通貨も導入され、経済的な国境の障壁は著しく低くなっている。戦間期の自治主義の要求の一つには、帝政ドイツ時代からの経済的権益を

⁶⁵¹ 高橋基樹「フランスにおける地域言語の憲法上の承認と共和国の不可分性 - 2008年憲法改正による地域言語条項挿入を題材に -」、『成城法学』第80号、2011年8月、186～187ページ。

⁶⁵² 高橋基樹（前掲論文188ページ）によると、2006年2月の欧州評議会本会議で、フランスが「ヨーロッパ地方言語・少数言語憲章」の批准を拒否し、フランス国内の地域言語が欧州他国と比較して危機にさらされていることを少数民族諸会派代表のCsaba Tabajdiから批判されたことが、国内における地域言語の議論の活性化のきっかけになったという。

維持する側面があったが、この要求はアルザスへの独自の権限拡大よりも、EU 統合というトランスナショナルな形で実現に向かっている。

地域圏設立をはじめとした一連の地方分権改革の動きは、戦間期の UPR を中心とする自治主義者や、APNA など自治主義と一線を画しつつも地方分権を求めた勢力の要求と重なる部分が多い。アルザスの権限拡大を意図した政策ではないが、例えばドイツ側の自治体と直接協力するなど、アルザスの柔軟な発展を可能とする余地を秘めている。

戦後の文化面を中心とする地域主義運動、アルザス文化振興・二言語併用主義実現の運動についても、戦間期からの自治主義運動の要求と重なっている部分はある。1980 年代以降は政府の言語政策に大きな転換が見られ、幼児教育段階における二か国語教育が進み、またドイツ・スイスとの関係が著しく深まったことや通勤圏が国境を越えて拡大したこともあり、ドイツ語教育の「実用性」も高まった。少なくとも第二次大戦後間もない時期に見られたような反独感情に基づくドイツ語排除の動きは現在ではほぼ見られなくなっている。すなわち、言語使用の実態を見る限り話し言葉であるアルザス語の通用度は下がりフランスとの「同化」の方向へと進んだ一方、二言語併用主義に対する政府の姿勢が徐々に変化し、地域言語保護の取り組みが大きく進展した点は注目に値する。自治主義運動の要求の言語面における大きな柱が、少なくとも理念上はある程度認められたことになる。

その他、第一次大戦前のビスマルク時代に由来する地域法は現在も維持され、法制度上もアルザスの独自性は引き続き保たれ活用されており、戦間期の自治主義者の闘いの意義が認められた証のようにも思われる。例えばコンコルダートは現在でも維持されており、フランス共和国大統領がストラスブール大司教ならびにメッス司教を任命し、カトリック、プロテスタント、ユダヤ教の聖職者に対する報酬を支払っている。2003 年には以上 3 宗派の聖職者 1455 名に対し 3775 万ユーロが支払われた⁶⁵³。このほか、1850 年のファルー法に基づき現在でも公立学校で宗教教育（公教要理）が実施されている。

むしろ、戦間期自治主義者の要求が戦後、全て実現したわけではない。例えば、2.3 では戦間期自治主義者の具体的な要求を挙げたが、アルザスに対し他地域に比べ優越的地位を与える改革は実現していないことには留意が必要である。

言語についても、7.2.2 で述べた通り現在に至るまで二か国語教育の充実は進んでいるものの、アルザス地域圏内でドイツ語に公的な地位が与えられるには至らず、行政や裁判所での独仏二言語の併用については実現していない。現実には話し言葉としてのアルザス語の使用は衰退傾向にあり、その意味では自治主義者が最も恐れていたフランス語によるアルザスの「同化」が徹底して進んだという見方も可能である。

全体を見ると、EU 統合の枠組みにより経済面での国境障壁撤廃を求める要求が基本的に実現し、また地方分権改革により地域圏の権限の大幅拡大などの要求が実現する一方で、

⁶⁵³ CHARTIER, Erwan, *La France éclatée ? Enquête sur les mouvements régionalistes, autonomistes et indépendantistes en France*, Spézet (Bretagne), Éditions Coop Breizh, 2004, p. 225.

アルザス地域圏やアルザスの各県への特別な行政上の権限付与やドイツ語の公用語化など、アルザスに他地域を上回る「特権」を与えるような政策は実現しなかった。その理由としてはすでに挙げた戦後の自治主義運動の衰退に加えて、フランス本土との統合が十分に進んだアルザスの在住者自体が「アルザス」を前面に押し出すような改革を必ずしも望んでいないのではないかということも推測される。

例えば、2013年4月7日にはアルザス地域圏および地域圏内のオー・ラン、バ・ラン両県の3自治体の機能を統合し「アルザス地区共同体 (*Collectivité territoriale d'Alsace*)」を創設する構想の是非を問う住民投票が実施されたが否決された。この構想は、両県の行政的区画自体は従来通り残しつつも、地域圏議会と両県議会を統合し、行政機構の重なり合いや権限が分立する状況を整理して事実上単独の自治体を創設することが柱となっており、これまで地域圏と両県が担っていた機能を新たな共同体が担うことで行政費用を節約しつつ、国境を越えた協力、教育、住宅政策などの分野で新たに国から権限を得てアルザスの特性に合わせた政策を実施し、ドイツ・スイスの隣接地域と国際協定を締結する可能性も視野に入れるなど全体として「アルザス」としての行動の余地を広げ、中央政府からアルザスへの権限移転を推進する性格を帯びていた⁶⁵⁴。しかし、住民投票では賛成がアルザス全体で57.7%と過半数を占めたものの、投票率が36%にすぎず総有権者の25%の賛成という承認条件を満たさなかった⁶⁵⁵。構想については積極的な反対よりも棄権率の高さが目立っており、構想自体についてアルザスで関心が十分高まらなかったことが如実に示されている。すでに述べた戦後の自治主義・地域主義的なものやアルザス語の衰退など、地域アイデンティティの弱体化が背景の一つに浮かび上がる⁶⁵⁶。

ともあれ、戦間期における自治主義運動の主張のかなりの部分が実現していることは確かであり、運動の理念の「正当性」は十分に示すことができ、形を変えつつも現在にもある程度受け継がれており、今後のアルザスのあり方を考える上で現在でも一定の参照すべき価値を有するものと結論付けたい。本論文で論じてきたような「対協協力」の背景からアルザスでは依然として自治主義的な運動に対しては否定的な見方が根強く、戦後限られた形で復活したものの極右的立場への傾斜や内部対立、急進化などの問題もあり極めて狭

⁶⁵⁴ France 3 Alsace, *Référendum du 7 avril, Collectivité territoriale d'Alsace : trois jours avant, le point*, 2013年4月4日、<http://alsace.france3.fr/2013/04/04/collectivite-territoriale-d-alsace-deux-jours-avant-le-point-228205.html> (2013年11月28日参照)。

⁶⁵⁵ France Bleu, *L'Alsace tourne le dos au Conseil unique*, 2013年4月7日、<http://www.francebleu.fr/politique/l-alsace-tourne-le-dos-au-conseil-unique-464914> (2013年11月28日参照)

⁶⁵⁶ なお、本構想に対しては中道右派政党のUMPならびにヨーロッパ＝エコロジー・緑の党 (*Europe Écologie les Verts*)、ならびに地域主義政党の「アルザス第一」が支持に回る一方、社会党は賛否が割れ、フランス共産党ならびに左翼党 (*Parti de Gauche*) などの中小左派政党の連合体である左翼戦線 (*Front de Gauche*) は「共和国の分裂につながる」という理由で反対し、FNはアルザスの指導者は賛意を示したものの中央レベルでの「フランス解体につながる」という懸念を受けて反対姿勢を取った。またCGTをはじめとする労働組合は、創設される地区共同体が労働法に関する規制権限を得ることで、労働者の処遇に他地域と差が出ることを懸念した。本構想への否定的態度については「一として不可分」のフランス共和国の原理の揺らぎに対する懸念と、社会保障などの後退を恐れた懸念が混じり合っていることが特徴的であり、部分的ながら戦間期に唱えられた反自治主義的な言説との共通点を見出すことが可能である。(上にリンクを挙げたテレビ局 *France 3 Alsace* のネット配信記事を参照)

い範囲の支持しか得られていない。また二か国語教育の発展など進展の見られる分野はあっても、アルザス独自の権限を主張する動きは積極的に広がっていない。一方で、国境を越えた隣接地域との統合やフランス全土を対象とした「地方分権」改革が進み、国民国家の原理および国境そのものの「相対化」は現在も進行中である。地域主義的な運動の理念はいわば欧州統合ならびに地方分権改革により、部分的ながら引き継がれたといえる。一方で、アルザスにおける極右勢力の伸長は自治主義運動の「挫折」が背景となっている可能性があることにも留意が必要と思われる。

結論

本論文では、戦間期の自治主義者による「対独協力」およびナチ・ドイツに対する「抵抗」について、その内容や特徴を明らかにし評価することを試みてきた。第2章で示したように、自治主義運動は民族自決権思想を背景とした、帝政ドイツ時代の言語・宗教的権利や自治権の継承を目指し、フランスへの強引な同化政策に反発して始まったものであり、1925年の『未来』創刊、翌年の郷土同盟宣言を経てアルザスの幅広い政治勢力に影響を及ぼす大運動に発展するものの、フランスの一体性を脅かす運動として警戒するフランス政府と、ヴェルサイユ条約後もアルザスに影響力を及ぼしたいドイツ政府の代理戦争化し、「コルマール裁判」に象徴される弾圧事件が相次いだほか、エルンストらドイツ本土在住のアルザス出身者を經由したドイツからの資金援助も見られた。さらに、1930年代に入ると反ユダヤ主義やファシズムの影響が自治主義運動の一部に浸透したことも重要である。自治主義運動は、フランスの中央集権主義への異議申し立てでありアルザスの独自性保護を主張する「民主主義的」な側面を持つと同時に、当初から親独的傾向を持ち、一部がファシズムやナチズムと接近するなど政治的性格を抜きにして考えることはできず、この二面性がナチ支配下のアルザスにおける行動に大きな影響を及ぼした可能性を指摘した。

ナチ支配下での「対独協力」の内容としては、ビクラーやシャル、ムーラーなど、戦間期に反仏・親独的傾向が強く分離主義に近い急進的姿勢を取っていた自治主義者が管区指導者や軍事上の要職に就任し、行政・軍事両面でナチ政権が進めるアルザスの強制的なドイツ化・ナチ化や戦争協力の旗振り役となった。彼らは「併合」を歓迎しただけでなくフランス語追放や反ナチ的な住民に対する密告、ドイツ軍への志願呼びかけや徴兵制導入を公に支持するなど、ナチへの追従姿勢が著しく、第5章で論じたように大戦末期には徹底抗戦を呼びかけドイツと運命を共にするなど「対独協力」を急進化させた者が多かったことを示した。一方で教会を支持基盤とするUPR出身の自治主義者の行動はこれよりも明らかに慎重で、対独協力に対しては相対的に消極的であったと言えるものの、ナチの命を受けたロッセの「スパイ行為」や補償委員会における役割、メディアにおける反仏的発言などを見る限り、特にナチ支配下初期に果たした「対独協力」的行為は無視できないものがあった。

「対独協力」の要因としては親独感情や二か国語使用へのこだわり、戦間期を通じて浸透したファシズム・ナチズムとの親近感や一部自治主義者の反ユダヤ的傾向に加えて、金銭的・物質的利益の確保やドイツの戦況に対する日和見主義的な見方など、一般的な「対独協力」とそれほど変わらない動機も浮かび上がる。しかし、戦間期のフランス政府の自治主義者「弾圧」に対する激しい怨恨があったことを指摘しておきたい。特に1939年、開戦前後のフランス政府による自治主義者の一斉逮捕では主要な自治主義者の多くが巻き込まれ、カール・ロースが処刑されたほかドイツ侵攻とともに劣悪な条件でフランス各地を転々とするなど過酷な経験を経ており、反仏的宣伝に利用価値を見出したナチ当局に容易

に利用されうる状況にあった。ナチ時代の抑圧が非常に大きいこともあり、先行研究においても自治主義系の論者を除き、フランス政府の責任が検証されることは少ないが、自治主義者の多くは開戦後フランス軍からの動員に応じているなど、当初よりドイツ軍と内通していたとは考えにくい側面も大きく、「一斉逮捕」という行動の正当性については大きく疑問が残る。このような「弾圧」に対しナチが徹底的に名誉回復や金銭補償を進め、さらにはほかならぬ「被害者」の一人であるロッセを補償問題の責任者に就けたことは、自治主義者全体に相当な心理的インパクトを及ぼしたと考えられる。

一部の自治主義者の行動が大戦末期にナチズムと運命を共にするかのよう「急進化」したことも示した。ビクラーをはじめ「対独協力」への姿勢がより積極的であった戦間期の自治主義急進派が中心で、特に戦間期のナチズム・ファシズムとの関係の強さが大きな要因と考えられることも論じた。また、戦後の裁判で彼らよりも反ナチ的で慎重な行動を取った自治主義者であっても厳罰を受けており、連合軍に拘束された場合極刑が予想されたことも、ドイツと最後まで共にするという行動に一定の「合理性」を見出すことはできるだろう。

自治主義者の「抵抗活動」についても、その行動の幅や成果、時系列的側面について明らかにすることができた。「抵抗活動」の中でも自らの人脈や地位、ナチ当局に認められた名声を活用して幅広く反ナチ的活動や被被害者の救援活動を行ったロッセの役割は十分評価の余地がある。ロッセによる救援活動やアルザティア社を核とした宗教的書物の出版は戦後、多くの人から感謝を集めており、効果的な行動としてその成果を評価することができる。一方で、ロッセは併合宣言断念や「緩衝国樹立」を目指し、ヴィシーを拠点とする活動も行っているが、「緩衝国構想」自体が反仏的な性格を持つ上に、同時にナチの依頼を受けてアルザス出身者の動向を監視・報告するなどの行いもあったことや、ヴィシーにおけるロッセに対する反応も全体的に冷淡なことが多かったことから、その成果は大きなものといえないだろう。また結果的には「失敗」に終わっており成果は乏しいが、UPR出身者らを中心とした「コルマル・グループ」への参加やドイツの反ヒトラー勢力との接触は、ナチ時代中期以降のロッセの明確な反ナチ的姿勢を示すものと評価できる。

ロッセ以外でもシュテュルメルやケッピのような主に UPR 出身のナンシー派自治主義者がロベール・シューマンをはじめとするナチ体制の被被害者の「救出」に果たした役割は大きい。戦後の裁判で唯一、反ナチ抵抗活動のために事実上刑事責任が免除されたケッピは、被被害者に対する救援活動の他、ナチ文民政府で避難民担当委員を務めた際に避難民の財産保護を要求し、またコルマル・グループで反ヒトラー陰謀の首謀者に対しアルザスの要求を伝えるなどの役割を果たしていたことを明らかにした。ナンシー派以外では進歩党出身のダーレ、アルザス外にとどまりヴィシー政府への抗議文提出などの形でアルザス併合に抗議し続けたゼルツなど、ロッセらと共に戦間期の自治主義を率いた者の活動が注目されるほか、彼らとは離れたところでウォドリやヴェクトリなど自治主義の影響を受

けた者が抵抗活動に参加し犠牲となっていることも注目される。また、相対的な重要性は低い、ムーラーやビクラーなど対独協力姿勢が積極的であった者も時として地位を利用して被迫害者の救援のために働きかけたり、ナチの路線に反発したりした場合もあることは無視できない。

ナンシー派を中心とする自治主義者の多くは、当初は「トロワ＝ゼピ宣言」や様々な講演会・メディアを中心にアルザスの「併合」を容認しナチの行政・軍事機構にポストを得るなど、消極的・積極的の差はあるものの新しい体制を容認し協力する姿勢が広く見られた。ロッセラ UPR 出身の自治主義者については、その後段階的に「離反」して反ナチ的姿勢が少しずつ明確となる経過が認められる。熱狂的な親独派とされる者についても、シュピーザーのように徐々に離反した者や、ビクラーのように時折ナチと衝突する場合があった。

抵抗活動およびナチ当局からの「離反」の背景としては、ナチからの「冷遇」はしばしば挙げられる要因である。ナチ体制下で自治主義者への「名誉回復」が進み、フランス統治下のアルザスにおける自治主義者への抑圧的態度と比較すればはるかに「恵まれた」立場にあったことから、この要因を先行研究ほどに過大評価すべきではないと考える。それでもロッセラやシュピーザーなど、事実上「閑職」とされるポストしか与えられなかった者については大きな不満の種となったことは容易に予想がつく。管区指導者などの職務を担い「積極的対独協力」の先鋒に立ったビクラーら戦間期の「急進派」自治主義者の場合もドイツ本土出身の大管区指導者ヴァグナーらに従属する立場であることは変わらず、「アルザス人のアルザス」を実現する権限を得たとは言い難いため、ある程度の不満は残ったと推測され、そのことが時折彼ら自治主義者とドイツ本土出身のヴァグナーらとの間に軋轢や対立を生じさせ、部分的ながら反ナチ的な行動につながったと考えられる。

むしろ、「離反」を招いたのはポストに対する不満だけではないことも指摘した。ロッセラの「離反」のプロセスは義務労働制や徴兵制などのアルザスに対する抑圧的政策の強化と並行する形で進んでおり、またドイツの戦況悪化も影響を及ぼしていると思われる。「アルザスの独自性」を追求する立場の自治主義者からすれば、ナチ支配下の極端な「同化政策」は自らが目標としてきた独自の権利を持つ自立したアルザスとは対極にあるともいえる。宗教的な権利の拡大を要求の基礎に据えて活動してきた多くの自治主義者にとって、ナチの反教會的姿勢は受け入れがたく映った。宗教的権利などの要求が一貫しており、かつファシズム・ナチズムの影響の影響が相対的に小さかった者から離反が始まったのは自然といえるだろう。

自治主義者の「抵抗活動」の多くは、ナチ当局からの信頼やナンシー派自治主義者としての名声など、ナチとのつながりがなければ実行が難しかったという特徴を持つ。言い換えればある程度の「対独協力」が「抵抗活動」を可能としたのである。ナチの統治機構に入りナチへの忠誠を装いつつもアルザスの同胞のために活動しようとした、という戦後の彼らの弁明は、自己弁護という側面や実際に手がけた「対独協力」の負の要素を差し引い

でも、なお一定の説得力を持つように思える。この前提に立つと、ナンシー派自治主義者の中でもナチに対する「協力」を最低限に抑え、かつ効果的な救援活動などを行ったケッピやシュテュルメル、一定程度の「協力」姿勢が目立つものの自らの出版社を拠点にスケールの大きい活動を行ったロッセ、そしてアルザス外から抗議活動を続けたゼルツはじめとする UPR 出身の自治主義者の活動は、再評価の余地が大きいと結論付けたい。これとは対照的なのが、戦間期の進歩党に属する世俗派の自治主義者で、アルザスにいながらしてナチから要職を得ることなく「協力」を断り、水面下でロッセらのグループと接触したダーレの行動である。彼はナチからの一切の要職を拒否することで「名誉」を守り抜いたと言えるものの、ロッセらと比べるとその「抵抗活動」の幅はコルマル・グループでの活動などに限られ、それほど大きなものではなかった。

自治主義者を裁いた戦後の裁判は政治的な敵対者排除の性格が強く、「抵抗活動」に対する考慮が十分盛り込まれたとは言い難い面もあった。確かにロッセは戦間期の活動については無罪とされたほか戦時中の活動についても情状酌量が認められて減刑され、ケッピに復権が認められるなど判決ではナンシー派自治主義者の「抵抗活動」に一定の理解が示された。しかし、裁判の経過は自治主義者に近い立場にある MRP と、政治的に対立するフランス共産党や SFIO などの間の「復讐合戦」化しており、被告を批判する側は被告だけでなく、被告の擁護に回った MRP 関係者やかつて UPR などの自治主義諸政党に所属していた者も、その大戦中における行動にかかわらず激しい非難対象とした。当時の多くの新聞では、ロッセはじめ被告に対する非難や MRP/UPR に対する攻撃的論調が溢れ、また MRP や教権派機関紙の側は効果的な反論を行うことができなかった。裁判自体でも「対独協力の不可避性」が十分検討されず、極端な反独感情や世論に左右されるなど真相追及の場としては不十分だったものの、新聞メディアなど法廷外の動きがそれ以上に「対独協力者」としての自治主義者の活動を浮かび上がらせ、自治主義運動とナチズムの関係を強調し、戦間期の運動の意義自体を否定するには十分すぎるほどの役割を果たしたといえるのではないだろうか。

ナチ支配下における「対独協力」の経験やナチズムとのつながりに加えて、このような戦後の裁判を巡る状況が自治主義的な運動・理念に決定的な打撃を与えたことは確かと思われる。アルザスではフランスの他地域と異なり、戦後自治主義的な運動は政治面では極めて限定的にしか発達しなかった。ダーレなどごく例外を除き戦間期の運動とも人的な面では断絶しており、オラドゥール事件に対する裁判や 1968 年の五月革命などを背景に政治運動としての組織化が図られるものの、排外主義や歴史修正主義の影響を受け分裂・急進化するなど、戦間期と似たような迷走を経て現在に至っており、現在のアルザスで有力な運動として支持を受けているとは言い難い。また、戦間期からの自治主義者の要求の中核にあった二言語併用主義自体についても、母語としてのアルザス語使用の急激な衰退も進んでいる。

以上の事実から、ナチ時代における自治主義者の活動や戦間期の自治主義運動について否定的な判断を下すことは適切だろうか。実際には、自治主義者のかなり多くの者が抵抗活動に携わっていた事実ももっと評価されるべきであると考ええる。自治主義者のナチ時代における活動についても、対独協力一辺倒ではなく、ロッセやケッピなどナチ当局と一定の協力関係を保ちつつも、自らの人的ネットワークや地位を活用して迫害を受けていたアルザス人や宗教界などのために力を尽くし、反ナチ的行動に進んだ者がいたこと、そしてダーレやブローグリーなど対独協力と明確に距離を置き水面下で反ナチ抵抗活動を行っていた者らの存在は、「自治主義者＝対独協力者」という認識の大幅な転換を迫るものと考えている。ロベール・シューマンの釈放を求めてケッピ、シュテュルメル、ビクラーら複数のナンシー派の自治主義者が書簡をやり取りし、協力してナチ当局に働きかけたことを本論文で初めて示したが、無名の人物も含め、ナチ体制下の被迫害者の救出を求めて自治主義者とナチ当局の間で激しいやり取りが数多く繰り広げられたであろうことは本論文で紹介した様々な資料、証言からも明らかにすることができたと考えている。

さらに、自治主義の「理念」の一部が、戦後の地方分権改革や少数言語保護運動、欧州統合の流れで形を変えて実現した側面も重要である。反独感情に基づくドイツ語教育に対する否定的な見方はほとんど克服され、二言語教育や地域言語に対するタブーは年々低くなっており、帝政ドイツ時代に由来する宗教的権利を含むアルザスの独自の権利・地域法は多くが現在も引き継がれているなど、宗教的・言語的権利の擁護も進んでいる。戦後の地域分権改革は中央集権モデルの変革を引き起こし、戦間期の自治主義者の大きな要求の一つであった行政的自治をかなりの水準まで実現した。そして欧州統合により国民国家の役割は相対化され、独仏の和解も劇的に進み、国境を越えた交流も進展しアルザスを含むライン川流域地帯の経済的・行政的な一体化は現在も進行中である。欧州経済危機に見られるようにEUは現在も多くの問題を抱えていることは確かであるが、少なくとも自治主義の目指したものの一部が形を変えて実現しているという見方は否定できないだろう。その観点から、戦間期自治主義運動の意義および先見性を改めて評価したい。

自治主義運動の一定の部分が、戦間期からナチ時代にかけてファシズム・ナチズムと接近しその影響を受け、結果として「対独協力」を後押しした結果となったことは本論文でも示した通りである。しかし、自治主義自体はフランス中央集権国家の「同化」への異議申し立てから始まった運動であり、文化・言語面での独自性追求や自治権、民族自決権を求める「民主的」な側面も持ち、またドイツとの和解や平和を希求する意味合いもあった。戦間期における運動の迷走やナチ時代の経験、さらには戦後も移民排斥・極右運動の影響を受け分裂を重ねたことや、ドイツ語・アルザス語の母語人口や宗教的権利に強いこだわりを持つ層など、自治主義の支持基盤となり得る人口が大幅に減少していることもあり、近い将来のアルザスで自治主義・地域主義的な運動が政治的に再興する可能性は低いと思

われるが、戦後のフランスでは中央集権的な国家モデルや国民国家のあり方が変革しつつあり、その中で自治主義を再評価する余地は十分にあると考えている。

本論文では、従来のフランス中央政府や抵抗運動の伝統に立つ史観、あるいは現在の自治主義者による戦間期自治主義者再評価を目的とした論調とは一線を画しつつ、自治主義者による「対独協力」の実態や、戦後の証言などを活用した「抵抗」の背景、意義、有効性などについて明らかにすることを試みた。例えばバンクウィッツの先行研究と比べて、特にロッセおよびケッピの「抵抗活動」の成果や意義をより積極的に評価し、またナチ当局の自治主義運動に対する評価についてはシュピーザーやケッピらに関するこれまで引用されていなかったドイツ側文書を活用して考察を深めることができた。自治主義系論者であるヴィットマンが指摘した自治主義者の「抵抗活動」の実績は本論文でも参考としたものの、一方で彼が過小評価しているファシズム・ナチズムとの接近や、「抵抗」として挙げている活動の妥当性についても検証を進めた。このように、多くの先行研究と比べて、「対独協力」の負の側面を踏まえつつも「抵抗活動」の広がりやその意義・成果、さらには限界に焦点を当てたほか、これまで十分に論じられることのなかった戦後の自治主義者裁判について、裁判における審理とメディアの論調の違いも含めて政治的性格や問題点を明らかにし、戦後の自治主義運動や欧州統合・地方分権改革との関連から自治主義運動の意義を論じ、アルザス史の「陰」と見なされがちな自治主義運動の再評価を展望に入れ運動の持つ多様性を示すことができた。

一方、入手可能な資料や時間などの問題もあり、様々な課題も残された。本論文ではナンシー派自治主義者およびその周囲の者に対象を絞って論じざるを得なかった。ナンシー派以外にも多くの自治主義者が戦間期に活動しているが、彼らの活動については資料の不足もあり十分に解明することができなかった。そのため本論文は自治主義者の中でもナチ寄りの者が多いナンシー派の人物に焦点を当てて論じることとなった。ナンシー派内の行動の違いや、ナンシー派以外の自治主義者も結集したコルマル・グループなどの動向を重点的に論じたが、今後の研究ではナンシー派と政治的に離れた草の根の自治主義者の行動、態度を一層明るみにする必要があると考えている。

また、戦間期および戦後のフランス政府の公文書や被迫害者による証言集などの文書を比較的多く得ることができ、そこから自治主義者が追求していた理念やナチ時代の自治主義者の行動などを解明する手がかりを得られたものの、ドイツ連邦公文書館の多大な尽力にもかかわらずナチ時代のドイツ政府の公文書は限られたものしか見つけることができなかった。結果としてナチの自治主義者に対する評価などについて、新聞やフランス側の公文書、各種の先行研究を元にした考察など間接的な方法に依拠せざるを得なかった部分が多く残ったことは残念である。自治主義者とナチ当局の関わりを裏付ける資料も決して多く得られたとはいえなかった。その背景には戦争による損失などがあると思われるが、今後さらなる調査を通じ未発見の資料の発掘などを進めていきたい。

参考文献

1. アルザス史に関する著書、論文

- 外国語著書

ANDRES, Gabriel, *Joseph Rossé, itinéraire d'un Alsacien ou le droit à la différence*, Colmar, Do Bentzinger Editeur, 2003.

BANKWITZ, Philip Charles Farwell, *Alsatian Autonomist Leaders 1919-1947*, Lawrence, University Press of Kansas, 1978.

BARON, Heinrich, *Mit Karl Roos – dem Blutzügen des deutschen Elsaß- die letzten Tage in der Todeszelle*, Strasbourg, Verlag der Straßburger Monatshefte, 1940.

BÉNÉ, Charles, *L'Alsace dans les griffes nazies*, Tome premier, Raon-l'Étape, Fetzer S. A. Editeur, 1971.

BÉNÉ, Charles, *L'Alsace dans les griffes nazies*, Tome III, Raon-l'Étape, Fetzer S. A. Editeur, 1975.

BOPP, Marie-Joseph, *L'Alsace sous l'occupation allemande 1940-1945*, Le Puy, Éditions Xavier Mappus, 1945.

CHARTIER, Erwan, *La France éclatée ? Enquête sur les mouvements régionalistes, autonomistes et indépendantistes en France*, Spézet (Bretagne), Éditions Coop Breizh, 2004.

BICKLER, Hermann, *Ein besonderes Land, Erinnerungen und Betrachtungen eines Lothringers*, Lindhorst, Askania-Verlag, 1978.

BIEBER, Peter, *Die Geschichte des Elsaß*, Strasbourg, Hünenburg-Verlag, 1941.

BOPP, Marie-Joseph, *L'Alsace sous l'occupation allemande 1940-1945*, Le Puy, Éditions Xavier Mappus, 1945.

BROGLY, Médard, *La grande épreuve*, Paris, Les éditions du cerf, 1945.

DAHLET, Camille, *Les cahiers verts, 2^e éditions*, Strasbourg, Société nouvelle d'impression Müh - Le Roux, 1945.

DAHLET, Camille, *Les cahiers verts / Die Grünen Hefte, 5^e éditions*, Strasbourg, Société nouvelle d'impression Müh, 1952.

DREYFUS, G. François, *La vie politique en Alsace, 1919-1936*, Paris, Armond Colin, 1969.

DREYFUS, G. François, *Histoire de l'Alsace*, Paris, Hachette, 1979.

EISCHBACH Bernard et OBERLE Roland, *Les loups noirs : Autonomisme & terrorisme en Alsace*, Strasbourg, Alsatia-Union, 1990.

GOODFELLOW, Samuel Huston, *Between the Swastika and the Cross of Lorraine, Fascisms in Interwar Alsace*, DeKalb (Illinois, USA), Northern Illinois University Press, 1999.

HEITZ, Robert Marie Charles, *L'Alsace de 1900 à nos jours*, Toulouse, Privat, 1979.

KLEIN, Pierre (sous la direction de), *L'Alsace*, Paris, Les Éditions d'Organisation, 1981, p. 286.

- LE MAREC Bernard et Gérard, *L'Alsace dans la guerre 1939-1945, La Tentative de Réannexion*, Strasbourg, Éditions Alsatia, 2000.
- L'HUILLIER, Fernand, *Libération de l'Alsace*, Paris, Librairie Hachette, 1975.
- LORRAINE, Jacques, *Les Allemands en France*, Paris, Paul Dupont, 1945.
- MAUGUÉ, Pierre, *Le particularisme alsacien, 1918-1967*, Paris, Presses d'Europe, 1970.
- MOURER, Jean-Pierre, *Nein ! Herr Blum, Niemals*, Colmar, Éditions Alsatia, 1937.
- MOURER, Jean-Pierre, *Warum elsässische Arbeiter- u. Bauernpartei?*, Strasbourg, Imprimerie « Solidarité », 1937.
- RIEDWEG, Eugène, *1939-1945 Strasbourg : ville occupée*, Steinbrunn-Le-Haut, Les Éditions du Rhin, 1982.
- RIGOULOT, Pierre, *L'Alsace-Lorraine pendant la guerre, 1939-1945, 2^e édition*, Paris, Presses universitaires de France, 1998.
- SCHAEFFER, Eugène, *L'Alsace et la Lorraine (1940-1945) : Leur occupation en droit et en fait*, Paris, Librairie générale de droit et de jurisprudence, 1953.
- SCHAEFFER, J.Patrick, *L'Alsace et l'Allemagne de 1945 à 1949*, Metz, Centre de recherches relations internationales de l'Université de Metz, 1976.
- SCHALL, Paul, *Warum und wozu Autonomie?*, Strasbourg, Neuer Elsässer Verlag, 1931.
- SCHALL, Paul, *Karl Roos und der Kampf des Heimattreuen Elsaß*, Colmar, Alsatia-Verlag, 1941.
- SCHALL, Paul, *Elsaß-Lothringen*, Wien, Eckart-Schriften, 1978.
- SCHALL, Paul, *Geschichte des Elsaß in Kurzfassung*, Frankfurt am Mein, Erwin von Steibach-Stiftung, 1978.
- SCHWENGLER, Bernard, *Le Syndrome alsacien, d'Letchte ?*, Strasbourg, Éditions Oberlin, 1989.
- SCHWENGLER, Bernard, *L'Alsace bilingue*, Strasbourg, Jérôme Do Bentzinger Editeur, 2000.
- STREICHER, Jean-Claude, *Histoire des Alsaciens de 1789 à nos jours*, Paris, Fernand Nathan, 1979.
- STREICHER, Jean-Claude, *Impossible Alsace*, Paris, Éditions Entente, 1982.
- VOGLER, Bernard, *Histoire politique de l'Alsace, de la Révolution à nos jours, un panorama des passions alsaciennes*, Strasbourg, La Nuée Bleue, 1995.
- VOGLER, Bernard, *L'après-guerre à Strasbourg*, Illkirch, Le Verger Éditeur, 2002.
- VOGLER, Bernard, *Nouvelle Histoire de l'Alsace, Une région au cœur de l'Europe*, Toulouse, Éditions Privat, 2003.
- WITTMANN, Bernard, *Une histoire de l'Alsace, autrement : E G'schicht zum uewerläwe*, Tome II, Morsbronn-les-Bains, Éditions Rhyn un Mosel, 1999.
- WITTMANN, Bernard, *Une histoire de l'Alsace, autrement*, TOME III, Morsbronn-les-Bains, Éditions Rhyn un Mosel, 2000.
- ZIND, Pierri, *Elsass-Lothringen, Alsace Lorraine, une nation interdite 1870-1940*, Paris, Copernic, 1979.

- 外国語論文

BAECHLER, Christian, L'autonomisme alsacien dans l'entre-deux-guerres, in *Historiens & Géographes*, n° 347, 1995.

BAECHLER, Christian, Comptes rendus: GOODFELLOW (Samuel Huston), Between the swastika and the cross of Lorraine. Fascisms in interwar Alsace, DeKalb, Northern Illinois University Press, 1999, 230 p., in *Revue d'Alsace*, n° 127, 2003.

FOESSEL, Georges, L'Annexion officielle de l'Alsace au Reich avortée, in *Saison d'Alsace*, n° 114, Éditions La Nuée Bleue, 1991-1992.

GISSLER, Rupert et ZEMB, Joseph Abbe, Das verlegerische Wirken von Joseph Rossé in Colmar, in *Reinholder Schneider Blätter, Heft 5*, Freiburg, 1980.

GRAS, Solange, La presse française et l'autonomisme alsacien en 1926, in *Région et régionalisme en France du XVIII^e siècle à nos jours*, Paris, Presses universitaires de France, 1977.

GUIRAL, Pierre, Rapport général, in *Région et régionalisme en France du XVIII^e siècle à nos jours*, Paris, Presses universitaires de France, 1977.

HADEY, Jean, Les Libérateurs alsaciens de Paris, in *Saisons d'Alsace*, n° 124, Strasbourg, Éditions La Nuée Bleue, 1994.

IRJUD, Alphonse, Les ralliés au nazisme, in *Saison d'Alsace*, n°121, 1993.

IRJUD, Alphonse, La Résistance alsacienne, in *Saisons d'Alsace*, n° 124, Strasbourg, Éditions La Nuée Bleue, 1994.

KETTENACKER, Lothar, La politique de nazification en Alsace, in *Saison d'Alsace*, n° 65, 1978.

KLEIN, Bernard, Die elsässische Heimatbewegung zwischen 1871 und 1945, in *Heimatbewegung und NS-Kulturpolitik in Hessen, Pfalz, Elsaß und Lothringen*, Osthofen, Förderverein Projekt Osthofen e. V., 1999.

MEYER, René, Dans les maquis d'Alsace, in *Saisons d'Alsace*, n° 124, Strasbourg, Éditions La Nuée Bleue, 1994.

RIEDWEG, Eugène, *L'Alsace et les Alsaciens de 1939 à 1945*, thèse dactyographiée, Strasbourg, Université des Sciences Humaines de Strasbourg, 1983.

RITTER, Jean-Jacques et SITTLER, Lucien, Ein Elsässer Verleger im Widerstand gegen den Nationalsozialismus, Joseph Rossé und der Alsatia-Verlag, in *Börsenblatt für den Deutschen Buchhandel*, Frankfurt, 1982.

STRAUSS, Léon, Les délations de Rossé, in *Saison d'Alsace*, n° 117, Strasbourg, Éditions La Nuée Bleue, 1992.

STRAUSS, Léon, Friedrich Spieser, un nazi alsacien face à la France, in *Image de soi, image de l'autre : la France et l'Allemagne en miroir*, Strasbourg, Presses universitaires de Strasbourg, 1994.

STRAUSS, Léon, Le malaise alsacien et le développement de l'autonomisme, in *Historiens & Géographes*, n° 347, 1995.

WAHL, Alfred, Paul Rebstock à la BBC : Un Alsacien parle aux Alsaciens, in *Saisons d'Alsace*, n° 124, Strasbourg, Éditions La Nuée Bleue, 1994.

WENDLING-BRICKERT, Claudine, *CAMILLE DAHLET, DEPUTE d'après les sources françaises*, Mémoire de maîtrise, Université de Strasbourg, Faculté de Lettres et Sciences Humaines, 1975.

ZIND, Pierri, Vor 40 Jahren der Rossé-Prozess (29 Mai - 12 Juni 1947) (2. Teil), in *Rot un Wiss*, n° 123, mai 1987.

ZIND, Pierri, Vor 40 Jahren der Rossé-Prozess (29 Mai - 12 Juni 1947) (5. Teil), in *Rot un Wiss*, n° 126, septembre 1987.

- 日本語著書

市村卓彦『アルザス文化史』人文書院、2002年。

内田日出海『物語 ストラスブールの歴史 国家の境界、ヨーロッパの中核』、中公新書、2007年。

ジャック・ロレーヌ著、宇京頼三訳『フランスのなかのドイツ人』未来社、1989年。

手塚章・呉羽正昭編『ヨーロッパ統合時代のアルザスとロレーヌ』、二宮書店、2008年。

中本真生子『アルザスと国民国家』晃洋書房、2008年。

- 日本語論文

中力えり「アルザスにおける言語教育運動の展開と変容 現代的文脈におけるエスニック運動の視点の再考」、『*相関社会科学*』第7号、1997年、41-42ページ。

廣澤孝之「第三共和制下の政治的諸課題とデュルケーム」、『*福岡大学法学論叢*』第54巻第4号、2010年。

2. フランス史・欧州史全般に関わる著書・論文

ARZALIER, Francis, *Les perdants : la dérive fasciste des mouvements autonomistes et indépendantistes au XXe siècle*, Paris, Éditions La Découverte, 1990

BURRIN, Philippe, *La France à l'heure allemande, 1940-1944*, Paris, Éditions du Seuil, 1995.

CHAMBON, Albert, *Quand la France était occupée... 1940-1945*, Paris, Éditions France-Empire, 1987.

CHARTIER, Erwan, *La France éclatée ? Enquête sur les mouvements régionalistes, autonomistes et indépendantistes en France*, Spézet (Bretagne), Éditions Coop Breizh, 2004.

DEFRASNE, Jean, *Histoire de la collaboration*, Paris, Presses universitaires de France, 1982.

LE ROY LADURIE, Emmanuel, *Histoire de France des régions*, Paris, Seuil, 2001.

MURACCIOLE, Jean-François, *Histoire de la Résistance en France*, 5^{ème} édition, Paris, Presses Universitaires de France, 2012.

ORY, Pascal, *Les collaborateurs, 1940-1945*, Paris, Éditions du Seuil, 1976.

石田勇治『シリーズ・ドイツ現代史 I 20世紀ドイツ史』、白水社、2005年。

セバスチャン・ハフナー著、瀬野文教訳『ドイツ現代史の正しい見方』、草思社、2006年。

長谷川秀樹「課程博士学位論文 『コルシカ人民＝民族』の生成」、立命館大学国際関係研究科
博士後期課程、関西学院大学出版会、1999年。

長谷川秀樹『コルシカの形成と変容 共和主義フランスから多元主義ヨーロッパへ』、三元社、
2002年。

3. 辞書

MOURRE, Michel (*dir.*), *Dictionnaire encyclopédique d'histoire, d-f*, Paris, Bordas, 1978.

Le grand Larousse de la langue française, Vol. I, Paris, Larousse, 1981.

Le Grand Larousse de la langue française, Vol. II, Paris, Larousse, 1972.

Le Grand Larousse de la langue française, Vol. VI, Paris, Larousse, 1977.

Nouveau dictionnaire de biographie alsacienne, n° 3, Fédération des Sociétés d'Histoire et d'Archéologie
d'Alsace, 1983.

Nouveau dictionnaires de biographie alsacienne, n° 7, 1985.

Nouveau dictionnaire de biographie alsacienne, n° 10, 1987.

Nouveau dictionnaire de biographie alsacienne, n° 27, 1996.

Nouveau dictionnaire de biographie alsacienne n° 29, 1997.

Nouveau dictionnaire de biographie alsacienne, n° 32, 1998.

Nouveau dictionnaire de biographie alsacienne, n° 34, 1999.

Nouveau dictionnaire de biographie alsacienne, n° 35, 2000.

Nouveau dictionnaire de biographie alsacienne, n° 36, 2000.

Nouveau dictionnaire de biographie alsacienne, n° 41, 2003.

4. その他（フランス・EUの法制度など）

自治・分権ジャーナリストの会編『フランスの地方分権改革』、日本評論社、2005年。

高橋基樹「フランスにおける地域言語の憲法上の承認と共和国の不可分性 - 2008年憲法改正による地域言語条項挿入を題材に - 」、『成城法学』第80号、2011年8月。

山崎榮一『フランスの憲法改正と地方分権 ジロンダンの復権』、日本評論社、2006年。

財団法人自治体国際化協会 公式サイト：http://www.clair.or.jp/j/forum/c_report/pdf/266-1.pdf
(2012年5月6日閲覧)。

ケール市公式サイト：http://www.kehl.de/wStadt_f/loisirs/jardin.php (2012年5月7日閲覧)。

「アルザス・モゼル地域法研究所 (*Institut du Droit Local Alsacien-Mosellan*)」公式サイト
<http://www.idl-am.org/index.asp> (2013年2月8日閲覧)。

France 3 Alsace, *Référendum du 7 avril, Collectivité territoriale d'Alsace : trois jours avant, le point*,
<http://alsace.france3.fr/2013/04/04/collectivite-territoriale-d-alsace-deux-jours-avant-le-point-228205.html>
(2013年11月28日参照)。

France Bleu, *L'Alsace tourne le dos au Conseil unique*,
<http://www.francebleu.fr/politique/l-alsace-tourne-le-dos-au-conseil-unique-464914> (2013年11月28日参照)

5. 新聞

- フランス語新聞

L'Alsace

1947年2月28日。

Est-Matin

1947年5月31日、6月3日。

Les Dernières Nouvelles d'Alsace

1947年2月26日、2月27日、2月28日、3月1日、5月30日、6月4日、8月1日、9月4日。

Honneur et Patrie

1947年2月28日、5月30日、6月20日、6月27日。

L'Humanité de l'Alsace-Lorraine

1947年2月7日、2月27日、3月1日、5月10日、5月31日、6月6日、6月11日、6月13日、6月14日、7月17日、7月18日、8月7日、8月8日、8月30日。

Le Journal d'Alsace et de Lorraine

1947年2月27日、2月28日、5月30日、6月3日、6月4日、6月8日、6月10日、6月11日、6月12日、6月13日。

Le Nouvel Alsacien

1947年5月31日、6月5日、6月14日、7月18日、7月19日。

Le Nouveau Rhin Français

1947年6月13日。

La Presse libre

1947年2月26日、2月27日、3月5日、5月31日、6月1日、6月3日、6月6日、6月7日、6月17日、8月5日、8月8日、1949年4月28日。

- ドイツ語新聞

Der Westen, Heft 4, 2006.

Elsässer Kurier

1938年9月22日。

Elsaß-Lothringische Zeitung (ELZ)

1938年10月1日。

Frei Volk

1938年10月8日。

Kolmarer Kurier

1941年6月20日。

Strassburger Neueste Nachrichten

1940年7月17日、9月19日、1941年2月22日、6月22日、1943年2月8日。

Völkischer Beobachter

1940年11月27日～12月5日。

6. 公文書館資料

所蔵する公文書館が資料の内容説明を記しているものについては、その説明を原語のまま引用する。

- Archive municipale de Strasbourg

84Z : correspondance de Camille Dahlet)

91Z618 : Fonds Pflimlin

113Z55 : Fond Eugène Muller, correspondance et documents sur les Affaires Rossé et Sturmel

Nouveau dictionnaire de bibliographie alsacienne

- Archive départementale du Bas-Rhin

94J (Archives de l'abbé Keppi : biographie, activités politiques, catholicisme social, enseignement, presse, bibliothèque, 1888-1967) : 94J6, 94J31, 94J122, 94J132.

98AL672

100J264 : revues de presse sur l'autonomisme alsacien, 1928-1946.

544D255 : épuration des anciens autonomistes alsaciens pro-germaniques et pro-nazis et ancien Waffen SS et LVF

544D261

589D14 : mouvements autonomistes : notes RG, 1957

709D122 : autonomistes Alsace-Lorraine : Leur procès après la Seconde Guerre mondiale, 1946-1958

719D7 : Autonomistes « La voix d'Alsace », 1956

1130W623 : Autonomisme, mouvement régionaliste d'Alsace-Lorraine

1130W624 : Mouvement régionaliste d'Alsace-Lorraine : enquête, compte rendu ; confidentiel sur les mouvements autonomistes, 1971-1974

1376W46 : dossier dit « du groupe des Nancéen » (autonomistes), 1945-1950.

1610W15 : dossier de Paul Schall de Molsheim (autonomiste), note RG...(1942-1946), 1940-1956

- **Archives départementales du Haut-Rhin**

1360 W 61 : Un dossier de la Direction départementale des Renseignements Généraux relatif aux mouvements et à la propagande autonomistes Alsace Lorraine, 1945-1956.

- **Archives nationales de Paris**

F7 13381, 13382, 13385, 13390, 13392, 13395, 13396, 13402.

- **Archives départementales de Meurthe-et-Moselle**

W 1059.12.

- **Archives départementales de la Moselle**

94 J6.

- **Archives de la Bibliothèque du grand séminaire de Strasbourg**

2734 : Coupure de presse, réunies par l'abbé Jean Keppi, relatives aux procès de Rossé, Mourer et Stürmel

2737 /2 : Lettre de Mme Sturmel à Jean Keppi, relative aux actes de son procès et copie de la réponse de Keppi.

2737/3 : Lettre de protestation de Marcel Sturmel adressée à Wasmer, Joseph Rey, Fonlupt-Esperaber, député, 1955.

2737 /8 : Documentation, surtout de Rossé, sur l'administration de l'Alsacia pendant la guerre.

2737/8a : WEISS André, L'action de secours organisée par M. Rossé en faveur des Alsaciens déportés en Allemagne.

- **Universitätsbibliothek Frankfurt, Archivzentrum**

B2 35.

- **Bundesarchiv (Abteilung Deutsches Reich, Berlin-Lichterfelde)**

R 83 Elsass (*Chef der Zivilverwaltung im Elsass*)

R 43-II/670a

R 43-II/1338b

R 55 10295

R1501 207878.

- **Bundesarchiv Koblenz**

All. Proz. 21/144

参考資料 1 : 年表

1870年7月19日	フランス、プロイセンに宣戦布告。普仏戦争始まる。
9月2日	フランス軍、スダン戦線で敗北。フランス第二帝政崩壊へ。
1871年5月10日	フランクフルト条約によりアルザスがドイツ帝国に割譲される。
1911年5月31日	ドイツ帝国議会、エルザス・ロートリンゲン憲法を承認。
1914年8月3日	ドイツ、フランスに宣戦布告。第一次世界大戦の始まり。
1918年11月11日	ドイツ、連合国軍とコンピエーニュで休戦協定。
11月21日	フランス軍、ストラスブールに進駐しアルザスを「解放」。
1925年5月	自治主義派の雑誌『未来』創刊。自治主義運動発展の節目となる。
1926年6月7日	郷土同盟宣言発表。
1928年5月24日	「コルマール裁判」開始。
1933年1月30日	ヒトラー内閣成立。
1936年3月7日	ドイツ軍、ラインラント進駐。
1938年9月29～30日	ミュンヘン会談。アルザス自治主義者の圧倒的多数が「宥和」支持。
1939年9月2日	ドイツに対する宣戦布告。第二次世界大戦開始。
1940年5月10日	ドイツ軍、フランスへの進攻を開始。
6月15日	ドイツ、アルザスに進攻。
6月19日	フランス、ドイツと休戦協定を結ぶ。アルザスは事実上ドイツに併合。
6月20日	ロベルト・エルンスト、「アルザス救援隊」を創設。
7月17日	ナンシー派自治主義者、「トロワ＝ゼピ宣言」に署名。
8月7日	アルザスが「上ライン大管区」に編入され、ロベルト・ヴァグナーが大管区指導者に任命される。
11月16日	約7万人がアルザス・ロレーヌからフランス本国に追放される。
11月28日	ナンシー派自治主義者、ベルリンへ表敬訪問（～12月2日）。
1941年5月8日	アルザスにおいて帝国労働奉仕団（RAD、義務労働制）に動員開始。
6月19日	ストラスブール「解放」1周年を記念しカール・ロースの遺体帰還式。
1942年1月2日	ヒトラーユーゲント・ドイツ少女団への加入が義務化。
1942年8月25日	アルザスにおいてドイツ国防軍への義務徴兵制施行。
1943年2月	バレルスドルフ事件（10日～17日）
1944年6月6日	連合国軍、フランスのノルマンディーに上陸開始。
7月20日	ドイツ国防軍幹部によるヒトラー暗殺未遂事件。
11月11日	ビクラー、ストラスブールで「国民突撃隊」宣誓時に最後の演説。
11月23日	連合軍によりストラスブール「解放」。
12月16日	ジャン＝ピエール・ムーラーら、「アルザス自由戦線」宣言に署名。

1945年2月3日	ロッセ、連合軍により逮捕。
3月19日	連合軍によるアルザス全土解放。
4月16日	シュテュルメル、ミュルーズ郡庁に出頭・拘束。
5月8日	第二次世界大戦終結。
1946年8月14日	ヴァグナー処刑。
1947年2月26日	ムーラーに対する裁判開始（同月28日死刑判決）。
5月29日	ロッセに対する裁判開始（6月12日有罪判決）。
7月17日	マルセル・シュテュルメルに対する裁判開始（7月18日有罪判決）。
7月29日	ジャン・ケッピ、ジョゼフ・オスターらに対する裁判開始（8月6日有罪判決）。
9月3日	ヘルマン・ビクラーら逃亡中のナンシー派自治主義者に対し、欠席裁判で死刑判決。
1951年10月24日	ロッセ、刑務所で病死。
1953年1月12日	「ボルドー裁判」開始。2月13日被告に有罪判決、同月20日恩赦。
1970年11月15日	アルザス・ロレーヌ地域主義運動（MRAL）創設。
1982年3月3日	社会党ミッテラン政権下で地方分権法成立。
1988年春	アルザス人民連合（ <i>Union du peuple alsacien</i> ）創設。
1992年6月25日	「ヨーロッパ地方言語・少数言語憲章」採択（フランス未批准）。
2003年3月26日	地方自治体の権限拡大を図る憲法改正採択。
2013年4月7日	「アルザス地区共同体」創設に関する住民投票否決。

参考資料 2 : 略語一覧

本論文中で用いた略語を記す。

ABCM	幼稚園段階より二か国語学級の開設を求める協会 (Association pour le Bilinguisme en Classe dès la Maternelle)
AF	アクション・フランセーズ (Action Française)
APNA	アルザス大衆国民行動 (Action Populaire Nationale d'Alsace)
BDM	ドイツ少女団 (Bund Deutscher Mädel)
CDZ	ナチ文民政府長官 (Chef der Zivilverwaltung)
CGT	フランス労働総同盟 (Confédération Générale du Travail)
CUS	ストラスブール都市共同体 (Communauté Urbaine de Strasbourg)
DNA	ストラスブール新報 (Dernières Nouvelles d'Alsace)
EHD	アルザス救援隊 (Elsässische Hilfsdienst)
ELZ	エルザス・ロートリンゲン新聞 (Elsaß-Lothringische Zeitung)
FN	国民戦線 (Front National)
FNDIRP	愛国的かつ抵抗活動に参加した流刑者・拘留者全国連盟 (Fédération Nationale des Déportés et Internés, Résistants et Patriotes)
MRAL	アルザス・ロレーヌ地域主義運動 (Mouvement régionaliste d'Alsace et de Lorraine)
MRP	共和人民運動 (Mouvement Républicain Populaire)
NSKK	国民社会主義自動車軍団 (Nationalsozialistisches Kraftfahrkorps)
PSF	フランス社会党 (Parti Social Français, 以下の SFIO とは別団体)
RAD	帝国労働奉仕団 (Reichsarbeitsdienst)
RM	ライヒスマルク (Reichsmark)
RPF	フランス国民連合 (Rassemblement du Peuple Français)
SA	ナチ突撃隊 (Sturmabteilung)
SFIO	労働者インターナショナルフランス支部 (Section Française de l'Internationale Ouvrière)
SNN	シュトラスブルク新報 (Strassburger Neueste Nachrichten)
SS	ナチ親衛隊 (Schutzstaffel)
STO	義務労働制 (Service du Travail Obligatoire)
UMP	国民運動連合 (Union pour un Mouvement Populaire)
UPR	アルザス人民共和連合 (Union Populaire Républicaine d'Alsace)

参考資料 3 : アルザスの地図



出典 : Routard.com, http://www.routard.com/guide_carte/code_dest/alsace.htm
22 日参照)

(2013 年 11 月

参考資料 4 : 引用集

番号は本文の注番号と対応する。本文の注のうち、引用文を用いたものの原文を示す。なお引用符は原文の各言語の一般的な形式に準拠した。

第 1 章

- 4 « Droit de s'administrer librement dans le cadre d'une organisation plus vaste »
- 5 « Partisan de l'autonomie politique d'un territoire »
- 7 « En France, sous l'Occupation (1940-1944), politique de rapprochement et de coopération avec l'occupant allemand »
- 8 « Nom donné à l'action menée par tous ceux qui, dans plusieurs pays d'Europe, s'opposèrent à l'occupation de leur territoire par les armées allemandes au cours de la Seconde Guerre mondiale »
- 9 « Il y a longtemps que les historiens ne limitent plus la Résistance à sa seule expression violente. Résistance politique, culturelle, spirituelle, aide directe ou indirecte aux réfractaires ou clandestins constituent les visages à la fois différents et liés de la nébuleuse résistante. »
- 24 « Ce plan qui était pour le moins utopique et hasardeux même en cas de succès du complot contre Hitler, ne tenait guère compte des changements opérés en Alsace et dans le monde » « ce qui met bien en évidence la participation mineure des Alsaciens au complot du 20 juillet »

第 2 章

- 37 « le mouvement préconisait l'acceptation du cadre politique allemand et la recherche, à l'intérieur de ce cadre, d'une solution politique permettant de préserver la personnalité alsacienne »
- 62 « C'est en s'appuyant sur les déclarations du président WILSON que la question du "droit de libre disposition du peuple alsacien-lorrain", qui se trouve à la base du mouvement séparatiste actuel, fut soulevée en Alsace-Lorraine dès le mois d'octobre 1918 par les partisans de l'autonomisme »
- 76 « l'autonomie de l'Alsace-Lorraine en application du droit des peuples à disposer d'eux-mêmes et la création d'une représentation alsacienne-lorraine avec pouvoir législatif et pouvoir exécutif particulier »
- 77 « si l'Etat français en avait la bonne volonté et s'il employait l'art de gouverner voulu »
- 82 « Le français nous est aussi étranger que l'italien ou l'espagnol. Certains disent : le français doit nous être imposé parce que c'est la langue de l'Etat. Mais nous répétons que nous ne voulons appartenir qu'à un Etat alsacien-lorrain. Nous n'avons pas besoin d'apprendre une autre langue à côté de la langue allemande »
- 90 « nettement germanophiles »

99 « Depuis sept ans, nous assistons, jour par jour, au spectacle écœurant d'une spoliation méthodique : sur notre sol, on dépossède de nos droits..... on s'applique à ignorer les qualités de notre race et notre langue, on se moque de nos traditions et de nos coutumes. Nous savons aujourd'hui que les fanatiques partisans de l'assimilation veulent s'attaquer au caractère, à l'âme et à la civilisation même du peuple alsacien-lorrain, sans respect aucun de la liberté de conscience et de la conviction intime des Alsaciens-Lorrains.

..... Sous aucun prétexte, nous ne supporterons désormais cette misère. »

100 „Unser Programm und unser Gründungsprinzip sind unverändert: gegen Kapitalismus und Imperialismus, gegen kapitalistische Ausbeutung und nationale Unterdrückung! Für die Sprachen- und Heimatrechte ! Für das Selbstbestimmungsrecht Elsass-Lothringens !“

101 „erklärt die bisher von der KPO eingenommene Haltung und Taktik als allein den Interessen der elsass-lothringischen Arbeiter und Werktätigen entsprechend und spricht sich demgemäß für die resolute Fortsetzung dieser Politik und Taktik aus“

102 „Ueberzeugt, daß der Befreiungskampf des werktätigen Volkes vom Doppeljoch des Kapitalismus und Imperialismus nur das Werk der werktätigen Klasse selbst sein kann und zwar mit Rücksicht auf die in unserem Grenzlande geschaffene Sondersituation, das Werk unserer elsass-lothringischen Werktätigen, also vornehmlich unserer Arbeiter und Bauern, die wohl 90 Prozent der werktätigen Bevölkerung ausmachen,,“,“

103 (前略) „auch des Kampfes gegen die nationale Unterdrückung und der Verteidigung der Heimatrechte“

104 „Für die Verteidigung Eurer Klasseninteressen! Für Arbeit, Brot und Frieden! Für Volk und Heimat!“

105 « Il faut forcer le retrait de toutes les sanctions et révocations » « La tempête de protestation s'est levée dans tout le pays. Elle deviendra plus puissante et plus intensive au cours des mois et semaines prochaines et elle formera un front infranchissable contre l'impérialisme français »

107 « le droit à la libre disposition du peuple alsacien-lorrain jusques et y compris la séparation d'avec la France » « En Alsace et en Lorraine opprimées nationalement, nous avons à défendre une série de revendications démocratiques ! » « La politique d'assimilation systématique de la bourgeoisie française met en danger le développement intellectuel et culturel du peuple »

108 « Mais aujourd'hui, devant le danger fasciste, nous vous appelons à lutter avec fermeté contre tout essai de nous séparer. Nous vous appelons à l'union du peuple d'Alsace et de Lorraine avec le peuple français dans le sein de la démocratie française »

124 « La ligue a pour but d'unir les compatriotes qui furent expulsés d'Alsace-Lorraine et ceux qui ont émigré librement, de sauvegarder et favoriser leurs intérêts économiques, de cultiver enfin l'amour de leur ancienne patrie. »

125 « Nous ne considérons pas la question d'Alsace-Lorraine résolue par ce qu'on appelle le traité de paix »

140 "The idea that parliamentarianism and democracy were corrupt and inefficient was pervasive in autonomist circles"

147 « De l'ensemble des renseignements recueillis au sujet de la propagande antifrançaise en Alsace et en Lorraine, il résulte :

- Que contrairement aux affirmations des agitateurs autonomistes et aux indications du manifeste du Heimatbund, le mouvement actuel, comme les précédents, n'a d'autre but que celui de séparer de la France les départements du Bas-Rhin, du Haut-Rhin et de la Moselle, pour les rattacher à l'Allemagne.
- Que la formule 'autonomie complète de l'Alsace-Lorraine dans le cadre de la France' a été adoptée pour égayer l'opinion publique et pour éviter les poursuites judiciaires. »

160 „Friedensfreude in aller Welt – Haussuchungen im Elsass! Sie sollen sich verrechnet haben!“

167 « Les concessions qu'il avait faites demeuraient essentiellement révocables. L'Alsace n'avait obtenu ni autonomie administrative, ni a fortiori une autonomie législative. »

第 3 章

186 « Par son totalitarisme, par son incompréhension de la situation alsacienne, la politique nazie aura plus fait pour détruire le germanisme en Alsace en quatre ans que la IIIe République n'en avait fait entre 1919 et 1939 »

196 „Strassburg, den 18. Juni 1940

An den Führer des grossdeutschen Reiches

Adolf Hitler

Über den Chef der Zivilverwaltung im Elsass

Reichsstatthalter Robert Wagner

Mein Führer!

Am heutigen Tage sind die Vorkämpfer unseres elsässischen und deutschlothringischen Volkes

Antoni	Mourer
Bickler	Nussbaum
Bieber	Oster
Brauner	Rossé
Hauss	Schall
Keppi	Schlegel
Lang	Stürmel
Meyer	

aus französischen Kerkern befreit auf elsässischem Boden eingetroffen.

Sie hatten nur das eine Verbrechen auf sich geladen, ihrem Volkstum, der deutschen Art der Alemannen und Franken zwischen Rhein und Vogesen, an Saar und Mosel die Treue zu halten. Friede und Recht, Verständigung zwischen dem deutschen und französischen Volke waren allen seelischen Belastungen zum Trotz ihr Streben, bis Frankreich den Krieg gegen das deutsche Volk vom Zaune brach und damit selbst diesen entsagungsvollen Versuch zurückwies.

Vereint mit diesen Männern bitten heute Zehntausende Vertrauensmänner, die im elsässischen Hilfsdienst zum Dienst für Volk, Reich und Führer, zusammengetreten sind und mit ihnen Hunderttausende um die Eingliederung ihrer Heimat in das grossdeutsche Reich im Gedenken an den unter französischen Kugeln gefallenen Dr. Karl Roos.“

198 « Libérés des geôles françaises, les pionniers de nos droits populaires, de notre langue et de notre race, sont rentrés dans leur patrie alsacienne rétablie grâce à l'action de la Wehrmacht »

215 „Da die Tätigkeit des Volkstumsreferenten in meinem Dienstbereich hauptsächlich darin bestehen wird, die bisher unter französischem Einfluß lebende elsässische Bevölkerung vollständig zu entwetschen, ist die Besetzung des Referats durch einen Elsässer zweckmäßig.“

218 „Besuch der Nanziger Gefangenen in Berlin vom 28.XI. bis 2. XII. 1940.

Donnerstag	mittags	Empfang durch Herrn Reichsminister Dr. Frick, anschliessend Frühstück.
28.XI.1940	Nachmittags	Fahrt über die Ost-West-Achse, Besichtigung des Reichssportfeldes, Tee beim Herrn Reichssportführer vomTschammer-Osten.
Freitag	vormittags	Besichtigung der Reichskanzlei, Empfang durch Herrn Reichsminister Lammers,
29.XI.1940	nachmittags	Empfang in Volksdeutschen Klub durch SS-Obergruppenführer Lorenz und SS-Oberführer Behrends.
Samstag	vormittags	Empfang durch Herrn Reichsminister von Ribbentrop,
30.XI.1940	nachmittags	Empfang durch Herrn Reichsminister Dr. Goebbels,
	abends	Theaterbesuch auf Einladung von Herrn Reichsminister Dr.Goebbels.
Sonntag	nachmittags	Empfang bei Herrn Staatsminister Meissner,
1. XII. 1940	abends	Theaterbesuch auf Einladung von Herrn Reichsminister Dr. Frick.
Montag	vormittags	Empfang durch Reichsführer SS Himmler
2. XII. 1940	nachmittags	Tee und Kinovorführung bei Herrn Reichsminister Dr. Frick,
	abends	Abfahrt nach Strassburg.

- 220 « Le voyage à Berlin était pour quelques-uns parmi nous une occasion bien à propos pour discuter avec des dirigeants du Reich des plaintes alsaciennes » « Je suis persuadé qu'à cause de nos démarches, le nombre des expulsions était beaucoup plus petit en Alsace qu'en Lorraine »
- 221 „Dr. Lammers empfing die in Berlin weilenden Elsässer und Lothringer“
- 225 „Karl Roos in der Heimat bestattet Der Vorkämpfer und elsässische Blutzeuge für Grossdeutschland feierlich überführt“
- 228 „Vor dem Hintergrund des zähen Kampfes, den das deutsche Volk des Elsaß auf scheinbar verlorenem Posten mehr als zwanzig Jahre um das kulturelle, seelische und auch materielle Erbe seiner alten reichen deutschen Vergangenheit gegen den Verwelschungswillen Frankreichs zu führen hatten, erstet in dieser Schrift das Bild und die Leistung des Mannes, der durch sein Kämpfen und Sterben zum Symbol elsässischer Treue und Opferbereitschaft geworden ist, das Bild des Kämpfers und Bekenners Karl Roos“
- 229 „Nur der überwältigend rasche entscheidende Sieg der deutschen Wehrmacht hat Paul Schall und seine Leidensgefährten aus dem Nanziger Militärgefängnis in letzter Stunde gerettet“
- 230 „Man glaubte ihn töten zu können und man hat in unsterblich gemacht“ „Karl Roos wird nunmehr neben den Blutzeugen des Großdeutschen Reiches seinen Platz haben“
- 234 „Warum muß die elsässische Jugend aktiv am Kriege teilnehmen?“ „Die Wiedervereinigung mit der deutschen Gemeinschaft mußte ja auch bedeuten, daß das Elsaß nun berufen war, an dem Existenzkampf des deutschen Volkes teilzunehmen, und mitkämpfend sich die einem alten deutschen Lande zukommende Stellung im Großdeutschen Reiche zu erringen“
- 239 « Aujourd'hui c'est de nouveau un grand honneur d'être étudiant à Strasbourg. Tous les étudiants alsaciens doivent imiter leur Studentenführer Christian, un compatriote qui avait été forcé, il y a quelque temps de porter l'uniforme français et qui, aujourd'hui, est volontaire de la Waffen S.S. Puisse chacun des étudiants alsaciens dire un jour : je me suis battu pour le Führer et le Reich »
- 240 « Tout ces jeunes gens devraient depuis longtemps déjà, et sans exception aucune, être soldats. »
- 243 „Denn es ist unsauber und unwahr, wenn unter dem elektrischen Klingelknopf an der Haustüre noch immer „Sonnette“ steht. Die Liste der unsauberen und unwahren Beschriftung ist damit noch lange nicht vollständig. Aber in dieser Richtung will unser Kreisleiter endlich ganze Arbeit geleistet sehen. Und er hat nur zu Recht. Munter ans Werk denn! Bis zur gesetzten Frist (20. März) bleibt nicht mehr allzuviel Zeit.“
- 249 « Quoi qu'il en soit, en se faisant le relais de la politique nazie, les dirigeants de l'aile radicale du mouvement autonomiste se sont progressivement coupés de l'opinion alsacienne, notamment à partir de l'incorporation de force, qu'ils ont soutenu et qui les a fait apparaître comme des traîtres à la cause alsacienne. Leur action a provoqué le discrédit sur l'ensemble du mouvement autonomiste, et bien au-delà, sur le concept même de l'autonomisme, assimilé à une attitude politique teintée de germanophilie et de nazisme. »

250 « Certains s’acquitteront de la tâche que leur assigneront les nazis avec un zèle et parfois une obséquiosité tels qu’on ne peut qu’en déduire qu’à compter de là, ils ont abdicé leur idéal premier (l’autonomisme), pour rallier tout bonnement les principes totalitaires du national-socialisme. A partir de là, on ne doit donc plus les considérer comme des autonomistes ou même des séparatistes, le séparatisme étant une option tout à fait respectable et le droit à l’autodétermination un droit universellement reconnu, mais comme des nationaux-socialistes. »

251 « Leur discours raciste allait à l’encontre du droit au respect de la différence prôné par les autonomistes, comme Dahlet ou les ‘cléricaux’ par exemple, qui situaient leur action politique dans le cadre plus vaste des droits naturels des peuples. »

256 „Der Abtransport erfolgte unterskandalösen Verhältnissen; Wir wurden an Händen und Füßen gefesselt, und bekamen tagelang nichts zu essen, nicht einmal hinreichend frisches Wasser.“ „Es ist nach dem vorliegenden Material kein Zweifel daran möglich, dass wir Ende Juli, spätestens anfangs August alle zum Tod verurteilt und erschossen worden wären, wenn die deutschen Armeen uns nicht befreit hätten.“

261 „Die Lage und Rolle der zurückgebliebenen oder ausgewiesenen Elsässer und Lothringer im unbesetzten Frankreich, deren Zahl wohl um die 180 000 betragen dürfte, ist nicht zu unterschätzen, Sie sind in der gegenwärtigen und zukünftigen Politik, besonders zwischen Frankreich und Deutschland, ein sehr wichtiges Element.“

„Offiziell ist die Regierung sehr zurückhalten gegenüber dem Problem Elsaß-Lothringen.“

„Es wird alles getan, um die Hoffnung der ‚Elsaß-Lothringer‘ auf Rückkehr in ihre Heimat zu erhalten und zu nähren.“

„Pflimlin, ein Straßburger Rechtsanwalt, der freiwillig wegging, war bis in die letzten Tage Chef der Propaganda des ‚Ministère de la Jeunesse.‘“

„Aus all diesen und vielen anderen Tatsachen ergibt sich einwandfrei, daß Frankreich bzw.

England-Amerika um Elsaß-Lothringen noch schwer ringen werden und daß in dieser

Auseinandersetzung die ausgewiesenen oder nicht zurückgekehrten Elsaß-Lothringer eine nicht zu unterschätzende Rolle spielen und spielen werden.“

265 “(Gauleiter Wagner later maintained that) Stürmel’s silence ‘contributed to the conviction that I possessed the confidence of the Alsatian people.’”

266 « Quant à son attitude au point de vue national, durant l’occupation allemande, celle-ci fut en contradiction flagrante avec son passé politique. En effet, se tenant sur une prudente réserve dès 1940, KEPPI s’abstint de suivre les nazis dans leur politique abjecte en Alsace. Simple membre du parti, sans aucune fonction, il n’a jamais revêtu l’uniforme nazi, ni participé à une manifestation nationale-socialiste, sauf en juillet 1940, où il prit la parole dans une réunion politique à Haguenau. Dans cette réunion, il n’aurait cependant parlé que pendant quelques minutes et sans faire de la propagande nationale-socialiste. » « En résumé, le comportement au point de vue national de cet ex-leader

autonomiste, durant ces 4 années d'annexion de l'Alsace au Reich, peut être qualifié, en général, comme correcte. »

271 „Wir von der ehemaligen Jungmannschaft bejahten bewußt das Kommende, wiewohl wir gewiß nicht die unkritischste Gruppe darstellten.“

272 “Nach dem, was wir erlebt hatten, wird man sich über unsere Haltung nicht wundern dürfen. Wir waren den bürgerlichen Pflichten gegenüber dem französischen Staate bis zuletzt und bis zum Äußersten nachgekommen. Dieser Staat hatte uns persönlich ausmerzen wollen. Noch viel schwerer wog; daß er unser Land in einer Auseinandersetzung mit Deutschland, die wir nach wie vor für sinnlos hielten, eingesetzt und verspielt hatte.“

273 “Aus dieser Überzeugung und mit dieser Legitimierung waren wir entschlossen, uns der kommenden Entwicklung zu stellen. Dabei bewegte uns wirklich immer und zuerst die Sorge um unser Land, und trieb uns nicht etwa ein schäbiger persönlicher Ehrgeiz an“

274 „Dieser Einstellung der ‚Nanziger‘ und unserer eigentlichen Anhänger entsprach in jener ersten Zeit mit unendlich vielen Abstufungen die Einstellung der Mehrheit unserer Bevölkerung. Natürlich wartete man ab, aber mit geringen Ausnahmen war man bereit, sich nicht querzustellen.“

275 „Auf ‚Drei Ähren‘ waren sich die ‚Nanziger‘ mit absoluter Einhelligkeit auch darin einig, daß nun, wo die Machtverhältnisse gleichsam über Nacht umgekehrt waren, auf keinen Fall ein Rachefeldzug gegen unsere früheren Gegner entfesselt werden durfte, sondern im Gegenteil an alle, ohne Rücksicht auf das, was vor dem Kriege geschehen sein mochte, zu appellieren war, um die Kriegsschäden möglichst rasch zu beheben und das Land in einträchtiger Mitarbeit aller einer positiven und in jeder Hinsicht erträglichen Zukunft entgegenzuführen.“

276 „Was Elsässer und Lothringer bewog, ‚Kollaborateure‘ zu werden, war in erster Linie die französische Politik der Zwangsassimilierung, die auf die Dauer nur auf Kosten der deutschen Sprache in ihrer Dialekt- und Hochform und des geschichtlich gewordenen Volkstums, dessen, was man heute die elsässische Identität nennt, gehen konnte, ferner der katastrophale Niedergang der elsäß-lothringischen Wirtschaft, für manche die Aussicht, daß ein deutscher Sieg zu einem vereinigten Europa führen könnte, und für viele einfach die Sorge um die Erhaltung einigermaßen erträglicher Lebensverhältnisse.“

277 « Il défend avec beaucoup de dévouement l'action des autonomistes d'avant 1945, mais sans toutefois faire mention de leurs particulières relations avec des personnalités et des organisations allemandes solidaires de la cause. Se basant sur les mémoires d'Ernst, Schall se livre à un essai de justification de la politique et des actions de Wagner durant l'occupation. »

278 „Wenn ich jenes Manifest unterzeichnete, so nur deshalb, weil ich nicht anders konnte, da die Regierung von Vichy ohnehin Elsass und Lothringen Völlig aufgegeben hatte.“ „Rossé entgegnet, ursprünglich habe es nicht in seiner Absicht gelegen, mitzufahren. Erst nach den Ausweisungen in Lothringen habe er sich dazu entschlossen, da er in dieser Reise die einzige Möglichkeit sah, mit den Machthabern Fühlung zu nehmen.“

- 281 „er habe in der Ausübung seines Amtes stets versucht, die Anordnungen der Deutschen zu durchkreuzen und habe sich u. a. der Einziehung der Elsässer in die Wehrmacht widersetzt.“
- 282 „man wollte den Protestlern von 1870 nicht nachahmen, sondern konstruktiv das ‚neue Elsaß‘ mitgestalten um eine ‚Kolonisierung‘ durch das Reich zu vermeiden“
- 283 “Why did men who had devoted their careers and risked their lives for autonomism suddenly and completely renounce their convictions?”
- 284 “On every side, they were told that for all practical purposes the war had ended. What could they, representing the interests of tiny Alsace, do before the German monolith, especially when they had been told that France had given the province to Germany?”
- 286 « Bien qu’Ernst n’ait menacé personne d’un pistolet, Rossé et ses amis, en tant que représentants du catholicisme alsacien, n’en subissaient pas moins une forte pression morale. Ernst leur aurait fait comprendre que s’ils refusaient de signer, cela ‘entraînerait des conséquences fâcheuses pour l’Alsace en général, et les catholiques en particulier’ »
- 293 « L’attitude de certains chefs autonomistes suffit-elle à établir que toute leur action d’avant-guerre n’avait eu pour but que le rattachement à l’Allemagne? On ne peut qu’exclure cette interprétation des faits, mais il est certain que, pour beaucoup, la rancœur accumulée durant leur incarcération dans les prisons françaises et le sentiment d’avoir été incompris en France, s’ajoutaient à un certain opportunisme, pour ne pas leur faire refuser les faveurs dont les entourèrent les Allemands à leur libération. »
- 294 „Wo sind die Kriegshetzer?“ „Erst hetzen die Juden zum Krieg und entfachen Panikstimmung.“
- 295 „Selbstverständlich sind die Juden im allgemeinen Feinde des Volkes, und insbesondere unseres elsass-lothringischen Volkes“
- 296 “Inherent in the UPR’s defense of an Alsace-Lorraine Christian community was the rejection of non-Christians, be they Freemasons, atheists, or Jews.”
- 297 „Wir kennen auch den verderblichen, zersetzenden Einfluss vieler Juden im Wirtschaftsleben, in der Literatur, in der Presse usw.“ „Wir wissen, wie wenig manche Israeliten sich als Elsässer fühlen, wie gerne sie erklären, dass sie Juden, aber keine Elsässer seien, obwohl sie doch von unserem Land und von unserem Volke leben.“ „Wir haben in diesen Tagen gesehen, wie Blätter, in denen Israeliten massgebend mitreden, übelste Kriegshetze machten“
- 298 „Wir wissen, dass der Antisemitismus oft nur die Reaktion auf einen aggressiven Semitismus ist.“
- 299 „Und trotzdem lehnen wir den Antisemitismus, wie er jetzt in Deutschland tobt, in Italien einsetzt und im Elsass propagiert wird, ab.“
- 300 “The idea that parliamentarianism and democracy were corrupt and inefficient was pervasive in autonomist circles” “Even a relatively moderate autonomist cleric, such as the UPR’s Charles Didio, believed that ‘state authority must do away with the party agitation that reigns in France.’”
- 301 „Was wir wollen, ist Ordnung und Freiheit, Liebe zur Arbeit, Ausschaltung der bolschewistischen Demagogie und der kapitalistischen Ausbeutung.“

302 „Deshalb rufen wir nach Paris: haltet ein mit eurer veralteten, unmöglichen Aussenpolitik!

Verzichtet auf die Versailler Ideen, die heute nur noch Kriegsursachen sind!“

304 “Stürmel’s application for monetary indemnification as a ‘pioneer of Germanism’ in Alsace was more successful. His old friend and political associate, Joseph Rossé, as head of the Indemnification Bureau, saw to it that Stürmel was eventually rewarded handsomely for the losses suffered because of the sanctions taken against him as a signer of the Heimatbund manifesto, his incarceration at Colmar,.... , and his imprisonment at Nancy. In fact, Stürmel was awarded 9500 French francs more than he asked for; part of the damages he claimed pertained to the 1926 loss of his (deceased) wife’s job in the post office.”

307 “In addition, some Francistes and PSF members collaborated out of an unshakable belief in the rightness of the Nazi social order.”

309 « Par ailleurs, il faut bien reconnaître que c’est à la France qu’il convient de faire endosser la plus lourde part de responsabilité dans le difficile parcours et le destin tragique des Nanziger. L’hostilité et l’incompréhension systématiques des hommes politiques français pour les revendications alsaciennes ne laissaient plus guère de place à l’espoir. Ils poussèrent certains vieux militants autonomistes vers la fuite en avant, vers un comportement de ‘desperados’ politiques. »

第 4 章

310 « globalement, la sympathie est plus répandue en milieu protestant, ce qui explique que dans la plupart des communes mixtes ce sont des protestants qui prennent les postes de maire, d’Ortsgruppenleiter et d’Ortsbauernführer»

341 « dans un désintéressement parfait et avec un courage rare » « Moi-même, deux fois incarcéré par la Gestapo, je ne dois mon premier relâchement qu’aux interventions quasi téméraires de M. Rossé, et si lors de mon 2e emprisonnement, il n’a pu me délivrer, ce ne fut que puisque lui-même dut se mettre en sûreté contre la Gestapo. »

345 « Agissement de l’ex-député autonomo-séparatiste Joseph ROSSE, tendant à la création d’un Etat autonome ‘Alsace-Lorraine’. – ROSSE, KEPPI et le complot du 20 juillet 1944 contre Hitler. »

348 « 1) L’Alsace et la Lorraine constitueraient un Etat indépendant, jouissant d’une autonomie politique et culturelle relative, mais restant rattaché économiquement au Reich ;

2) L’Alsace et la Lorraine seraient englobées dans une Fédération Rhénane comprenant notamment le Luxembourg, les provinces rhénanes de l’Allemagne et éventuellement la Suisse et les Pays-Bas.»

349 « Il savait que de nombreux réfugiés et expulsés vivant à cette époque dans des conditions difficiles, n’avaient pas toujours trouvé la compréhension nécessaire auprès des populations des départements d’accueil où ils s’étaient établis et pensait que dans leur grande détresse morale et matérielle, ils seraient prêts à accepter une solution quelconque, si déplaisante fût-elle, qui leur permettrait de rentrer dans leurs foyers. »

352 « Dans la Moselle et à Metz en particulier, on fait courir le bruit que le Maréchal PETAIN avait totalement abandonné les Lorrains à leur sort. D'autre part, on déclare que des ordres avaient été donnés à la police et à la gendarmerie Française pour arrêter et livrer aux autorités d'occupation tous les jeunes gens d'origine Lorraine ou Alsacienne qui passeraient clandestinement la frontière pour se réfugier en France. » « On pense à Metz que ces propos défavorables à la France ont été imaginés par des individus favorables à une Alsace-Lorraine autonome en cas de victoire des alliés. »

359 „ein geistiges Widerstandszentrum gegen den nationalsozialistischen Ungeist“ „Von ihm gingen Trost und Stärkung vor allem für die christlichen Kreise aus“

360 „Ich möchte Ihnen in dieser Stunde noch einmal Dank sagen für alle Freundlichkeit und Unterstützung, die Sie mir mit Ihrem Verlage gewährt haben, die sich durchaus nicht allein auf den geschäftlichen Bereich bezogen hat, sondern mehr wohl auch die innerste, persönliche Sphäre mit einschloss.“ „In diesem Kriege sind Sie mit Ihrem Verlage eine Stimme des Trostes und der Zuversicht und haben auf Ihre Weise das Wort bezeugt.“

363 « On sait cependant également que l'impression, la publication et la vente de ces écrits religieux et catéchismes, en un si grand nombre, ne pouvaient rester clandestines et que des témoins l'ont fait remarquer au procès en insistant notamment sur le fait qu'il s'agissait surtout là pour Rossé d'une affaire commerciale. »

369 « ce qui met bien en évidence la participation mineure des Alsaciens au complot du 20 juillet »

370 « en s'entendant avec les Allemands, en faisant ce qu'il appelle des 'concessions', il aurait grandement contribué à sauver les intérêts chrétiens en Alsace »

371 « La plupart font état d'actes positifs pour renforcer leur thèse du double jeu. »

373 « il plaidera régulièrement, en s'appuyant sur les solides réseaux d'assistance et d'amitié des autonomistes, surtout cléricaux, qui s'étaient constitués à travers le pays et dont les ramifications s'étendaient parfois de Vichy à Berlin, la cause de ses compatriotes poursuivis ou en difficulté »

376 „Vermögen derjenigen Flüchtlinge, deren Rückkehr in das Elsass nicht genehmigt, aber deren Umsiedlung nach dem Altreich zugestimmt wird“

378 „Alle diejenigen, die Herrn Schuman vor dem Kriege gekannt haben, schätzten ihn als einen sehr anständigen Character.“

„Wenn er auch infolge der besonderen lothringischen Verhältnisse keine ausgesprochen heimatrechtlichen Haltung eingenommen hat, so stand er doch von allen lothringischen führenden politischen Persönlichkeiten der elsässischen Heimatrechtsbewegung am nächsten.“

„Sofort nach unserer Verhaftung machte er Schritte, nicht nur zur Milderung unseres Loses, sondern auch, um unsere Freilassung zu erreichen.

„Ich möchte nicht verhehlen, dass ich in meiner Tätigkeit als Flüchtlingskommissar sehr häufig feststellen konnte, dass die Festnahme des H. Schuman in den Kreisen der noch nicht zurückgekehrten Flüchtlinge schädigend gewirkt hat.“

385 „Ich meine, dass einer Rückkehr des Herrn Schumann nach Lothringen nicht das geringste Hindernis entgegenstehen kann.“ „Als ich zu Beginn des Krieges als sehr verlässlicher Gefangener mich an ihn wandte, wusste ich wohl, dass er sich meiner Familie und meiner selbst annehmen würde.“

386 „Ich bin nach wie vor der Meinung, dass Euer Kollege sobald wie möglich ohne weiteres in Freiheit gesetzt werden müsste und hoffe, dies auch zu erreichen. Es ist klar, dass ich alles tun werde, was in meiner Macht liegt, um dem Mann zu helfen.“

387 « Je te prie de me procurer tout ce que tu pourras ramasser comme dossiers en faveur de SCHUMAN. Je songe surtout à des extraits du Journal Officiel, desquels il ressort que SCHUMAN a favorisé la langue allemande, etc... Il faut que nous fassions tout pour que cet homme sorte d'une prison où il est injustement interné. »

389 « (Il décrit) Mourer comme un bon Alsacien qui a soustrait beaucoup de gens aux griffes de la Gestapo. Mourer sabotait les ordres donnés par le Gauleiter. Mourer n'a jamais été nazi »

393 « un des rares autonomistes à ne pas avoir joué à fond la carte allemande » « A aucun moment il n'a approuvé l'arrivée au pouvoir des nazis, ou les thèses anti-sémites ou encore la liquidation de la démocratie »

400 « Collaboration de certains chefs autonomistes, mais non pas trahison des autonomistes ou des régionalistes. La grande masse de ceux-ci refusa de les suivre et bon nombre d'entre eux qui avaient pris autrefois la défense de langue allemande en Alsace furent arrêtés et même expulsés par les Allemands. »

401 « Durant l'Occupation, la grande masse des autonomistes étaient des adversaires résolus du IIIe Reich »

402 « Sans les autonomistes, les dégâts auraient sans doute été infiniment plus graves »

404 “Rossé was the most circumspect of all the autonomists in his dealings with the Germans”

405 “Stürmel’s later interventions in favor of deserters, resisters, and deportees were sometimes successful”

407 « le groupe de Rossé qui se place volontairement en retrait évolue vers une forme d'opposition qu'on peut cependant difficilement qualifier de résistance en raison de son attitude ambiguë malgré les contacts entretenus par la suite avec les conjurés du 20 juillet 1944 »

408 « Ces contacts ne pouvaient pas être ignorés par une police efficace et remarquablement bien renseignée par de nombreux informateurs. »

409 « Si l'on rejette l'hypothèse fort improbable d'une collusion avec les autorités nazies, il faut admettre que celles-ci considéraient les hommes du parti catholique, dont ils se méfiaient pourtant fort, comme peux dangereux et appartenant à un passé à jamais révolu dont les tentatives étaient vouées à l'échec en raison même de l'implantation nazie. De surcroît, il aurait été difficile de les arrêter en raison de l'aurole de martyrs que leur conférait leur incarcération à Nancy. »

410 « ce qui met bien en évidence la participation mineure des Alsaciens au complot du 20 juillet »

411 “The resistance activity of these autonomists, however, was too little too late.”

412 "The sad episode of his far-fetched neo-autonomism of the early occupation years shows cruelly and completely his utter powerlessness and futility. Rossé did indeed serve his German masters during the war years, but in such a manner that he brought financial benefit to Alsatians, including himself, not to the Nazis. The French postwar courts recognized Rossé's special record by condemning him to prison, not to the firing squad. Of all the autonomists it is perhaps this man who, in his coherent aims and eventual total defeat, fits most closely the classical definition of tragedy"

413 "Like Rossé, he was a man without a cause after the Trois Epis manifesto."

第 5 章

416 « les photocopies de deux documents récemment découverts en Allemagne et qui m'ont été transmis par M. le Directeur de la Sûreté de la zone française d'occupation à Baden-Baden »

417 « Lorsqu'en septembre 1939, cette formidable guerre éclata, nous pensions aussi avec angoisse au pays. Le 'Führer' et le peuple avaient tout, vraiment tout fait pour sauvegarder la paix. Mais la campagne d'excitation de la juiverie internationale voulait qu'il en soit autrement. Les gouvernements de Londres et de Paris, servant non pas les intérêts vitaux de leur peuple, mais ceux des plutocrates qui conspiraient contre l'Allemagne national-socialiste, déclarèrent la guerre au Reich. »

418 « Qui peut contester que pendant ces 4 années 1/2 l'ordre, la tranquillité et la sécurité ont régné ? Qui peut contester que tout citoyen, respectueux des principes qui régissent la vie commune des honnêtes gens pouvait vivre dans des conditions de quiétude et de sécurité presque comparables à celles du temps de paix ? »

419 « Au moment où le Reich fut contraint de céder du terrain devant l'attaque générale afin de pouvoir concentrer ses forces pour le coup décisif, il a évacué provisoirement, en même temps qu'il évacuait de vastes terrains à l'Ouest, une partie de la terre d'Alsace avec Strasbourg. »

420 « A la place de l'ordre, le chaos s'étend. »

421 « L'avenir de l'Europe est garanti par le vaillant peuple allemand qui représente au centre d'un désordre et d'une incohérence sans exemple la seule puissance d'ordre et qui défend l'esprit européen contre la masse 'homme' et la masse 'matériel' »

422 « Alsacien qui vivez encore sous la protection des armes allemandes ; Accomplissez tranquillement votre devoir, conformez-vous aux instructions qui vous sont données. »

423 « Soldat d'Alsace, combattez aux côtés de vos camarades pour une juste cause jusqu'au jour où vos armes vous auront ouvert à nouveau, avec la victoire, le chemin qui mène à vos familles. »

426 "by the end of 1943 Rossé was playing both the German and the French ends off against the middle. On the one hand, he told his associates that a German defeat and Alsace's reattachment to France were inevitable: it was no longer a question of 'autonomism or regionalism'; he even accepted [the certainty] that the special regime of the clergy in Alsace [i.e., the Concordat] be abolished."

- 427 « C'est même probable, dit-il, car Rossé est intelligent. »
- 428 « Mais les autonomistes, à part les quelques brebis galeuses qui collaborèrent, venaient en permanence contrarier ce plan. Dès le départ, très méfiants à leur égard, comme d'ailleurs face à toute manifestation particulariste, les nazis ne tardèrent pas à leur vouer une véritable hostilité, les considérant comme des 'traîtres' à la cause allemande que symbolisait, pour eux, le 'Grand Reich millénaire un et indivisible' ! »
- 430 « En premier lieu, je n'avais jamais été partisan d'une Alsace allemande. Ardemment antinazi, j'étais sentimentalement porté contre les nouveaux maîtres de mon pays et leur régime. »
- 431 « je fus rapidement et brutalement éclairé sur les vrais buts des Allemands »
- 433 « Le Spieser de la Hunembourg – que le polémiste Fritz Hecker de la 'République' avait plaisamment baptisé 'der Huene von der Spieserburg' (le géant du bourg des petits-bourgeois) – était conscient de sa valeur et de ses mérites. Comme on dit vulgairement : il ne se mouchait pas du pied. Il fut donc profondément mortifié, lorsque les nazis s'installèrent en Alsace, de se voir offrir un vague poste de chef de la propagande imprimée, à ses risques et périls financiers par-dessus le marché, à la place du 'Gauléiter' qu'il espérait. Alors, son sang, presque bleu, ne fit qu'un tour, et il eut des démêlés assez sérieux avec celui qu'il considérait comme un usurpateur. Dans la coulisse d'abord. Et puis, un jour, les 'Monatshefte' publièrent un sien article, qui mit le feu aux poudres. »
- 434 “Also, by this date, because of his disillusionment with the Indemnification Bureau, the party, and the increasingly harsh occupation, Spieser had become dangerously hypercritical (a frondeur) in Wagner's view.”
- 436 “Es gibt in Zukunft keine elsässische Frage mehr“ „Das Schicksal des Elsass ist endgültig entschieden“
- 440 « Qui sont ces dirigeants autonomistes, qui à partir de 1940, se firent les agents de la politique de nazification de l'Alsace ? Ils sont nés au tournant du siècle, à la fin des années 1890 ou au début des années 1900. Ils appartiennent à cette génération qui s'est le mieux intégrée à l'Allemagne d'avant 1914 et ils sont en général adolescents lorsque éclate la première guerre mondiale. Cette génération ressent d'une façon plus vive que ses aînés la cassure provoquée par le rattachement à la France de 1918, cassure par laquelle elle se considère comme personnellement sacrifiée. »
- 444 « Une politique extérieure qui, affranchie de tout nationalisme outré et de tout chauvinisme, tient compte des intérêts du pays et, en même temps, s'inspire de l'esprit international d'entente et de collaboration »
- 445 « le degré de patriotisme ne se mesure pas au nombre de 'Vive la France' ou à la dimension du drapeau tricolore. Nous sommes d'abord alsaciens et chrétiens »
- 451 „Rossé will Résistance betrieben haben? Gestern erklärte Rossé, diese Résistance bestand im Verkauf von religiösen Heften und Katechismen während der Besetzung! Eine solche Résistance kann

man « marché noir » nennen, denn Rossé verdiente dabei Millionen. Für ihn war das Geschäft immer die Hauptsache. An den in Paris gekauften Radioapparaten steckte er allein drei Millionen Francs ein.“

455 « Reconnaissance et défense des principes chrétiens à la base de tout progrès salubre dans la vie des Etats et des peuples, d'où la nécessité de sauvegarder et développer les forces morales et institutions religieuses de toute confession » « Il défendra à tout moment et avec la dernière énergie l'éducation religieuse de notre jeunesse par l'école primaire confessionnelle, ainsi que le maintien des institutions, libertés et traditions religieuses, qu'il a toujours considérées comme les droits suprêmes et les plus sacrés de notre peuple »

456 « nous désirons, en ce qui concerne les rapports de l'Eglise et de l'Etat et la question scolaire, le maintien de la législation actuelle, jusqu'au moment où le peuple alsacien-lorrain sera lui-même en mesure de donner à ces questions la solution définitive » « Nous demandons, en outre, que la conviction chrétienne, qui constitue la base de la vie de la forte majorité de notre population, et qui, durant plus de douze siècle, a produit les éléments constitutifs de notre patrimoine alsacien-lorrain, soit pleinement respectée et que, loin de vouloir la détruire, on laisse – dans l'intérêt même de notre peuple, qui aspire au progrès et à la prospérité – se développer librement les forces morales qu'elle nous prodigue »

457 « à la différence du national-socialisme, qui cultivait athéisme, ces mouvements se réclamaient du christianisme, considéré comme un élément constitutif du peuple alsacien et critiquaient l'attitude des nazis chaque fois que ceux-ci s'en prenaient à l'Eglise en Allemagne »

458 „Die RELIGIÖSE VERGANGENHEIT des Elsasses und Lothringens soll brutal vernichtet werden. Der französische Antiklerikalismus glaubt, dass unter der Rotfrontregierung seine Zeit gekommen sei, das gottgläubige Elsass und Lothringen zu laizieren und zu entchristlichen. Der Väterglaube ist so tief in unseren Herzen verwurzelt, dass auch eine Rotfrontregierung uns nicht entchristlichen kann.“

459 „Aber die Kirchen- und Schulfrage?“ „Nun wir Autonomisten haben in unseren Reihen Anhänger und Gegner der Trennung von Kirche und Staat. Was beide Gruppen zusammenhält, ist die Auffassung, dass die Behandlung dieser Frage heute eine Sache zweiter Ordnung ist und jedenfalls zurückgestellt werden kann“

461 « Il résulte de la lecture des diverses dépositions que, durant deux ans au moins, Keppi a bénéficié d'une confiance entière de la part des autorités allemandes. Cette confiance était fondée sur sa qualité d'ancien 'détenu de Nancy'. Il aurait profité de cette situation pour entreprendre de nombreuses démarches en faveur d'Alsaciens se trouvant dans des situations difficiles »

462 „In Anerkennung der besonderen Bewährung im Kampf um die Sache des Deutschtums in Elsaß“ „Auch in fachlicher Hinsicht hat sich Keppi durchaus bewährt. Die ihm als Leiter der Stelle für das Flüchtlingswesen übertragenen Aufgaben erledigt er mit Umsicht und Tatkraft – trotz aller gerade in diesem Aufgabengebiet auftretenden Schwierigkeiten – in äußerst zufriedenstellender Weise und zeigt dabei, daß er, gestützt auf die Erfahrungen seiner langjährigen Tätigkeit in der Gemeindeverwaltung, auch fachlich durchaus die Eigenschaften besitzt, die ihn für das Amt eines höheren Verwaltungsbeamten

in leitender Stellung befähigen. Als gründlicher Kenner der elsässischen Verhältnisse im einzelnen hat er bei der bisherigen Wiederaufbauarbeit hervorragende Dienste geleistet. Keppi besitzt daher besondere Eignung für das ihm zu übertragende Amt“

464 „Rossé Josef geboren am 26.9.1892 in Altmünsterol hat einen vom CDZ erhaltenen Auftrag, die Emigrantenzeitung ‚Le Lorrain‘ aus dem besetzten Frankreich zu holen, missbraucht und ohne Genehmigung Klericales Schrifttum eingeführt.“

„Stürmel Marzellus aus Mülhausen, ist nach hier vorhandenen Vorgängen kirchlich sehr gebunden und als Anhänger des Ultramontanismus, der unter DR. Haegy in den autonomen Bestrebungen zusammengefasst wurde, zu betrachten. Stürmel wird als geschworener Feind des Nationalsozialismus bezeichnet“

465 “a 1944 propaganda report sent to the Gestapo chief of Alsace condemned Rossé for indulging in ‘Jesuitical language’, and he was generally regarded as suspect by the Nazi party”

469 « C’est possible, mais je ne me souviens pas »

472 « Rossé était-il considéré comme un bon Allemand ? » « Rossé n’était pas un nazi. » « pas volontairement »

473 « Pourquoi n’a-t-on pas offert à Rossé un poste de ‘Kreisleiter’ ? » « Il était considéré comme trop lié avec les cléricaux. »

475 “collaborated with us loyally, without conditions...he was a good German. I had no confidence in Rossé as a Nazi but... did as a German”

477 “without a doubt, a good German, a good National Socialist, a good orator, and full of zeal” “not only a good German, but a good National Socialist...[and] also a very good Kreisleiter”

第 6 章

479 « Élimination des membres qu’on juge indésirables dans une association, un parti, une société »
« Élimination des collaborateurs à la Libération »

495 « les agissements de Mourer comme « Kreisleiter » ne sont que la suite logique et inséparable de son activité d’avant 1939 »

496 « Tous les partis autonomistes en Alsace émergeaient chez lui » « à l’époque, on ne se préoccupait pas des ressources financières des journaux »

497 „er habe in der Ausübung seines Amtes stets versucht, die Anordnungen der Deutschen zu durchkreuzen und habe sich u. a. der Einziehung der Elsässer in die Wehrmacht widersetzt.“

500 « Mourer a trahi avant la guerre, pendant la guerre, il a trahi ses différents partis et il a même trahi l’Allemagne » « Il ne saurait y avoir de doute quant au verdict, son ami Karl Roos a été fusillé. Pour Mourer il ne saurait y avoir de pitié, de ce fait je requiers la peine de mort »

501 « J'étais Kreisleiter et j'ai eu beaucoup de difficultés. Tous mes amis m'incitaient à démissionner : Mais je conservai mes fonctions, afin de défendre les Alsaciens. C'est pour cela que je suis aujourd'hui devant ce tribunal. Je n'implore pas de pardon, je ne demande aucune grâce – j'étais bon pour les Mulhousiens – soyez justes ! »

505 „Der Prozess des Verräters Rossé erneut verschoben mit der lächerlichen Begründung: Der Fall bedingt nähere Untersuchung“ „man wollte verhindern, dass der Bevölkerung die Verbindungen mancher früherer UPR-Leute und der gesamten UPR-Partei mit den Nazi bekannt wird“

507 (脚注) « le second procès Rossé ne suscite, à Nancy, qu'un intérêt très relatif » « le public est moins nombreux que les journalistes »

512 « Rossé a bien mérité de la petite patrie alsacienne. »

513 « Je remercie Rossé pour son intervention au moment où je devais être déporté avec ma famille et également au moment où 50 officiers de réserve français devaient être incorporés dans les SS »

514 « Rossé a plusieurs fois risqué sa vie » « Rossé était d'une témérité folle dans son activité antinazie »

515 « C'est donc que Rossé avait auprès du gouvernement allemand et auprès du 'Golätär' Wagner une influence telle qu'il pouvait obtenir une décision de cet ordre » « un vrai Alsacien n'a pas à profiter de la sollicitude intéressée des Allemands »

516 « Ceux qui ont déposé au cours de cette neuvième journée d'audience ont fort peu parlé de l'activité politique de Rossé avant ou pendant la guerre. Ils ont surtout relaté les services qui leur ont été rendus par l'accusé à l'occasion de leurs démêlés avec la Gestapo ou l'armée allemande.

Cette avalanche de témoins qui n'éclairent que le côté humanitaire des activités multiples et complexes de Rossé a, évidemment, pour but de noyer sous un flot de bonnes paroles et de bonnes actions les agissements et les tractations louches de Rossé. »

517 « Il ne faut pas, dit Me Strub, oublier les gens qui, pendant quatre ans, ont contribué de leur mieux à alléger les souffrances d'une population opprimée. »

518 « Rien ne prouve qu'elles émanent de Rossé. Au contraire, tout porte à croire qu'elles ne viennent pas de lui. »

519 « Rossé a la satisfaction d'avoir accompli un devoir. Il sait que ses actes ont leur valeur propre. Il a confiance en l'avenir de la France. Il faut éviter de créer en Alsace une scission. »

520 « J'ai hésité à demander la peine de mort. Si je ne l'ai pas fait, c'est par égard pour l'Alsace et en raison des vies sauvées par Rossé ; mais les faits de collaboration n'en persistent pas moins et vous ne descendrez pas au-dessous des travaux forcés à perpétuité. »

521 « Jamais je n'ai touché un centime des Allemands. Je me suis toujours conduit comme un Français sans restriction. J'ai toujours soutenu la politique extérieure de la France. Je n'ai jamais trahi ma patrie. Je suis l'Alsacien qui a accompli la plus vaste action de propagande anti-nazie. »

533 « (Attendu de ce qui précède résulte contre les susnommés charges suffisantes d'avoir)

Keppi 1) de 1929 à 1939, en tout cas depuis temps non prescrit, à Strasbourg et en tout cas sur le territoire national, à Bâle et à Mariastein, pratiqué des machinations ou entretenu des intelligences avec l'Allemagne, puissance étrangère, ou avec ses agents pour l'engager à commettre des hostilités ou à entreprendre la guerre contre la France, ou pour lui en procurer les moyens,

2) postérieurement à l'entrée en vigueur du décret du 29 juillet 1939 et antérieurement au 15 juillet 1940, en tout cas depuis temps non prescrit, à Strasbourg, en tout cas sur le territoire national, étant Français, et en temps de paix, entretenu des intelligences avec l'Allemagne ou avec ses agents ayant pour objet ou ayant eu pour but de nuire à la situation militaire ou diplomatique de la France.

3) du 15 juillet 1940 au 23 novembre 1944, en tout cas depuis temps non prescrit, aux Trois Epis et à Strasbourg, en tout cas sur le territoire national, étant Français, et en temps de guerre, entretenu des intelligences avec l'Allemagne ou avec ses agents en vue de favoriser les entreprises de cette puissance contre la France. »

535 « Je voulais, explique Keppi, comme ces Allemands, la fin de la guerre, donc il fallait supprimer avec les Allemands Hitler. Ce n'est certainement pas avec les Français ou les Anglais que nous aurions réussi à écarter Hitler. »

536 « pour fait de participation active, efficace et soutenue à la Résistance contre l'occupant »

537 „Hans Keppi ist vor dem Kriege einer der Führer des autonomistischen Flügels seiner Partei gewesen, keiner der wildesten, keiner der am meisten Kompromittierten. Im Kriege hat er Mass zu halten gewusst und hat vielen Landsleuten Gutes getan.“

545 « Les Délégués à la Troisième Conférence Fédérale du Parti Communiste Français dans le Haut-Rhin, représentant le PARTI DES FUSILLÉS, au nom des milliers d'Alsaciens qui ont payé de leur vie, de leurs souffrances et de leur liberté, leur attachement à la France et à la République, au nom des milliers d'Alsaciens qui, livrés comme chair à canons à la Wehrmacht, sont morts ou ont souffert dans les camps de prisonniers de guerre, exigent que ROSSÉ, traître à la Patrie, traître à l'Alsace, responsable principal des malheurs de notre province, soit châtié dans le cadre de la légalité républicaine, et que la PEINE DE MORT lui soit appliquée. »

546 „Priester und Nazikollaborateure wollen den Verräter Rossé retten“

547 „Drei Priester, eine Frauenschaftsleiterin, ein verurteilter Nazikollaborateur und die Nichte des Verräters“

550 „Der Freipass eines Verrats an Elsass und Lothringen is somit erneut gegeben.

Erneut is es den Männern der früheren UPR gelungen, sich durch Mithilfe eines Teils der Kirchenfürsten einer gerechten, ihrer Verbrechen angepassten Strafen zu entziehen.

Erneut hat die französische Justiz einem ideologischen Druck nachgegeben und folglich den Mut und den Opferwillen der Märtyrer, die für die Freiheit gefallen sind, missachtet, ja verhöhnt.“

551 „Trotz schlagenden Beweisen: stellt sich der Staatsanwalt in den Dienst des M.R.P. und rettet Rossé den Kopf!“

552 „Und trotzdem is Rossé ein Hochverräter!“

553 „Der frühere UPR.-Abgeordnete und Verräter Marcel STÜRMELE vor Gericht Wie manch UPR.-Abgeordneter steckte auch er das Geld des Verrats für seine Partei ein“

554 „Unter der Flagge des UPR rollte das deutsche Geld“

555 „Haben die Unterzeichner an Hitler, das den schwersten Verrat am Elsass besiegelte, nicht alle den Tod verdient? Bis jetzt ist nur einer von der kalitalen Strafe betroffen worden: Hans Peter Mourer.“

556 „Sollte die Beseitigung Hitlers Frankreich dienen? War der Anschlag nicht vielmehr inspiriert, um Deutschland und die römischen Interessen zu retten?“

557 „HANS PETER MURER vor seinen Richtern gesteht, gewusst zu haben, wie und warum das Geld nach dem Elsass kam und dass er selbst davon profitierte. Auch er machte als Kreisleiter ‚Résistance‘!“

558 „Im Falle des früheren Colmarer Abgeordneten übertrifft, die politische Vorkriegs-Schuld bei weitem diejenige Mourers, da Rossé ein grösserer Fanatiker, ein äusserst tätiger Agitator war und weit grössere Mittel zur Verfügung hatte als Mourer.“

559 „Und unter seiner Leitung, mit der Unterleitung von Keppi in Strasbourg, hat ja der Alsatia-Verlag bei den ‚Schwoowe‘ ein heidenmässiges Geld verdient“

560 „er unternimmt eine Arbeit, zu der sich nicht viel Elsässer hergaben: zur Verteidigung eines Rossé, welcher das unterjochte Elsass 1940 schon anekelte.“ „Alle ehrlichen Franzosen des Elsass, die übergrosse Mehrheit, M. Brogly, werden mit Befremden ihre Verteidigung, die an sich eine Übertreibung wird, in Kenntnis nehmen.“

561 „Das Konterfei Rossé’s steht heute klar umrissen da, als das eines skrupellosen Geldmachers, der ALLE Mittel, religiöse und politische, Denunziation und Verdächtigung, nur zum Zwecke der Bereicherung dienen.“ „Das Allerbetrüblichste an dem Bilde ist, dass diese Geldgier gepaart is mit einem gross ausgewachsenen RELIGIOESEN FANATISMUS.“

562 „Wir haben den Eindruck, als hätten die Richter, von der Absicht geleitet, zur politischen Befriedung des Elsasses, und um einen Strich unter die Vergangenheit zu setzen, einen Mittelweg gesucht, von beiden Extremen gleich weit entfernt, um die einen nicht durch ein zu mildes Urteil zu sehr zu enttäuschen und die Andern durch ein zu scharfes nicht zu sehr zu verletzen.“

563 « au nom de centaines de leurs camarades morts pour la France et la Liberté »

564 „die nur von Hass überflissen und einem Feuilleton-Roman gleichen, der mit einem Gewebe von Lügen in bestimmter Absicht gefertigt wurde“

565 „Es liegt keineswegs in meiner Absicht, eine zweite Anklagerede zu halten oder eine zweite Verteidigung zu übernehmen“

566 „Der Urteilsspruch war infolgedessen ein Kompromiss..... Man wollte einem bestimmten Bruchteil der öffentlichen Meinung Zugeständnisse machen, aber auf der anderen Seite waren die mildenden Umstände so zahlreich, der Kampf, den der Angeklagte gegen den Nazismus geführt hat war so

offensichtlich, und die Dienste, die er seinen Landsleuten ohne Unterschied der Religion und der politischen Meinung erwiesen hat, waren so bedeutend, dass man ihnen Rechnung tragen musste.“

568 „Bei spärlichem Publikum und vor einem in sachlicher Unparteilichkeit geleiteten Gerichtshof verteidigt sich der ehemalige Colmarer Abgeordnete zäh und ausgiebig“

571 „Der Prozess Rossé hat begonnen Kurze Zusammenfassung der Anklageschrift“

572 „Wir haben uns in die laufenden Dinge nicht eingemischt, um nicht dem Risiko zu verfallen, irgendwie zu plädieren“ „der Prozess ist ein politischer Prozess, von dem in hundert Jahren noch die Rede sein wird, wie wir heute noch von den Prozessen der Restauration, unter Louis-Philippe und unter dem Zweiten Kaiserreich geläufig lesen.“

573 „Heute hat sie in überstürzender Eile eine neue Linie bezogen, um allen vergessen zu machen, was sie in treuer Brüderschaft mit Rossé angestellt hat. Ist es kein Verrat an Frankreich, wenn man während 15 Jahren die Loslösung des Elsass von Frankreich verlangte?“

574 « JOSEPH ROSSE doit reconnaître avoir édité plusieurs millions de brochures anti-françaises et avoir imposé le salut hitlérien à son personnel »

575 « Plusieurs témoins dévoilent les dénonciations du traître »

576 « Nous faisons le front unique pour défendre les intérêts légitimes de l'Alsace » « Je l'aurais signé aussi, en effet, s'il n'avait pas contenu des clauses cléricales que je n'admettais pas. Quoi qu'on en dise, le 'Heimatbund' contenait de très bonnes choses. » « Après chaque changement de régime les Alsaciens ont été obligés de se défendre... L'autonomisme est une doctrine admise par les plus grands pays... et par la France elle-même »

577 „Beim Gauleiter hatte er jedoch in seiner Eigenschaft als eines der Hauptopfer der französischen Politik im Elsass einen gewissen Einfluss. Dieses Prestige hat er zu zahlreichen, häufig von Erfolg gekrönten Interventionen bei der Gauleitung und sogar in Berlin, zugunsten inhaftierter oder verurteilter Landsleute benützt“

578 „Auch Rossé wurde so hauptsächlich wegen der Unterzeichnung des Drei-Aehren-Manifestes (das übrigens gerade er versucht hatte nach Möglichkeit abzuschwächen) verurteilt. Dass dies nur ein willkommener Vorwand war, um einen unbequemen Politiker aus dem Wege zu schaffen, geht einerseits daraus hervor, dass ausser ihm und dem Strassburger Abgeordneten Mourer, der vorher schon in Mülhausen zum Tode verurteilt und erschossen wurde, alle andern Unterzeichner weniger harte Strafen erhielten und einige sogar freigesprochen worden sind.“

579 „Nie hat Rossé gegen Frankreich gesprochen, nie hat er sich gegen die Regierung aufgelehnt“

580 „Die deutschfeindliche Tätigkeit Rossés und seine patriotische Haltung in der Vorkriegszeit dauerten fort bis zu seiner Verhaftung im Oktober 1945“

582

« 1) Rossé s'est soustrait dès l'automne 1940 à toutes les manifestations des Allemands, n'a jamais accepté un poste dans le parti nazi, n'a jamais porté un uniforme, s'est refusé catégoriquement à signer

l'appel à l'engagement volontaire des Alsaciens dans la "Wehrmacht", s'est refusé de même de publier un article disant sa confiance dans la victoire allemande.

2) Il a organisé la résistance des parlementaires alsaciens à la pression du Gauleiter exigeant, par des menaces graves, leur démission comme parlementaires français. Sa lettre au Gauleiter, regardée comme compromettante, ne fut qu'une manoeuvre pour cacher son action.

3) Par des démarches multiples il est arrivé en été 1942 à stopper les déportations en masse commencées dans le Sud de l'Alsace qui, sans lui, auraient frappé au moins 100.000 personnes.

4) Les démarches faites pour des expulsés, déportés, condamnés par les Allemands etc... sont innombrables.

5) J'étais au courant de ses multiples voyages à Paris et à Vichy, au cours desquels il alerta le Gouvernement français et les parlementaires alsaciens au sujet des mesures projetées par les Allemands (annexion, mobilisation, etc...)

6) Comme Directeur Général de l'Alsatia, il avait soin de publier même clandestinement des livres capables de neutraliser et de combattre la propagande allemande nazie. C'est ainsi qu'il publiait les oeuvres de Reinhold Schneider et Théodore Hecker, reconnus aujourd'hui universellement comme les écrivains anti-nazis les plus courageux. L'édition de livres religieux, interdite par les occupants sous les peines les plus graves, n'avaient d'autre but. Les mérites de Monsieur Rossé dans ce domaine sont très grands.

7) Comme Président de la Commission de Surveillance, je puis certifier que M. Rossé ne s'est nullement enrichi, ne touchant qu'une rémunération selon le tarif établi.

8) J'étais au courant de sa participation au complot Goerdeler-Stauffenberg contre Hitler et de son activité au sein de ce Comité secret pour que le caractère français de l'Alsace soit reconnu par les conspirés. »

584 « Au vu des témoignages fournis, on est bien obligé de constater que les jurés ont voté contre l'évidence. En quoi Rossé a-t-il favorisé les entreprises de l'Allemagne contre la France ? Ces jurés auraient pu, au pis, reprocher à Rossé d'avoir collaboré, dans une certaine mesure, avec ladite "puissance étrangère". Et encore l'accusation eût-elle eu du mal à en apporter la preuve. »

588 « A l'évidence, ils veulent profiter de l'épuration pour éliminer des rivaux politiques. »

589 „Die Entlastungszeugen sind der Beweis der verfehlten M.R.P.-Épuration!“

590 „der Mann, der von Vichy die Schmiergelder des Verrats bezogen hat“

591 „Dieser Prozess lieferte einen weiteren Beweis : die Verbundenheit der gesamten früheren UPR mit den Nazi.“ „Die UPR erhielt ebenfalls einen dicken Batzen“

592 „Im Anschluss an gewisse politische Prozesse suchen die Kommunisten Kapital für ihre Sache zu schlagen.“ „Sie hielten Mourer die Treue bis 1939“ „Mit Mourer wählte die kommunistische Gemeinderatsfraktion von Strasbourg im Mai 1929 Karl Roos zum Maire der Stadt Strasbourg“

593 “heult die kommunistische Presse aus Leibeskräften und legt gegen ihre politischen Gegner los, um ihre eigenen Akte des Verrats vergessen zu machen“ „Wenn man den Prozess des Autonomismus im Elsass machen will, wenn man den Prozess jener machen will, die Deutschland Beistand leisteten, um in Frankreich eindringen und es besetzen zu können, dann muss man den Prozess der kommunistischen Partei machen.“

596 „Verurteilung eines gerechten und mutigen Elsässer“

597 « De toute évidence, c’est le règlement de compte. » « Lui qui avait toujours été un défenseur réfléchi et pondéré de la langue allemande en Alsace est tenu pour responsable du nazisme en Alsace »

598 « Ceci signifie, encore que le jugement ne le signale pas, que toute l’accusation échafaudée à coups de mensonges, de faux-témoignages et de calomnies par les inspecteurs de la police politique dont MM. Becker et Léonard, accusation construite en 1939 de bric et de broc, sur ordre du gouvernement d’alors, pour se débarrasser de Rossé, s’est effondrée comme un château de carte. Tout ce que l’on reprochait à Rossé en particulier et à ses amis en général, à savoir d’avoir touché de l’argent allemand provenant de sources gouvernementales allemandes, à des fins de propagande nazie en Alsace, tout cela était pure invention et fantasmes jacobino-chauvinistes ! »

599 « (Une seconde remarque concerne) la triste certitude que, dans le contexte de l’époque et d’épuration inique, la fameuse Cour de Justice était pratiquement sûre de pouvoir épingler Rossé, même qu’il était innocent, et il n’est malheureusement pas le seul innocent à avoir été condamné ; mais rares, très rares ont été ceux qui, ayant consacré leurs forces vives à la défense de l’Alsace et des Alsaciens, seront aussi lourdement condamnés que lui »

600 « Et s’il l’avait fait, ce qui reste à prouver, c’était, comme je pense l’avoir démontré, pour sauvegarder ce qui pouvait l’être dans cette tourmente, c’était pour l’Alsace et la France et non pas contre elles. »

601 « On s’étonne alors que Rossé aie pu bénéficier des circonstances atténuantes et qu’il n’aie été condamné qu’à 15 ans de travaux forcés, à l’indignité nationale et à la confiscation de tous ses biens. Mais cela suffisait pour l’exécuter politiquement. »

602 « En des circonstances moins passionnées, Rossé aurait peut-être été tout simplement acquitté. »

603 “The postwar purges were relatively light in Alsace. The courts only sentenced thirty-three Alsatians to death, many in absentia. Among those sentenced to death were Jean-Pierre Mourer, Hermann Bickler, Paul Schall, and Friedrich Spieser, although Mourer was the only one to stand before a firing squad. An additional eleven received life sentences for their actions during the war. Robert Ernst, Joseph Rossé, Marcel Stürmel, and Joseph Bilger served limited sentences of hard labor. Obviously, those convicted came from the ranks of the Alsatian Nazis and the collaborators. Nobody from the AF or the PSF found themselves on trial.”

第 7 章

609 « C'est la première fois depuis 1945 qu'un groupement de prétendus alsaciens-lorrains en Allemagne Fédérale se croit autorisé à exercer une quelconque influence dans les départements recouverts. La 'tactique' de submerger l'Alsace de littérature allemande n'est pas nouvelle : elle fut à l'origine des menées irrédentistes de la République de Weimar dès 1923. »

615 « Le souvenir de l'autonomisme d'avant-guerre était cependant trop proche et le ressentiment contre la France trop aiguë pour permettre à ce mouvement de se structurer et d'adopter une stratégie constructive pour l'avenir. » « Il est cependant difficile de bâtir un mouvement autonomiste dans une Alsace qui reste marquée par le souvenir de la seconde guerre mondiale. »

618 « Défendre notre identité et notre culture » « Mettre fin à l'immigration non-européenne »

623 « Toutes les minorités nationales d'Europe disposent de partis politiques régionaux et d'une représentation politique propre capable de prendre en compte le fait régional. »

624 « En Alsace, cette voix n'existe pas et l'opinion publique alsacienne, ayant perdu sa capacité d'expression politique, semble anesthésiée, paralysée. Tout a été dit en Alsace sur la question linguistique, du moins dans les milieux régionalistes, mais ce « tout » est resté confiné dans un cadre purement culturel, il n'a pas pénétré le domaine politique et il est resté par conséquent inopérant. »

625 « Des Alsaciens-Lorrains responsables, s'inspirant de la Charte fédéraliste de Montreux et des résolutions de la Conférence européenne des Pouvoirs locaux du Conseil de l'Europe, ont décidé de se regrouper dans un mouvement populaire pour dénoncer cette situation coloniale, pour défendre les intérêts menacés de leurs compatriotes... Nos objectifs : constitution, dans le cadre de la France..., d'une entité territoriale Alsace-Lorraine... , création d'un Parlement régional..., d'un Conseil économique, social et culturel..., constitution d'un Exécutif régional... »

謝辞

本論文の執筆にあたっては、指導教員である東京大学総合文化研究科の森山工先生ならびに副査の石井洋二郎先生・石田勇治先生をはじめ、研究・論文執筆の指導に携わって頂いた数多くの先生方に対し、深く感謝の意を表したい。また、現代史研究会、『レゾナンス』編集委員会、日本西洋史学会、西洋近現代史研究会、現代フランス研究会（GEFCO）などの各学会・研究会に対し、本論文執筆に至るまでに貴重な研究・論文発表の機会を与えて頂いたことにお礼を申し上げたい。研究遂行上の資料収集にあたっては、フランスのパリ国立公文書館、ストラスブール市立公文書館ならびにバ・ラン県立公文書館、ストラスブール神学校図書館、コルマルのオー・ラン県立公文書館、ナンシーのムルト・エ・モゼル県立公文書館、メッスのモゼル県立公文書館、ドイツではベルリンおよびコブレンツのドイツ連邦公文書館、ベルリンのドイツ外務省公文書館、フランクフルト大学図書館資料室から貴重な資料を提供して頂き多大な協力を得た。ならびに、資料収集のためのフランス・ドイツ渡航にあたって補助金を支給して頂いた東京大学ドイツ・ヨーロッパ研究センター（DESK）に対して感謝を表明したい。最後に、研究生活を一貫して支えてくれた我が妻に対し心からの感謝の気持ちを伝えたいと考えている。